

# 金光教學

金光教教學研究所紀要

26

1986

金光教教學研究所



# 金光教 学

——金光教教学研究所紀要——

1986

No. 26

## 戊申詔書下の金光教団

——地方改良運動との関連を中心に——

……坂本 忠次…… 1

## 「不浄・汚れ」に関する金光大神理解

——その背景と意味について——

……岩本 徳雄……35

## 明治二年三月十五日の神伝に関する一考察

……松沢 光明……60

## 資料概説

本所における資料収集の経緯とその概要

……堤 光昭……94

---

資料 金光大神事蹟集(三)…………… 117

教団史資料目録(9)——教団史資料七…………… 154

昭和60年度研究論文概要…………… 183

紀要掲載論文検討会記録要旨…………… 194

彙報 ——昭和60.4.1~61.3.31—— …… 197

(第25号正誤表 P.208)



# 戊申詔書下の金光教団

——地方改良運動との関連を中心に——

坂 本 忠 次

はじめに

一 教団・宗団において、創唱者・創始者（『教祖』）によって創唱され貫かれた信仰の純粋性と、それが教団―教会に組織され、社会的な布教実践が行われる場合にもたらされる教団布教をめぐる歴史的制約と世俗化への問題性については、従来から多くの指摘がみられるところである<sup>①</sup>。なかでも、この点については、近世末期とりわけ幕末維新时期に瀬戸内岡山県浅口郡大谷村の一農民金光大神（本名赤沢文治、一八一四―一八八三）によって創唱され成立をみた民衆宗教としての金光教の場合、明治後期の教団独立（一九〇〇年）後の国家と教団の布教体制との関係をめぐって最も鮮明にその特徴点と問題状況を浮き彫りにできると思われる。<sup>②</sup>

すでに、日本近代史の諸研究においても明らかにされてきている通り、日清「戦後経営」、日露戦時・戦後までの時期は、日本の産業革命にもなう経済社会の確立のみられる時期であり、対外的には、台湾、韓国等での権益確保と対外的進出の見られてゆく時期でもあった。とりわけ、日露戦争は一七億円の戦費の支出によって遂行されたのだが、そ

の戦費の大部分を英・米など当時の先進国からの外債募集によって賄い、一部は国民からの増税に頼った。しかし、日清戦争時と異なり、戦勝にともなう賠償金もなく、戦後の経済不況と農村疲弊の中で国民の不満は増大し、農村では小作争議が発生するなど危機的な様相が見られ出した。危機は、都市・農村の両面で見られたが、こういった世相の中で、各種団体の活動を通ずる地域住民の自発的な協力と運動を通じて国家統治のエネルギーを底辺から引き出してゆこうとする地方改良の事業と運動が、内務省を中心とした専門官僚の手で進められ、主要な国内施策となったのである。一九〇八年（明治四二）一〇月一三日、明治天皇により戊申詔書が渙発されたのを契機に、この地方改良の事業と運動は都市及び農村で具体化されて行ったが、近年学界におけるこの時期の研究も漸次進展してきているところである。<sup>⑧</sup>

日清「戦後経営」から日露戦争並びに戦後の戊申詔書発布から明治末の大逆事件などの起った時期にかけては、天理・黒住などと共に民衆宗教・創唱宗教の一に数えられている金光教にとっても、教団の別派独立並びに教規・教則を内務省より認可（一九〇〇年六月一六日）されてから教団独立一〇年記念祭（一九一〇年六月）を執行し、教祖三〇年記念大祭（一九一三年一〇月）に向かつてゆく時期であった。この間には、内務省による宗教統制制度としての管長制度<sup>⑨</sup>のもと金光大陣（金光救雄）が管長並びに大教会長に就任、教団の教務・教政をとり行うこととなった。以来、各地教会所の設立、教祖二〇年大祭記念巡教を一九〇二年四月から一九〇三年一月まで行うなど布教体制の拡充・整備に努めている。そうして、一九〇〇年一〇月には、金光大陣・金光貫行共著『金光教祖神誠正伝』が刊行された。また、教義講究所及び私立金光中学校の設立（一九〇五年二月）、布教興学基本財団認可（一九〇七年六月）、台湾布教（一九〇一年一〇月）、及び朝鮮国布教（一九〇二年）、満州（現中国東北部）布教（一九〇七年九月）などを開始している。いわば、独立後の教団における内外への布教体制整備と近代化・組織化への過程でもあった。ちなみにこの点は第1表及び第1図によって教団独立後の教会数、教師数、教信徒数の推移をみても、ほぼ明らかであろう。教団独立時の一九〇〇年から教祖三〇年記念大祭（一年延期）の執行された一九一三年（大正二）までの教会数は二五三から四八四へ約一・九倍に増大し、同期間

第1表 教団独立後の教会・教師・教信徒数の推移（1900～1913）

	1900 (明治33)	1901 ( " 34)	1902 ( " 35)	1903 ( " 36)	1904 ( " 37)	1905 ( " 38)	1906 ( " 39)
教会数	253 (100)	260 (103)	283 (112)	312 (123)	329 (130)	343 (136)	366 (145)
教師数	954 (100)	939 (98)	958 (100)	999 (105)	1,027 (108)	1,042 (109)	1,034 (108)
教信徒数	460,860 (100)	489,660 (106)	486,745 (105)	498,709 (108)	508,486 (110)	525,692 (114)	556,392 (121)
(内)教徒数	45,794 (100)	49,053 (107)	49,715 (109)	49,708 (109)	50,159 (110)	55,091 (120)	57,170 (125)
信徒数	415,066 (100)	440,607 (106)	437,030 (105)	449,001 (108)	458,327 (110)	470,601 (113)	499,222 (120)
	1907 ( " 40)	1908 ( " 41)	1909 ( " 42)	1910 ( " 43)	1911 ( " 44)	1912 (大正元)	1913 ( " 2)
教会数	380 (150)	387 (153)	399 (158)	411 (162)	429 (170)	453 (179)	484 (191)
教師数	1,030 (108)	1,032 (108)	1,023 (107)	1,031 (108)	1,065 (112)	1,073 (112)	1,149 (120)
教信徒数	562,670 (122)	559,244 (121)	559,704 (121)	559,950 (122)	560,516 (122)	561,338 (122)	562,378 (122)
(内)教徒数	58,180 (127)	56,488 (123)	56,739 (123)	56,682 (124)	56,810 (124)	56,979 (124)	57,193 (125)
信徒数	504,490 (121)	502,756 (121)	502,965 (121)	503,268 (121)	503,706 (121)	504,359 (121)	505,185 (122)

注) 金光教本部教庁「昭和17年末教勢統計」による。

教会には、本部教会を含み、1903年（明治36）より、台湾、さらには朝鮮国、満州（中国東北部）等海外の教会所を含んでいる。なお数字は、年度末。

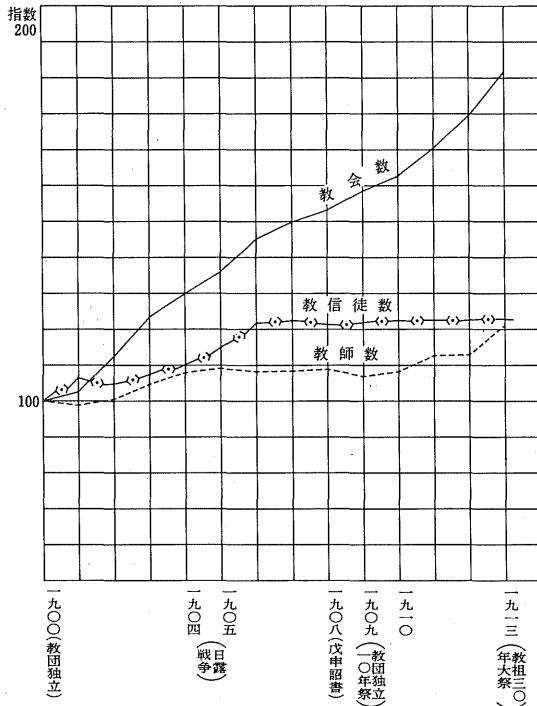
に教師数も九五四人から  
一一四九人へと約一・二  
倍に、教信徒数も四六万  
八六〇人から五六万二三  
七八人へと約一・二倍に  
増大している。とくに教  
会数の増大が著しく、海  
外にも台湾はもち論、朝  
鮮国、満州にも教会の設  
立を見せ始めた。  
以上にもみるように金光  
教団にとっては独立後の  
教団の整備拡張の見られ  
てゆく時期であったが、  
この時期はまた、明治国  
家官僚の手による国内民  
衆統合政策としての地方  
改善・改良の事業―国民  
教化活動や都市・農村で

の社会的な救済活動―が見られ、国内各種宗教教団の布教活動との融合、相剋の見られた時期でもあったのである。

戊申詔書の煥発下、府県・郡・市町村など行政団体、日清戦争後から顕在化してゆく各種団体としての農会、産業組合、さらには行政補助組織とみなされていた在郷軍人会、赤十字社、婦人会、青年団、貯蓄組合などのほかに、国民の精神的統合、地方改善と町村内の教化組織としての母姉会、矯風会、教育会、報徳会、青年会（團）、夜学会、処女会なども組織され、各地で地方改良の幻灯会、講演会、懇談会等が行われるに至った。

戊申詔書の趣旨は、民間の宗教団体にも様々な反応と影響をもたらしつつ浸透してゆく。日露戦争後の「危機」と農村疲弊の過程で、明治天皇制国家の行った国民統合と国民教化の政策の一環に、各種の宗教団体もその有力な教化機関として位置づけられたからであった。いま、中央報徳会の機関紙『新民』第七編の掲載記事を例にみると、同紙は「研究の興味ある一問題」と題して岡山県下の宗教団体の地方改良の教化活動について次のように記している。その一部を紹介しておく。

第1図 教会・教師・教信徒数の推移指数  
(1900~1913)





古へより備前法華と称し、本巢は到る所に日蓮宗の帰依者多かりしとのことなるが、今日にては、仏教各派を始めとして、基督教、蓮門教、天理教、黒住教、金光教等もまた相應に流行し、殊に黒住教及び金光教の如きは、本巢を根拠地として、目覚ましき発展をなしつゝあるもの、如く、二派各々完全なる中等教育の機関をも有し、地方風化の上に進取的活動を試むる所また少からず。――

(中略)――

因みに金光教の先達、佐藤範雄氏は、傍ら教育家(同派創立に係る中学長を兼務す)として、また社会改良家として令聞あり。世皆な其感化力の偉大なるに推服する所ありといふ。

⑥ といふのである。みられる通り、別派独立時並びにその後明治末期にかけて教団における教務・教政並びに当時の信仰的リーダーとしても重要な位置を占めた佐藤範雄(一九〇一年から一九〇六年まで専掌、一九〇七年から一九一七年まで教監を務める)は、単に宗教家・教育者にとどまらず社会改良家としても広く知られ、当時の地方改良運動の代表的機関紙『斯民』などからも注目を集めていたところであった。

本稿では、金光教団の独立後明治末までの一〇年余の期間――とりわけ日露戦争後から戊申詔書渙発、教団独立一〇年記念祭、明治末の三教会同の時期――において教団の教政・布教体制の整備・確立の過程で遭遇した明治国家による国民教化と国民統合政策との関係を中心に、明治期における国家と教団の関係、明治の宗教的救済と社会事業との関係などについて検討を加えておきたい。ここでは、日露戦争後の国家官僚の指導の下に行われる地方改良事業と教団布教の「自主的」対応をめぐる問題、国民道德の涵養・国民教化と宗教的救済との関係、宗教的救済と社会事業との関連、地方改善事業における国家的政策の枠組みのもとでの教団布教の位置とその歴史的制約などの問題をめぐって多くの論点が浮上してくるのであり、以下これらの諸点を念頭に、明治末期の国家と独立後の金光教団との関係をめぐる問題状況に焦点を当てて若干の考察を加えておきたいと思う。

## 一、戊申詔書の発布と金光教団

### 1、『戊申詔書大意』の刊行

独立後の教団の社会対応は日露戦争時や戦後の「非講和」問題への対応にもあらわれていたが、戊申詔書発後より鮮明にあらわされていった。一九〇八年（明治四二）一月一三日、第二次桂内閣のもとで発布された明治天皇による詔書は、国内の「人心ノ作興」「国民道德ノ涵養」などに大きな意義をもった。いま、参考までにこの詔書の全文をかかげておこう。

#### 詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々国交ヲ修メ友義ヲ惇シ列国ト与ニ永ク其ノ慶ニ頼ラムコトヲ期ス願ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ恵沢ヲ共ニセムトスル固ヨリ内国運ノ發展ニ須ツ戦後日尚浅ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ

抑々我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル国史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淬礪ノ誠ヲ輸サハ国運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ処シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ封揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ体セヨ

御名 御璽

明治四十一年十月十三日

内閣総理大臣 侯爵 桂 太郎

みられる通り、日露戦争後国家のとる政策に対し、「上下心ヲ一」にし、「忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ」「醇厚俗

ヲ成シ華ヲ去リ」とある通り、全国民が共同一致の体制をもって協力し、天皇のもと質素儉約、勤労を旨とし風俗をただして産業の振興につとめ、もって「国運発展ノ本」を築くことが必要だと述べている。そのために必要な国民教化の精神、それが戊申詔書なのであった。

この詔書渙発のもので、詔書の趣意と金光教団の教政―布教体制とは一体如何なるかわり合いをもったのか。つきにこれを見よう。まず、詔書渙発にさいし第二次桂内閣小松原文相は、各地方長官に対し「聖意を奉体し―（中略）― 克く詔書の御趣旨に副ひ奉るよう努めるべく内訓を發し、また東西両帝国大学及び直轄諸学校などにも通牒を發した。そうして、岡山県下でも、『山陽新報』が一九〇八年（明治四二）一〇月一六日の社説で詔書の趣意を体し「国運發展の本」を築くため、何よりも「臣民」が「奢侈淫佚」を戒め「心機を一転」し「勤儉力行、以て聖旨の存する所を恪守」する必要を訴えた。<sup>⑩</sup> また、岡山県では谷口留五郎知事のもとこの詔勅を受けとめ、一〇月二四日県庁にて高等官員属などを集め詔勅の奉誦式を行っている。<sup>⑪</sup>

戊申詔書が全国各教宗派に及ぼした影響はきわめて大きかった。内務省宗教局では、その宗教家を通じて全国民に与える感化の大きさをかりして、まず「詔書」の謄本を全国各教派管長に向け下付したが、「各教派とも詔書の聖旨を解釈する上に消極的に流」れつつある傾向があり、内務省は細心の注意を払って各宗派にも普及協力を依頼したのであった。<sup>⑫</sup> 折しも金光教団では、別派独立一〇周年の記念祭を翌年六月（一九〇九年六月一六日執行）に控えた年であった。各宗派がそれぞれの教団事情も異なったニュアンスの対応を示す中で、教団ではいち早く対応することとなった。まず、当時事実上の「教報」であり機関紙に相当していた『大教新報』は、一九〇八年（明治四二）一〇月三〇日号の一面で早速「大詔を奉拜する」記事を掲げている。<sup>⑬</sup> そうして、教団をあげてこれに対応する事を決め、一月には、『戊申詔書大意』と題する冊子を刊行し各教会所へ配布した。また、その普及貫徹に努めしめるため各官省及各府県庁及岡山県下の各郡役所各警察所等へも贈呈したのである。これに対し各警察署は所轄各巡查駐在所に、ある郡においては各町村

に何れも「備へ付置度旨を以て配本を請求」してきたので、それぞれ贈呈した。また、一般希望者には、実費八錢をもつて求めに依じて頒布した。<sup>⑧</sup>『戊申詔書大意』は監修権大教主佐藤範雄、謹述少教主正山本豊となっている。四六頁の小冊子だが、同年一月から翌一九〇九年六月までに六版の発行を数え実に四万五〇〇〇部にも達したのである。<sup>⑨</sup>

## 2、独立十年紀年・詔書普及講演会

一九〇九年（明治四二）の教団独立一〇年祭の年の二月一七日、金光教本部では、金光教管長大教主金光大陣名にて「教書」を発表した。それによると、「本年ハ別派独立後ノ十年ニ当ルヲ以テ来ル六月ヲ期シ記念祝典ヲ举行」するが、「既往ノ成績ヲ顧ミルニ本教ノ今日ハ未ダ其神意ノ一端ヲ顯現セルニ過キス将来尙遠遠タリ爾今一層真神ノ大道ヲ奉シテ信念ヲ研キ皇上ノ聖旨ヲ体シテ忠実業ニ服」すると共に「我カ教師教会長ニ奉スルモノ益々奮ツテ教運ノ発揚ニ努メ教徒信徒ノ列ニアルモノ弥々進テ信心ヲ篤クシ」（中略）―以テ教祖立教ノ大旨ニ副ヒ奉ランコトヲ期セヨ茲ニ巡教師ヲ派シテ斯旨ヲ効サシム<sup>⑩</sup>」—というのであった。

また、昨年の戊申詔書渙発に対しては、金光教管長名で各教会長宛に「聖旨ヲ奉戴シテ一層教導ニ努メ民心ヲ振作シ国運發展ノ基ヲ鞏固ナラシムベキヲ通牒」したので、この贈本の写を作つて「各教会所ニ奉持セシメ愈々詔書ノ普及貫徹ニ努メ」させることとなった。<sup>⑪</sup>ここに、教団独立一〇年記念をめざす内外への布教と戊申詔書普及のための巡教師の派遣が教団を挙げて決められたのである。

戊申詔書奉読式は、まず金光教本部において一九〇九年（明治四二）一月一〇日午前一〇時より行われた。<sup>⑫</sup>そうして、京都をはじめ各地教会所にて奉読式がひきつづき行われると共に、二月一七日を期して、金光教管長大教主金光大陣名で巡教師派遣の達が発せられたのである。これを見ると、「本教独立十年紀年布教及戊申詔書御趣旨普及ノ為巡教師高橋茂久平、巡教師八木栄太郎、巡教師片岡幸之進、巡教師吉田新太郎、巡教師中野辰之助、巡教師林保太ヲ別紙日割表

第2表 戊申詔書講演会一覧表 (1908.11.22~1909.4.30)

教区	府件 県数	箇所数	日数	回数	聴衆数	巡教師
一教区	岡山県	29	29	29	8,912	2
	兵庫県	8	8	8	3,966	2
二教区	大阪府	6	6	6	3,070	2
	奈良県	4	4	4	257	1
	和歌山県	13	13	13	1,627	1
三教区	京都府	7	7	7	1,654	3
	滋賀県	8	8	8	951	1
	三重県	5	5	5	873	1
	福井県	4	4	4	262	1
四教区	愛知県	17	17	17	2,149	2
	岐阜県	2	2	2	148	1
	静岡県	18	18	18	1,490	2
五教区	東京府	14	14	14	1,414	3
	神奈川県	5	5	5	328	1
	千葉県	1	1	1	66	1
六教区	福島県	1	1	1	133	1
七教区	宮城県	1	1	1	88	1
	秋田県	1	1	1	72	1
八教区	北海道	4	4	4	1,582	1
九教区	石川県	3	3	3	166	1
十教区	山口県	13	13	13	1,310	1
	広島県	15	15	15	3,919	3
十一教区	香川県	10	10	10	3,158	2
	愛媛県	10	10	10	2,562	1
	高知県	3	3	3	298	1
	徳島県	5	5	5	676	1
十三教区	台湾	2	2	2	404	1
合計		209	209	209	41,535	39

注) 『大教新報』第167号及び『戊申詔書講演会状況報告綴』(1909年)による。

ノ通巡教為致候条此旨相達ス」(四二達第四号 明治四二年二月一七日 金光教管長大教主 金光大傳) となっている。⑧  
 れる通り、巡教は、まず、高橋茂久平、八木栄太郎、片岡幸之進、吉田新太郎、中野辰之助、林保太の各師らによって  
 二月から始められた。⑨ さらに、畑徳三郎、山本豊、浜田安太郎、和泉(森定)乙三、入江(長谷川)雄次郎らも加わり巡  
 教は一九〇九年六月一六日の独立一〇年記念祭前月まで続けられたのである。巡教は植民地台湾にまで及ぶと共にとく  
 に政府による韓国併合(一九一〇年八月)前後には、韓国・大連等への視察・巡教も行われるに至っている。

金光教管長による内務大臣平田東助への一九〇九年(明治四二)五月一日付臨時報告には、一九〇八年(明治四二)

第3表 戊申詔書講演会一覧表 (1909.5.1~1909.7.4)

	府 県	箇所数	日数	回数	聴衆数	巡教師数
一教区	岡山県	12	12	12	2,641	3
	鳥取県	6	6	6	2,010	2
	兵庫県	17	17	17	3,204	1
四教区	岐阜県	2	2	2	381	1
	山梨県	1	1	1	91	1
六教区	栃木県	2	2	2	225	1
九教区	長野県	5	5	5	415	1
十教区	島根県	1	1	1	670	1
合 計		46	46	46	9,637	11

注) 『大教新報』第172号、及び『戊申詔書講演会状況報告綴』(1909年)による。

第4表 戊申詔書講演会一覧表 (1909.2.21~1909.5.30)

	府 県	箇所数	日数	回数	聴衆数	巡教師数
十二教区	福岡県	17	17	17	6,630	2
	大分県	8	8	8	3,550	2
	佐賀県	3	3	3	645	2
	長崎県	4	4	4	755	2
	熊本県	1	1	1	17	2
	鹿児島県	2	2	2	370	2
合 計		35	35	35	11,967	12

注) 『大教新報』第174号による。

演会は、第3表の通りで、第一、第四、第六、第九、第一〇各教区など四六カ所、日数四六日、回数四六回、巡教師数一名で、聴衆九六三七名に達している。さらに、第一二教区九州各県については、三五カ所、日数三五日、回数三五回、巡教師数一二名、聴衆一万一九六七名の報告が行われている(第4表)。

以上のように戊申詔書普

一月二日から一九〇九年(明治四二)四月三〇日までの戊申詔書講演会一覧を同時に添付している。これによると、台湾を含む一二教区に二〇九カ所、日数二〇九日、回数二〇九回、聴衆四万一五三五名、巡教師数三九名を数えたのであった。第2表にみる通り、講演会の開催は大教会所の所在地第一教区岡山県の二九カ所をはじめ、第四教区愛知県の一七カ所、静岡県の一八カ所、第一〇教区広島県の一五カ所、山口県の一三カ所、第二教区和歌山県の一三カ所、第一教区四国香川県、愛媛県各一〇カ所となっている。第五教区東京府でもこの間一四カ所講演会が開かれた。また、つづく、七月七日にも管長名で平田内務大臣に臨時報告を行っているが、同年五月一日より七月四日までの講演会は、第3表の通りで、

及講演会は、東京市をはじめ京都講演会、神戸講演会、岡山県下の講演会など独立一〇年記念布教ともかわりつつ教外者からも比較的多数の出席を得てひとまず「感激的」かつ「成功裡」に進められたのであった。<sup>②③</sup>それは、独立後の教団布教にとっては、国家のもたらす「大きな援護」であり「又とない機会」でもあったことは否定できない点だろう。<sup>②④</sup>

### 3、有志伝道

ところで、独立後一〇年目の教団においていま一つ注目すべきものに「有志伝道」というものがあつた。有志伝道というのは、「耶穌教に於ける有志の伝道」や仏教における「僧侶以外有志の力」による布教などに金光教信者も学び、いわば、「教師が教祖の御代理として敷居三寸動くことなく、専念一意御取次に肝胆を砕ける間に、信者有志が外にありて其方面を撰び部署を定めて活動」<sup>②⑤</sup>すること、つまり、教会所並びにそれ以外の街頭、学校・市庁舎役場ホール、町内部落寄合所、さらには遊廓、宿屋、被差別部落集団等における主として教徒、信徒による自主的な布教活動を意味していた。

明治後期には、時あたかも、教内の各教会所、教区に青年会の自主的な動きがあつた。首都東京においては、帝国大学に学んだ佐藤金造らが、当時のキリスト教や仏教の学生青年会活動に啓発されて、東京に在学する教内学生らと青年同志会をつくり、土曜日に東京の各教会で伝道講演をはじめたのであり、これが教内における「有志伝道」の始まりともみられる。佐藤は大学を卒業する直前金光教青年会を結成し、一九〇六年（明治三九）五月、その機関紙『新光』を創刊したのであつた。この『新光』には当初佐藤のほかに中野辰之助、山下鏡影、寺田金次郎、森定（和泉）乙三、入江（長谷川）雄次郎、佐藤一夫、高橋正雄らが参加したが、この中に、後金光教教師となり巡教講師となる人々も多数いたことが注目される。<sup>②⑥</sup>

西の大阪にも、大阪青年会（一九〇二年二月三日）、難波教会の藤蔭青年会（一九〇七年七月二日）ほかが生み出され、

神訓等の研究を始めたり、各教会で幻灯、講演などを行っていた。大阪青年会は、一九〇七年には機関紙『青年布教』を、戊申詔書発布時の一九〇九年（明治四二）一〇月にはこれを拡張し月刊雑誌『道の嫩葉』<sup>わかば</sup>に改めている。

このようにして、有志伝道は、まず、各地青年会の結成と幻灯講演・機関紙活動の中にその端緒が見出された。それは、当初国家目的とは無関係にいわば素朴な信仰青年学生の運動として出発したものであった。しかし、これらの人々の中から、教団の巡教教師の資格を得る人たちが多く生み出されると共に、戊申詔書普及・教団独立一〇年記念布教を目的とした各教区での講演は、これらの有志伝道にもまた一定の啓発効果を生み出し、教団の巡教と有志伝道とはあいまって展開した。

なお、一九一〇年（明治四三）二月には、佐藤範雄（一九〇七明治四〇年四月五日より教監に就任）は、赤十字社岡山支部救護員養成所教員を委嘱されたが、同年三月には第三教区内有志が地方改良をめざす美風会を結成した。そうして同年四月には、東京に金光教青年会寄宿舎を開設するなど、教団内にも明治末期の地方改善政策の影響が様々な形で見られ出していたのである。

## 二、地方改良運動と教団の対応

### 1、『国民講演』から三教会同へ

教団独立一〇年記念祭は、一九一〇年（明治四三）六月一六日大教会所で盛大に執行され、同時に管長就職一〇周年祝典、全国教会長会が開催された。ところで、戊申詔書を奉読し教団独立記念布教を行う教監、専掌、各巡教師の立場はそれぞれ少しずつ異なっていた。就中これを、一八七五年（明治八）秋金光教に入信、翌年二月四日はじめて教祖金光大神を拜し「人を助ける身となれよ」との裁伝を受けて大工職をやめて以来、広島県芸備教会広前にて御用を務めて



きた佐藤範雄の講演内容<sup>⑧</sup>、その感化救済活動などに即しつつ内務省の行う地方改良運動の教团的展開について今少し立ち入って検討してみよう。その特徴は、第1に、『国民講演』から明治末の三教会同期に至る佐藤の役割、第2に、岡山県令第五六号と宗教取締への教団の対応、第3に、感化救済事業における佐藤範雄の働きとその評価をめぐる問題などにあらわれているといえよう。

そこで、まず第1の点から順次検討を加えてみたい。

戊申詔書奉読並びに各地での講演会を通じてこの時期に教団内外において最も大きな働きをなした影響力をもったのが、いうまでもなく当時教監の地位にあった佐藤範雄であった。佐藤は、戊申詔書奉読直前の一月七日、すでに内務省主催感化救済事業講習会の講習を終え、一〇月一三日詔書奉読されて後に上京し、平田東助内務大臣より直接口頭にて「国家の為め御尽力を請ふ」との依頼を受け、詔書の書写を交付されたのである。<sup>⑨</sup>以来管長の命により「聖旨普及」に力を尽すこととなり同年一〇月二二日備後松永教会所を始めとし一九一四年（大正三）に至るまで、遠く北海道旭川より中国の大連、旅順に至る間、「維新の元氣と国民の自覚」と題した講演を行った。<sup>⑩</sup>例えば一九〇九年（明治四二）一月二四日岡山県上道郡角山村（現、岡山市才崎）金光教才崎教会所にて戊申詔書奉読式及び講演を行ったが、この時の聴衆参拝者約三〇〇〇人ともいわれている。<sup>⑪</sup>同趣旨の講演を兵庫、広島、京都府などでも行い、一九〇九年六月には島根県松江市ほかで詔書講演と共に「迷信覚醒講演」をも行っている。

この時期の佐藤の立場を最も鮮明に集約しているものに一九一一年（明治四四）六月三〇日発行の『国民講演』第一集があるのでこれにふれておこう。この冊子は一八八頁に及ぶもので、その最初には、五ヶ条の御誓文、教育勅語、戊申詔書などが全文かかげられている。そうして「維新の元氣と国運の発展」と題するこの本の序論第一章「維新の元氣」は、巡教に随行した早稲田大学卒業の文学士高橋正雄の講述によるものであった。高橋はこの中で、明治維新の「大業」以来四〇余年、日本が「国運頻りに発展」したことを述べつつ「戊申詔書奉読」にさいし、「精神的維新」が必要なこ

とを訴えている。<sup>80</sup> 高橋の講述に続く本論において佐藤はまず明治の「教育勅語」（一八九〇年）と「戊申詔書」（二九〇八年）は「経緯」の關係にある点にふれる。そうして、「教育勅語」は、「我帝国臣民が遵拠すべき道徳の大方針を示し給ひ」、「戊申詔書」は「我帝国の発展を期し大国民として世界列国に対する態度を示し給へる」としている。ここでは帝国臣民の道徳的涵養の側面が強調されていたといえるが、佐藤はこの考え方を骨子として文明と国交（第三章）、国力と徳義（第四章）、国民の覚悟（第五章）、国体の尊嚴（第六章）、青年と国家（第七章）を論じ、結論として「国運の発展に対する国民の態度」を明らかにすることの必要を訴えている。

佐藤は『国民講演』を述べる立場について、先にもみた通り、自分は一宗教家としては金光教師であり又一面教育者としては金光中学校校長の職についているが、そのどちらでもなくただ「陛下より、忠良の臣民と仰せ下されてあるその資格」において「国家の急務」について相談したいと述べていることが注意される。<sup>81</sup>

この時期の佐藤の『国民講演』の中身は、ふつう、独立後の金光教団が教義、信条を整備し、いわば「信忠孝」一本の教義体系へと結実してゆくプロセスとして位置づけられている。<sup>82</sup> 一九〇〇年六月の教団独立に際して大きな役割をした佐藤はこの時期、教監（一九〇七―明治四〇年四月五日―一九一七―大正六年二月二日）の要職にあった。また、教団独立にさいして、教規中の教義の所依の典籍の中に『道教乃大綱』『信心乃心得』がかかげられた。とくに同年一〇月一〇日の教祖大祭に金光大陣・金光貫行共著『金光教祖神誠正伝』が刊行された事実からみれば、このような解釈も原則的には容認されるところであろう。

しかし、すでに若干みた通り、「戊申詔書」を奉読し巡教講演に参加した専掌をはじめ各巡教師の立場は必ずしも一枚岩ではなかった。巡教師畑徳三郎、山本豊をはじめ、高橋茂久平、片島幸吉……らの教団独立一〇年目に際しての教団への「おもい」や教団の「課題と展望」はそれぞれ少しずつニュアンスを異にしていたのであった。<sup>83</sup> しかし、この相違は決定的な対立ではあり得ず、大筋としての教団の布教体制にはほぼ共通のものがあつたといわねばならない。

いずれにしても佐藤の『国民講演』に象徴されているような明治末期の教団と国家をとりまく事態は、内務省による宗教統合政策としての神仏基のいわゆる「三教会同」の事態へと帰結してゆく。この「三教会同」は、内務省次官床次竹二郎が述べた通り第一に、「宗教と国家との結合を図り宗教をして更に権威あらしめ、国民一般に宗教を重んずるの気風を興さしめ」、第二に「各宗教家の接近を益々密ならしめ以て時代の進運を扶翼す可き一勢力たらしむる」、ことをめざし進められた。<sup>④</sup>つまり、国家のめざす国民道德の涵養への役割を宗教と教育に求め、さらには欧米の思想信仰と日本の伝統的な思想信仰との調和を通じ前者の後者への同化を図ることによって宗教を通じての国民教化の実をあげることであった。一九一二年（明治四五）二月二五日の東京麹町区山下町の華族会館における政府招待の会合には、神仏基三宗派の七〇名余が、さらに翌二六日の同会館での三教協議会にもほぼ同数のメンバーが出席した。そうして同月二八日上野精養軒での懇親会にはさらに宗教学者、新聞記者等を含む多数の参加者が見られた。前者の三教会同、三教協議会には金光教団からは教監佐藤範雄が出席し、佐藤はこの会合の設定にもかなり大きな役割を果たしたのである。また後者の懇親会には、教団からは、専掌畑徳三郎、巡教師和泉（森定 乙三、同長谷川（入江）雄次郎らも出席した。

内務省の進める宗教統合政策としての「三教会同」への参加には、各宗派それぞれの立場があった。とくに少数派のキリスト教会側では、無条件では同意できず、また仏教界側、神道系も一枚岩ではなかったといわれている。<sup>④</sup>しかし、この時期に神仏基三派が会同し内務省のめざす宗教統合と国民教化の政策にひとまず合意を勝ち得たことにみられる明治国家の宗教政策上の意義は大きかった。それは、内務省の主導による地方改良事業に対し宗教各派の同意と協力を取りつける政策的意義を有していたのであり、金光教団における佐藤範雄（さらには高橋正雄らの協力）らの積極的役割は結果的にはかなり大きかったと見られることである。

## 2、岡山県令第五六号

ところで、内務省の宗教統合政策の一環として、岡山県令第五六号による宗教取締の強化がみられた。教団独立記念祭の行われた同じ日の一九〇九年（明治四二）六月一日、岡山県知事谷口留五郎は、岡山県令第五六号をもって、「神道、仏道ノ教務所、説教所設立、移転、廃止及変更ニ関スル規則左ノ通定ム」とし、教務所または説教所を設立する場合の規準を定め、知事の許可を受けるべきものとした。これには、教務所・説教所等の設立を要する理由、名称、敷地及建物坪数、内部の構造、所属の信徒・教徒数（第二条）、斎神又は安置所の称号、信徒又は教徒となるべき手續、信徒又は教徒の会合に関する事項、役員、総代等の名称、人員、職務権限等（第五条）、守札・神符を配布・授与することの有無（第六条）等、かなり細かい規則が定められた。これは、内務省による宗教統制の拡大の一環で、同時に一八九五年（明治二八）二月の「岡山県令第二号教務所説教所設置ニ関スル事項」は廃止された<sup>④</sup>。

こういつた内務省―岡山県による宗教取締の強化に対して当時の教団としてはどのように対応しようとしたのか。これについては『大教新報』七月二日号が一面において、山下鏡影の署名による「岡山県令第五六号に就て当局者に望む」<sup>⑤</sup>との論説をかかげており、これが一つの手がかりを与えている。山下は、「本教独立記念祭当日を以て愈々事実となりて現」われた県令第五六号について、「十二条より成りて簡單なる割合に内容豊富」（中略）―極めて完備せるを覚ゆ―「該県令の出づるに就いては其深意云ふまでもなく神仏教会の廓清にありて―（中略）―如何はしき教会を一掃すると共に、情気を催せる教会に活氣を与へて、其の負へる国民輔道の任務を尽さしめんとするの親切心に出づるや明らかなり。吾人は斯く解するが故に該県令に対しては大に歓迎することを辞せず、実に一日も発布の速かならんことを祈りしなり」とひとまず歓迎の意を述べている。

ただ、ここで県令発布にともなうて、多数の県内の曖昧なる教会ないしは迷信的な教会と（本教のような）「多年条理を正し来」った教会との取締の差違をめぐる問題があった。この点について山下は、「教会の取締といふ言葉には語弊あり善良なる教会を束縛して発展の自由を害せんとするものなれば恐るべき誤解とすべし」と述べて県当局者が「教

会の压制者迫害者とな」らないよう求めている。そうして、とくに当局者が「教会と云へば直ちに耶蘇教イエスの教会を標準」とするのは問題で、「我國の教会は今や特に過渡の時代」にあり「固定の形式を備ふるまでには尚幾多の歲月を要」するのであり「現下神仏の教会に集り来る者は大部分御祈禱を乞はんとするものなる、それも知識の開發と共に漸次絶滅して吾人の要求する処に合するに至るべし、社会に害毒を流さざる限りに於て大目に見ざる可らざる点も極めて多かるべし、当局者は深き同情と真まことの親切とを以て成るべく円満に運用することあらんを切望す」と述べている。そして、「吾人は県当局者が本県教会のために破邪顕正の槌を最も公平に最も円滑に居眠せず振回すべきに深く信頼す」と結んでいるのである。

ここでは、県令第五六号による国民補導と教化の方向に歓迎の意を表しつつも、当局の宗教取締の運用面には一抹の危惧を述べ、県当局側の同情と親切をもった円満な運用へ希望を表明したのであった。<sup>⑧</sup>

### 3、感化救済事業と佐藤範雄

さて、先にも見た通り、この時期の佐藤範雄は、内務省官僚の目ざした地方改善事業に積極的に協力し、社会改善事業家としても広く社会的に知られるに至った。しかし、社会改善事業家としての佐藤の活動は、単に「国民教化」「国民道徳の涵養」の側面のみにとどまるものでもなかった。その活動分野はきわめて幅広くかつ佐藤の社会活動の立脚点をたずねてみても、佐藤自らも述べるような「天皇の忠良な臣民」ないしは「国民」としての立場のほかに、さらに「宗教家」（教団の教政者と共に基督教会広前における取次者）としての立場、「教育者」（金光中学校魯長）としての立場などが同時に認められて、極めて複雑多様な性格を示している。むしろ、佐藤という人間個人の中では、少なくともこの三つは分かち難く融合し総合化されていたのかも知れない。当時の社会改善・地方改良事業において果たした佐藤の大きな役割に、感化救済事業への献身的な貢献が見られるので、次にこの点を検討しておきたい。

## a、社会改善事業への出発

佐藤はこの時期、社会改善事業にも献身した。すでに早くから日本赤十字社の幻灯講演その他を積極的に行っていたが、戊申詔書換発前夜の一九〇八年（明治四一）一〇月から一九一五年（大正四）三月に至る間、岡山県浅口郡三和村（現金光町）など広島県をあわせ二一カ村の社会改善に努めたことが報告されている<sup>④</sup>。

ところで宗教家としての佐藤の社会事業に対する考え方は、当時の内務省の地方改良事業に対する考え方の影響を強く受けていたとはいえ、きわめて特異でもあった。それは、佐藤が「宗教と警察との協力」をめざすことを提唱していた点に端的にその特徴点があらわれていたのであり、まずこの点から見ておこう。

佐藤の講演「社会事業の一斑<sup>④</sup>」によって佐藤の社会事業への考え方をみよう。佐藤は、まず社会について「社会とは通俗にいへば世の中、少し理論的にいへば、相互の間に利害の関係を有する人間の集合体」と定義し、さらに「全世界の人類を打って一団となし、之を人間社会といふこともある」と述べた後、社会事業について次のように述べる。社会事業は「直接に国家の手を借らず、個人又団体に於て人類救済の目的、又は公共の利益のために営む事業、即ち日本赤十字社、各種の慈善博愛に関する事業の如き、之を社会事業といふのである」としている。

佐藤は、この社会事業について、「国家の一機関たる警察と我々が従事しつつある宗教との提携協力によって社会の改善を企つべき」ことを提唱するのである。佐藤は「宗教と警察とは、一致協力し得べきものであるが、――（中略）――如何なる点に於てするか」を探求する。まず「宗教の目的は信仰に依りて、人に死生の安心を与ふると共に、社会の風教を助け、人生の幸福を増進するに在り」としている。一方、「警察の目的は公共の安寧を維持し、以て社会国家の幸福を増進するに在り」とし、この両者が「其の取る所の手段は違つても、究竟の目的は同一点に帰着するではないか。即ち宗教は人心の内部から、社会人生の幸福を増進し、警察は人の外部の行為を取締る上から、社会人生の幸福を図る」

「内と外との区別はあるが、社会の幸福といふ帰着点は一である」との前提に立って、このように「社会の幸福」という点で目的を一致する以上、相扶け協力して行くべきだ、とする持論を展開するのである。

ここで宗教家佐藤の警察権力認識が問題となるが、佐藤は、警察の機関は「行政、保安、司法」の三大要部に区分され、行政警察は衛生、風俗、其他一二、三に区別され、保安警察は公安私安の二つ、司法警察は別に細目がなく、犯罪人の捜査を司るとし、警察の活動の十中八九は行政警察に属するとしている。このような佐藤の警察||国家権力認識には一九〇〇年（明治三三）公布の治安警察法体制下の権力認識における「甘さ」が感ぜられることを否定し得ないが、いずれにしても、「警察権の根源は勿論大権の発動に存し、憲法第九条に掲げられてある」として、その権力の根源を「天皇大権」に求めていることが示されている。

ところで、行政警察のうちの宗教警察について佐藤が警察犯処罰令についてあげたところをみると、

祭事、祝儀又は其行列に対し悪戯又は妨害を為したる者（第二条第九項）

は三〇日以下の拘留又は二〇円以下の科料に処せられるとしている。また、

人を誑惑せしむる流言浮説又は虚報を為したる者（同第十六項）

妄りに吉凶禍福を説き又は祈禱符呪等を為し若くは守札を授与して人を惑はしたる者（同第十七項）  
は罰せられ、また

病者に対し禁厭、祈禱、符呪等を為し又は神符、神水等を与へ医療等を妨げたる者（同第十八項）

などを指摘し、教会長、教師が「若し病氣平癒の祈念を頼まれた折には、先づ最初に医師の診察を受けたか否や」を問うことに定められてあるとするのである。

彼は社会事業の方法について主に次の二つをあげる。それは、

(一) 不良少年感化事業

## (二) 出獄人保護事業

の二つであるが、まず前者については、多年の金光中学費長としての経験から「学校における犯罪は貧家の子弟よりも却って中等以上の資産あるものゝ子弟に多い」こと、「宗教家の職分として先づ個人の家庭を改善する方法」を取るべきこと、不良の少年の感化は宗教家の仕事でもあり「若し不良の少年があつたなら拙者引取って之を感化してやりたいから御通知を願ふ」と警察に申し出るとしている。

一方後者については、キリスト教信者や真宗本願寺の事業であつたが、これに（金光教も）積極的に対応すべきことを訴えている。「一旦出獄したる者も東西南北いづれを見ても皆自己の仇敵ばかりで、一人半個も温情を以て遇するものなく、全くよるべを失つた捨小舟の有様で、失望の極、ここに自暴自棄に陥り、再び犯罪を敢てするようになる。こゝらが宗教家たるものゝ大いに注意すべき処で、一（中略）一此頼りない憐むべき免囚者を保護し、正当の筋道を踏み、正当の職業につき、正当の人間にかへることを勧誘奨励しなければならぬ」とするのである。

彼の社会事業観は、宗教と警察との協力を前提とするものであり、それ自身特異性を有していた。しかし、彼の社会事業への主要関心は不良少年感化事業、出獄人保護事業など人間救済に直接関連する分野に向けられていた。当時岡山県下では、キリスト教の石井十次などによる孤児院をはじめ救貧・養老・医療事業など宗教者による民間社会事業などもいくつか見られ出していたが、佐藤の感化救済活動は、今日の教団における児童保護・教誨師活動等の原型をなす意味でも注目されることであろう。そこには宗教者と共に教育者としての佐藤の真骨頂もみられることである。

## b、部落改善の講演活動

ところで、佐藤の社会改善事業への協力は、さらに、当時「特殊部落」とされた被差別部落の改善にも及んだ。この間佐藤は、一九〇八年（明治四一）一〇月に始まり一九一五年（大正四）三月頃まで岡山、広島、愛媛各県下二二カ所



にて部落改善につき講演を行った。また、一九〇九年（明治四二）三月から翌年四月にかけ八回、岡山市中島遊廓にて遊廓改善講話を行っている。このような佐藤の部落及び遊廓改善の講話活動への積極的参加は、佐藤の内務省の教化事業への積極的協力の一環であり「国民道徳の涵養」をめざすものであるとはいえ、そこに宗教家としての側面からみれば、一面また当時の貧民、社会の下積み民の民衆の心の救済活動においてきわめて注目すべき積極的な働き的一面を有していたともいえるのである。

当時の教団布教において部落布教はどのように位置づけられていたのか。この点について『大教新報』には、いくつかの社説、解説記事を連載している。例えば同紙の一九〇九年（明治四二）三月五日号についてみよう。同紙は山下鏡影名の論説「特殊部落布務（布教か筆者）」と題し次のように訴えている。「成程、昔の穢多、今の新平民、近来は特殊部落民といふ、彼等は与し難き人物、濟度し易からざる人物、懶惰（中略）一けれどもこれは彼等の特性ではない（中略）一神より云へば同じく天が下の氏子、国より云へば同じ瑞穂の国の民、如何にしても彼等にのみ侮辱を加ふる理由がない。一（中略）一天が下、他人といふことはなきものぞとの神訓を生命とせる教徒に向つて、奮然として起てと囑せざるを得ぬ。諸君それ之を収るゝや否や、敢て問ふ敢て問ふ」というのである。<sup>④</sup>

この趣旨を受けた佐藤の部落問題講演は、岡山、広島、愛媛などを中心に各地で行われたが、これを岡山県都窪郡中庄村（現倉敷市）自重同倫会発会式における佐藤の講演「独立自営」についてみよう。<sup>⑤</sup>同日の発会式は、県下の救済事業視察として来県中の床次内務省地方局長に随行している長谷川地方局書記官、児玉県警部長、村沢同保安課長、都窪郡長などの来会のもとで開かれている。この時の講演内容で佐藤は、「近年社会改善の一として、処々の部落に参りて、不徳ながら力を尽しつつありますが」と前おきして、まず第一に、部落改善における婦人会の活動の役割をあげている。即ち「当春一月十二日、富原矯国会第六回の総会に参りし後、婦人会を起し、三月五日其発会式を挙げるから是非とも来てくれ……」「又本月六日には浅口郡三和村六条院村等の部落の婦人会も出来て、発会式を挙げましたが……」と当

時のいわゆる「部落」における婦人会の誕生を祝しつつ「此の風俗改善の事は、男子は固よりの事なるが婦人と云ふものが大に力を尽さねばならぬものである」と述べたのである。第二に、部落の「独立自営」について述べている。この独立自営には、精神的独立自営と物質的独立自営とがあるが、両者が相まってゆくことが必要であり、まず「人と生れては一家を持ち其一家の内の事は自分で働いて喰ひ物を作り、金を儲けて他人の助力を借らず子孫の教育をなし、人たるの道を行ひ生活して行くのをいふのである。」としている。

佐藤の講演は、さらに、一八七一年（明治四）七月の廢藩置縣の後八月二八日に出された太政官布達、即ち「穢多非人の称を廢し、身分職業とも平民同様」とするいわゆる身分解放令の意義を、明治当初の天皇陛下による五ヶ条ノ御誓文と共に「何と有難い事」ではないかと述べている。佐藤の維新観の一面が明白となると共に、いま一つ、その人権観についても次の様に述べている。すなわち、「百姓の子も町人の子も諸氏の子も、役人にでも學者にでもなれる平等の民となったのである。民権といふ事は天皇陛下より吾人に与へて下されたのである。それで国民の権利義務としての納税と兵役とに努めねばならぬ（中略）―それから平等の教育とて、みんな子供が学校にて教育を受ける事となった」。佐藤が、部落民は「先祖以来屈辱を受けて居つたものを、明治天皇陛下の大御恵によって屈辱の繩張りを解かれた」と述べる時、そこに彼の部落観、「四民平等」の維新への全幅の信頼と明治絶対主義的天皇制国家へのいわば樂觀論が見られたといわねばならないだろう。

佐藤は、部落民が維新と戊申詔書の中にのっとり、先ず「独立自営の心をもたねばならぬ」としたのは、その維新観や天皇観を別にすれば彼の教祖信仰把握に由来するものであったろう。そうして、部落改善における婦人の役割を先ず強調したことも教祖信仰的でありユニークな見方であった。そうして、講演の最後を「先ずこの独立自営の一として（部落民が）精神的に人格を高める手初めとして、金銀の要らぬ言葉遣ひからでも改めるがよい」としているのは、同時に国民道徳涵養をめざす佐藤の立場を鮮明に示すものでもあったのである。

## c、遊廓改善と『旭水講話』

佐藤は、一九〇九年（明治四二）三月一八日から一九一〇年（明治四三）四月まで、岡山県立中島病院長鈴木昌平の懇請により、岡山市東中島、西中島町遊廓改善の為、中島病院楼上女紅場において講演した。この講演は、後一九一一年（明治四四）二月五日、『遊廓旭水講話』として中島病院長により発行されている。この本の最初には、岡山県警察部長児玉利實の序がついているがそれによると、「廢娼ハ人道ノ上ノ定論ナリ。唯夫レ云フ可クシテ行フ可カラサルヲ奈何セン。之ヲ行フモ弊害ノ之ニ伴フヲ奈何セン。――（中略）――苟モ之ヲ認ムル以上ハ、之ヲ処治スルノ道ハ如何セハ則チ可ナル。只是廓中ノ改善ヲ計リ、以テ社会ノ進歩ヲ俟ツノ外ナキナリ。金光教権大教主佐藤範雄君夙ニ此ニ見ル所アリ、岡山県立中島病院長鈴木昌平君ノ需ニ応シ、中島遊廓ノ為ニ修身講話ヲ開キ、其筆記積テ一冊子ヲ為ス。――（中略）――嗚呼、人ノ子ヲ賊フモノ娼妓ヨリ甚シキハ莫シ。彼モ均シク是レ人ナリ。一旦墮落ノ境界ヲ蟬脱スレハ、即チ人ノ婦ト為リ、人ノ母タルモノニシテ、常ニ人道ノ何タルヲ知ラシメサル可カラス……」と記している。また、佐藤も「自叙」において、「売淫公認制度」の沿革と一八九〇年頃における廢娼論、その後の反動としての存娼論、遊廓改良論などが出たことにふれつつ、「余つらくこれを思ふに、公娼を非とするの論もとより美なり、――（中略）――然れども理論は必ずしも實際の得失と相伴はず、是れ不完全なる人生に於て免るべからざる遺憾なるを以て、苟も事に当りて實際を調理せんとするものは、単に理論の一面のみを見ずして、別に他の一隻眼を開かざるべからず」として、現実的救済の立場を述べている。「要は、処置其の中庸を得、一面次第に廓内の改善を図り、可憐の女子をして成る可く痛苦を減せしむると共に、社会に流れ出でんとする害毒を未然に防ぎ、一面一般社会男女の道義心を高め人格を向上せしむる事に力を致すの外、現代に処して別に妙策なかるべし」というのである。

佐藤は、この講話の中で、遊女達（佐藤は「廢等」と呼ぶ）を前に、遊廓が義理の世界であり、席主（経営者）は親と

しての人情を尽すべきこと、遊女らは、金光教祖の教えの通り「吾心で吾身を救い助けよ」と切々と訴えたのであり、「若しも病にでも罹れば神にも祈り医師にもかゝり、手の尽せる限り生きる事に力めねばならぬのである。それを吾と我が生命を奪ひ取って捨てるといふことは、天理に背くのである……」<sup>44</sup>とも説いている。また、遊女の病気にも心を使いつつ遊廓の公衆衛生についても多くを指摘している。

佐藤は、「この講話により廓内大に改善せられ、其の後三年間余、娼妓の心中、足拔等絶えたるは、快感を覚えたり」と記している通り、その感化救済活動は一定の成果があった。ただ、娼妓方、席主、呼込屋、娼妓、仲居といった構成員の共営等、共稼業—いわば「あいよかけよ」の共存—をめざす佐藤の立場が、大正期にかけ全国や県下にも起りつつあった廓清運動を刺激し促進する役割を果たしたのか、あるいはその運動を改良主義的側面に押し止める役割を果たしたのかの点については、今後の検討にまたねばならない。<sup>45</sup>

#### d、社会主義者の「救済」活動

佐藤範雄の果たしたいま一つの救済活動に、大逆事件連座者森近運平や武田九平らの感化救済活動をめぐる問題があった。とくに岡山県井原市高屋出身で県内・県外で社会主義的運動を行ない無政府主義者幸徳秋水らと一時期交際した森近運平の感化救済については、すでに『信仰回顧六十五年』上巻に掲載の史料等からほぼ明らかにされているところである。<sup>46</sup>いま、この点を改めて簡単に紹介しておくとするれば、佐藤は一九一〇年（明治四三）四月の箇所には、

四月九日 森近運平の感化救済を始む

森近運平（岡山県後月）は、社会主義者幸徳秋水の一派なり。彼一人を感化せば、皇国の御為、千萬人の教導に勝ると決心し、明治四十一年より、余は、帰宅の度毎に同人を呼びて、飲食を共にしつつ、その転向改後に力め、或時は、余、森近の為に半生を犠

性にすと申聞かせ、又、森近は信仰なき者なれば、余代りて信心もしてやることゝし、会ふ度毎に思想緩和に尽す。

と記している。みられる通り、岡山県庁職員でありながらも幸徳秋水らと交際し、「岡山いろは倶楽部」を創設して活動した同郷（後月郡高屋村）の森近運平の感化救済は、先の戊申詔書の問題、教化活動の具体化であり、それは、「皇国の御為、千萬人の教導に勝る」というのである。森近の「改心」を如何に重視しているかが分ると共に、また信仰者＝宗教家の立場からすれば、「森近は信仰なき者なれば、余代りて信心もしてやることゝし……」と述べている。

佐藤は、森近の「転向」を促すため色々努力した。「或時『君は読書が偏して居る』と言ひしに、此一言を大いに首肯せり。依つて、佐藤信淵翁『農政本論』『種樹園法』『土性弁』を貸与せしに、読書後、余の言を心より聴くやうになれり」と記している。森近が社会主義者であると共に郷土の土を愛する「精農家」でもあったこと―この点では、大正・昭和初期の岡山県上道郡出身のキリスト教信者・農民運動家山上武雄においてもほぼ同じ側面がみられた―は、このような佐藤らからの働きかけも少しは影響があったのであろうか。佐藤は、森近の感化救済を金光教の信仰による救済と重層させつつ、感慨をこめて次のように記している。

四十二年の冬となり、彼は高等園芸と称して、高屋町筋、南裏に温室を建て、トマト、苺、胡瓜、茄子などの栽培を始めた。余は夜間視察に行きたることもあり。同人言ふに、「明年（四十三年）四月十日御本部の御大祭には、苺を熟らして献る」と。果せる哉、精神を籠めて栽培し、二個の鉢植を四月九日晚芸備教会所まで持参る。教会所よりは徹夜金光に運び、余はそれを御大祭に奉献したるが、能くもこゝまでになりしものぞと自ら涙下り、大祭済むや帰宅して、同人と御直会を共に頂き、共に悦べり。その時森近「私は今まで心に針がありました、心から取れました。今後先生の随行をして、農事の講演をさせて頂きたい」といひ出し、かば、「貴殿を随行とするには其の筋に手続を要する」とて、上京の際、当時の警保局長有松英義氏と懇談して、その了解を得たり。本人も悦び、大に楽みとし居たり。

と。<sup>②</sup>

大審院による幸徳秋水ら無政府主義者など二四名への大逆事件死刑判決の後、森近を含む一一名の死刑執行（のち一名死刑執行）は一九一一年（明治四四）一月一日と意外に早く行われた。佐藤らの助命嘆願運動の努力も空しく終わったのである。

『信仰回顧六十五年』の森近運平の最後の箇所には、「森近は、公判が済むや妻に宛てたる端書中に、『判官の心を忖度することはできないが、青天白日となったと思ふ。佐藤先生へ宜しく言ってくれ』と認めありたり」としていた。その最後に佐藤は「森近の事に関しては余は省く」とだけ記している。<sup>③</sup>森近の感化救済が成功していたとみられた矢先の国家司法権力による処刑、地方改善を「宗教と警察との協力」により実現しようと考えた当初の佐藤の社会改善・社会事業の構想は、冷酷な国家権力の論理の前に、その見通しの「甘さ」をいかに見せつけられたとも言えたのではなからうか。<sup>④</sup>

佐藤の社会主義者の転向促進をめざす感化救済の活動は、その後自ら主唱結成した「壬戌会」の活動、さらには大正末期の一九二五年（大正一四）の「思想緩和懇談会（社交核心会）」の活動へと発展してゆく。大阪を中心に活動をもつた「社交核心会」には、当時の著名な労働運動家、無産者団体リーダーも一時期多数参加した。佐藤はこの核心会を通じて大杉栄系の活動家武田伝次郎と出会い、その兄大逆事件連座者の武田九平の出獄請願の運動に奔走することとなった。<sup>⑤</sup>ここにも佐藤の救済者としての一面を見ることが可能であるが最早紙数も尽きたことでもあり、この点、別稿にゆずらざるを得ない。

## むすびにかえて

以上、日露戦争後の明治末期、都市・農村の疲弊の中で発布された戊申詔書等を背景に内務省官僚の主導の下に行われた地方改良運動と独立後の金光教団との対応関係の特徴点について、当時の主要な教団教政者佐藤範雄らの動向に即して検討を加えてきた。ここでは、第一に戊申詔書下の金光教団の対応が折しも独立一〇年記念祭の前年に当たったこともあり、布教目的の巡教講演と詔書普及的とをワンセットで進めたことであった。これは国家と宗教との関係においては他宗団に比べた金光教団の明治後期の教政上における一つの特徴点をなすといえる。しかし、内務省主導型の国家政策目的と創唱宗教・民衆宗教教団のめざす本来的な布教||民衆救済目的との間には一面では「調和」と「ゆ着」の局面が見られながらも他面ではまた漸次「矛盾」の局面も見られ出してゆく。この点では、教団の布教が国家政策に順応（又は先取り）して進められる場合の布教上のメリットと共に結果的にはいくつかの問題点をも浮上させてゆくところとなった。当時の教団教政者の対応は個人人としては決して一枚岩とはいえなかったが、明治国家の宗教政策における教団管長制度のもとでは、個人教政者の相対的な役割には自ら大きな限界があり、その独自性への萌芽はきわめて消極的なものに止らざるを得なかったのである。

第二に、教政者佐藤範雄の、独立教団の整備期つまり戊申詔書前後からの「国民講話」―三教会同に到る過程での役割は、きわめて大きいものがあった。内務省のリードする地方改良運動の過程で佐藤は、宗教統合政策の一環をなす「三教会同」への道においても個人的には大きな役割を果たした。また、地方改良運動にも深くかかわり、社会改良家・社会改善のリーダーとしても広く知られるに至った。ただ、佐藤においては、「忠良な臣民」「国民」としての自らの立場と宗教的救済者、教育者としての立場の区別、さらには例えば国民的道德涵養と人間の心の救済を旨とす宗教家とし

での立場とが分かち難く結びついており、また、ある意味では前者の立場が優先していたために、教団組織の拡充―とくに教会所の設立―には大きな貢献をしながらも教祖信仰の本質に迫りその純化を図ってゆく点では決して十分といえなかったことであろう。その点において、佐藤の宗教的実践には―その精力的な働きにもかかわらず―歴史的制約が大きく立ちはだかっていた。

第三に、佐藤の感化救済活動は、「地方改善」「国民道徳の涵養」といった、国家的枠組みのもとで進められた。そこには、地方改良を「宗教と警察との協力」のもとで行うといった佐藤の特異ともいえる社会事業観が見られていた。しかし、宗教家としての佐藤の国家権力認識は楽観的であり、その見通しの「甘さ」が、大逆事件問題等に集約してあらわされていたと思われる。同時に、佐藤は、社会主義者の「転向」を促すことを自らの宗教的救済の目的とも考えていたとみられ、そこにはなお道徳的救済と宗教的救済との混同が認められた。

とはいえ、さいごに、佐藤の社会事業活動は、国家的な枠組みのもとで進められたにもかかわらずその救済活動が、部落問題、婦人問題を含む遊廓改善問題、不良少年感化・出獄人保護その他の救済活動に及ぶ時、それは国家のめざす地方改良の道徳的枠組みをはるかに超えて、社会の下積みの虐げられた民衆の心の中に深く及んでいたのであり、ここには「人を助ける身」―救済者としての佐藤の真骨頂がいかななく示されていた。また、佐藤がキリスト教の社会事業に学び、宗教的救済と民間社会事業との関係に独自の地平を切り開いた点も、それ自身では、評価できる側面だといえるだろう。

明治末戊申詔書下の金光教団の活動には、戦時期とあわせ国家と教団布教との関係におけるいわば「政教一致」の問題性についての歴史的な教訓と問いかけを提起できるだろう。それは、戦後「信教自由」下の教団教政に多くの反省を迫るものともなった。しかし、他面ではまた、そこに民衆宗教が本来もつべき救済活動―社会の人が助かること―のあり方への根源的な問いをも同時に内包していたのである。

(教学研究所嘱託)



## 注

- ① この点金光教においては、教祖金光大神と本稿でふれる佐藤範雄との信条作成、教団設立をめぐる一八八三年（明治一六）の対話が教団組織化の原点的問いかけを示すものとして伝えられている。例えば金光教本部教序刊『概説金光教』一九七二年、二八八―二九二頁参照。
- ② 教団独立以前にさかのぼるが、教団設立にともなう神道金光教会の成立、教団組織化と教義形成などの問題性を扱ったものに、藤尾節昭『教団成立期における教義形成の諸問題』紀要『金光教学』第二号、一九七二年、がある。
- ③ この時期の地方改良運動の研究については、古く石田雄『明治政治思想史研究』未來社、一九五四年、同『近代日本政治構造の研究』未來社、一九五六年をはじめ、天皇制国家のための「共同体」構築との関連での宮地正人『日露戦後政治史の研究』東京大学出版会、一九七三年、同『日露前後の社会と民衆』講座日本史6、東京大学出版会、一九七〇年、金原左門『民衆の台頭』『日本民衆の歴史7』三省堂、一九七五年などがある。なお最近の『講座日本歴史8、近代2』東京大学出版会、一九八五年、所収の中村政則『天皇制国家と地方支配』金原左門『家と村と国家のイデオロギー』などの論文も参照。近年、内務省などを中心とした専門官僚の国民統合に果たす役割にも研究の焦点が向けられている。なお、最近『地方改良運動史資料集成』（全六巻、柏書房）も復刻された。
- ④ 明治天皇の崩御などにより教祖三〇年記念大祭は一年後の一九一三年に延期された。
- ⑤ この時期の宗教教団に対する国民統合政策の視角からの論稿は従来見当たらないが、明治後期の教団巡教と国体との関係を扱った研究に山田実雄「巡教の様相とその問題性―明治期を中心として―」紀要『金光教学』第一四号、一九七四年がある。この論文は一九〇七年（明治四〇）頃までの巡教の問題性を中心に扱っており、拙稿はそれ以後の時期に焦点を当てた。
- ⑥ 一九〇一年（明治三四）一月三日、斎藤俊三郎が台湾布教に着手している。
- ⑦ 一九〇二年秋、朝鮮国釜山浦に教会所設立の認可を得ている。台湾をのぞく海外教会所設立の第一号であった。金光教本部教序編『金光教年表』（昭和六一年版）一九八六年、がくわしい。
- ⑧ 一九〇七年九月三〇日、松山成三は大連にて満州布教をはじめた。
- ⑨ 中央報徳会機関紙『新民』第七編第一号、（明治四五年四月七日号）。同紙には、岡山県下の地方改良運動を報告した記事（『岡山県雑信』ほか）がいくつか見られる。以上については『岡山県史』近代Ⅰ、一九八六年、第六章第四節地方改良運動の拙稿をも参照された。
- ⑩ 教団独立後日露戦争時の教団の対応をみると、当時教団専掌の地位にあった佐藤範雄は、『日露宣戦大詔説教』を刊行し、国威宣揚祈願祭を行ったり、戦時巡教を行うなど戦争への協力

に努めている。また、戦争終結時には大阪難波教会所にて平和克復祭と「明治三十七八年役戦病死者吊慰祭」を執行している。

佐藤はまた、「<sup>克復</sup>大詔講演要領」(「戦捷後国民の心得」)を発行したりした。教団の日清・日露戦争時の時局への協力活動については、金光教本部教庁刊『政治・社会問題等に関する研究会』記録6・7・8号別冊・資料集、一九七二年、参照。

なお、大正デモクラシー期の民衆運動の出発点ともされる民衆の戦争への不満の表現だった日露「非講和」の市民大会の動きに対しては、教団では「妄に聳擧暴騒以て国家の煩ひを為す」ことがないように『みかげ』誌などを通じ戒めている。

⑪ 『山陽新報』明治四一年一月十六日付社説。

⑫ 『山陽新報』明治四一年一月二十五日。

⑬ 『大教新報』第一四九号、明治四二年一月二十九日。

⑭ 『大教新報』第一三五号、明治四一年一月三日。及び第一三六号、同一一月三日。

⑮ 『大教新報』第一四一号、明治四一年二月四日。時報欄。戊申詔書謄本は二月一六日内務大臣より教団に下付された。

⑯ 『大教新報』第一六七号、明治四二年六月四日。

同紙によると、例えば、金光教東京教会所においては、戊申詔書大意刊行以前の一九〇八年一月二六日の定期説教日に、臨時詔書講演をなしその梗概をなす小冊子『戊申詔書講演』を三〇〇〇部刊行して地方信徒に無料配布している。

⑰ 『大教新報』第一五七号、明治四二年三月二六日。

⑱ 『大教新報』第一五三号、明治四二年二月二六日、付録。

⑲ 『大教新報』第一四八号、明治四二年一月二日。

三和村役場をへて地方住民にも参集方を勧め、午前一〇時より教殿にて挙行。戊申詔書奉誦、奏上詞を奏上し、佐藤教監が講演を行った。

⑳ 前掲『大教新報』第一五三号、明治四二年二月二六日、付録。

㉑ 『大教新報』第一四八号、明治四二年一月二日は、「◎◎金光教と大挙伝道―戊申詔書普及の為」と題して戊申詔書は「国家百年世界万世の鏡とすべき大教訓なれば、之れが普及に精励するはたゞに国民としての本分のみならず、神と皇<sup>かみ</sup>上との大恩を知るを教是とする教祖の信者の尽さざる可らざる本務なりとの覚悟」を以て二月から全国各教区一斉に大挙伝道をなすこととなったとしている。

㉒ 『大教新報』第一六七号、明治四二年六月四日。

㉓ 『大教新報』第一七二号、明治四二年七月九日。

㉔ 『大教新報』第一七四号、明治四二年七月二三日。

㉕ 独立一〇年記念・戊申詔書普及「大講演」の特徴を、京都、神戸、岡山などの事例から拾い、その特徴点をみよう。まず、第三教区の京都では、すでに一月三〇日、京都伏見各教会所連合の下に、戊申詔書の普及を図り、その実行を期するために、京都市議事堂において奉誦式をかね一大講演会を開催した。当日朝は、「市街已に八九寸といふ数十年來の積雪」で、「交通も一時杜絶する有様」であったが、幸いにして「意外なる盛況

を呈し参集者無慮一千人」という状態であった（『大教新報』第一五一号、明治四二年二月二日）。当日は府知事、市長をはじめ府会議員、市会議員、区長、警察署長等に案内状を出したが、来賓は京都府事務官補、社寺課属、学務課属、府会議員、市会議員、警察署長、日の出新聞記者ら教外者八名、教内者専掌畑徳三郎ら三名計一〇名であった。「愈午后二時に至れば会堂は早くも四五百の人を以て充されたり」「先づ中野部長登壇開会の辞を述べ、次に君が代の合奏、続いて高橋巡教師登壇詔書奉読、次に戊申詔書の歌合唱、終りて佐藤教監堂に溢るゝ拍手に迎へられて登壇せらる」「実に今回の雪は数十年來の大雪にして、比較的雪には馴れたる京都人も炬燵を守るの外なく余儀なくされし中に、此の盛況を以て終りしは空前の大成功と称すべきなり」と記している（『大教新報』第一五二号、明治四二年二月一九日）。

京都の講演会の大成功により神戸市でも市内各教会所連合の下に、佐藤教監を招へいして、二月二〇日午後一時から神港俱樂部にて戊申詔書大講演会を開催した。「当日は天気も晴麗なり―中略―開会二十分に至るや場内全く塞り入場者実に千五百名。遺憾ながら入場謝絶の札を掲げたり：此の長時の大講演中：場内は霜に眠れるが如く水を打ちたるが如く、感興湧く毎に拍手急激の如く襲ふ、実に愉絶快絶の光景、聴衆只管酔ひて終了を悲み帰るを忘る。」という風に記している。

また、二月二日には、東京市神田区和泉町一番地の金光教

本部出張所でも管長の論達に基づいて畑専掌のもと東京府下及び神奈川県下の各教会長、本部出張所詰巡教師等によって戊申詔書奉読式を举行している（以上、『大教新報』第一五四号、明治四二年三月五日）。

なお、二月二日には、岡山県の平井、三蟻、操陽、沖田四カ村及び三蟻、操陽の二金光教会所連合にて戊申詔書講演会を開催した。佐藤教監を講師としたが、来会者は郡視学、関係村吏員、各小学校職員以下一二〇〇余名、その大部分が信者以外の者で「多大の感動を惹起」した点が特筆されている（『大教新報』第一五五号、明治四二年三月二日）。なお、「戊申詔書講演会状況報告」（明治四二年）をあわせ参照。

②⑥ 以上の例にも見られる通り、戊申詔書普及講演会は、他教団に比較してもかなり独自に行われた。しかも、府県、郡、市町村関係者などいわば「教外者」を招いて公開講演風に行っていることが特徴的である。府県市町村の招待者の中には役柄上儀礼的に出席したのもかなり多かったと見られるので講演会が直ちに各教区の教信徒数の拡大に結びついたとは言えないだろうが、金光教団の社会的イメージ―いわば明治末期までに形成されるとみられる「信忠孝一本」の教義―はこの時期にほぼ骨格ができてきたといえるのではなからうか。

②⑦ 『大教新報』第一五一号、明治四二年二月二日。

②⑧ ②⑨ この点、『文書布教九十年』、金光教徒社創立五〇年記念出版、一九六三年、一三一―一四頁、山県二雄「百年物語」教祖

没後の金光教』上巻、金光教徒社、一九八五年、第一章参照。  
 なお、金光教台湾伝道会も一九〇八年（明治四一）六月結成され機関紙『神人』を発行している。

- ③⑩ 佐藤範雄と日本赤十字社との関係は古く、佐藤が神道金光教会専掌に任命された一八八九年（明治二二）の七月、日本赤十字社に加盟（三四歳）、以来、日本赤十字社岡山支部浅口郡委員（明治二四年）、同特別社員（明治二五年）となり、幻灯講演のため東奔西走していた。その後も日本赤十字社岡山支部幹事（明治二九年、四一歳）をはじめとしてこの活動に献身しており、佐藤が社会改良家として広く知られるに至ったこと、また彼の社会事業思想形成の一端も、この赤十字活動がかなりの影響を与えていたものとみられる。佐藤は、一八八九年（明治二二）六月、広島にて岡田俊助の紹介で石黒忠憲の講演を傍聴し、その博愛の意義等が「我が教祖の御教と合致する点ありて、甚く感激」したことを記している『信仰回顧六十五年』上巻、同刊行会、一九七〇年、二二七頁。

- ③⑨ 佐藤範雄の生涯の活動については『信仰回顧六十五年』上巻、同刊行会、一九七〇年、七一年、が資料として最もくわしいが、古く『はつま』第七三号、の「佐藤範雄先生 追悼号」一九四三年、最近では、『人を助ける身―芸備広前御用始め百年記念―金光教芸備教会、一九五七年、などが参考となる。なお芸備教会広前に奉仕した照夫人については、『神の手代り―佐藤照師の生涯と教話』金光教徒社、一九七九年、を参照。

③③ 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、四八九頁。

③④ 同右書、四九〇頁。

③⑤ 『大教新報』第一五〇号、明治四二年二月五日。この数字は少し過大とも思われるが、当日は上道郡長も講演し大盛況であった。

③⑥ 本書の序論をなす高橋正雄の維新観も佐藤範雄とはほぼ同様であった点注意される。

③⑦ 佐藤の「国民講演」における「忠良なる臣民」としての立場は、師の宗教家、教育者、社会改良家としての立場と分かち難く結びついていたとみられるが、師がわざわざこの点を断っている点については、なお検討と吟味が必要であろう。

③⑧ この時期の教団と国家の問題、教団の政治社会問題―信忠孝一本の教義の形成との関連―を扱った論文に、内田守昌「教団の意義―教団形成過程における思想的背景―金光教教学研究所昭和三八年度研究報告、藤井記念雄「政治社会問題と本教―信忠孝一本の教義の成立をめぐって」同昭和四八年度研究報告（いずれも未発表）がある。

③⑨ 例えば専掌山本豊は『大教新報』（第一四五号、明治四二年一月一日）紙上に「戊申詔書を捧読し奉りて」と題し自らの見解を披瀝しているが、そこでは、金光教祖の御神誠「壮健な時家業を疎にし物事に驕る事」「体の丈夫を願へ体を作れ何事も体が元なり」などを例としてあげ、この教えは戊申詔書の精神である「国際間の友義を教く」し「国連の発展を図」る基礎と

- なる「家業」の大切さを教え、「勤勉、質素・儉約の徳」を説いたものとしてゐる。一方、専掌畑徳三郎（準一等巡教師）は「独立十年金光教成立の一斑」と題し、教団独立にさいし、教義の中身を充実してゆくことの重要性を指摘しているが一面東京の本部出張所での「戊申詔書講演」（『新光』第三八号、明治四二年）などによってみると、佐藤と同じ五ヶ条の御誓文に発する明治国家の内外に向けての「国威宣揚」の意義を強調している。佐藤薇洞（金造）も戊申を「二宮尊徳翁の信仰」（報徳主義）との関連で論じている（『新光』第三五号、明治四二年）が、片島幸吉は「病友に報ずる書」（同上紙）と題し戊申を異なった側面から論じている。ただいずれも国家と教団との関係における大筋の路線では共通していたと見られる。
- ④⑥ これについては、佐藤範雄講述、高橋正雄編、『三教と将来の宗教』発行者安部喜三郎、明治四五年三月の付録資料が便利である。
- ④⑦ 同右書、付録、一四―一五頁参照。同資料によれば基督教側の本多日本メソヂ（ジ）スト教会監督は「吾々は少数なれども日本に最も新しき宗教にして、然かも此の宗教は吾々同胞に依りて輸入されたることを記憶せざる可らず。併し吾々は新しきだけ弟なり。弟は腕白なるものなれども、何卒余りイヂ（ジ）メヌやうにして兄弟分と思ひ御手柔らかに願ひたい」と述べている。
- ④⑧ 『大教新報』第一七〇号、明治四二年六月二五日、同第一七一号、七月二日。
- ④⑨ 当時の教団当局者の考えの中には、権力への一定の「信頼感」と、さらに金光教団が「社会に害毒を及ぼさない―迷信邪教とは異なる―」ことへの「期待」と多少の「不安」、さらには「自負」に似たものがみとめられる。当時、佐藤教監が「迷信覚醒」の講題にて松江市ほか各地で講演し教義の「近代性」を強調していた点とも関連していたといえないだろうか。
- ④⑩ 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、四九〇―四九一頁。
- ④⑪ 『大教新報』第二〇五号―第二一一号、明治四三年二月二五日―四月八日。
- ④⑫ このような権力認識は、佐藤の平田内務大臣、県知事、警察部長らとの個人的な交際に発していたかも知れない。
- ④⑬ 『大教新報』は、その第一九八号から第二三三三号（明治四三年一月―明治四三年九月九日）まで、実に三三回にわたり岡山県下の「特殊部落」のくわしい調査記事を掲載し、また、笠井任天などの部落問題への論評を掲載している。紙数の関係でこれらについては省略したい。
- ④⑭ 『大教新報』第二二〇号―第二三二二号、明治四三年六月一日―六月二四日。
- ④⑮ 佐藤範雄講述『遊廊 旭水講話（全）』発行者 岡山県立中島病院長鈴木昌平、明治四四年、八頁。
- ④⑯ 同右書、一二頁、七五頁。大正期に入ると、岡山県下でも廃娼運動への動きが漸次見られ出してゆくことが雑誌『廓清』な

どから明らかであるが、とくに一九二三年（大正一二）七月、岡山市西中島遊廓曲水楼の抱娼妓五人が全娼妓一八〇人余を代表して公娼制度の不合理非人道と待遇改善などを訴える陳情書を県知事に提出し自らの自覚を高めたことも注目される。

- ⑤1 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、五一〇頁以下を参照。なお、森近に関連する研究については古く吉岡金市『森近運平』日本文教出版株式会社、一九六一年があり、その後、森山誠一他のいくつかの研究成果が出たが、近年の吉岡他編『森近運平研究基本文献上・下巻』同朋社出版、一九八三年に集大成されている。ただ、金光教との関連については、前掲資料のほかに内田律爾『年輪の味わい』金光学園刊、一九七一年、などに簡単にふれてあるのみで、なお不明の部分もいくつかある。

- ⑤2 前掲『信仰回顧六十五年』上巻、五一〇—五一二頁。

- ⑤3 同右書、五一四頁。前掲山県三雄、『百年物語』には、この点を佐藤の森近への「愛惜無限」の心情だと記している（同書九一頁）。この点、佐藤の「救済」活動が森近に関しては表面「成功」していたと見られていただけに、佐藤の教監としての立場上表現し得ない内心の「無念さ」もあったと思われる。一方教政者の立場からは佐藤は森近の家族らに「日本臣民として朝廷に背きたる大罪、誠に恐懼に堪へざる旨訓誡」している。

- ⑤4 当時の『大教新報』（第二五三号、明治四四年一月二七日）は、「大逆事件につきて」と題する高橋正雄の論説を掲載している。高橋は「大逆事件は、我国有史以来の恨事であって、国

民たるもの朝野を挙げて憤慨し悲傷するは、さもあるべき事である」とひとまず容認し、「せめては彼等をして我国民精神の如何なるかを理解せしめてでもおいたならば、彼等をして主義的感情一辺に走らしむる事なきを得たらうと思はれる」と述べている。ただ後半で「思想の取締と云ふことも徒らに危険なものを検束するのみで、精神的生命を寄託すべき安全な思想を指示せられないでは、危険なもの、取締も十分にできない。…邪悪なるものを排除しやうと努めるよりも、正、善なるものを扶植し建設しやうと努める方が、国家社会堅実の為に効果が多い」と内在批判とも受け取れる論述をしている。

- ⑤5 この点、金光教豊岡教会所蔵資料「武田九平関係記録」を参照。なお、その一部は、金光教豊岡教会設立八〇年記念出版（『一事貫行』、井上昌直著、一九七八年）に紹介されている。

# 「不浄・汚れ」に関する金光大神理解

——その背景と意味について——

岩 本 徳 雄

はじめに

明治十一年五月、金光大神は「日柄方角、不浄<sup>けが</sup>汚れ、毒断て毒養生、この三つこと、理解」という神の「お知らせ」を受けている。(「覚帳」二二―九)そして、金光大神に接した人々による金光大神理解についての伝承には、この「三つこと理解」と指示されたところの「理解」の内容を窺わせるものが数多く見られる。このうち「毒断て毒養生」に関する理解については、先に拙論「金光大神における食の教義」<sup>①</sup>においてその意味を考察し、右の「お知らせ」における「毒断て毒養生」の内容と深い関連性を持つこと、また、広く食について教義的に重要な意味を持つことを明らかにした。「不浄・汚れ」という言葉は、「毒断て毒養生」と同様、今日では死語となり内実も風化してきている。しかし、「毒断て毒養生」に関する理解がそうであったように、かつてそれは極めて実体的なものであったと考えられる。本稿では、そうした予測に立って、可能な限り金光大神在世当時の情況との関わりにおいて「不浄・汚れ」に関する理解の意味を明らかにしていきたい。同時にそれが、「三つこと理解」の持つ意味をより明らかにしていくこと、ひいては金

光大神理解に込められた教義の体系的解明に結びついていくものとなることを期待したい。<sup>2)</sup>

なお、『金光教教典』からの引用については、「金光大神御理解集」「お知らせ事覚帳」「金光大神御覚書」を、それぞれ「理解」「覚帳」「覚書」と略記し、類・章・節番号を付して本文中に示すこととした。

## 一、死穢と忌服に関する理解

備中国浅口郡西阿知村（現倉敷市）の農民であった齋藤宗次郎（四六〇九）は、金光大神から聴き受けた多くの理解の言葉を後年（明治二十七年）書き留めているが、次に示すのはその一つである。

金光様ご理解に、「万一死人ある時には、いずれの氏子も四十九日の間は神様へ張り紙をして閉門いたし。神様には手も合わずして、それでも、あなたのご地内は踏まずにはおれぬ。いろいろにしてご無礼いたし。また、正月元日に親が死んで、泣き泣き飾りをおろすなり。その年の飾りというものは、一年中の先行き繁栄を祝うのに、元日から泣き泣き飾りを切りおろして先を待つなり。万一、はやり病気で家内中寝て、その中で一人死んだら、どうするか。四十九日神様が拝まれねば、後の者はみな死んでも、汚れておると言うて拝まんか。よく考えてみよ。死人や汚れた物を、あなたのご地内にいける（埋め）のは、汚れはせんか。これまでしておることは、みな天地金乃大神様へは大ご無礼なり。これからは、正月一日に親が死んだら、飾りはおろさずにおいて、親々代々のご無礼許してください、四十九日の忌み汚れを許してくださいと頼めよ。また、後の繁盛を頼めよ。飾りは、おろすにおよばず、とかく平生のとおりにして、その日から願うがよし。また、神々様へは、天地金乃大神様からお断りを申してもらえよ」とあり。（「理解」I 齋藤宗次郎の伝え26）

本章では、右に示した理解に窺われるような、当時の死穢と忌服に関わる情況について、成立の歴史をも辿りながらその背景と実態を把握し、この理解をはじめ同様の理解の<sup>3)</sup>意味を明らかにしていきたい。



岡山県下各地の習俗・伝承についての報告によると、死者が出た家では、「不浄除け」とか「目隠し」と称して神棚に白紙を貼ったり仏壇を閉じるなどし、四十九日または五十日間の「汚れ」「中陰」「忌中」が終わる「忌明け」まで、供え物や灯明をせず、神社への参拝や祭事への参加を憚り、忌明けには法事や宮参り、神職を招いての「湯被い」、家の浄め等をするといったことが一般的に行われたようである。この「忌明け」では、炉の灰を替える「火替え」や、湯を沸かして笹の葉に付けて振って浄める「湯被い」を行う所もあった。正月（注連のうち）に死者の出た家では、注連を切り落として正月飾りを取り除く。また、忌明けまでの間、井戸水を汲んではならないとされていた所もある。期間日数については、四十九日、五十日、五十三日など、まちまちであるが、子・孫・配偶者などその対象に応じて忌服期間が別々に定められていた所もある。

全国的にも、死者が出た家では、神棚や祠に白布・白紙を貼ったり扇や笹の葉で覆う「目隠し」をし、三十五日または四十九日あるいは五十日間の「中陰」「忌中」は鳥居をくぐってはならない、などと言って、宮参り、祭事への参加、自宅の神棚への接触を忌み憚るなどの習俗が、広く各地に伝えられている。<sup>⑥</sup>

では、このような習俗化された死穢にまつわる禁忌は、元来、どのような意味を持つものであったのだろうか。これらの伝承は、そのほとんどが行為自体については明らかであるが、そうした禁忌の持つ意義については漠然としている。そこで、そうした面の手がかりを得るために、次に、関連する歴史史料に基づいた研究の成果に目を向けてみよう。古代・中世・近世と、各時代の汚穢と齋忌についての研究成果を通して、死穢にまつわる禁忌の歴史は、規範そのものが一人歩きする形で、人々の内発的な信仰内実とはほとんど無関係に展開されてきたことが窺われる。その点に関して、高取正男は次のような見解を提示している。

いむ、という言葉は神的な靈威とか靈験を前にして忌み慎むことで、それ以上のことは本来無かった。それを忌むと表記すれば凶事

を忌み避けることを連想し、齋の方は同じいみごとでも吉儀としての神事や齋戒を意味するようになった……死を怖れ、死の前に慎むのは人間に普遍的感情であっても、淨穢・吉凶の対立概念を操作して死穢を忌むのは、思想的活動の所産として歴史的に形成されたものであった。その萌芽は記紀の所伝にも散見するが、本格化したのは奈良時代の末である。……仏教政治に対する一種の反作用として、儒教や道教の排仏論を援用した神祇信仰の昂揚がはかられ、多くの禁忌の架上増幅がはじまって、貴族の心をとらえた……中世、民間宗教家たちは村に不幸の因が入らないようにとの願いに応え、さまざまな教説を加えて無数の禁忌を、都の貴族や僧侶・神官たちの手で整備されたものをさらにアレンジして村々にもたらした。現在、民間信仰とよばれているものの根幹部は、このあたりで作られたと思われる。その禁忌類の中心に据えられたのは三不浄とよばれる死穢、産穢、血穢の忌みであり、なかでも死穢がその眼目であった。

このように、死穢をはじめ汚穢にまつわる禁忌は、「神的な靈感とか靈験を前にして忌み慎む」という本来の信仰的な意味を置き去りにする程外的要因によって形成され、制度的・慣習的な色彩を強めていった。それは、言い換えれば、諸々の禁忌が、神と人との関係を見失わせたり遮断するものへと変質していく歴史でもあったと言えよう。

四十九日神様が拜まれねば、後の者はみな死んでも、汚れておると言つて拜まんか。

ここにおける「拜む」という信仰行為は、即ち苦難に直面した人が、禁忌という壁を越えて神との関係を持つということの意味するものである。そして、この問いかけは、結果的に先述のような制度化・慣習化された禁忌の持つ問題性を指摘する意味内容を持っている。金光大神は、死穢の禁忌に呪縛された人々の様を想定しながら、それは、生死に関わる問題に当面してもなお、神々との関係を持ち得ないという矛盾を持つ在り方であることを指摘している。実際に、金光大神の広前においても、同様の事態にあって、参拝を憚った者もいた。

上道郡北方村（現岡山市）の農民石原銀造（三八〜一九）は、金光大神の広前における出来事について、次のように伝え

ている。

ある時、四十歳くらいの男が子供を背負って、門まで来ては帰り、幾度も来たり帰ったりしているのを集まっていた信者が見て、「金光様、あの人はどうしたのか、参りそうでも参りませんが」と申したら、「あれは、親が死んで忌みの内であるからと思つて、遠慮して参れずにいるのである。此方には忌み汚れはないから参つてもよいと言つてやりなさい」と仰せられ、その人はそれから金光様の前にお願ひした。……（「理解」Ⅱ 石原銀造の伝え）

続いて石原は、この男はそれまでは不運が続き、農具まで売つて生活する程に困窮していたが、金光大神の教示に従つて、元の状態に復興することができたと語っている。こうした伝承を通じて、多くの人々は死穢の禁忌に随順して神社などへの参拝を憚り、当面する切実な苦難を打開する糸口を得ることもできない状態に甘んじていたことが窺われる。死穢の禁忌は、様々な苦難に遭い、神仏への祈願を込めようとする当時の人々の自然な心情・信仰をも押し殺す程の拘束力を持っていたわけである。従つて、「此方には忌み汚れはないから参つてもよい」といった理解は、慣習化された禁忌の拘束性を突き破つて、人と神との限定されない関係を保障するものとして、極めて革新的な意義を持つものであった。

若干、最初に掲げた理解から離れ過ぎたようであるが、再び元に戻つて、その理解の解釈を続けよう。

よく考えてみよ。死人や汚れた物を、あなたのご地内にいける（埋め）のは、汚れはせんか。これまでしておることは、みな天地金乃大神様へは大ご無礼なり。

ここには、ただ単に「汚れ」の有無の問題に留まらない意味が内包されているものと思われる。そして、この理解における「無礼」の意味を考えることは、金光大神の「汚れ」観ないしは神観をも問うことにつながるだろう。この理解で

は「あなたのご地内」の「あなた」と「天地金乃大神様」が同一に用いられているようであるが、同じ斎藤の伝えによる次の理解は、「あなた」が、金神もしくは金神の本来的な姿としての「金乃(大)神」を指すものでもあることを示している。

いずれも金神様のお留守をねらい、また、日金神とか三年ふさがりとか、あるいは丑寅未申とか、または三隣亡じゃとか、今日は日が悪いとか方角が悪いとか、いろいろに言うて天地金乃大神様の目を忍び。または縄を引き、場取りとか、いろいろにして、何時から何時までは留守とか言うて、大神様へご無礼をいたし、必ず悪神のように言うけれど、悪神ではない。金神とは金乃大神様なり。叱る神ではない。(「理解」I 斎藤宗次郎の伝え6)

この理解に示されている金神ないしは金乃大神は、明治六年十月のお知らせにおける「神仏の宮寺社、氏子の屋敷家宅建て、みな金神の地所」(「覚帳」一七―26)と示されたところの金神に相当するところがある。また、多くの理解においても同様に金神・金乃(大)神・天地金乃神が同一の神として語られている。<sup>⑧</sup>ただし、明確な区分はでき難いが、「金神」が当時の人々に強く意識されていた方位神として、「金乃(大)神」「天地金乃(大)神」が方位に関わらず大地に遍在する神として語られているとも解せる。

当時、金神は方位と直結した悪神とされ、金神が在座するとされる方角の土地への建築・土木・不浄行為などの侵犯行為は災いを招くものと信じられていた。金神への不浄行為とは、土地に関わるもので、具体的には死体・後産・汚物・汚水・糞尿などが不浄物とされた。<sup>⑨</sup>従って、便所・風呂場など、常時不浄を犯すような施設の設置に当たっては、各戸の鬼門・裏鬼門といった丑寅・未申の金神方、その他方位の定式に従って巡回する金神方を避けるのが常識で、地方によっては今日になお根強く継承されている。<sup>⑩</sup>

岡山県下では、備中・備前といった県南をはじめ各地に鬼門(丑寅金神)裏鬼門(未申金神)についての伝承・習俗

が伝えられている<sup>⑩</sup>。そして、金神は非常に不浄を嫌う神と言われ、その方角に当たる土地に便所や台所・流し台など設けると「障り」があるとして、常に移動する「廻り金神」に触れる不浄行為も同様であると言われた<sup>⑪</sup>。恐らく金光大神の在世した当時は、さらに厳密にそうしたことが言われ、金神は常に人々の生活に密着して意識され、不幸災難が起るとそれは金神の怒りによるものとして、改めて金神などの凶神への不浄行為の有無を問題にするのが通例であったようである。金光大神に救いを求めて来た人々の中には、そうした問題を動機とする者も多かった<sup>⑫</sup>。

このように、金神と方位に関わる禁忌は、人々の具体的な営みの在り方を左右するものであっただけに、死穢の禁忌などよりも切実で重い意味を持っていたと考えられる。「よく考えてみよ。死人や汚れた物を、あなたのご地内にいけるのは、汚れはせんか云々」という詰問は、こうした実情を背景としてなされているものと解される。先述のように、死穢に関わる忌服は、一定期間の神前忌憚を主要内容とするもので、その場合、神は神社や神棚の神が対象とされているが、当時の人々に強く意識された足下に位置する金神については、屋敷内や神棚に祭祀した祠や社の金神以外は忌憚の対象から除外されていたと考えられる。ただ、人々にとって、金神は丑寅・未申など特定の位置に在座すると考えるのが普通であったので、既に建築の時からその方角への不浄行為は避け続けていたはずである。しかし、死者が出て忌服中であるといっても、金神方の土地を全く踏まずに生活することは、ことに日常の農作業に追われる農民などにとっては不可能に近いことであつたらう。「あなたのご地内は踏まずにはおれぬ」というのが、そうした実態を指摘する言葉であつたと思われる。

従って、死穢の禁忌に従う人における神々への慎みとしての行為には、あくまでも不徹底なところがあるということの指摘は、それを受けた人にとって、それまでただ随順してきた禁忌の意味を失い、拠所を失った不安を抱くものとなつたはずである。その不安の中で確固とした拠所を求めようとする思いに向けて、「これまでしておることは、みな天地金乃大神様へは大ご無礼なり」という確信に満ちたところの、全く新たな神とその神性に関わる新たな「無礼」が語

り示されている。そして、この新たな神、新たな「無礼」にどのように向かい克服していくべきかということが次に述べられている。

これからは、正月一日に親が死んだら、飾りはおろさずにおいて、親々代々のご無礼許してください、四十九日の忌み汚れを許してくださいと頼めよ。また、後の繁盛を頼めよ。飾りは、おろすにおよばず。とかく平生のとおりにして、その日から願うがよし。また、神々様へは、天地金乃大神様からお断りを申しでもらえよ。

このように、従来の定式化された禁忌の遵守によって神々への「無礼」を避けようとした意識を捨て、「無礼」を避けることは不可能であるという自覚に立って、正面から神にその「無礼」の許しを願うという、全く新たな方法が教示されている。このような神々との関係の取り方、向かい方を教示するについて、金光大神は、その訳と根拠に関わることとして、別の理解において斎藤に次のように語っている。

氏子で足らんで、牛馬とも七墓ならべるまで、金乃大神様へご無礼をしたものじゃ。七人の命取らっしゃる金神様なら、頼めば命継いでくださると思うてご信仰したら助けてくださった……（「理解」I 斎藤宗次郎の伝え）

先に述べたような、新たな神、新たな方法の提示は、金神七殺という修羅場に追い詰められた中で必死の思いで身を捨てて切り開いたところの、体験的な実績を裏付けとしてなされているわけである。ここで詳しく述べることは差し控えるが、実際に金光大神は「金神七殺」と認めざるを得ない相次ぐ不幸を経験しているし、そこから大きく信仰を展開している。その信仰の展開は、同時に、金神の神性転化を伴うものであったということが、右に示した理解にも窺える。即ち、従来は、不浄をはじめとする無礼行為を忌避することで金神の怒りをまぬがれようとするのが通例で、そこには

崇り性、悪神性が想定されているが、ここでは「頼めば命継いでくださる」「助けてくださる」という守護性・救済性が見いだされている。「これからは……頼めよ」という教示は、この金神の守護性・救済性の保障から導き出されたところの、金神と人との新たな関係の在り方を促すものと言えよう。そうした関係は、具体的には「親々代々のご無礼」に象徴される不可知的な神への不敬行為や「四十九日の忌み汚れ」といった当面の不浄行為など、神に関わる行為の一切について、人が金神の本来性としての天地金乃神に「頼む」「願う」「お断り」するという姿勢・信仰として示されている。

正月の飾りは「おろすにおよばず」という指示も、そうした神と人との関係を基にするところから出されていると思われる。即ち、正月飾りは、「一年中の先行きを祝う」という、本来、祈り、願いを込めて新年を迎える意味を持つものであった。正月に不幸があるとその飾りを除去する慣わしは、神々への祈りの断念をも意味するものとなる。「とかく平生のとおりにして、その日から願うがよし」という教示は、そうした既成の禁忌・慣習の問題性を見据えた上で、儀礼的な行為を全体的に総括し、「願う」という信仰内実の回復・獲得を促すものである。

## 二、産穢・血穢の禁忌に関する理解

金光様ご理解に、「女が毎月の月役つきやくにおる時に、いずれの氏子も身が汚よごれたと言うて神様へ閉と門かいたし。七日の間、炊き初穂も供えず、めいめいだけ食べて、大神様にはご無礼し。そのうえに、下の洗いい水を捨てる時には、つばへ捨てるとか、穴を掘りて捨てるとか、川で洗い来るとか、いろいろに言うて、あなたのご地内に無礼いたし。それでも、氏子は神様にさばらねはきんとうのよううに思うておるけれど、それはきんとうにはならん。それがご無礼となり、(中略)もうこれからは、十人なみの言うことをやめて、月役におると、大神様へ、私は身が汚よごれましたからご無礼許してくださいと申すて、お断り願え。(「理解」I 斎藤宗次郎の伝え23)

本章では、このような血穢に関わる禁忌についての理解と、併せて、次に示すような産穢に関わる禁忌についての理解を取り上げ、それらから窺える当時の情況について、その背景と実態を描くことに努め、以て、こうした理解の意味を究明していきたい。

出産の時、親神様のおかげをこうむるということを知らずに、「喜び(産出)の模様じゃ。暦(きよみ)はどこにあるか、明き方はどちらか。さあ、水がこぼれる。不浄になった」と言うて、神様に遠慮するようにしておる。「理解」I 山本定次郎の伝え2)

これまでは産をするので、明き方へ向かなければ悪いと言ってそうするけれども、だんだん難産があった。金神様は、神棚(かみだら)の方へ向いて産をすれば安産のおかげをくださる。「理解」II 小林財三郎・角南佐之吉・利守千代吉の伝え2)

今日では、こうした理解が物語るような習俗はほとんど行われなくなっているが、かつては広く各地でこのような産穢・血穢に関わる禁忌が慣習化されていたことを窺わせる報告が残されている。<sup>⑩</sup>

産穢の禁忌としては、産後三十三日間は別火・別クドを用いて炊事をし、神前に行くことはできないとか、出産については的殺方・金神方などの凶方を避け、その年の「明き方」「恵方」を向く、あるいは、後産の処置について、やはり「明き方」など場所を選んで壺に収めて埋め、産湯は陽に当ててはならないと言って納戸の下に流すといったことが行われていた。このような産穢に関わる禁忌は各地に習俗化されて継承されていたが、それは、右に示した金光大神理解の伝承に窺える当時の情況との類似点も多いため、概ね、金光大神の在世当時の禁忌と共通するものと考えられる。それらの伝承に見られる産穢の禁忌は、一定期間の産婦の隔離・別火・別水というのがその基本的な内容である。

血穢の禁忌は、月経中の女性は汚れの者として家族から隔離されて別火の生活をし、神社への参拝や神棚のある部屋に入ることができない、あるいは、正月の餅つきには手を出せないとされ、洗濯・干物などの制限にまで及ぶものであ



った。

こうした禁忌が形成されてきた歴史については、先章において死穢の問題と併せて述べたところもあるが、ここでは改めて血穢・産穢に関わる禁忌についての、高取正男と牧田茂の見解を取り上げて、こうした禁忌の問題性を押えておきたい。

この世における新しい生命の誕生は、慎んで産屋の神の降臨をねがい、その加護のもとにするのが本来のありかたであった。そうしなければ丈夫な子を安全に産むことはできないと信じられてきた。……出産はそれほど避けがたく危険をとまなうものであった。

少なくとも日本の場合には、神祭る小屋も、産屋も、月事の際の隔離小屋も、そこに「籠る」ということでは一致していた。折口信夫は、女性の生理を古代の日本人が「神の召されたしるし」として、槻の木の下建物にこもらせたと説いている。神の觀念がうすれて、なんのために小屋に籠るのかわからなくなったとき、それを「血の穢れ」のためだと説いたものが出て、民衆が素直に信じたにすぎない。いわば、日本における神と女性との関係の、あまりにも大きな変遷であった。

汚穢に関わる觀念と禁忌は、大陸の文化・宗教の影響を強く受けながら成立してきたもので、血穢・産穢それぞれ多少の違いはあるが、基本的には変わりはない。右の両説は、そうした禁忌が整備される以前の忌みには、神を迎えてその加護を受けるという信仰内実を伴うものであったことを指摘し、汚穢に関わる禁忌によって、神と人との関係が失われていったという見解を示している。

女が毎月の月役におる時に、いずれの氏子も身が汚れたと言つて神様へ閉門いたし。七日の間、炊き初穂も供えず、めいめいだけ食べて神様にはご無礼し。

言うまでもなくここに述べられているのは、当時の「月役」即ち月経の汚れに関わる禁忌の実態と、それに対する金光大神の批判的な指摘である。「神様へ閉門いたし。……炊き初穂も供えず」とは、先に示したような、神社への参拝や神棚のある部屋に入ることができないという神前忌憚を意味するものと解せる。そうした禁忌を守ることは、神に対する礼儀・態度として好ましいものと信じられていたに相違あるまい。しかし、それは同時に「炊き初穂も供えず、めいめいだけ食べ」という、考えてみれば神への無礼を犯すことになっているではないか、というのがこの理解の指摘するところである。

氏子は神様にさばらねばきんとうのように思うておるけれど、それはきんとうにはならん。それがご無礼となり、

この箇所も、意味的には同じことを述べているが、直前の具体的な内容をさらに普遍化して問題性を押さえ直している。当時の人々は、汚れた状態で神に「さばる」(接触する)ことを避けるのが、神に対する「きんとう」(嚴重で丁寧な態度)であると信じていたことが窺われる。そうした人々に向けて発せられたところの「それはきんとうにはならん。それがご無礼となり」という理解の言葉は、一体何を問題とし、訴えようとしているのであろうか。その点に関わって、先に取り上げたところの汚穢に関わる禁忌成立の歴史に対する見解が、一つの手がかりを与えている。ことに「神の觀念がうすれて、なんのために小屋に籠るのかわからなくなったとき、それを『血の穢れ』のためだと説いたものがない、民衆が素直に信じたにすぎない。いわば、日本における神と女性との関係の、あまりにも大きな変遷であった」という牧田説が注目される。

民間伝承と金光大神理解の伝承を通じて窺うことのできる血穢に関わる禁忌の実態は、先に示したように、神社や神棚のある部屋に入ることを憚る神前忌憚、神との関係を持つことを控える姿勢・態度といったことが主要なものであ

た。そこには「神の觀念がうすれて云々」という見解に符合するような神と女性の断絶した關係がみとめられる。金光大神の「……それがご無礼とな」という指摘は、そうした神と女性、神と人との關係の遮断に外ならない禁忌とそれを遵守しようとする人に対してのものであると言えよう。

ところで、ここまで血穢に関わる理解について述べてきたが、続いて、産穢に関わる理解に焦点を移してゆくことにする。

出産の時、親神様のおかげをこうむるといふことを知らずに、……神様に遠慮するようにしておる。

ここに示されているような、そして民間伝承を通じて窺われる当時の産穢に関わる禁忌は、出産時の産婦の向きについて方位神（的殺・金神など）を避けること、後産の処置についても「明き方」など選んだ上で行うこと、産後一定の期間、家族と隔離された別火の生活をし、神前に行くことができないといったものである。「親神様のおかげをこうむることを知らずに……神様に遠慮するようにしておる」という指摘は、神前忌憚・神前忌避における神と人の離別という状態に対するものと考えられる。

先に示したように、高取正男は「この世における新しい生命の誕生は、慎んで産屋の神の降臨をねがい、その加護のもとにするのが本来のありかたであった」と述べているが、近世末に至っては、本来的な在り方は見失われ、神の加護ではなく禁忌に離反しない安心感を求める在り方が主流となっていたわけである。金光大神は、そうした人々に、「親神様のおかげをこうむる」即ち、神の加護を受ける産の在り方を説いており、それは、禁忌に呪縛され続けてきた人々に、本来の在り方を呼びさます意味を持つものでもあったと言えよう。ただし、金光大神の説くところは、ただ単に本来的な在り方・信仰を呼び起こしたというだけでなく、一段と積極的に神との関わりを求め深めていく信仰を促すもの

であった。

……金神様は、神棚かみだの方へ向いて産をすれば安産のおかげをくださる。

先章においても述べたように、金光大神の信仰展開において金神は重要な存在であった。それは、当時の民間信仰の情況とも深い関連性を持つものであった。方忌の対象として主要な悪神である金神を、逆に信仰対象としていくということは、当時の信仰情況の中で、どのような意味を持つものであっただろうか。

明き方に向かって産をせよと方位家などは言っているが、これからは金神のお棚の方に向かって産をせよ。産に失敗はさせない。

(「理解」Ⅱ 高橋富枝の伝え42)

こうした理解にも窺えるように、当時、方位家は人々に、金神をはじめ凶神の方角を避け、歳徳神など福神の「恵方」に向けて出産するよう指示していた。また、後産の埋場所も方位の定式によって選定されていた。ところが、金光大神は「金神のお棚の方に向かって」という指示を与えている。ここで問題になるのは、方位における金神と神棚に祀られる金神との関係である。

今日でも、総社市新本では、ほとんどの家で神棚などに金神が祀られているが、右の理解や次に示す理解は、当時、広く金神を家の中の神棚などに祀ることが行われていたことを物語っている。

無理に参るにはおよばない。どこの家でも金神様をまつていない家はないから、朝夕、手を合わせて、今日もおかげをただかせてくださいと言って拝めば、それでよい。(「理解」Ⅱ 吉原良三の伝え5)

このように家の中の神棚などに祀られた金神は、元々方位神金神の祟り障りをまぬがれる為に祀られたものと考えられる。総社市新本では、方位の金神をはじめあらゆる神の障りから守護する神として「一切金神」が祀られている。祭祀する場所・位置については、最も大事な神様ということで床の間の高い位置に棚を設けて祀ったり、上の間の神棚に祀ったり、他の神々と同じ棚に祀る場合は、上位に当たる位置に祀ることが行われている<sup>⑧</sup>。このような金神の祭祀とその信仰は、右に示した理解が物語る当時の金神祭祀に結びつく面があるのではなからうか。即ち、恐れるゆえに祀るといふ素朴な金神祭祀が、祀ったゆえに守られるといふ信仰に展開していくことは可能性として十分に考えられることである。

岡山県下では、納戸などでの出産に際して、お産の神と言われる「六三金神」を祀り、その守護を受けるといふ信仰もかつてはあった。その場合、金神は不浄を嫌う神ではなく逆に守る神と言われた。また、産室の入口に注連を張るのは、汚穢を排除するためだけではなく、その内は神域であって、他の者を入れないということを示す意味があったと伝えられている<sup>⑨</sup>。高取や牧田の言うところの、禁忌が制度化される以前の本来的な忌み、あるいは産や月経における神と人の関係は、こうした金神信仰などに受け継がれていたのかもしれない。しかし、そうした民間の素朴な信仰は、方位信仰をはじめ大陸の強い影響を受けて展開されてきた強力な信仰の浸潤によって、次第に消滅していく運命をたどっていたのではあるまいか。

金光大神は、そうした信仰状況において、当時、強大な力を持っていた金神を、逆に神と人を結びつけていく信仰を展開する武器としながら神と人を断絶する「不浄・汚れ」意識と禁忌に対峙していったと考えられる。

### 三、被浄に関する理解

被ということとは、罪汚れを払うということで、罪汚れさえなければ、被をあげるにはおよばない。（「理解」Ⅱ 高橋富枝の伝え20）  
 被、心経ではおかげは受けられないから、わが心の一心でおかげを受けよ。被、心経でおかげが受けられるのなら、大夫や山伏は  
 みな、おかげを受けそうなものであるが、そうはいかない。（「理解」Ⅱ 森政さだの伝え8）

今日でも神道などに継承されているが、当時は、神社で執行される祭事だけでなく、神楽・日待ちといった年中行事・  
 歳時習俗・儀礼などにも汚穢を避け被い浄めることによって、神との接触・交流が可能となるという観念としきたりが  
 定着し慣習化していた。右の理解にも窺えるように、被は罪汚れを除去すべく行われた儀礼であったし、招福の方法、  
 神の利益・守護につながる方法として広く用いられていた。そして、信仰行為の中で被浄は欠くことのできない重要な  
 位置を占めていた。金光大神は、そうした信仰情況の中で、このように被の意味を否定する理解を示したわけである。  
 被と言っても、修被の儀礼を指す場合も、各種の被詞ないしはその奏上を意味する場合もあったが、ここでは、直接的  
 には後者について述べられている。こうした金光大神の被についての理解は、被の意義を否定しており、神道など既存  
 の宗教と全く対照的な在り方を示している。こうした理解が示される背景となったのは「不浄・汚れ」を否定的に捉え  
 る金光大神の信仰であったことが、「罪汚れさえなければ、被をあげるにはおよばない」という言い回しによって分か  
 る。

ただし、被浄の不要を説いていく背景・動機は、その他にもあったことが、次の理解に窺われる。

信心はみやすくせよ。手を洗ったり口をすすいだりしなければ信心はできないということはない。百姓をしていて、灰や下肥をあ

つかっている間に事が起こった時、手を洗ったり口をすすいだりしては間に合わない。そうした時には、すぐそのままを拝をして、お頼み申せばよい。(「理解」Ⅱ 大喜田喜三郎の伝え4)

当時の人々にとって、「信心」とは、必ずしも神社仏閣への参詣や祭礼への参加、特定の教派に所属しての活動だけを指すのではなく、身近な屋敷神・屋内神・仏壇等との日常的な関わりをも意味していた。岡山県総社市の場合、床の間・あだの間の神棚・納戸・台所と、各所に天照皇大神・石鏡・大黒・金神・恵比須・土公神・水神などが祀られ、常に人々の間近に諸神が存在し、人々の生活と心に密着していた。<sup>⑤</sup>例えば土公神(オドックウ様・ロックウさん)は、台所とか大黒柱の辺りに祀られ、「ロックウさんは一家の大黒柱で、一日もなくては日がたたない」とか「ロックウさんにご飯をあげないとご飯が頂けないような気がする」、「忙しい時には、草履を脱いで床の上上がるのが億劫なので羽釜の蓋へご飯を据え、ロックウさんに向かって拝む」と言われるような、日常の生活に密着した信仰対象とされていた。そして、外出に際してはロックウさんに手を合わせて無事を祈り、帰ると「行って帰りました」と報告をするといった「信心」を成り立たせていた。<sup>⑥</sup>

右の理解は、この土公神信仰のような、生活の中で日常化された「信心」の実情・立場から、定式化・慣習化された被浄中心の信仰形式を相対化する意味を持つものと解される。「百姓」としての生活の経験という面では、金光大神もその前半生の年月を通しての豊富な蓄積がある。従って、このような被浄の不要が説かれるについては、日常的「信心」を重視し尊重する立場も少なからず反映していると考えられる。そして、そこに、定式化された信仰形式の意味を失わせていく信仰展開の営みを見いだすことができよう。そうした意味では、次に示す理解も同様の内容を持ち、さらに別の意味で重要な手がかりを与えている。

51 忙しい時には、ゆっくりと拜んでいることはできない。さあ降りだしたという時に、ゆっくり拜んでは、干してある稲や麦が

ぬれてしまう。忙しい時には、今日は、こうこうでございますからと申して仕事に出て、麦を刈りながらも肥をかけながらも、清浄な心で拝めば、それで神様はお受け取りくださる。(「理解」Ⅱ 津川治雄の伝え10)

ここには、先に述べたように、土公神信仰にみられる日常的な「信心」が、従来の神々の粹を越えて、神を祭祀する場から遠く離れた田畑においても営まれるものとして示されている。肥灰にまみれる田畑は、汚穢・被浄にこだわる既成の信仰観念からすると、神々を迎え交わることなどとうてい考えられない場所であった。しかるに、金光大神の「信心」日常化の方向性は、そうした既成の観念・信仰の厚い壁をも打ち破っていく力を持つものであった。なお、この理解において見落としてはならないのは、「清浄な心で拝めば」という言葉である。形式よりも心を重視するのは金光大神の理解に一貫したものであるが、究極的に「おかげはわが心であり」(「覚帳」一七—五)とまで表現されるところの徹底した心重視の教義は、既成の信仰形式へのこだわりを棄てざるを得ない日常的「信心」の中で育まれたものと考えられることもできるのではあるまいか。そして、このように日常的「信心」と心を重視する教義は、広く深く根を張りめぐらせていたところの、儀礼・齋忌によってのみ神々と人々の交流を可能なものとした宗教的・文化的体系を根底から覆すものとなる可能性を持つものであった。

## 結 び

最後に、これまでに述べてきた各章の内容を踏まえながら「不浄・汚れ」に関する理解の意味を全体的に整理し、金光大神の信仰・布教における教義的な意味について考えてみたい。

これまでは、きれいづくをする神ばかり。きれいづくをしては、人は助からず。天地日月生神金光のは、きれいづくのない神ぞ。



これまでも述べてきたように、「不浄・汚れ」に関する理解は、死穢・血穢・産穢に関わる禁忌に随順することの不要を説き、代わりに金神等の神々に願う・断るという方法を教示し、神と人の交流関係を回復せしめるものであった。それはまた、被浄をはじめ、従来儀礼的な神々との関係の持ち方を相対化していくものとなった。このように不浄・汚れの禁忌を否定するについて、金光大神において、どうしても乗り越えなければならなかったのは、金神の神性の問題であったと言える。既に度々触れてきたように、方位神金神は、ことに不浄を嫌う神と言われ、人々は方位の定式によって金神に対する不浄行為などを慎重に忌避しなければならなかった。しかし、金光大神においては、大地全てが「悉皆、金神様の御地」(〔理解〕Ⅲ「御道案内」4)「あなたのご地内」「皆、金神の地所」とされている。従って、金神不在の方角を選ぶということも、金神を避けて不浄行為をすることも不可能なこととなる。そこで方位の方法論に代わるものとして見いだされたのが、不浄行為を犯さざるを得ないという自覚に立って、金神に願う断るという方法であった。しかし、大地が全て金神の地所であり、その金神にお断りしお願いしても、依然金神が「最も不浄を嫌う神」と言われる神性を堅持していれば、この新たな方法も無効なものとなろう。右の理解は、そうした問題に関わる神性転化の事情を物語っている。すなわち「きれいづくをする神ばかり」とは、不浄・汚れを嫌い清浄を是とする神々に支配された世の様を示したもので、そうした中で人々が常に神の守護を受けて助かることができないう状態にあって、金神が、救済上の問題から「きれいづくのない神」即ち不浄・汚れを嫌わない神へと神性転化したということが、ここに示されている。

神性転化と言えば、第一章において述べたように、一つには、金光大神が金神七殺の修羅場の中で命がけで獲得したところの凶神金神から救済神金神へという重要な神性転化があった。不浄を嫌う金神から嫌わない金神へとという神性転

化は、それに並ぶ大きな意味を持つものであったと言えよう。そして、いずれも救済ということが深く結びついている点が共通している。ただし、前者については、金光大神と金神との関係史を綿密に押さえながら改めてその実態を解明し確認する必要があるが、それは後日の研究に委ねることにはしたい。今として予測すれば、金神と金光大神の関係史とは、具体的には冒頭に示した「三つこと理解」における「日柄方角」に焦点を当てながら解明されていくべきものであり、その成果は、改めて本論に反映させていく必要があると考えている。

そうとして、ここでは、「不浄・汚れ」の問題と金光大神の関係史を辿り、金光大神理解に示された「不浄・汚れ」に関する教えとの関連性を考えておきたい。

金光大神の事蹟を顧みると、嘉永三年、子供の疱瘡について「注連おろし」「注連あげ」という祓浄儀礼を行っている。（「覚書」二一―18）また、安政二年、妻が三男宇之丞を出産し、産後に「火合わせ」の儀礼を行っている。（「覚書」三一―1）これは産後の別火を窺わせるものである。ここまでは、当時の一般的な儀礼と禁忌に従っていた様子が窺えるが、以降はそうしたものの不要を指示する「お知らせ」が示されるようになる。以下列挙すると、安政六年、「此方には、笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし」（「覚書」七―8）、文久三年、「女の身上こと……不浄、汚れ、毒断てなし」（「覚書」二二―3）、明治五年、「注連かざりは此方にはいらす。年ぶん（年）注連あり」（「覚書」二〇―12）「拜むと言ふな、願ひ届けいたしてあげましよう」と申してよし」（「覚帳」一六―19）などである。

こうしたお知らせが示される背景には、前半生において様々な既成の禁忌を遵守しながら、それでもなお不幸が重なった経験と、後半生のこうしたお知らせに従う在り方が好ましい結果につながるという金光大神の体験がある。例えば、安政六年の「笹振りの不浄、汚れ、毒断てということなし」というお知らせに従ったことが、文久二年、「此方よりはしかの手本を出し」（「覚書」二一―5）、「妊娠の女六人助かり」（同二一―7）という結果と救済につながっている。

ところが、降って明治九年、娘くらのお産に際して、「後産を例の川原へ、同人に持って行って埋めさせ。産水は日

ごろ不浄水流す所へ捨て」というお知らせが示されている。（「覚帳」二〇―29）このお知らせは、後産と産水の処理について、不浄行為に対する慎みの姿勢を求めているとも解せるが、そうとすれば、このお知らせ以前の「不浄、汚れなし」というお知らせと矛盾する面が出てくる。即ち、不浄・汚れがないということであれば、「不浄水」ということも、その水を流す場所を特に指示することも不要になるはずである。この問題については、金光大神の金神信仰が関わりを持っていてと考えられる。第一章で述べたように、金光大神はあくまでも大地に対する不浄行為については、お断りをしていくという在り方を教示している。また、金神に対する不浄行為を避けることは不可能であるという確認に立って、はじめてその無礼についての許しを願うという信仰が成り立っているわけで、金光大神における不浄観を、あらゆる面で一貫したもの、あるいは矛盾のないものとして捉えると無理が生じるだろう。金光大神の信仰展開において金神の神性がその本来性としての「金乃神」「天地金乃神」へと転化されていったという見方はできるが、金光大神だけでなく当時の人々にとって強く意識された金神の神性と全く無関係な方向へ神性が変化したとは考えられない。

この金神の神性転化について、一章では金光大神の「金神七殺」の体験、二章では屋内神として祭祀された金神の守護性、三章では土公神信仰などに見られる日常的「信心」というふうな、それぞれ金光大神の体験、信仰的土壌との関連において捉えられるところがあつた。加えて、ここで金神の神性転化について考えられるところを述べておきたい。特に第一章で述べたところと関係して、ここでは、金神の在座範囲の拡大ということがみとめられた。即ち当時一般に浸潤していた方位における金神は、その定式によって、丑寅・未申など固定した方角及び、廻り金神の方角にのみ在座するものとされていたが、金光大神理解において、「あなたのご地内は踏まずにはおれぬ」「悉皆、金神様の御地」と表されるように、金神の在座範囲・領域が大地全体へと拡大されている。このような金神の領域拡大には、金光大神のところで何らかの巨視的な視点・視野が獲得されておく必要があつたはずである。そして、それは、金光大神の信仰やその神観に重要な意味を持った「日天四」と表された神であつたと思われる。日天四と金光大神との深い結びつきにつ

いては、拙論「日天四と金光大神」<sup>②</sup>において論述しているので、ここで詳細に述べることは差し控えるが、慶応三年の「日天四の下に住み人間は神の氏子云々」というお知らせに象徴されるように、「神の氏子」という人間観は、「日天四の下」という巨視的な、グローバルな視野の中で可能となっているなど、日天四の存在は、金光大神の信仰そのものを押し広げていく役割を担っていると言える。また、金光大神の信仰において中核的な位置にある金神が、「天地乃神」「天地金乃神」へと、その神性と神名を展開・進展していくについて、日天四は、月天四と併せて不可欠の存在となっている。つまり、日天四は金光大神における神の、信仰の展開に直接的に関わる神として極めて重要な位置にあったわけであり、先に述べたように金神の領域拡大という面での神性転化には、やはり日天四の存在が大きく関与したと考えることができよう。

神性の問題については、一応ここで区切りをつけることとして、最後に、特に第三章で述べた内容に関わって、「今日」と表されるところの意味について触れておきたい。具体的には、土公神信仰に関して見いだすことのできた、日常的な「信心」をめぐる浮かび上がってきた問題であるが、第三章では、心を重視する方向、儀礼・形式を相対化する方向として帰結させ、「おかげはわが心にあり」という心重視の教義との関連性を示した。しかし、この日常的な「信心」については、むしろ、「今日」で一心に頼め」という教示の内容との関連性を捉えることがいると思われる。当時の宗教・文化情況は、日常と非日常のリズムを構成する様々な歳時習俗・祭礼・齋忌があって、人々はそうした儀礼・齋忌に身を委ね、生活のリズムを合わせることに慣れ、それについて何の疑念も反発も抱かない状態にあった。それは同時に、神々と人々が、祭り日と普通の日、普通の日と忌日、吉日と凶日といったように、関係・交流の有無を明確にするというものであった。例えば、死の不浄・汚れを帯びた者は神の前を憚らねばならないとすることは、神と人の関係が遮断された状態で、忌明けは関係の回復した状態というように、神と人の関係の断続というリズムが、様々な儀礼・齋忌に伴っていた。しかるに、金光大神の提示した「今日」というリズムは、儀礼・齋忌と無関係に、一日

々々の連続的な神と人の関係・交流を可能ならしめている。

不浄・汚れに関する禁忌の不要を示していく営みは、必然的に当時の齋忌が成り立たせていたところの時間観念など様々な価値体系を切り崩していく意味を持っていたと言えるだろう。本稿のはじめに示した「三つこと理解」の内容となる「日柄方角」「不浄汚れ」「毒断て毒養生」という各部分の意味は、それぞれにまとまりを持つものと解せるが、一部分の意味は、自ずと別の部分をも切り開いていくべき力を持つものとして、相互に深い関連性を保有していたと考えられる。

「はじめに」においても述べたように、この「三つこと理解」の内容に込められた、当時の「日柄方角」「不浄汚れ」「毒断て毒養生」といった言葉と内実は、今日では風化しつつある。しかし、本稿を通じて述べてきたように、「不浄・汚れ」に関する理解の内容とそれを生み出し支えた金光大神の信仰の営みは、当時としては、極めて現実的で普遍的な問題を担う意味を持つものであった。そしてそれらは全て、神と人の関係の保持ということを根本の願いとするものであったと言うことができよう。そうした意味で、今日の信仰と我々を取りまく様々な情況・価値観などを、改めて見直していくことが求められるのではあるまいか。

(教学研究所員)

## 注

① 紀要『金光教学』第二四号所収。

② 本稿の産穢・血穢に関する部分については、元助手佐藤光子との共同研究の成果をとりまとめたものである。尚、佐藤は別に「不浄・汚れに関する理解―産穢・月事穢を中心として―」（昭和六十年年度研究報告）を著わしている。

③ 死穢に関わる類似の理解として次に示すものなどがある。

「汚い所もきれいな所も死人の所も、日天四は平等に照らす。金神も平等に守る。したがって、天地の神は不浄汚れは忌まない」（「理解」Ⅱ 高橋富枝の伝え）

「親が死去して、四十九日の忌服ということあり。その四十九日の間に病み患いをいたし、それ医者薬じゃ、または氏神にて勢祈禱と申した時、まだ親の忌服がすまぬ四十九日のうちならば、氏子一人と駒千匹にもかえとうもないと、例えにさえ

申す氏子を、気の毒ながら見殺しにせねばなるまいがのう。それゆえ、この金神は汚れ不浄はおやめ、お許しに相成っておる」

(「理解」Ⅰ 鳩谷古市の伝え1)

「天地金乃神においては、喪中じゃというても、氏子から先へお断りさえすれば、神の前はよけるにおよばぬぞ。埋葬の穴でも金乃神の土地じゃよって、三尺四面は願いをかけて掘れい」(「理解」Ⅲ「尋求教語録」119)

④ 岡山民俗学会民俗調査報告「岡山市の民俗断片―葬制その他―」『岡山民俗』第七九号、岡山民俗学会編「日生の民俗」『岡山民俗展望』「八塔寺周辺の民俗」、『北房町史』、『鴨方町史民俗編』など。

⑤ 井之口章次『日本の俗信』二二二―二四八頁、波平恵美子『ケガレの構造』八八、二〇二頁、中牧弘允『神社と神道』『日本民俗文化大系』第四卷二三〇―二三二頁参照。

⑥ 高取正男『神道の成立』、岡田重精『古代の齋忌(イミ)―日本人の基層信仰―』、金子武雄『上代の呪的信仰』、池見澄隆『中世の精神世界―死と救済―』など。

⑦ 高取正男『神道の成立』二〇八―二六〇頁参照。

⑧ 「金光が金神様に一心に信心をしておかけを受けておることを話して聞かすのぞ」(「理解」Ⅰ 市村光五郎の伝え1―45)

「金神といえは、この世はじまっつての神である。ほかの神々は、ここに、あそこにとまっつておきながら、この世はじまっつての神は末座にしている」(「理解」Ⅱ 藤原嘉造の伝え2)

など、他の理解において「金乃神」「天地金乃神」についての神性として示されるような内容が「金神」のそれとして示される場合がある。

⑨ 松浦琴鶴『方鑿秘傳集』(天保11〜12執筆)六三頁参照。

⑩ 波平恵美子『ケガレの構造』三九頁、高崎正秀ほか編『日本民俗学の視点』2、一九―二二頁参照。

⑪ 鶴藤鹿忠『中国地方の民家』三一―三二頁参照。

⑫ 金光教教学研究所編『民間陰陽道・金神信仰に関する調査記録(一)』七頁参照。

⑬ 片岡次郎四郎は、子供の相次ぐ死にあい「これは金神の祟りであると思ひ、家相地相を見てもらい、家を何度となく作りかえ、……あらゆる手段を尽くして金神をよけ、また封じてもらったが、どうしても験が見えない」という状態にあって、人に導かれて、金光大神の教えを受けた大森梅の広前に参っている。(「理解」Ⅱ 片岡次郎四郎の伝え1)

その他、石原銀造などがある。(「理解」Ⅱ 石原銀造の伝え1)

⑭ 本文中に示したもののほかに、産穢・血穢に関わる理解として次のようなものがある。

「腹帯をするにはおよばない。物忌み毒断ちもいらぬ。好きな物をいただいて体を作れ。産の汚れは言わなくてもよい。どの方角へ向いて産をしても障りはない」(「理解」Ⅱ 福嶋儀兵衛の伝え7)

「女の人が信心していても、月経になれば神仏が拜まれぬということを経々から聞いており。それでは、恩知らずというものである。……死亡の時、月経の時、ほかの神様へは遠慮しておられるが、この天地の親神様へは、通常より余分事ある時には、格別のおかけを受けねば万事成就いたすまい」（「理解」

I 山本定次郎の伝え26)

- ⑮ 岡山県教育委員会『岡山県民俗資料調査報告書』、倉田正邦「三重県下の産育習俗」、『近畿民俗』七九号、柳田国男・橋浦泰雄『産育習俗語彙』二一～二四頁、『総社市史民俗編』二六四頁、『鴨方町史民俗編』五一七～五一八頁など参照。
- ⑯ 高取正男『神道の成立』二九頁。
- ⑰ 牧田 茂『神と女の民俗学』一九八頁。
- ⑱ 金光教教学研究所編『民間陰陽道・金神信仰に関する調査記録(八)』参照。
- ⑲ 同右記録(七)参照。
- ⑳ 『総社市史民俗編』四四九頁参照。
- ㉑ 鶴藤鹿忠『中国地方の民家』三一～三二頁参照。
- ㉒ 紀要『金光教教学』第一八号所収。

## 明治二年三月十五日の神伝に関する一考察

松 沢 光 明

### はじめに

本稿では、これまで殆ど考察されることのなかった明治二年(一八七一年)三月十五日の「先祖の祭り」に関する神伝の解釈を試みる<sup>①</sup>。それは、この神伝のもつ意味を問うことが、教祖の信仰上における先祖の位置づけを明らかにし、ひいては、今後本教信仰にとっての先祖祭祀の在り方を求めていく上で、踏まえるべき不可欠な作業になると考えるからである。それと同時に、先祖祭祀が家族及び一族という集団の維持、団結に作用するものであることに着目するとき、この神伝の指示は、教祖晩年の信仰的な集団構想や、その共同性の原理を考えていく上にも大きな関わりを有するものであると思われるからである。

考察を進めるに先立ち、はじめに神伝の内容を「金光大神御覚書」(以下「覚書」と略記)によって示しておく。

巳三月十五日、当年より、先祖の祭り、毎年九月九日十日に、身内、親類、此方へまいらせ。

一つ、そのほか祝い、祭りは延引いたさせ。

一つ、親類勤めは子供にいたさせ、と仰せつけられ。

(一七・二・一七三)◎



神伝の内容は、新たな先祖祭祀の提示にとどまらず、それに伴う一打ち書きの部分——「そのほか祝い、祭り」の中  
止、そして親類勤めに関する指示——に及んでいる。それぞれの指示は、一見独立した内容に見受けられるが、日付け  
に始まり「……と仰せつけられ」で結ばれた記述のなされ方からして、ここに示した全体が教祖のところで一連の内的  
関連をもって捉えられていたと判断され、従って、それらは一つの脈絡のもとに理解しなければならぬものと思われ  
る。

さて、神伝の記述に沿って、以下の問いを列挙することができよう。

- (1) この時期に、先祖祭祀に関する神伝が下されたのはなぜか。
- (2) ④ここにいう「先祖の祭り」とは、どのような形態のものか。そのことに関連して、
  - ⓐここで祭られようとしている先祖とは、教祖の信仰生活上に如何なる意味をもった先祖であるのか。また、  
ⓑこの祭りに身内、親類を集わせるのはなぜか。
- (3) この祭りが九月九日十日に定められた理由は何か。
- (4) 「そのほか祝い、祭り」とはどのようなものであり、また、それらを中止すると共に、親類勤めを子供にさせる理  
由は何か。

61 (1)の問いについては、特にその内の外的な動因に限って一章で、(2)に挙げた一連の問いについては二章で、(3)(4)に掲  
げた問いに関しては三章で、それぞれ中心的に取り扱うこととして考察を進めていくことにする。とはいえ、もとより  
これらの問いは、相互に密接な関わりをもつものであって、その多くは、前後の考察を相補的に理解することで始めて  
明らかにし得る性質のものであると言わざるを得ない。<sup>⑤</sup>従って、各問いについての究明が、必ずしも章ごとに明確に対

応してなされているのではないことを予め断っておきたい。

一

明治初年は、宗教制度について次々と法令が出され、一大改革が進められた時期であった。人民支配の新たな手段として神道国教化を推し進めるため、神武創業への復古、祭政一致というスローガンのもとに、仏教勢力の排除と神社側の主体性の回復を目指して明治政府が打ち出した神仏分離政策がそれである。その政策の一環として、神祇事務局から明治元年閏四月十九日に「神職之者家内ニ至迄以後神葬祭相改可申事」という布告が達せられている。

先祖の祭祀に関する神伝が、この明治二年三月に下された理由の一端は、右の布告との関わりに求めることができるであろう。本章ではその点を、この神伝が下された外的な理由として論じてみたい。ついては、まず布告の出された背景について触れておく必要がある。

周知のとおり、幕藩体制下において一般庶民の家は、キリシタン禁圧のためにとられた寺請制度により、銘々檀那寺を定めて葬式、法事や先祖の祭祀を委ね、檀家としての宗判を受けることを余儀なくされていた。そのことは、代々神職を務める家といえども同様であったが、江戸時代も後期になると、国学等反封建主義の立場からの排仏論が台頭する中で、その気運に乗じ神道側の神官達によって、宗門からの離脱及び神葬祭執行を要求する運動が展開されることとなる。それは文化文政の頃にはほぼ全国的に広がったが、それらの要求に対して幕府及び諸藩の下した裁定は、概ね、(一)離檀には檀那寺の同意を必要とすること、(二)離檀の上神葬祭を執行し得るのは吉田家免許状を所持する神職並びにその嫡子に限ること、の二条件にとどまるものであった。ここでは、妻、次男以下の子女達は従来どおり宗門を受けることとされ、また、先祖の供養なども寺院の関与が不可欠とされていたのである。

明治元年閏四月十九日に達せられた先の布告は、これら神仏兩派の勢力抗争に対し、一氣に神職側に有利な決着をもたらすものであったといえる。すなわち、それは神職とその嫡子に限って許されていた離檀及び神葬祭の限定枠を「家内ニ至迄」広げるものであったわけである。そして、一家全員の離檀は、それまで結ばしめられてきた寺檀関係の事実上の崩壊を意味するものであったと言ふことができよう。

さて、右の布告は、教祖の家が宗判を受けていた寂光院の文書「諸用録」にも明治元年の「閏四月」の日付けで記されていることから、それが大谷村にも速やかに届いていることが確認できる。そして、既に慶応三年二月に白川家から金神社神主として神官の補任を受けていた教祖は、制度上からしてこの布告の対象とされる立場にあつたはずである。以下、その点について、大谷村の「宗門御改寺請名歳帳」（以下「宗門帳」と略記）の記載上から確認していくことしよう。

「宗門帳」中での教祖一家の記載のされ方についてあたってみると、残念ながら前記の布告が出された明治元年のものには残存していないが、前後の慶応三年と明治二年のものにはそれぞれ次頁資料のように記されている。

「宗門帳」は、大谷村では毎年四月に村役人によって藩役所へ提出され、村役人の手元にも控えが保管される。そして、その年度に死亡や江戸屋敷奉公などによって異同が生じた場合には、その都度貼紙をして変更事項を記入し、それをもとにして翌年の三月に書き改めるという方法がとられていた。だとすれば、慶応三年の「宗門帳」記載から明治二年の記載への変更からして、この間における以下の推移が考えられるであろう。

慶応三年の「宗門帳」には、家主を金光河内として一家全員の名が記されており、しかもその年度内における変更を示す貼紙がなされていないところから、明治元年三月改めの分（残存していないところの）も同様の記載がなされたところと推察される。ところが、同年閏四月に先の布告を受けたことよって、おそらく教祖及び妻とせの二名のみをとりあえず別帳扱いにすることとして、<sup>⑥</sup> 兩人のところに別帳扱いの貼紙がなされ、それをもとに次頁に示した明治二年三月改め

△慶応三年▽

春太郎組下金光河内家内

一家主

五拾四歳

金光河内<sup>社人</sup>①

一妻

大谷村八百蔵娘  
四拾八歳

とせ

一倅

拾九歳

有志役  
金光石之丞

一次男

拾三歳

卯之治

一娘

拾六歳

くら

一次女

拾歳

この

右合六人内 男三人  
女三人

△明治二年▽

春太郎組下金光石之丞家内

一家主

式拾壹歳

金光石之丞<sup>①</sup>

(貼紙)一家不殘別帳被仰付  
除之

一弟

拾五歳

卯之治<sup>①</sup>

一妹

拾八歳

くら

一妹

拾二歳

この

右合四人内 男貳人  
女貳人

のものが調えられ、更に、以後その年のある時点において、「一家不殘別帳被仰付除之」の貼紙がなされたと推測されるのである。翌明治三年には、石之丞以下の家族も残らず「宗門帳」から姿を消し、「神葬祭御改帳」に「金光大陣」を家主とするその家族として名を連ねている。

「宗門帳」から除帳されるということは、寺請制度によって結ばれていた寺檀関係が切れることであり、家族全員に神葬祭が適用されるのみならず、それまで寺に委ねてきた先祖祭祀がその手を離れることまでも意味する。神伝が下された時期は、ちょうど前年の貼紙をもとに藩役所へ提出する明治二年の「宗門帳」の作成期にあたっている。つまり、寺の宗門から正式に離れる時であったわけである。以上の考察から、この神伝の背景には、明治元年閏四月十九日の布

告に基づく宗教制度の変革が、まず外的な契機としておきえられなければならないであろう。すなわち、この時期の教祖は、先祖を祭るについて、ここからその新たな在り方を求めざるを得ぬ状況にあったわけである。

## 二

前章での考察によって、それまで寺に委託していた先祖祭祀が制度上寺の手を離れたことにより、改めて教祖自ら神職としてそのことを営んでいく立場に立たされたことが明らかとなった。では、この神伝によってどのような先祖祭祀がここから営まれることになったと考えられるであろうか。以下、そのことを考察していくについて、差し当たり本章では、(一)まず、当時の一般的な先祖祭祀の在り方と、ここに指示されている「先祖の祭り」との関わりを論じ、(二)次いで、ここに祭られようとしている「先祖」について考えておきたい。

### (一) 「先祖の祭り」について

民俗学などでは祖先崇拜は、日本の伝統的な「家」——累代家族を包摂する直系の系譜体——を前提として、民間信仰の根幹をなすものであることがしばしば指摘されている。「家」は代々永続していくことが願われるが、時々の世代家族にとつて、この家永続の要請は、家をその創設以来今日まで持ち伝えた先祖、列祖に対する崇敬と表裏一体となっているわけである。このような先祖に対する意識が具体的に宗教的な形態をとつたものが先祖の祭りであり、それを絶やさぬことが累代家族にとつて家永続の規範とされるのである。①では、そのような先祖を祭る機会として、当時一般にどのようなものがあったと考えられるであろうか。

江戸時代には、寺請制度のもとに先祖の祭祀が仏教の管轄下におかれていたことについては、既に一章で触れるとこ

ろがあつたが、そのような仏式による先祖祭祀の具体的な機会として、まず①死者の祥月命日に行なわれる年忌供養があげられる。一般に三十三年、或いは五十年の最終年忌(トムライアゲ)までその供養が営まれるが、それら近い死者の仏事に合わせて、「代々一切の精霊」の供養もなされる場合があり、それが先祖の祭りとして観念されていたこととは十分に考えられよう。また、②盆、彼岸などの年中行事に即して先祖の祭りがなされていたことは断るまでもないであろう。

これら寺檀関係のもとに各家でなされる仏式の先祖祭祀に対し、更に民間信仰レベルのものとして③株内における同族祭祀としてのそれが挙げられよう。民俗事例からすると、岡山県ではこの株内の祭りこそを「先祖祭り」と称している。<sup>④</sup>その祭日は、初代が初めて村に定着した日とか死亡した日といった始祖に因んだ日が一般的であり、この場合初代の創設者(一族の守護神として、他の神仏と習合している場合も多い)が特に中心的な崇拜対象とされている。株内は、本家―分家といった家の出自関係を結合原理としており、伝統的な「家」を構成単位としている。従って本家の始祖は株内各戸を存在させる究極の根拠となり、その祭りには各戸の参加が要求され、義務づけられるわけである。金光町周辺においてもこの祭りの盛んなことが報告されており、大谷近隣でも夕崎の河手株、新田の中嶋株、津の渡辺株、清水株などで現在も毎年この祭りが行なわれている。<sup>⑤</sup>教祖もやはりそれまでは、寂光院の一檀家として、④⑤の年忌供養や精霊回向を欠かさず営んできていたし、また⑥との関わりで言えば、後述するように大橋株の一構成戸として、大橋家を本家とする同族祭祀としての客人大明神の祭りに参加していた。

さて、その教祖が、宗教制度上宗門から離れ、ここに改めて神職として先祖祭祀を営んでいく立場におかれたわけである。では、神道の側としては、当時どのような先祖の祭祀形態が用意されていたと言えるであろうか。神道にあつて一般に死者及び祖霊を祭る儀式は、先の①②③と対比的に述べれば、まず、各家で自家の先祖を祭るという意味で④⑤に対応するものとして、神葬祭・霊祭<sup>⑥</sup>があげられる。また、一族の祖神を祭るという点で⑥と共通するものとして、諸

氏族の氏神信仰<sup>⑧</sup>があげられよう。しかしながらそれは、家の宗教性を代表する先祖の祭祀が、日本の古道に基づくものとして、神道による先祖祭祀を正当化する論理的根拠としては機能し得ても、すぐさまそれをここから神道式の先祖の祭祀形態として取り入れるには非現実的であると言わざるを得ないであろう。また、前二者の神葬祭・霊祭は、既に固定化していた仏式の祭祀形態に対抗するものとして、復古主義と相俟ってクローズアップされてきたものであり、長年に亘る仏教支配のもと、神職の側で一般庶民の死者、先祖祭祀に関わる実例が皆無であった王政復古直後のその当時であつては、例えば神葬祭にしても諸藩から中央へその様式等に関する問い合わせが募る中で、明治二年七月に神祇官が神葬祭式の取り調べにかかるという状況であつて、当時、何らこれとして統一的な形態のそれが準備されていたのではなかつた。すなわち、制度的にはむしろ前章で示した布告こそが、死者及び先祖についての神道式の祭祀形式を整えていくための一ステップであつたとも言え、従つて、その祭祀の仕方についても、当時は多分に神職家達各自の手に委ねざるを得なかつた、というのが実情であつたと考えられる。

さて、以上のことを踏まえたところで、これらの点を手がかりとして、神伝に指示されている「先祖の祭り」について、ひとまず取りまゝとめておきたい。

第一に、神伝の内容からうかがう限り、この「先祖の祭り」は、先祖祭祀として年に一度のものであり、それ以外に同様の祭りには中止されていることからして、<sup>⑨</sup><sup>⑩</sup>に示したような、年忌供養や精霊回向などの、従来檀家として教祖の家で行なわれてきていた、先祖に関する一切の祭祀の営みに代えてこの祭りが営まれることになつたと考えなければならぬだろう。<sup>⑪</sup>すなわち、この祭りの内に、従来の<sup>⑫</sup>や<sup>⑬</sup>の形態でなされてきていた先祖祭祀の営みが包摂されてしまつたとみなすことができよう。

第二に、そればかりではなく、神伝の内容からは、年忌年のように定められた年ではなく、毎年この日に行なわれようとしていること、加えて、あたかも教祖の家を本家的存在とするかの如く、そこへ「身内、親類」を寄せて、こ

の祭りを営むよう指示が下されていることは、この祭りが、単に㊸㊹のような各家ごとになされる形態での先祖祭祀にとどまらず、先に㊸で述べた「先祖祭り」としての形態、すなわち、多分に同族祭祀的な意味合いを込めたそれとしても想定されていることを推察させる。

第三に、従来の先祖祭祀の形態との関わりからすれば、ここでの「先祖の祭り」に、第一、第二に述べたような二つの意味合いが同時に込められたと仮に想定できるとしても、しかしながら、それが盆や彼岸の日にも、また先祖や死者の祥月命日にでもなく、九月九日十日に営まれるよう指示されている点が注目される。その点で、やはりこの「先祖の祭り」には、従来とは別の意味付与がなされていることが読み取られなくてはならないであろう。

この第二、第三の点に関わっては、以後の論及の過程で漸次究明していくこととし、ここではひとまず以上の点を従来の祭祀形態との関わりにおいて把握した上で、次にもう一つ、ここで祭られようとしている「先祖」<sup>㊸</sup>についても一考しておかねばならないことがある。

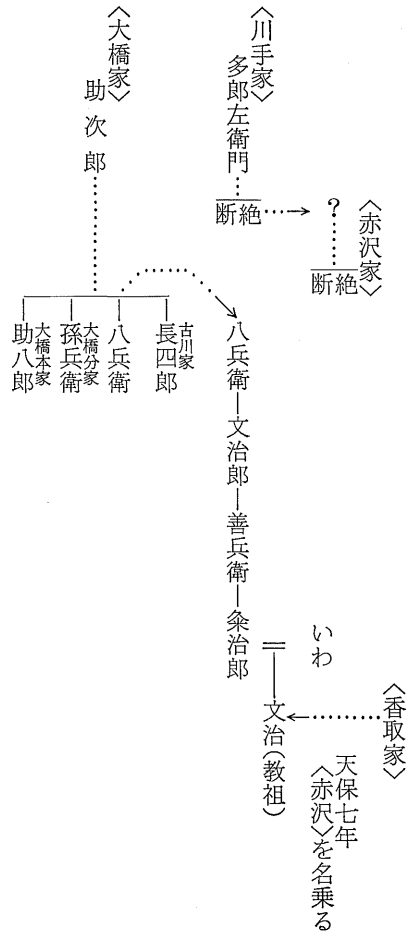
## (二) 「先祖」について

教祖の養家は、川手多郎左衛門を始祖とする断絶家を、教祖から四代前に大橋八兵衛が川手家の判株を許されて再興した家であった。従って、家の出自を辿る場合に、川手姓を継承している点からすれば、先祖は川手家の始祖たる多郎左衛門まで遡り得ることとなり、大橋家を出自の家として、そこから分かれた川手家という形での大橋（本家）―川手（分家）の本末関係が強調されれば、先祖は川手家の中興の祖たる八兵衛ということになる。<sup>㊸</sup>（次頁系図略表参照）

それでは、これら二様の先祖は教祖にとってどのように意識されていたと考えられるであろうか。以下、暫くその点について、教祖のそれまでの生を振り返りつつ考えておきたい。

教祖が養父亡きあと家督相続人として農事に勤しみ、家を守り伝えるべく富貴繁盛へと導く使命に生きる中で、その





責めを自らに問うてくる先祖、その意味で自身とより実感的な連続感をもって意識される先祖は、むしろ八兵衛の方であつたと思われる。筆者がそう考える理由は、元の川手家と八兵衛以降のそれとの間には、何よりも断絶という重い事実が介在していることにある。家の系譜の継承にも、男子の血統による相続や養子縁組によるものなど、幾つかの緊密さの度合が考えられねばならないが、八兵衛の場合は、ひとたび絶えてしまった家の再興であつて、もしそれを継承と呼ぶことができるとしても、かつて断絶した家との関係は極めて緊密さの薄いものであつたと言つてよいであらう。そのことは、以下に述べるような八兵衛以降の川手家と大橋家との関係に注目してみても明らかであらう。

第一に、当時、大橋、川手、古川の三家は、株内（カブウチ）と呼ばれる同族団を構成し、所謂一家氏神として客人大明神を祭っていた。毎年の九月四日五日がその祭り日であり、四日の宵祭りには本家である大橋家に株内の者が集い、客人神を祭つて拜んだ後、本家の振舞を受け昔語りをしていたのである。こうした同族祭祀がその集団結束の維持、強

化に機能することは民俗学の明らかにするところであり、<sup>②</sup> 教祖の時代にも大橋―川手という家の本末関係が毎年この祭りを通して確認されていたといえる。そして、当時こうした家の本末関係が生きていたということは、かつて八兵衛が断絶家を再興するに際して、元の川手家の継承という側面よりも大橋家の分家になるという側面の方が、意識の上では優先されていたことを推察させる。<sup>③</sup>

第二に、右の点は、教祖の養子入りに際して、一行が大橋家へ立ち寄り、かみしも装束に着替えていること（「覚書」一・五・一）、或いは、結婚の折、時の大橋家家長である新右衛門に頼み、やはり大橋の分かれである古川家から妻を娶っていること（「覚書」二・二・一）、更には「覚書」「覚帳」の記述中において、大橋家のことがしばしば「本家（モトヤ）」として示されてきていることから、大橋家―川手家という家の本末関係が重視され、当時それが実際に生きて機能していた様子がうかがい知れるのである。

これらのことからして、教祖にとって意識されていた家督相続人としての責めを負うべき家は、少なくとも教祖前半生におけるある時期までは、大橋家からの分かれである八兵衛によって再興された家であり、その意味で連続感をもって意識される先祖は再興者八兵衛であったと言えるであろう。安政五年七月十三日、教祖が先祖の精霊を迎え、先祖と四日間起居を共にする盆行事の初日にあたって、「うしろ、本家より八兵衛と申す人、この屋敷へ分かれ、先祖を教え」（「覚書」五・五・六）との知らせを受けていることも、その当時までにおける教祖の先祖についての意識がそこに反映しているものとして受け取られるのである。

以上、教祖が、特にその前半生においては、家督相続人として、先祖を八兵衛と意識していたであろうことについて述べてきた。それでは、一方多郎左衛門との関係はどのように捉えられていたであろうか。

元の川手家の始祖多郎左衛門は、伊予の川之江で家老職を務めていたと伝えられる人物である。それは多分に伝承上のことであって、歴史的な実証を拒むものであろうが、当時あっては代々語り継がれていることこそ村民共有の真実

であったと言える。家の出自を源平藤橘といったかつての貴族や武士、或いは地方豪族に求める現象に顕著なように、日本人の家に対する権威指向とも言うべき価値体系の中であって、養家の先祖伝承は、その家を継ぐものにとって大きな誇りであったと言えるであろう。ただ、一般にはそうした伝承が、始祖を讃えると共にその系譜の連続性を正当化して強調すべきものであったのに対し、養家の場合には、元の川手家との間に断絶という事実が確認されている点が特異であると言えよう。すなわち、元の川手家が、由緒ある家系であるというその一方で、代々金神の祟りに触れているという暗い伝承をも有していたことに充分注意する必要がある。そこで、以下、川手家にまつわる金神祟りのことが、教祖の家意識に如何に作用していたか、という点について、その前半生の歩みを振り返ってみたい。

教祖における金神崇りの直接的体験は、養父親子の死が最初であったろう。養父衆治郎は、八兵衛が家を再興して以来、代を重ねるたびに再び没落の一途を辿っていた家運を挽回するため、江戸の蒔田家屋敷での下男奉公を二度までも務め上げた人であった。彼は経済的回復に加え、天保二年には六十一歳にして実子鶴太郎が誕生する（「覚書」一・6・5）という明るい兆しの中で、浅尾藩からじろ、う、名が禁止されたことを機に、天保三年には元の川手家の多郎左衛門の名を名乗っている<sup>⑧</sup>。そこには、自らの努力によって家のめぐりを払拭した自負とでもいうべきものが看取されよう。ところが、それから数年を経た天保七年七月、鶴太郎は急逝し、翌月自らも痼病に倒れることとなる。このことは、彼をして金神に触れているという家のめぐりを想起させずにはおかなかったであろう。その際、衆治郎は「名字のこと、川手をやめて元の赤沢氏」を名乗るように教祖に遺言している（「覚書」二・1）が、この改姓は、格式高い川手の姓を放棄してまでも、自らの経験するところとなった川手家にまつわる金神の祟りを避けようとしたものと解せよう。以後、教祖は養父の遺言に従い赤沢姓を名乗るわけであるが、その後もなおかつ不幸は打ち続き、嘉永四年までの間に三人の子女と二頭の飼牛を次々となくし、養父親子と合わせて七墓を築くことになる。当時のこうした経験を確認するとき、そのことを通して教祖は、川手家にまつわる金神の祟りが、避けようとして避け得ないものであるということを暗示的

にはあれ知らしめられてきていたはずであり、従って、元の川手家に対する教祖の意識は、それらの不幸と結びついた負価的なイメージのそれでしかなかったであろうことが推測されるのである。

しかしながら、やがて自ら九死一生の体験に直面することとなった安政二年の大患時における金神無礼の指摘を機にして、以後教祖が金神との関係を新たに結び結ばしめられていく中で、右のような意識は漸次転換せしめられていき、先の精霊回向の日から半年を経た安政五年十二月二十四日に至って、遂に教祖は、先祖について元の川手家の多郎左衛門との関係を、はっきりと再認させられることとなる。すなわち、この日教祖は、所謂「金神七殺」を神から指摘されると共に、その原因について「この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。海々の時、屋敷内四つ足埋もり、無礼になり」(「覚書」六・9・3)との知らせを受ける。つまり、教祖が名乗っている赤沢の家は、かつて断えた元の川手家の位牌をひき受けて、やはり子孫が続かず絶えた家であり、川手、赤沢の二屋敷とも金神に触れているということが、明示されたわけである。この神伝によって、教祖は、過去の歴史において、金神崇りの恐れから何とかしてそれを回避しようとしてきたこの家のこれまでの在り方の過ちを改め、むしろ無礼ある家の歴史に気づき、それを正面から受けとめることによって神の加護を得ていく以外に不幸から逃れる道のないことを自覚せしめられると共に、そうである以上、自らの担うべき家の先祖は八兵衛にとどまらず元の川手家の多郎左衛門にまで遡るべきである、ということを強く確認せしめられたと言えるであろう。安政五年十二月二十四日の神伝は、右のような意味において、教祖にとって画期的な出来事であったと考えられ、従って、これ以降における教祖にあっては、むしろ元の川手多郎左衛門こそが先祖として強く意識されるようになったと推察されるのである。

そのことは、後年教祖が実際に多郎左衛門夫婦と思しき先祖の位牌を調べていることによって一層裏付けられよう。そこで、次にそれを確認しておきたい。

④ 覚

清月宗安禪定門

法月知友禪定尼享保十三  
申十一月八日

右為二両靈法号奉納

之内金五両慥令寺

納所如件

慶応三 寂光院

卯十月

金光石之丞殿

(訓点は筆者)

⑤



清月宗安禪定門  
法月知友禪定尼靈位  
先祖代々

④は、檀那寺寂光院の文書「諸用録」に記された寺側の覚書である。ここにある「清月宗安禪定門」「法月知友禪定尼」という二人の戒名は、この「慶応三卯十月」まで、それぞれ「清月宗安」「法月知友」という四字のものであった。教祖は、前年（慶応二年）九月養母い、わの死に際して、彼女に七字の戒名をおくと共に養父の戒名を六字から七字に改めているが、ここに及んで先祖にも思いを至らせ、やはり七字のそれに改めたものと思われる<sup>⑤</sup>。そして、⑤の位牌が調えられたのも、その戒名からしておそらく同じ頃であったと推察される。ここに戒名で示された人物は、「過去帳」に記された養家の人物の中で、八兵衛よりも時代を遡る最も古い男女であり、また、その横に「先祖代々」と記されていることは、その当時の教祖の先祖意識においては、二度の断絶の歴史を越えて、多郎左衛門以来の一貫した系譜がはっきりと認識されていたことを物語っていると云えるであろう。

以上の考察から、この明治二年三月十五日の神伝によって祭られるべく指示されている「先祖」とは、金神無礼の歴

史を背負ってきた元の川手家の始祖多郎左衛門以来の代々の列祖達であったといえよう。

ところで、先に示した位牌には、㊦（「丸に金の字」）の紋章が付されているのが注目される。この紋章は、前年の養母の死後調えられた養父母合祀の位牌にも記されている。位牌の上部には梵字が記されるのが一般的であるが、まれに家のシンボルである紋章が付されることもあり、この頃から教祖は、養家の従来の紋章である「丸に違い鷹羽」に代えて、その名から神をシンボライズした「丸に金の字」を用いていたものと見做される。そして、このこととの関係で想起されるのが、教祖がちょうどその頃から「金光」姓を名乗っていることである。すなわち、「丸に金の字」はその「金光家」の紋章として用いられたと考えられ、従って、それを先祖の位牌に示したことは、位牌に記されたところの川手多郎左衛門に始まる「先祖代々」の霊が、従来の「川手家」のそれとしてではなく、新たに「金光家」のそれとして位置づけられたことを物語るものと言えよう。そして、そのことは、教祖が元の多郎左衛門を先祖として自覚し、多郎左衛門以来の金神への無礼を正面から受けとめたことによって、無礼を背負った家としての、より本来的な在り方を求めさせられてきていた結果を反映する処置であった、と解せるのではないだろうか。すなわち、家の無礼が自覚的に担われて以来、神の命のままに新たな歩みを進めたことによって、その結果、過去の金神崇りにまつわる歴史が払拭され、新たな神の加護を得ることになったわけであり、そのような家にこそ冠されたのが「金光」という姓であったと思われるのである。

また、教祖の先祖意識が、八兵衛よりもむしろ多郎左衛門にまで遡らされたとき、そこには家の系譜を大橋家との連続において、その分家であり従属的立場にあるものとして捉える意識から脱却し、金神との関係においては多郎左衛門以来一貫した系譜をもつ家である、という自覚が伴ったであろう。そのような先祖・家に関する意識の確立があったこそ、明治二年三月十五日の神伝によって、金神との本来的関係を結び神の加護を得るに至ったその「金光家」を本家的存在として位置づけ、そこに身内、親類を集めての先祖祭祀を営んでいくこと、すなわち、先に述べた同族祭祀的

意味をも合わせもった「先祖の祭り」がここから求められたのではなかったであろうか。

なお、その場合の「身内、親類」とは、その当時において先祖の家から実際に分家した家はないのであるから、ここでは、大橋家、古川家など既存の株内を構成する家々や、かつて婚姻によって結ばしめられた井田家、安部家<sup>⑧</sup>、或いは先祖の生家である香取家などが、一応その対象として考えられよう。しかしながら、もちろん多郎左衛門は当時のそれら家々に共通の先祖、つまり家の構造的拡大である同族団の始祖ではあり得ず、その意味で、ここに「金光家」を中心として結合せしめられようとしている同族集団が、右にあげたような身内、親類によって支援され、なおかつ世間から現実的に了解されることを意図して求められているとは言い難い。従って、その指示は直接的に世俗的レベルでの家の力関係の再構成を求めてなされたのではなく、むしろ先祖の信仰的内実在即してそうした結合原理が求められたと考えるべきであろう<sup>⑨</sup>。そして、以上のことをより一層理解するためには、更に次章において、この「先祖の祭り」が何故九月九日十日になされるように指示されているのか、という点について考察していく必要がある。

### 三

本章では、先祖の祭りが何故九月九日十日に指定されたのかを考察することによって、ここに新たに始められることになった「先祖の祭り」の意義や内実を更に推し量っていききたい。

前章で紹介したように、先祖祭りはその命日など始祖に因んだ日になされるのが一般的である。ところが、多郎左衛門を始祖と位置づけ、その位牌を調えた寂光院の「過去帳」によると、彼の命日は延宝九年七月十日である。また、その外の歴代先祖の中にも九月九日十日が命日である人はいない<sup>⑩</sup>。それに対して、「九月九日十日」という日付から想起されてくるのは、その日が次のような神号書付に記された月日と符合する点である。

日天四丑 十日 金光大権現

きもん金乃神大明神

月天四寅 二十二日九月まつり のこらつ金神

⑤

右の書付に記された月日が示しているのは、周知の如く、月々の「十日」は金光大権現（のちには金光大神）の祭り日であり、「二十二日」は（天地）金乃神の祭り日であって、中でも、その内の九月のそれが特に年に一度の大切な祭り日とされていたことである。<sup>④</sup>すなわち、九月九日十日は、教祖が「金光大権現」の神号を得ていた当時から既に後の金光大神の祭り日として定められていたということが推定でき、従って明治二年三月十五日の神伝は、その年から新たに営まれることとなった先祖の祭りを、九月の金光大神の祭り日に合わせて行なうよう指示するものであった、ということが推し量られよう。

この九月九日十日の祭りについては、「覚書」「覚帳」の記述や伝承資料からうかがう限り、特にそれとしての祭典らしい儀式が執り行なわれた様子は察せられない。しかしながら、その祭り日には、(一)境内地に幟を立て並べ提灯を下げ、神前に大蠟燭を灯し、沢山の鏡餅を供える、といった祭りとしての体裁が整えられていたこと、<sup>④</sup>(二)普段よりも多くの参拝者が遠近から訪れていたことが伝えられており、また、(三)後年には神伝の中で「金光大神祭り」という呼称で表わされるようになっていた（「覚書」二二・八）ことからしても、この祭りが九月二十二日の天地金乃神の祭り（所謂「九月祭り」）に次ぐものとして、教祖や当時の信者達によって重んじられていたことがうかがい得る。

教祖にとってこれらの祭りは、「ご縁日を忘れさせねばおかげがあるぞ。忘れたらおかげはなし。親の恩を忘れぬための法事のようなものぞ」といった理解に示されているとおり、祭典の形式よりも親の法事を仕えるのと同様、その



神の恩に対して特に感謝の心を向けるべき縁日としての、心の用いようにこそ重きがおかれていた。そして、この九月九日十日の祭りの場合は、二十二日の天地金乃神の祭りに対して、例えば「九日十日は、守り、眷族の祭り日である。眷族といつても、狐狸は連れぬい」という伝承が端的に物語る如く、主神たる天地金乃神の「守り」役としての神、或いは天地金乃神にとっての親族神もしくは子弟關係に位置すべき神の祭りに例えて意義づけられており、しかも、その主神の働きを世に現わし伝えるべき使わしめとしての役回りを狐狸などが担うのではなく、人間自身が神となって担うべきものであることが強調されている。すなわち、この祭りは、天地金乃神の働きを世に現わすために、人が神と用いられ自らに神の働きを体したところの、その神の祭り、その意味でまさに教祖の神格である金光大神の祭りであり、そのことを忘れぬための営みとして仕えられていたものと言えよう。

さて、では先祖を祭るに際して、それが先祖ゆかりの日ではなく、右のような九日十日の祭りが選ばれたのはいかなる理由によるのであろうか。そのことを考えていく上で、大いに関わりを有することとして再度注目されるのが、先述の如く、この祭りが「金光家」のそれとして営まれることになっている点である。そこで、以下においては、改めて「金光家」の内実を考察することによって、右の点を究明していきたい。

前章で「先祖の祭り」について見る中で、それが「金光」という姓のもとに教祖の家を本家的存在とする新たな一家によって営まれようとしていること、また「金光」という姓は、元来、神から教祖に与えられた神号に冠された名称であり、しかも、それが既に慶応年間には教祖の家の家姓として「宗門帳」にも登場してきていること（注⑤参照）を確認した。では、その場合の「金光家」とはいかなる内実をもつ家であったと押さえ得るのか。その点について、この時点までの教祖の信仰的な歩みの内、(一)屋敷の体裁の変化、(二)神号付与による家族の神化、という二つの歷程を振り返ることによって、更に考えておきたい。

(一) 屋敷の体裁 立教神伝を受けて取次に専念することとなって以来、教祖は神命によって百姓の経済を支える基盤である田地を再三に亘って処分し、宅地とわずかな畑地を残すのみとなった<sup>④</sup>。これらの神命による指示は、安政五年十二月二十四日に確認せしめられたように、先祖からの金神への無礼を背負った家として、そこから先の在り様を示したものであったと言つてよいであろう。それは、これまで代々に亘つて受け継がれてきた家業の放棄を意味している。

この間に、それらの田地の売り渡しによって得た代金の一部によって、文久三年、東長屋の建築が着手された（「覚帳」五・1〜2）。この落成を待って、翌年の暮れには「神仏神棚」「こたつ」などがそちらに移され、養母及び子女たちの生活の場とされて、従来からの母屋には教祖と妻と、せだけが住まうことになる（「覚帳」六・4）。その後、母屋の土間の一間分を座敷にする（「覚書」一一・10）ことによつて広前の拡張がなされ、こうして母屋は専ら取次広前の施設として用いられることとなり、日常生活の場は東長屋へと移されてゆく。また、文久三年三月には表口の雨戸がはずされ（「覚書」一二・4）、慶応三年十月には門納屋の敷居が埋められる（「覚書」一五・7）など、取次広前としての施設は昼夜の別なく参拝者に解放されていくこととなる。更に、明治元年九月には「天下泰平、諸国成就祈念、総氏子身上安全」（「覚書」一六・9・3）と染め上げた幟が立てられ、こうして、かつて農家の体をとっていた屋敷は、新たな神に任せ、その神の靈験を世に現わしていく家へと様相を一変していたのである。

これらは外見の変化に過ぎないが、<sup>⑤</sup>そのことと並行して、そこに住まい家を構成する家族達も神と用いられていく、ということがある。

(二) 家族への神号付与 家族に対する神号の付与は、妻とせから始まった。文久二年の暮れ、教祖と二人で母屋に住まうこととなった当初の彼女の役回りは、神動に励む教祖の身辺の世話と参拝者の接待であったと思われるが、文久三年二月の最後の出産を通して神の威徳を自分の身をもって体現し、翌元治元年十月二十四日、教祖の神号が金光大明神か

ら金光大権現へと改められるのと同時に、彼女も一子明神との神号を授与されることとなる（「覚書」一三・五）。

続いて慶応元年十月十日には、教祖の子女達の内でもまず浅吉が一乃弟子を許されている。更に、明治元年十一月一日になると「家内、子供まで、神とお差し向けください、ご神号お許し、仰せつけられ候。金光正神、同じく山神、金光四神、三男、一子正才神、女くら、一子末為神、女この」（「覚帳」二二・16・112）との神伝をもって、全ての子女に神号が与えられている。また、「先祖の祭り」についての神伝が下された八日後の三月二十三日には、「総氏子の祈念は、家内、子供にさせ、と仰せつけられ候。日々のご飯（飯七神）娘亥の年おくらに炊かせ」と、家族にもそれぞれ神としての役回りが与えられることになる。

以上、(一)(二)と見てきたように、代々農業を家業としてきたその家が、明治初年には屋敷の体裁からしても、そこに住まいする家族（構成員）の営みの上からしても、それぞれに神としての役回りを与えられた人々によって、神を世に現わし人助けに専念すべきための家へと変貌を遂げていた有様がうかがい得よう。以上のことから、「金光家」が単なる世俗的なレベルにとどまる家としてあるのではなく、その内実においてまさしく神の守り役としてふさわしい家、いわば「神の家」として世に示されようとしていたことがわかる。

かくして、「先祖の祭り」が九月九日十日に営まれることとなった理由は、彼ら多郎左衛門以来の列祖が、以上の意味におけるような、「神の家」の先祖として捉え直され、鎮め祀られる要があった、ということとの関わりにおいて求められねばならないことが理解し得よう。

そしてまた、そうである以上、ここから営まれようとしていた「金光家」としての先祖祭りに集うべき「身内、親類」も、右のような「神の家」のそれに適うべき信仰的な実質をもつものとして位置づけられていくことが求められたとされねばならない。そのことは、後年のことになるが明治七年八月五日（旧曆）に下された次の神伝によって一層確認できるであろう。

三軒同姓と申し、神の分家と思ひ。神の一家、親類ということは、今まで聞いたこともなし。病氣につき、医師、祈念と申す所へはやらん。それをせんから、三軒うち繁栄願ひ、辛抱してくれ。末の樂しみため。

〔一覺書〕二二・七・五〜六

これは、子女達の縁談に際し、その相手方に対して今後の心構えを説いたものである。「三軒同姓」の「三軒」とは、藤井、古川、安部の三家のことであり、よつてこの場合の「同姓」とは、「金光」姓を指していると解してまず間違ひないであろう。ここでは、「金光」という同一の姓のもとに、子女達の縁組の相手方としての三家が共に「神の分家」或いは「神の一家、親類」として位置づけられている。すなわち、この神伝からは、「金光」という名において「神の家」としての教祖の家を中心とする本家―分家關係に繋がれた信仰上の一家、親類關係が求められようとしていたことがうかがわれるのである。<sup>59)</sup>

ここまでの考察をもつて、「先祖の祭り」が九月九日十日に指定された理由について改めて問う時、そこには次のような意味がみてとれるのではないだろうか。すなわち、それは、まずもつて同族祭祀的な形態での先祖祭りを媒介として、「金光家」としての本―分關係のもとに身内、親類を導くことによつて、以上にみてきたような意味における新しい「神の一家」をここから創出せしめていくことが求められたのではないであろうか。更にまた、その「先祖の祭り」が「金光家」の創始者である教祖の神格の祭り日に指定されたのは、そうした祭り日に身内、親類を寄せることによつて彼らを信仰にいざなうと共に、九月九日十日の金光大神の祭りのもとで、先祖や身内、親類も、当日に遠近から参集してくる信仰者達と同様、教祖によつて新しい神との縁に繋がれた同信的信仰集團の共同性を培うべき内容として、その祭りの営みの中に統合的に位置づけられていくことが求められたことを意味していたのではなかったであろうか。

このように解してこそ、「一つ、そのほか祝ひ、祭りは延引いたさせ。一つ、親類勤めは子供にいたさせ」という指

示が、先祖祭りに関する指示と一つの脈絡のもとに理解されると思われる。以下に、改めてその点を考えてみたい。

「そのほか祝い、祭り」として意識されるべき対象としては、まずは、先述した如く先祖の祭りが教祖自身によって仕えられることになったこととの関連からすれば、それまで行なわれてきていた仏式による先祖祭祀、すなわち年忌や盆に先祖を祭ることと考えられよう。しかしながら、単にそれだけなら、制度的に寺との関係が断たれたことによって、それらを中止せざるを得ない状況に立ち至っているのであるから、ここに殊更取りあげて中止させるような指示を下す必要はないであろう。

ここに意識されている「祝い、祭り」とは、むしろ年毎に親戚を呼んで飲食を共にし祝う、所謂慣例化した祝い事のことであって、ここでの指示は、この先祖祭りの外に客をすることを中止させることを意味すると解される。そうとして、何よりもまず想起されるのは、九月十一日十二日の氏神祭りであろう。この日は、村を挙げての一年中で最も盛大な祭りであり、各家では他村の親戚の人々をも集めて飲食を共にし、祝うのであった。ところが、ここではその日に身内、親類を招くことをやめて、それに代えて「先祖の祭り」に身内、親類を参らせ、客をすることになったわけである。⑧

当時一般からすれば、氏神がその村落共同体に生まれ育った者にとって、人生を通しての帰依の対象とされ、またその祭りは共同体の秩序を維持する上に大きな機能を果たしていた。教祖も家主として村内に一家を構える以上、習わしからすればこの氏神祭りの日にこそ他村の親戚を集めてそれを祝うことが求められたであろう。にも拘らず、その祝い事を中止し、しかも親類先で行なわれる同様の行事への参加も子供に委ねよ、という先の指示が下っていることを思うとき、それは、これらの神伝を通して、在来の価値を退け、ここから新たな神に基づいて、教祖の家そのものがその神の靈験を世に顕現していくべき「神の家」として立っていくことが求められていたのだとして、理解されねばならないのではないだろうか。⑨

## おわりに

本稿では、明治二年三月十五日の神伝に示された「先祖の祭り」が、どのような意味をもってここからなされることになったのか、という点について、とりわけ、それが九月九日十日に身内、親類を集めて営まれるよう指示されていることに注目して、ここまで解釈を進めてきた。

以上のように見てくると、この神伝に基づき、「先祖の祭り」が、「金光家」のそれとして、しかも金光大神の神格の祭りに合わせて営まれることによって、先祖も身内、親類も、まさしく「神の家」としてのそれにふさわしい位置づけが与えられることになったのだと言い得よう。そして、そのことは、単に当時の宗教制度上の迫りからというのではなく、「金光」という「神の家」としての姓を共有することによって繋がれる神縁的な同族集団をここから新しく形成していくことが意図されていたことを意味していると言うべきであろう。

ところで、そのように「金光」という名称を一つの指標とすることによって結ばれる神縁的な集団結合への志向は、本論で論じたような、身内、親類という地縁的、血縁的な現実の親族関係のみに対象を限って該当するものではなく、もっと幅広く「信者氏子」をもその成員とする信仰的共同体形成への広がりをもつものと思われる。その詳細な究明については後日を期さざるを得ないが、以下、ここでは本論との関わりにおいて、その点についての概括的な見通しを示し、この神伝がそうした信仰的な共同体形成にとってどのような意味をもち、どのような位置にあるものとして把握されるべきかを考えて、ひとまず本稿の結びとしたい。

一つ、黒物、くろずみ、すみは黒し。世は黒むがよしということあり。暗うては物事見えんと言うが。

一つ、金光とは金光と書き。明い方はだれでも見ようが。おいおいには明い方へ人がぐる。

これは、明治十年十月十三日に、当時既に一派として公認され教勢を伸ばしていた黒住教との対比において、「金光」の意味について説かれた神伝である。ここに示されているように、「金光」という名称には、物事が見えない暗い世、つまりは難儀な世に向かつて、万人の道標となるべき神の光を照射し、そのことよって更に神の威光が世に現わされていく、といった意味が込められていたようである<sup>85</sup>。そして、それは、教祖以外の者に対して用いられる場合にも、その他の神号或いは一般的な家姓とは区別された特殊な用いられ方がされていることが注目される。

例えば、「覚書」中には「笠岡出社金光」「向金光」「胡麻屋金光」といった表現が見受けられるが、こうした用いられ方は、当時の彼らに与えられていた個々人の神号を指してのそれではない<sup>86</sup>。また、片岡次郎四郎が受けた「神が頼りに思い、金光と位をつけ。……おいおい、内輪の相談にて名字につけるがよし。…お上へ対し正面とは申さぬ。神と氏子とのこと。これは神になること」(「理解」Ⅲ 尋求教語録65)という理解に明らかなように、それは、「お上」「名字」といった世俗レベルのこととしてよりも、むしろ神との関係領域のこととして説かれており、その意味で世俗一般の家姓とは区別されている。以上、「金光」の意味、またその用いられ方から察するに、「金光」とは総じて神の靈験を世に顕現するために、自ら神と用いられ、生神としての働きを具現していくことを願われた氏子、端的に言って、「神になること」を許された氏子に対して用いられたところの、神と氏子との約束事としての呼称であったと思われるのである。換言すれば、それは前章に述べたところの「神の守り役」としての認定称号であると言えよう。

そして、このように考えてみると、この明治二年三月十五日の神伝の延長上に、「金光」という名称を指標とし、その呼称を共有することによって繋がる神縁的な同族集団の共同性を原理的に保障するものとして浮上するのが、翌明治三年から七年に亘って「覚書」「覚帳」の記述上に認められてくる「(生神)金光大神社」に関する神伝であり<sup>87</sup>、また、その構成員が生神としての働きを体認しつつ、その共同性を培うために集う祭りこそ、後年、「金光大神祭り」と称されることになる、この九月九日十日の祭りであった、という推測が成り立つのではないか。

本稿で考察を試みた明治二年三月十五日の神伝は、(一)時期的に見てもそのような共同体形成の起点に位置づけられるものであり、また、(二)安政年間以来教祖にとって積年の懸案とされてきていたであろう川手多郎左衛門以来の先祖と、それを祭るべき「金光家」の身内、親類とが、新たな神の信仰のもとにまずもって統合されることが意図されたこと、それに際して、(三)「金光」という神としての名称を現実には家の姓に用い、そのことをもって「金光家」が神を世に顕現すべき家として信仰集団の中心的位置に立つべき態勢が整えられたこと、などの意味において、以後の同信的信仰集団の形成を考えていく上に重要視されねばならない指示であったと考えられるのである。(教学研究所員)

## 注

- ① 今日までに、この神伝を扱った唯一の研究として、石河道明「先祖の祭り考」(昭和五十四年度研究報告)があげられる。それは、本考察に多くのヒントを与えてくれたものであり、随所に示唆深い指摘が見られる。しかしながら、概して教祖の祖霊観を直接的に問題にした論及であって、この明治二年三月十五日の神伝に即した形での事蹟解釈として取りまとめるには至っていない。
- ② 該当箇所は「お知らせ事覚帳」(以下「覚帳」と略記)にも殆ど同様の記載がある(一三・二・一〜三参照)。
- なお、本稿での「覚書」「覚帳」からの引用及び典拠の指示については、『金光教教典』収録分の章、節、項番号をもって示した。また、同一事蹟の記述が両書共に認められる場合は、原則として「覚書」の記述によった。
- ③ 例えば、(1)の理由について、その内的な動因は、二、三章の考察をもって初めて求められるものであるし、(2)④の問いについての究明も②④や三章の論述によって証明されていく、といったようにである。
- ④ 三職八局制下(M1・2・3〜M1・閏4・21)で神祇、祭祀、祝部、神部の関係事項を管掌するものとして、事務局の首位におかれた。有栖川宮を督とし、以下要職には、白川資訓、吉田良義、平田鉄胤(平田派神道家元)、亀井茲監(津和野藩主)、矢野玄道(大洲藩士、国学者)などの神道家、国学者達の名を連ねている。
- ⑤ 神祇事務局第三二〇号。
- ⑥ 家康の名に仮託して元禄四年以後に偽作され、檀那寺や檀家たるものの心掛けを示すものとして、広く各宗の寺方で用いられたものに「邪宗門吟味之事、御条目宗門檀那請合之掟」があ



る。寺子屋の習字の手本にまで用いられたこともあったというこの文書には、先祖の仏事を檀那寺以外の寺に依頼することを強く禁ずること、歩行が充分できるように先祖の仏事に檀那寺へ参詣しなかつたり、その仏事の勤めを疎略にするものがあれば、その家の仏壇の供え物をよく吟味すること、家に死者の出た時はすべて檀那寺の指図を受けて葬式を行なうことなどが規定されており、寺院は葬祭と先祖祭祀を全て自分の管轄におき、檀家はそれらをすべて檀那寺に委ねることとなった。それを持つことが檀家である指標とされることによって、仏壇が各家に普及していったのも、この制度下においてである。しかしながら、それ(仏壇)は、各宗派の仏像の奉安所という本来の在り様を離れて、専ら自家の先祖を祭る従来の先祖棚に代わるものとして受け入れられていった。竹田聴洲『日本人の「家」と宗教』一九一―一二二頁参照。

⑦ 豊田武『日本宗教制度史の研究』一三二―一三四頁参照。

教祖の周圀においても佐方村の神官神田大和とその下社家によって同様の運動が展開されたが、結果はやはり先の二条件の枠内にとどまっている。その一例として、佐方村社人神田筑前が嘉永四年に寂光院へ宛てた書状を紹介しておく。

一、私義神葬祭相宮度段従来懇望ニ付、此度御願申上候処、厚キ思召ヲ以当人並神職相統仕候 嫡子共宗門御除被下、尤妻次男已下家内之者共者是迄之通り仏葬相請、遠忌並御寺坊修覆之節寄進勸化等迄都而外檀同様相動可申…(読点、返り

点)は筆者(小野家文書「神田筑前神葬祭二付宗門帳除帳之件」<sup>17|03|51</sup>ここには、筑前と嫡子のみ宗門から除かれて神葬を営むことが許され、その他の家族は仏葬を受けること、更に先祖の遠忌(三年以上の遠い年忌)供養も他の檀家同様に勤めることが明示されている。また、神田大和は、天保五年自身と父美濃、下社家の笠原佐渡、佐藤李太夫らを、檀那寺の許可が得られていないにも拘らず、吉田家へ示談が整っていると報告したこと、及び神子職のものにまで吉田家から神葬祭の伝授を請けさせ、地頭へ届けて宗門から除かせようとしたことによって「一同逼塞」に処せられている(小野家文書「神田社家神葬祭一件」)。

⑧ 布告には「家内ニ至迄」神葬祭にするよう条件づけられているにも拘らず、明治二年の宗門改めの時のものに「家主…金光石之丞」とあるところから、明治元年の布告直後の時点においては、教祖夫婦だけがその対象とされたとは考えられない。それからすると、とりあえずの暫定的処置として書類上教祖一家を二世帯に分けることをもって、布告の条件に対応させたとも考えられようか。いずれにしろ、そのような処置では都合が生じたようであり、すぐ後の明治三年の「宗門帳」では家族全員が別帳扱いにされているのである。

⑨ 明治三年の「宗門帳」末尾に「神葬祭御改帳」として貼紙がなされ、教祖一家の記載がある。なお以上、「宗門帳」への教祖一家の記載については、紀要『金光教学』第七号一四九頁参照。

⑩ 竹田聰洲『日本人の「家」と宗教』一九頁参照。

⑪ 金光大神に関する資料⑩「大谷周辺の葬送儀礼について―寂光院主児玉氏よりの聞き書―」五六頁参照。なお、民俗学によれば、最終年忌が済むと位牌は流されたり檀那寺へ納められたりされ、死霊は人格を失って祖霊という群霊体に融合する――先祖になる――と説かれる（桜井徳太郎『靈魂観の系譜』二〇〇～二〇二頁参照）。「代々一切の精霊」とは、そのようないわゆる「御先祖」と観念されるものであろう。

⑫ 『岡山県大百科辞典』上巻一四一―一四五頁参照。岡山県だけでなく、柳田国男によって「先祖祭り」という言葉の今でも用いられるのは、旧家を中心としたまき（同族団―筆者）の年中行事のそれも正月と盆とを除いた別の日のものが一番多い」（「先祖の話」『定本柳田国男』第十卷四三頁）ことが報告されている。

⑬ 金光町周辺の「先祖祭り」については、佐藤米司「金光周辺の民俗―民間信仰―」金光図書館報「土」第九五号三〇～三一頁参照。

本所で調査した河手株の先祖祭りでは、大本家（オオモトヤ）の裏手の山にある小祠河手大明神（通称河手様）を祭神として、毎年十月十七日に株内十四、五軒のものが集い（他所へ家を構えているものも、この日には帰郷する）、祭事を仕え直会の宴がもたれている。この河手一族は、伊予の川之江の城主であったという先祖伝承をもち（金光大神に関する資料⑧「大橋家入モトヤ」及び河手家の先祖と先祖祭りについて）、参加者は、

そこに連なる一族としての連帯感を、この祭りを通して互いにあたためるわけである。

⑭ ただし、客人大明神が祖神であるという伝承は現在に残されておらず、よってこの祭りを直接先祖祭りとすることはできない。しかしながら、何よりもそれが同族祭祀として、一族の集団結束保持の上で先祖祭りの場合と同様の機能を有していたことに相違はなかったと思われるので、あえて◎との関わりをつける意味でここにあげた。

⑮ 神葬祭とは、仏葬、儒葬に対して神道式の葬儀を指すが、一年祭、三年祭、五年祭、十年祭、それ以後十年毎の祭りなどもその内に含めて考えられており、それらは仏式による年忌供養に相応することになる。霊祭は毎年の忌日に行われる追慕の祭りである。

⑯ 春日神社、大原神社、吉田神社、平野神社、梅宮神社などは、藤原氏、和氏、橘氏の祖神を祭った顕著な例であり、神道ではこのような氏神の祭祀こそ日本の固有信仰である祖先崇拜の典型であると説く。『神道大辞典』「ソセンスーハイ」の項参照。

⑰ 阪本是丸「近代の神葬祭をめぐる問題」『神道学』一二四号一〇～一一頁参照。なお、「葬祭略式」が制定され、各府県に伝えられたのは、ようやく明治五年九月になってのことであった（同二一頁参照）。

⑱ 実際にこれ以降、年忌供養や精霊回向がなされたという伝えはなく、また、明治十四年九月十四日、桜丸の葬儀に関して「

…五十日祭祭典です。世間には死んで難儀。此方には死んで先でのおかげ。…先で、むかわりの、年忌弔いとはいふことなし。先祖祭りに、九月九日十日、祭りいたしよし。」（「覚帳」二五・28）という神伝が下されていることからしても、それが頷かれ得よう。

- ①⑨ 「先祖」という言葉には、大まかに言って、(一)「うちの先祖は〇〇です」というように、家の創始者である初代を指す場合―この場合、年月を経、世代を重ねても人格が失われることはない（「人格的先祖」）―と、(二)「おじいさんもとうとう先祖の仲間入りをされた」というように、現在の家族以前の人々、つまり列祖をも含めて指す場合―この場合、家の繁栄等に特に功のあった人などについては代々語り継がれ、(一)の場合同様人格が維持されることもあるが、しばしば時を重ねるに従い個性を失い霊の集合体として観念される（「没人格的先祖」）―とがある。ここでは、相続者として、家の始まりをどのように捉えていたのか、という教祖の家意識との関わりで、(一)の意味における先祖について以下に暫く論じようとするわけである（「人格的先祖」「没人格的先祖」という概念は、伊藤幹治「祖先崇拜と家」△『講座家族8―家族観の系譜―』所収✓によった）。
- ②⑩ この点については後に本文でも触れることになるが、実際に「覚書」の記述によっても、安政五年七月十三日の精霊回向に際しての神伝中では「うしろ本家より八兵衛と申す人、この屋敷へ分かれ、先祖を教え」（五・5・6）とあって、八兵衛が

先祖と指摘されているのに対し、同年十二月二十四日の神伝中では「先祖のことお知らせ。前、多郎左衛門屋敷つおれに相成り。元は海のへりに柴のいおりかけいたし、おいおい出世、これまでに四百三十一兩二年になり。この家位牌ひきうけ、この屋敷も不繁盛、子孫続かず。二屋敷とも金神ふれ。海々の時、屋敷内四つ足埋もり、無礼になり」（六・9・173）とあって、多郎左衛門にまで遡って先祖が指摘されており、二様の先祖が登場している。

- ②⑪ 株内（カブウチ）とは、一家、一統、一門などの一般的な呼び方に対して、岡山、三重、岐阜などに分布する同族の呼称方言である（柳田国男『族制語彙』二〇頁参照）。もっとも、村政上分地制限がなされ、かつ開墾の余地なく新家を出すことの容易ならざる時代であるので、川手家も古川家もそれぞれの判株を許されて再興された家であって大橋の姓を名乗ってはならず、その意味でこの三家は純粋な同族団とは言い難い。しかしながら、家の出自関係は明確であり、カブウチやモトヤといった言葉が残り実際に機能している限り、その心情的な部分においては、同族意識は失われていなかったと思われる。

- ②⑫ 金光真整「大谷村における年中行事などについて」(一)『金光教学』第四集一〇三―一〇四頁参照。

- ②⑬ 同族結合が生活関連上に営む機能は、財産の共有、労働及び祭祀の協同に大別できるが、同族分解が顕著な今日の趨勢の中にあって、他の機能は欠失しても協同の祭祀だけは残存してい

る例が多い。このような同族祭祀においては、同族団構成戸には参加が強く義務づけられているのに対し、構成戸以外には親族であっても参加を拒否するという強い結束性が見られる。竹田聰洲『村落同族祭祀の研究』四～五頁参照。

②4 八兵衛の後を継いだ文治郎は、大橋家の内別百姓となっており（金光和道昭和六十年研究報告「川手家の先祖について―田畑移動の側面から―」一五～一六頁参照）、大橋家との繋がりは一層深まったと思われる。

②5 「覚書」二・二・二、同五・五・六、「覚帳」一八・二六・二参照。

②6 「うしろ本家」とは大橋家のことである。うしろとは、教祖の屋敷との位置関係を表わしている。

②7 有賀喜左衛門は、このような先祖伝承が広く認められる事実注目し、それを「出自の先祖」として民間の先祖観の中に含めた。「日本における先祖と氏神」『有賀喜左衛門著作集』Ⅶ三二五～三五六頁参照。

なお、浅口郡内にあつては、十五、六世紀に備中守護、浅口屋形として鴨方に在城し、浅口郡内で勢力を張っていた細川氏が伊予にも所領を持っていた故か、伊予から来住したという伝承をもつ家が多い。山県二雄「金光、鴨方の文化的表層と基層」金光図書館報『土』第九四号二頁参照。

②8 「覚書」一・七・一～二、及び『金光大神覚』六頁注釈⑥参照。八兵衛以降の川手家の歴史については、金光和道「川手家

の研究」（紀要『金光教学』第一七号所収）に詳しい。

②9 「覚書」二・五、同二・一十一、同二・一六、同二・一十九、同二・二一参照。

③0 安政四年十月、実弟繁右衛門を通して金神から宮建築を頼まれ、それを引き受けたことに始まって（「覚書」四・一参照）、翌安政五年正月には「金乃神下葉の氏子」（同五・一）へと、同年九月には「金神の一乃弟子」（同六・一）へと取り立てられていく。

③1 養母の戒名は「真峯妙貞禪定尼」、養父は「圓峯清悟信士」から「圓峯清悟禪定門」に改められた。

享保―宝曆、及び明和―文政年間の寂光院過去帳の統計表（奉修所資料⑩「寂光院過去帳について」）によると、一〇六二人中、十一字の戒名が一名、九字が五名、七字が一七名、六字が六一七名、四字が四二二名となっている。十一字や九字の戒名をおくられる人は領主や大庄屋など特別の人であり、一般庶民のところでは判頭を務めた人でも〇〇〇〇信士（信女）といった六字のものが普通であった。この時先祖におくられた戒名は、それらより上位の、禪定門、禪定尼を付された七字のものであり、当時の教祖一家の社会的地位もさることながら、教祖の先祖への思いの程を推し量ることができよう。

③2 このような位牌には、夫婦の戒名が記されるのが一般的であるが、この二人の命日には四十七年の開きがあり、おそらく世代の異なる人物であると思われる。しかし、教祖としては、

「過去帳」から辿れる限りにおいて、この人々を元の川手家の多郎左衛門夫婦と意識したものと推測される。

33 金光大神に関する資料⑨「大谷周辺の葬送儀礼について―寂光院主児玉氏よりの聞き書―」五五頁参照。

34 この紋章の起源については「筭岡金光大神」に、文久二年三月斎藤重右衛門が教祖広前に幕を献納するに際し、「神様の紋所を知らぬので」思案したあげく、「金の神さまであるから金比羅さんと同じように、丸に金の字をつけておけばよからうと、紺屋へ幕の新調を頼んだ」（五五頁）とある。また、教祖がそれを家紋に用いたことについては、現存している教祖時代の着物、羽織、袴などにこの紋章（後年は八ツ波）が付されていることから首肯できよう。

35 それは「白川家門人帳」からうかがわれる。元治元年四月、白川家から「風折、浄衣、白差袴」の着用と神拜式を許された教祖は、慶応二年秋、一段と高位の資格を得るべく再度白川家へ願ひ出た。この時教祖は「金光文治」の名で願ひ出、その結果「金光河内」との国名を得たのであった。そして、慶応二年の「宗門帳」では「家主…赤沢麻吉」と記されていた（この時教祖は隠居の身で浅吉の次に「父…文治」と記されている）のが、翌慶応三年のそれには「家主…金光河内」と記されている（浅吉が足軽本組に取り立てられ、除帳されたことにより、教祖が家主に復帰した）ところから、この年には「金光」の姓が社会的にも認められたことが知れるのである。因みに、慶応三

年三月十一日、教祖は時田侯より「苗字帯刀」を許されているが、そのことによって、以後「金光」という苗字を用いることが公的に認められることになったと考えられよう。

もとより、その「金光」とは、金光大明神（文久2・11・23）、金光大権現（元治元・10・24）など、神から教祖に与えられた神号に冠せられている呼称であったが、右に示した如く教祖は白川家への出願に際して「金光」姓を用いたばかりでなく、役所筋への届出に際してもそれを姓として用いているのである。

36 井田、安部の両家は、どちらも黒崎村屋守（現倉敷市玉島黒崎）に在り、養父兼治郎の妹二人がそれぞれ嫁いでいる。文政八年、教祖の養子入りに際して、安部普蔵、井田豊蔵が出迎えている（「覚書」一・5）こと、また、安政五年八月の「屋守祭り（屋守の氏神御前神社の祭り―筆者）へ行くこと、御願ひ申し上げ」（「覚書」五・7・2）といった記述から親戚付き合いが続いていたことがうかがえる。

37 とはいえ、そのようなことが求められ得た背景としては、教祖が社人となり、また、浅吉、萩雄は武士となつて苗字帯刀を許されたこと、教祖一家全体が社家として身分の階層的上昇を果たし、広前も活況を呈すなど、かつての親族間の力関係を再構成し得る実力を備えていたこと、加えて、多郎左衛門が伊予の川之江の家老であるという伝承を有し、身内、親類にとつてその流れに加わっていくことが必ずしも不本意とはされなかつ

たであろうこと、などが一方で把握されておくことは要るであらう。

③⑧ 以下に歴代家長の命日を示す。八兵衛―寛保三年一月五日、文治郎―寛政十二年一月六日、善兵衛―寛政二年六月十三日、衆治郎―天保七年八月六日。この外歴代家長の妻、子女達にも九月九日十日が命日である人はいない（全て寂光院「過去帳」から）。

③⑨ ここに示した書付は、教祖が「金光大権現」との神号を許されていた元治元年から明治元年の頃のものと考えられ、これとほぼ同形式の「金光大権現」との記入のある書付数十点が現存している。それらの中には、日付の全く記されていないものも幾つかはあるが、多くはこの例のように祭り日を示すと思われ日付が記入されている。日付の記し方としては、ここに示した例の他に、「二十二日九月まつり」が「二十二日まつり九月」とか、単に「二十二日」とのみ記されているもの、また「十日」が「九月十日」と記されているものがある。なお、「のこらづ金神」の下に続けて、「金子大明神」「金子明神」「金子神」「金光一乃弟子」「一乃弟子」「巳男」といった、それを下付された信者の神号や一乃弟子号、干支などが記されたものがある（『研究金光大神事蹟集』第三卷二八八―二八九頁参照）。このような祭り日の記入のあるものが下付され始めたのは、慶応三年頃と推定されている（金光真整「教祖時代のまつり」『金光教学』第八集二〇四―二〇六頁参照）。それは、ちょうど教

祖が白川家から金神社神主に補任され、公認の布教資格を獲得した時期に符合しており、お上や既成宗教の干渉をまぬがれた教祖の積極的な布教営為の一つと解し得よう。

④⑩ 「「神様が、金光大神祭り日は十日に定めよと仰せられ、また二十二日は金乃神祭り日、二十三日は月乃神祭り日、二十四日が日天四の祭り日にせよとも仰せられるから」と前々から言っておられた。」（「理解」Ⅱ 佐藤光治郎の伝え31）との伝えから推察される。祭りの月日に関する理解には、外に、「理解」Ⅰ 市村光五郎の伝え1―34・35、「理解」Ⅱ 市村光五郎の伝え14、同森政謙吉の伝え2などがある。

④⑪ そのことは慶応三年九月二十二日、石之丞の病気に際して、教祖が「大切な年に一度のお祭りに、死ぬるといふような病気になるも、家内中の心から。…」（「覚書」一五・五・七）と妻を戒めていることにはうかがえる。但し、それは九月二十二日の天地金乃神の祭りのことを言っているものであって、必ずしも九月十日の祭りも九月のそれが特に年に一度の大切な祭り日とされていたかどうかは定かではない。しかしながら、書付の内には「十日」の箇所特に「九月十日」と記されたものがある（注⑨参照）こと、また「覚書」の記述によると後年明治七年の九月九日十日のそれが、特に「金光大神祭り」と記されている（すぐ後に述べる）ことからして、十日の祭り、二十三日の祭りがいかに拘らず、月々の祭りの内で、特に九月のそれが年に一度の大切な祭りとしていたと解釈する。

- ④② 「覚書」一九・7参照。なお、『研究金光大神言行録』安部喜三郎の伝え一九八二も参照。
- ④③ 前注の安部喜三郎の伝え、『資料金光大神事蹟集』白石正助の伝え六〇六参照。
- また、このことは「教祖御祈念帳」（明治二一十三年のもの）が現存、内六年のものが欠本）の記載からもうかがえるところである。詳しくは後の研究に譲るが、天地金乃神の祭り日ほど顯著ではないにしろ、この九日十日の祭り日においても平日（両祭日を除いた九月の一日平均記載者数は二〇〇三〇名の年が多い）の約一・五倍〜三倍の記載（後年になる程、平日に対する祭りの参拝率が増す傾向がある）が認められる。
- ④④ 「理解」Ⅰ 市村光五郎の伝え一―35。外に類似したものに「理解」Ⅱ 市村光五郎の伝え14、『資料金光大神言行録』市村光五郎の伝え二九五がある。
- ④⑤ 「理解」Ⅱ 高橋富枝の伝え48。それに対して、二十二日の祭りについて高橋は「九月二十二日が主にして、あなた（神一筆者）のお祭りなりき」（『研究金光大神言行録』一三七一）と伝えている。
- ④⑥ 御伝記「金光大神」一一六頁参照。
- ④⑦ とはいえその過程は、例えば建築を命じられた東長屋の様式が「二間に四間」―当時「死に間」といって忌避されていた―であることや、その棟上げ式が「ほか（世間一筆者）では棟でまつり…此方には地を治め、末の繁盛樂しますため」といった
- 具合（「覚書」一〇・3〜4参照）に、新たな神の独自性を世に打ち出す役割をも担っていたと見ることが出来る。
- ④⑧ 「覚書」一二・1〜3参照。なお、この時の出産はか、とせの信仰過程については、森川真知子「後家としての神」（紀要『金光教学』第二〇号所収）に詳しい。
- ④⑨ 「覚書」一四・1参照。「一乃弟子とは師匠の後を継ぐことの出来るものとの意」（『研究金光大神言行録』高橋富枝の伝え一三一四）という伝承も残されているが、やはり長男として教祖広前の後継ぎとなることが願われたのであろうか。
- ④⑩ 「覚書」一七・4参照。更に、後年のことになるが、明治六年十一月二十二日の「子供五人、五か所の宮建て、それぞれの役さする」（「覚書」二一・26参照）という神伝から、子女達も最終的に「金光家」を構成する神として直接的に取次に従うことが望まれていたことがうかがえる。
- ④⑪ 直接的に同一の姓が「金光」であるという指示が下っているわけではなく、また、現実に後年この三家が金光姓を名乗ったという事実があるわけではない。しかしながら、この神伝の内容からして、それは現実的な処置というよりも、むしろ信仰上の心得として述べられたものと解し得、しかもその場合に同一姓というのは「金光」以外にまず考えられないであろう。
- ④⑫ もっともこの場合、三軒と同様に「金光家」そのものが神（本家）に対する分家であり、神の親類である、という考え方も成立しなくはないが、筆者としてはむしろ、本文中で続いて紹介

する片岡次郎四郎の伝えにもあるように、「金光家」が本家として信仰上の中心に位置づけられることが意図されていると考えるので、本家に措定されているのは「金光家」、そして「神の一家、親類」というのも、三軒が本家としての「金光家」に對するそれである、という考え方に立って解している。

⑤⑨ 『金光大神覚』の注釈によると「『出産』『年いわい』などの祝い、及び氏神などの祭り。このときには、各家で親戚をよんで飲食を共にする風があった。」(二八頁注釈④)とされている。客を招いての祝い事には、出産祝いや年祝いの他にも結婚祝いや七夜祝いなどが考えられるが、そのような時々の祝いは「覚書」「覚帳」の記述からこの後も行なわれていることが知れる。よって、ここでは、そのような毎年あるとは限らないもの、定例化していないものを指すというよりは、毎年決まっておこなわれるものを指すと解する方が的を射ていると思われる。つまり、この年から年に一度の先祖祭りが定められ、その日に身内、親類を呼び酒食をふるまうこととなり、それとの関係において、一方で従来の慣例化していたものが中止されるに至った、と解されるのである。

⑤⑩ 柳田国男「氏神と氏子」『定本柳田国男集』第十一卷四三〇頁参照。

⑤⑪ 慶応二年、長男浅吉が足軽本組に取り立てられたことによつて、教祖は家主に復帰していた。

⑤⑫ あえて付言するならば、ここで親類勤めとして特に意識され

ているのは、その月日の近さからして、九月四日五日の大橋家に集つて行なわれる客人大明神の祭りのことであると推察される。それに対する教祖自身の参加の放棄は、二章(七四頁)に述べたように、自らの家を大橋の分家とする意識からの脱却を意味しているのではないだろうか。

⑤⑬ もとより、九月九日十日、十一日十二日(氏神祭り)という日の接近から、氏神祭りに客をすることの中止は便宜的な処置だと考えられなくはない。また、村との付き合いや世俗的な親類勤めも、子供に委ねたからといって完全に放棄されたわけではなからう。しかしながら、以上に見てきたような「金光家」の内実を押さえるとき、それは単なる便宜的処置というよりも、もっと積極的な在来の世俗的価値の否定と、ここからの神に基づいた在り方への転換がみてとられねばならないであろう。

⑤⑭ 類似のものに「金光とは金光る。いならずま光、光れば明かるうが。世に暗の闇では見えまいが。明い方へはだれでも見ようが。諸事、先を楽しみ」(「理解」Ⅲ 尋求教語録65)という伝えがある。なお、「金光」の意味については、高橋行地郎「神が世に出る論理—金光大明神誕生前後における—」(「紀要『金光教学』第一六号所収)において詳述されている(一一〇—一一一頁参照)。

⑤⑮ それらは一見個々人の神号の略称のように見受けられるが、「向金光」といわれる藤井きよのの神号は「向明神」であり、「胡麻屋金光」とは中務坂助で、その神号は「金子大明神」で



ある。「笠岡出社金光」といわれる齋藤重右衛門の場合は「金光大神」という神号であるが、ここでの用法は彼の個人の神号のそれとしてというよりは、藤井、中務と同様の意においてのそれであると解される。

⑥ 従って、それを共有することによって生まれる関係もまた、世俗的關係ではなく、信仰上の關係である。「金光」と位を許された片岡は、

……たとえ顔に泥を塗られるようなことがあるとも堪忍しておつてくれ。やがて、神が顔を洗うてやるから。ほかの者の組下になったら、神のひれいは立たぬぞ。本家と思え、分家と思え。親と思え、子と思え。どうぞ、この道のためには此方と浮き沈みを一緒にしてくれい。

〔「理解」Ⅲ 尋求教語録Ⅲ〕

と論されている。ここには「ほかの者(他教派―筆者)」に対して、同一の神を共有する内の共同性を培うべき内容が、本家―分家の関係をもって求められていることがうかがえよう。

⑥ 一つ、天地乃神の道を教える生神金光大神社を立てぬき、信者氏子に申しつけ。金光大神、拜むというな、お願い届けいたしてあげましょうと申してよし。願う氏子の心で頼めいと申して聞かせい、わが心におかげはあり。時節を待ち、おいおいには、金光、神より許し、信者氏子。

〔「覚書」二〇・七〕

右は、明治五年七月二十八日の神伝である。岩本徳雄は「神名

について」(紀要『金光教学』第二〇号所収)の中で金光大神社について「神名を授与されて神化した神々を包摂する社であり、それは同時に、新たな神々を限りなく創出し、世に繰出せしめていくということにおいて、金光大神の神国思想実現に向かう道開き・布教の要であった。」(一八―一九頁)と論及している。右の神伝からは、明治三年九月以来、神号の授与を止められている状況下にあつて、なお「金光」という名称の共有を先にいらんで、生神の総社たる金光大神社からの逸脱を戒めている様が見られよう。

⑥ 新たな神の信仰のもとに、先祖も氏子と同様に統合されるべき存在であるという考え方は、明治十五年の「一つ、宮地こしえ。親神天照皇大神宮の宮も地中へ建てさせ。先祖の宮建て、同じく。大阪白神の宮建て、同じく。そのほか氏子、神になり同行に。」(「覚帳」二六・20)といった神伝にもうかがい得るところであろう。

## 資料概説

## 本所における資料収集の経緯とその概要

堤 光 昭

## はじめに

敗戦後の混乱と戦災復興に慌ただしい時代の中であって、本教では、信教自由の時代を迎えて、「本教の過去及び現在の事態に徹底的内省を加え、教祖立教の本に立返り、社会国家世界の現実に即して、神意を実生活に具現する生きた教団としての態勢を、現在及び将来に亘って、確立することにつとめなければならない」との判断に立ち、「全教的遠大な計画として、根本的に自由に教制の審議を行う」ことを目的とした教制審議会を設置（昭和二四・一一・一五）した。同審議会では、その後数年にわたって審議を重ねた結果、本教における研究機関設立については、「教祖の御立前（信心筆墨）が学術的に闡明され、教団のあらゆる問題が明確にされて、それを今日の時代に具体的に拡充展開して行かねばならない」との確認に立って、「本教自体の研究及び本教的立場からする人間・世界現象の学問的研究をしていくこと」を目的とした「独立した研究機関」を置くこととし、その内容を盛り込んだ「金光教教規案」、「宗教法人『金光教規則改正案』」を決定・上申したのである（教制審議会上申書添附書類ノ四「第五部門審議内容、昭和二八・三・二二」）。この上申に基づいて、昭和二十九年四月一日に改正された「金光教教規」において、教学研究所の設置及びその大綱が定められ、教規の施行によって、本所は同年十一月一日に開設された。

以来、本所は、本教の教学研究機関として、その使命を果たすべく、本教の教義・布教・史伝・教制・その他一般文化等に関する教上の調査研究に従うことを目的とし、研究・運営の両面に亘って諸般の業務を進めつつ、漸次、研究・運営の本来的なあり方を求めて、体制の充実を図ってきている。

そうした中で、本所資料については、各年度毎に決定された本所の研究・運営上の方針並びに計画に基づき、教学研究の上で必要な資料の収集を重ね、整理作業を経て登録された資料は、今日五万点を超えるに至っている。

現在、本所が所蔵する資料は、本所開設以来今日までの間において、本所の各部或いは各研究者が課題を追究する上での必要上収集してきたもの、及び所外からの提供によるものに大別され、これらがその大多数を占めている。これらの資料は、収集のち本所において整理・分類・保管を行い、また、その内容に応じては、テーマを設けて資料編集を行う一方、所外へは、本所の紀要『金光教学』を通じて、研究論文その他の研究業績として随時発表してきている。

では、現在本所で所蔵する資料は、本所開設以来の歩みの中で、どのような願い・目的のもとに収集されることになったのか。また、収集資料がその後、どのような過程（分類・整理・編集）を経て研究上使用されることになったか。さらには、収集資料の全体はどのように構成され、現在どう保管されているのであろうか。

本稿では、これら本所資料の歴史的な性格に関わる問いに答えることを通して、改めて本所資料の全体を把握しつつ、本所所蔵資料の性格を明らかにしていきたい。具体的には、一章で、資料収集が実施されるに至る必然性を研究・運営体制の歩みとの関連で捉え、二章では、収集された資料の個々のケースについて、研究資料化の実態・歴史を明らかにしつつ、保管形態、全体構成の現状を紹介して行きたい。

なお、本文中の「」で示す箇所は、①「教学研究方針並びに計画案」（昭和二九～六〇年）、及び②紀要『金光教学』（第一～二五号）彙報からの引用である。

## 一、研究・運営方針の変遷と資料収集

### 1 本所開設から昭和四十年まで

昭和二十九年十一月、本所の開設に際し、それまで教祖伝記編纂のことをすすめてきた教祖伝記奉修所（昭和二・三・六・一設立）、並びに教師育成機関である金光教学院内に設けられていた研究部（昭和二・四・一設置）の人材及び資料が、本所に引き継がれることと

なった。また、本所が教学研究機関としてもつべき最少限度の機構として、四つの研究部門（第一部―教史・伝記に関する事項、第二部―教義に関する事項、第三部―布教及び教制に関する事項、第四部―文化・諸宗教に関する事項）が、「教令」において定められ、本所の研究業務が開始されることとなったのである。

では、開所以降昭和四十年までの本所の研究・運営方針は、どのような状況の中で立案され、また、その内容はどのように変遷

してきたのであろうか。さらに、資料の収集、整理の実情はいかなるものであったのだろうか。

そこで、このことを明らかにするについて、本所の研究・運営の動向を考慮に入れ、この期間を便宜上、次の三つに区分（③開所から昭和三十六年、④昭和和三十七・三十八年⑤昭和和三十九・四十年）し、各々とりまとめる。

#### (a) 開所から昭和三十六年

発足当初の本所は、専従職員をもって教学研究の営みを開始するにあたって、職員の態度はどうであればよいのか、即ち、「教」とは何か、「教」と信心の關係はどうなるのか」という研究の基本態度に関わる問題点を明らかにする必要性に迫られていた。そこで、この問題に取り組むため、各部合同の研究会を開いて、全職員が、教・信心に関連する教内外の文献・論文をテキストとして、「教」と信心について討議を重ねることとなり、以後この研究は、「教方法論の研究」という課題として、その必要性が確認されることとなった。

次に問われたのは、教団の機関である本所として、教学研究を進めるにあたって、研究の課題及び方法はどうあるべきかという問題であった。そこで、本所の担うべき研究の課題・方法について、本教の確立に心を寄せる教内有識者（高橋正雄、大淵千巳）から意見を聴取することを目的とした第一回運営懇談会（昭和二九・一一・二五）を開催し、その席上、本所の重要課題として、

(イ) 教団自覚運動に関する研究、(ロ) 信奉者の信心生活記録の収集の必要性が提起された。

これを受けて本所は、三十年度の研究課題として、この二課題に、(イ) 教統者（教祖、金光四神、金光摂胤等）及び直信先覚諸師についての資料収集を加えた三分野を設定し、その実施については、「まず研究の基礎資料の収集を徹底して行う」という基本方針を立案した。以来、この方針は、三十年代を通じて不動の方針とされ、これに基づいて調査・研究の歩みが始められていったと言つてよからう。

ところで、昭和三十年三月十一日、教監から、「金光教概説書」編纂のことが、次に示す内容をもって委嘱された。その趣意は、「本教の歴史・教祖・教義・教勢の現状など本教のあらゆる部門に亘つてのことを、(中略) 教団的な立場から、客観的、組織的、体系的に叙述すること」とし、さらに、「既信者に対しては、一層組織的に信心の進展を促し、求信者には、本教を知らしめる入門書ともなり、教外者にも本教の内容を理解せしめるようなもの」であり、編纂終了の予定期日を「昭和三十三年末」とするといふものであった。

本所としては、未だ十分な研究・運営体制が整わない状況の中にあつて、しかも、本来の研究機関としてはその性格を異にする「金光教概説書」の編纂にあたることについて、容易には受諾し難いものがあった。

そこで、種々検討を重ねた結果、同書編纂の態度・方針を固め、

その内容（編纂にあたって、(イ)常に研究所本来の目的達成と内容充実とに寄与すること、(ロ)取材の広さと内容の公正とを期し、編集関係者が教学研究者として育成されること、(ハ)編纂に必要とされる資料の収集が教学研究の整備に役立つこと、(ニ)編纂を通して、全教における教学への関心が喚起され、全教と本所との繋がりが緊密化されること）をもって、同年四月十六日、本部当局へ、同書編纂の受諾の旨を回答した。その後、本部当局と編纂の方針、計画、構想等について協議を進め、同年九月から、同書の編纂事業に着手することとなった。

以来、本所の研究・業務は、年を追うごとに同書の編纂業務に多大な人員と時間を割かざるを得ないこととなり、本所本来の基本課題の追究に少なからぬ影響をもたらすものとなっていた。

このことは、教学研究の基礎的研究態度を培い、研究態勢を整備することを念頭において共同研究への志向が、一面では、少なからぬ支障をきたすこととなったが、また他面においては、教学研究の内実を堅実に形成していくための諸般の態勢確立、研究者の育成を、より一層強く希求する動きを喚起することともなっていた。

一方、開所間もなく、教団の機関としてその使命を遂行するためには、その「全教的基盤を培い、教団の実態との繋がりが緊密化されねばならない」と考えられ、教学についての啓蒙的な作用として、『とりつぎ』誌を編集することとなった。これは、「啓蒙的」一般的色彩を濃厚にもったもので、表現形式を平常なもの

し、その他全般にわたって、啓蒙的一線を持していくもの」と規定された。

そこで、所内に『とりつぎ』誌編集委員会（編集顧問二名、編集委員四名、他二名）を設け、同委員会において、教学論文、教学講演、対談（信心について）等を編集内容とし、三十年十月から二年二回（四月、十月）発行されることとなり、三十七年四月（第十四集）まで刊行された。しかし、同誌編集については、研究機関である本所が、直接教学啓蒙という教団的布教活動の一端に関わることが問題とされ、また、この頃（三十七年）から、本所では、本所本来の調査・研究が漸時進められるようになってきたことも相俟って、結局、同誌第十四集の刊行を最後に、以後の編集は中止されることとなった。

ところで、この時期（三十年代）における資料収集は、大要、次に示すとおりである。

昭和三十年に設定された基本課題に基づき、①教団自覚運動に関する資料（昭和九・十年事件の意義・本質の究明・把握のため、事件関係者からの聴取、昭和三〇・一・三九・二）、②信奉者の信心生活記録資料（本教の生きた信仰体験を記録化するため、一般信奉者からの資料聴取、昭和三〇・四・四九・七）、③教統者資料（本教信心の伝承、伝記編纂を目的とした教統者についての聴取、昭和三〇・二・四七・七、教祖、金光四神、金光接胤の取次内容の把握のための全教各層に対する調査、昭和三六・四〇）の収集を始めとして、④信心懇談会資料（研究者自身の信心を深め広めるため、講師の信仰体験の聴取及び懇談、昭和三一・二・四四・六）について、研究動向及び研究上の

必要性から、各々収集を実施している。

また、資料整理については、①小野家資料（教祖関係、村方資料）は、その裏打ち、写真撮影を進め、同資料を解読した内容は、三十三年度から、紀要『金光教学』へ順次掲載を始めている。また、②奉修所資料について、謄写印刷及び分類作業が行われた。ただし、その作業は全体量の内、わずかしか進められていない。

#### (b) 昭和三十七・三十八年

昭和三十七年を迎えるについて本所は、三十六年度の方針としてあげられていた、研究者個々の研究の充実及び、各部の教学方法論明確化のことが前述の概説書編纂の業務と相俟って、依然として中心課題となり得ず、また、開所以来収集されてきた資料も各主査単位での整理にとどまり、こうした諸問題をかかえた本所の運営は、容易ならぬ状態におかれていた。

そこで、そうした現状を踏まえ、そこからの研究・運営面の一層の進展を図り、相互に有機的な連関のもとに研究が進められていくために、三十三年度には、(イ)研究者個々の実質的研究の充実、(ロ)教学方法論（教学の意義・分野・課題）の究明、(ハ)本所全般にわたる資料の整備・確認、(ニ)概説書最終稿の脱稿、(ホ)運営方式の確立（教団と研究所、所と部、部と研究者、研究業務等の有機的関連性の樹立）を骨子とする研究・運営方針が立てられることとなった。

このうち、概説書編纂については、着手して以来七年を経過し、

より一層の進展を期し、この年度は、本所の業務を犠牲にしましても、可能な限り早期に最終稿の脱稿をはかることを目指して、作業が進められていくこととなった。しかし、実際には、この時期第一次草稿を作成したのみで、その後の編纂作業は、なお長期に亙る計画を必要とするものであった。

一方、こうした概説書編纂の業務（草稿執筆）への従事のため、当初計画されたことが十全に実現され難い状況の中で、出来る限り本所本来の活動を促進していくことに努め、研究者の本務である研究の充実を重点に置き、それとの関係で本所全体の態勢を整え、(イ)に示された方針は、集中的に資料を整理・確認することとして実施されることとなった。とりわけ、資料整理については、研究上必要なもので全体に不可欠なものに限定し、しかもそれが内容的に整理され、研究に供し得る形態に整理され、さらには、決して部分的な機能（体制）に委ねられるべきでないとの確認がなされた。

こうして、三十七、八年にかけて、本所のそれまでに収集された資料は、全て本所資料として取り扱われることになり、各部・各主査の保管する資料の目録作成並びに奉修所資料、学院研究部資料、教団自覚運動に関する資料について整備（資料の表題づけ、補修・整備、形態の統一）、目録作成を行い、所内での必要部数（二部）以外は、祭場資料庫（その後、教団書庫八仮称）へ移動）にて保管することとなった。

このような経過を経て、開所以来この時期までに各部・各主査

で保管されてきた資料について、全て目録作成（「教学研究所資料・書類目録」）を完了し、資料の全体確認を行ったことは、研究動向の上でも一段階を画すものであったと見做すことができる。ここで、右に見てきた資料に関わる調査研究活動を含めて、この時期までに進められた研究動向及び業績のうち、主な内容のものを以下にとりまとめる。

各部においてなされた研究活動は、①教団自覚運動研究、②信奉者の信心生活記録の収集、③「御覚書」研究、④教学方法論の研究であり、また、各部及び各主査の研究活動の他には、⑤総会（昭和三〇～三六年）、⑥教学講演会（昭和三〇～三四年）、⑦教学研究會（昭和三三～三六年）の開催を始め、⑧『「金光大神」別冊』の編集（昭和三〇年）、⑨『とりつぎ』誌の編集・刊行（昭和三〇～三七年）、⑩概説書（後の『概説金光教』）の編纂（昭和三〇～四七年）及び⑪諸会合（本部教庁、各教務所、各機関、各種団体）への出席傍聴（昭和三二～三九年）等の業務がある。

右にみる本所の活動・行事は、本所が教団の機関として、教学研究の内容となるべき課題を模索し、研究機関としての使命を十全に果たし得るよう、その内実を形成することを願いとしたりものであり、また、この開所からの十年は、結局的に言えば、終始、本教教学の意義・分野・課題、即ち、教学方法論を模索し、その基本となるべき研究分野、課題及び研究態勢の確立を求め、それらの基礎作り専念した時期であったと言える。

#### (c) 昭和三十九・四十年

次に、本所は、開設十年目を迎えた昭和三十九年、過去十年間取り進めてきた諸般の教学研究の活動・行事について、研究・運営の両面に互って検討を加え、より本来的な本教教学研究のあり方を模索することとなる。

この検討を通じて浮上してきた問題点は、以下の三点であった。①過去十年の研究は、開所当初の各部の研究・業務（四部門）に示されたように、本教教学の体系的な研究を目的として進められたにも拘らず、研究者個々の経験・方法・態度を基にした、所謂、個人的研究の色彩が強く、他の研究との有機的な関係を持ち得ず、自らの研究成果をとりまとめることに力点を置いてきたこと。②また、研究者の部属に関わって、同じ研究関心・領域を持つ研究者を同一の部へ配属することから、自ずと部自体のもつ研究領域に限定され、研究自体もその制約を受けることになったこと。③さらに、年度毎の計画（諸事項）の立案にあたって、他の研究事項との実質的な有機的関連が十分に考慮されず、現実的な必要性によるもの及び実施可能なものが優先されてきたこと。さらに、これらの原因としては、本所として、教学研究構想・領域・分野の確立が十全になされ得なかったこと（本所の主体性の欠如）及び各自の研究が、教学本来の姿勢を志向した取り組みになり得ていなかったこと（研究者の教学的姿勢の欠如）が掲げられている。

そこで、そうした反省に立って、研究者の、教学の意義についての自覚と本来的研究姿勢を本所の実情に即して求めるとき、開

所時に採られた体制（制度から實際を規制する方法）とは逆に、「實際からあるべき制度を生み出す体制」が、現状として妥当なものとして考えられた。そこで、昭和四十年十月、所長の更迭（内田守昌就任）に伴い、新しい研究体制を整えることとなり、従来の四部制を、実質的には二部制（第一・三部、第二・四部）に切り替えた。この時、各部の課題設定に際して、「これだけは研究としてはずしてはならない永遠の課題」として、「御覚書」の研究及び教団史研究が選ばれた。即ち、「御覚書」研究は、本教信心の基本的性格を明らかにするについて欠くべからざるものとしての研究であり、また、教団史研究は、本教が歴史的現実社会においてどのような働きをするものであるかを問うていく研究である、と捉えられた。つまり、「本教とは何か」、「本教は何をするものであるか」という基本課題に即して、この二課題を設定し、共同研究の態勢を採ることで、研究の展開・促進を図ろうとしたのである。また、この二部制への切り替えに併せて、それまでの研究事項（各主要業務）も、各部の研究・業務の中へ吸収することとした。

右に述べてきたように、昭和三十九年・四十年の二年間は、主として、本所の運営面での問題について協議することに終始し、従って、その間の研究は、既存資料の整理、確認作業を進めたのみであった。また、この時期予定された本所主催行事（教学研究会等）も開催不可能となり、本所刊行の紀要『金光教学』も停刊するなど、研究活動は停止状態となった。

## 2 昭和四十一年から今日まで

さて、本所は、昭和四十年十月から二部制を採り、その後においても必要に応じて、研究・運営体制に検討を加えながら、時々の研究動向にふさわしいあり方を求め、今日を迎えることになるが、その間の研究・運営体制の変更は、資料の収集・整理の歩みとどのような関わりを持つことになったのだろうか。

四十一年度の具体的な研究・運営業務については、各部の課題を追究するため、第一・三部においては、教団史研究の意義・必然性、態度・方法の明確化を目的として、教団史研究会、文献講読会、方法論研究会を開き、また、第二・四部は、「御覚書」研究の姿勢・テーマの確立を目指して、御覚書講読会、文献講読会を開いた。このように、二つの基本課題に絞ってそれを追究するについての具体的な手立てを講ずる中で、研究者の研究姿勢及び共同研究体制の確立を目指し、研究者個々の研究視点に基づく研究課題を設定することとなったのである。

では、次に、四十年代から今日までに収集された資料について、時々の研究・運営体制の変遷の経緯を紹介しつつ、この時期に採られた研究・運営体制の変更に併せて以下の三つの区分（㉑昭和四十一年から同四十四年、㉒昭和四十五年から同五十年、㉓昭和五十一年から今日まで）を設けて、とりまとめることとする。

### (a) 昭和四十一年から同四十四年



まず、第二・四部においては、「御覚書に向かう自己の姿勢を問題にし、正す」ことを願いとして、昭和四十一年から「御覚書講読会」を始めた。この講読会では、素読を通して相互に問題点を確認し、問題意識を明らかにすることをねらいとして、部員全員参加により、四十二年度中に「御覚書」全体を一通り読み終える方向で進めた。回を重ねるうち、「御覚書」の事蹟について、妥当性があつてしかも、創造的な見方・解釈が要求されることとなり、事蹟に関連する資料・文献（論文・レポート・講演記録等）の内容摂取並びに所在確認の必要性が生じ、併せて、「当時の農業生活の実際を可能な限り理解する必要がある」として、教祖時代の農具収集が始められることになった。さらに、この「御覚書講読会」において、「御覚書」の各事蹟について、より厳密な吟味・検討を行うため、事蹟に関する幅広い資料の収集・整理が要望されることとなった。そこで、四十三年度の計画の中に、「御覚書」研究をすすめるにあたって、「既存資料の研究資料化をめざす向きでの整理と、新たな研究の視角を開いていくための資料収集」を行うことが打ち出された。さらに翌年には、「教祖の事蹟を実証的に確認しておく」という基本方針が決定され、これに基づいて、隔月一回、調査が実施されてきた。

次に、第一・三部においては、四十一年度を立てられた計画（教団史研究会、文献講読会、方法論研究会、教団史資料の收集整理）に基づいて、各研究会ごとに、関連するテキスト（上原専様著『日蓮とその時代』、高橋正雄著『教団自覚運動について』・『前教主金光様をいた

だ』他）を手がかりとした共同討議を行い、共同研究を可能にする共通基盤を見出そうとした。

この中で、翌四十二年には、共同討議のみでなく、研究者相互の働き合いによる研究の促進とそれに対応する資料の整理に重点をおくという方針を掲げ、各自、研究題目を設定し、部の基本課題の追究及び各自の研究姿勢を吟味していった。

さらに、四十三年度からは、教団史研究の全体構想の樹立と研究体制の確立を目指すこととして、研究対象を「昭和九・十年事件」に限定し、同事件の全体像を把握するための主要な課題を設定し、部員相互により、同事件に関する研究が集中的に進められることとなった。

一方、この時期、「本教教学の根本資料」であり、「教団史研究の基盤となる教団史資料」が、研究に有効に利用されることが求められるようになったところから、同資料の整理を部の中心課題の一つとして、位置づけることとなった。

この方針は、その後の四十年代を覆うものとされ、具体的には、個々の資料の整理（昭和九・十年事件の新聞切抜帳、教団自覚運動に関する会合記録の目次作成、教団史資料△三八綴・昭和九・十年事件関係△の目録作成、祭場資料庫保管書類△明治二〇～昭和二十年△、本部境内倉庫保管書類△明治三三～昭和二八年△の年次別区分及び目録作成等）を行った。

資料の収集については、昭和四十三年・四十四年には、教団自覚運動関係資料の収集の一環として、教団自覚運動に関する聴取

（山形清太郎、長谷川雄次郎、重松三喜、並びに「中野辰之助宛書簡」  
〔平安教会所蔵〕の写真撮影をわずかながら実施した。

なお、昭和四十四年には、「教統者資料」、「信心生活記録資料」、「布教教制資料」は、本所の実態として研究課題として具体化されるまでに至っていない、との反省がなされ、その収集は最少限のものに限ることとなった。

### (b) 昭和四十五年から同五十年

ところで、本所は、昭和四十年十月以来これまで、「御覚書」研究及び教団史研究を基本課題として、研究者の研究姿勢及び共同研究体制の確立を目指し、諸般の研究・業務を進めてきた。こうして、四十年十月以来、基本課題が設定され、すべての課題意識がそこに固定される結果ともなったことから、四十四年度後半には、研究活動の自由を求める動きが生まれ、研究者自身の研究関心に基づいた研究課題を追究するという、所謂「個人研究」体制とも言うべき方向へと転換していくこととなった。そして、昭和四十五年十月、従来の部単位での研究体制から、研究者の研究関心や課題設定の在り方を解放し、実質的な研究動向を中心に人員構成を行い、「個人研究の徹底化」、「資料管理体制の整備・確立」を基本課題とし、本所の研究体制は、実質的一部制を採ることとなったのである。そして、この基本方針に基づき、資料の発掘・整理・編纂を積極的に進めていくために、新たに「資料室」が設けられた。しかし、同室を中心とし、資料の編纂を意識にの

ばせ、資料の収集、既存資料の確認・整理を進める過程で、①同室の当初計画外の概説書編纂業務への従事、②同室における資料編集をはじめとする研究資料化構想の立ち難さ、③研究者と資料室員との目的意識の齟齬という問題に逢着し、改めて、本所における資料室の役割・位置づけ等について見直さざるを得ないこととなり、資料室は一旦解消することとなった。

次に、この時期における新しい研究動向としては、「金光大神覚」公刊以降の研究状況の中にあつて、「将来教典編纂委員会資料の公開を予想し、その調査研究に着手する必要がある」として、昭和四十五年十月、「教典編纂委員会資料検討会準備会」を発足せしめ、同資料についての研究を目指し、資料化の動きを始めたことがあげられる。次いで、同四十六年四月には、改めて、「教典編纂委員会資料検討会」を設け、金光大神言行記録類の研究資料化を目指して、同資料の吟味検討が始められた。この研究成果は、「研究資料金光大神言行録」〔全六巻〕として編集されることとなった。

他方、資料収集の面では、教団史関係資料として、本教独立以前における国家と本教との関係を明らかにする必要性から、昭和四十七年五月、神道大教所蔵「神道本局資料」を、また芸備教会所蔵「金光教議会議事録」〔大正六・七年、本部教庁保管資料（「重要書類」）〕の収集が行われ、前述した「金光大神覚」に関する資料（金光町周辺の史蹟調査、農耕・習俗等に関する聴取）の調査収集、教統者資料（教祖、金光四神、金光撰胤夫妻、現教主に

ついでに聴取)、信心生活記録資料(教師及び信徒から聴取)の収集も、引き続き行われた。

なお、この時期における収集資料のうち、教団史資料については、昭和四十九年から、研究への有効な活用を図ることを目的として、明治期資料から順次整理、目録作成を行い、その成果を紀要『金光教学』へ掲載してきている。また、『寛』公刊に伴い、四十六年度から同書総索引作成に着手し、昭和五十三年三月、『金光大神覚総索引』として刊行された。

(c) 昭和五十一年から今日まで

さて、五十年代は、四十五年以来とり進めてきた室制による研究・業務を、さらに積極的に充実させるため、「所員が研究上自立する」ことを願いとして、諸計画が実施された。その中で、研究者相互の自主的な研究の位置づけ及び研究により密着した運営のあり方を求めるについて、そのことを保障するものとして新たな三部制(第一部―教祖研究、第二部―教義研究、第三部―教団史研究)が構想された。この三部制が採られるについては、(イ)研究者相互の研究の関連づけ、(ロ)各部・本所の研究構想の構築、(エ)教団と本所との関係の明確化が意図されていた。その後は、この三部制をベースとした研究・運営体制が続き、その中で、研究上、方法的、領域的にも徐々に実質的成果をあげる一方、研究課題・領域の固定化、資料収集、業務増大による研究者の意識の分断という問題を抱えつつ、昭和五十二年十月、所長更迭(瀬戸美喜雄

就任)に際して、新たな構想として三つの柱(イ)研究実質を培う適切な場づくり、(ロ)信心と教学との関係の究明、(ハ)本所が担う教学領域の再検討)を掲げ、各種の研究活動、諸般の行事の一層の充実・展開を図ろうとした。続いて、昭和五十三年七月開催の「教学研究会」では、教学領域の拡大をめぐる討議がなされ、「本所における教学研究とは何か」という根本的な問題が提起された。そこで、本所は改めて、三つの柱(イ)教学研究の目的・意義・方法論の明確化、(ロ)地道な研究の推進、(ハ)本所・教学研究の役割確認)を基本方針とし、この「教学研究とは何か」という問いを問うことを基本課題とした。

この時期の顕著な動向の一つに、第三部を中心に布教史研究の分野への関心が昂まり、布教史資料の収集が活発化したことも相俟って、収集資料の増加に伴う本所資料の体系的な整理が、再び求められるようになってきたことが挙げられよう。

このような新たな動向が生まれる中で、それまで、各部において収集・整理・保管されてきた資料について、領域拡大を求める研究動向とも相俟って、改めて本所所蔵資料としての位置を明確にし、研究関心に応じて、誰もが自由に活用できる手立てを講ずるために、「資料委員会」を設けて、総合的な資料整理構想を明らかにすることになった。その結果、昭和五十三年九月、現在の資料室が、「本所資料の有効かつ体系的な整理・保管を行う中心的な機能を担うもの」として発足し、それ以降、同室を中心に本所全資料について、その整理・保管・管理・運用のことが進めら

れていくこととなった。なお、発足当初の同室においては、①高橋正雄師関係資料（昭和五・七・五四・六・六〇・一〇）、②布教史関係資料（昭和四八・二）現巻等を中心に、複写・整理・保管が行われていった。

五十六年度、任期満了に伴う所長更迭（福嶋義次就任）以降については、「本教の教義的究明を目指す」という願いのもとに、それまでの研究成果の検討、研究領域拡大の可能性の追究、新教典から浮上する教義的諸課題の探究を主眼としての研究の営みを進めることとなった。五十七年度からは、本教教学の所依となる根本典籍（「御覚書」、「覚帳」、「御理解」）のあらゆる研究視点からの究明を研究上の主眼点において、課題が可能な限り広い視野をもって、また共同研究体制を実現するための第一歩ともなることを願い、新たな「研究講座」を中心とした研究講座体制が採られることとなった。

これは、本所のテーマ認定を受けた所員が、各々の研究講座を開設し、従来部の範囲をこえて所員・助手を参画せしめて課題追究を行うものであり、当初は、五部門（①学問論・方法論部門、②根本典籍の注釈・釈義部門、③根本典籍の教義的解釈部門、④本教史（教団史・布教史）部門、⑤資料部門）が設けられた。

このような体制がとられる中で、とりわけ、本所資料については、五十七年度の基本方針の一つである「資料管理、資料検索システムの合理化」を図るため、全所的な観点からそのあり方を求めることとなった。そこで、資料委員会の下で、資料の管理・運

用について、審議を重ねた結果、昭和四十年代・五十年代を通じて漸次増加してきた資料を含めて、改めて、本所全資料を掌握し、研究に供し得るために、全資料の目録作成・完備が急務とされ、また、膨大な資料群を一括掌握し、迅速な検索を可能ならしめるため、コンピュータの導入をはかることとなった。

この決定を受けて、本所は、全職員により、本所所蔵資料の所在確認を含め、全資料の目録作成に取り組み、作成された目録は順次コンピュータに入力されつつある。また、本所施設の現状から原資料は教団書庫の本所所蔵コーナーで保存され、所内では、原則として、複写資料が使用されることとなった。

この時期の主な収集資料として、昭和五十八年九月、金光教典籍編修委員会の解散に伴い、今後の新教典に関わる研究を求めていく上で必要とされる同委員会資料（五三巻）を収集し、また、同五十九年十二月から、教祖時代の民間陰陽道・金神信仰の実態を明らかにすることを目的とした調査（聴取）を開始した。さらに、同五十七年三月から、本教戦後史資料収集の一環として、儀式服制等審議会資料、教務所長会議資料等（本部教庁保管）を収集し、同五十九年九月から六十年十二月にかけて本部教庁総務部から、「教祖御祈念帳（仮称）」（写真版）が本所へ提供された。

以上、昭和四十一年から今日までの本所の研究・運営体制及び資料収集の変遷について、その必然性及び経緯を一瞥してきた。

この間の歩みを改めて顧みるとき、この期間とは、「教学とは何か」を問い、明らかにするため、研究者の研究姿勢及び共同研

究態勢の確立を当初の願いとし、研究者個々の課題追究の徹底、資料の管理・運用体制の整備等の基本方針を掲げ、研究・運営の仕組みについて、常に根本的な検討を加え、それに伴い幾度かの体制の変更を行いつつ、本教教学研究機関としてのあるべき姿を求めての歩みであったと言えよう。その結果、教祖研究、教義研究、教団史・布教史研究の三分野が次第に定着せしめられ、現在では、研究講座制を基礎においた三部制が採られ、研究者が研究課題・方法論を明らかにし、研究資料の活用を通して、実質的研究の進展が図られることになり、それに伴う資料の全所的観点からの体系的な整理及び保管が可能となり、研究及び資料の両分野の内実が培われてきた。

また、この時期収集された主な資料は、三十年代に調査・収集・整理された資料に加え、四十一年に立てられた基本課題を追究する中で集められた金光大神関係資料、教団史関係資料を中心とし、その後の研究領域の拡大に伴い調査・収集されてきた布教史資料並びに本所への提供資料などがあり、その点数は膨大な量となってきた。

ところで、このような研究・運営方針の下で、開所以来の研究動向と相即的な関わりをもって、資料収集が重ねられてきたが、これらの資料は、さらに具体的にはどのように本所の研究資料として位置づけられ、また、現在、資料全体はどのように捉えることができるであろうか。この点について、次章において、各収集資料をとりあげ、収集の願い・目的、経過及び資料内容をとりま

とめ、本所資料の概要を把握したい。

なお、掲載の配列は、資料収集の年次順とした。

## 二、収集資料とその概要

### A 教祖伝記奉修所資料

本資料は、本所開設時に、金光教教祖伝記奉修所から引き継がれたもので、同所において、教祖伝記を編纂することを目的とし、そのために教祖の事蹟に関する根本資料とされた「御覚書」及び「教典編纂委員会資料」について、講読・検討を行い、さらに、教祖事蹟及び当時の大谷村の事情に関する資料等について調査研究を進める中で、収集・整理された資料である。

具体的には、以下の検討作業や聴取・調査の記録の集積として、この資料は形成されている。

①開所から昭和二十三年四月までの「御覚書」の講読・検討と謄写本・注釈の作成、②その後、昭和二十六年六月までの「教典編纂委員会資料」についての、教祖事蹟・教義の両面からの討議・検討と注釈・索引の作成、③「小野家文書」、「白川家文書」の中から、教祖事蹟・大谷村に関わる資料の抜粋・検討及び「御覚書」に登場する人物・用語・地名等について、関係教会・寺院からの聴取調査、である。

次いで、昭和二十九年、本所に引き継がれた後、数年は「研究が確実な資料に基づいて行われ、そのために常に資料の状態が明確なる姿において整理されておかねばならない」と願われたが、

実際には、資料整理の必要性に対する理解認識が各自まちまちであり、資料管理態勢が整わなかったことから、十分な資料整理もなされず、移管時の状態のまま保管された。

昭和三十六年には、資料整理・保管のことが研究運営上重要な位置をしめることとなり、同資料は、各部職員の協力を得て、計画的にプリント化され、このことを通じて本所の研究資料として、改めて位置づけられていたのである。

昭和三十八年、資料の全体的確認・把握という本所の基本方針に沿って、同資料は、表題付け・補修整備・形態統一などの作業を進め、目録作成を終えた。そして、同四十五年から、目録のカード作成に着手し、翌年からの数年間は、(1)同資料の原資料と基本カードとの照合・確認、(2)所外への資料公開及び助手育成の一環として、同資料の解題、複写本作成並びに索引作成（表題の五十音順用）を進めた。さらに、同五十八年、総合庁舎落成に伴う教団書庫への本所資料の移動に際して、所内資料の再整理中、新たに追加・確認された資料を登録し、こうして、同資料の全体が明らかになってきた。

また、同資料は、①「研究金光大神言行録」（全六巻）、②「研究金光大神事蹟集」（全三巻）、③「八資料」金光大神事蹟集(一)、「(一)紀要「金光教学」第二四、二五号」などの本所研究資料編集に際してとりあげられ、発表されてきている。

本資料の内容は、次に示すとおりである。

(1)金光大神御覚書関係（「御覚書」、同書注解・索引）、(2)教祖真蹟

関係（「神号帳」、二乃弟子改帳）、「願主歳書覚帳」、(3)教祖御祈念詞関係（金光四神、安部喜三郎等の直筆、記録）、(4)金光大神言行録関係（金光大神言行録原ノート、同言行録注解・索引・人物志）、(5)直信日記関係（市村光五郎、徳永健次等による教祖御理解、初代白神新一郎「御道案内」）、(6)探訪記関係（秋山甲、大西秀等の探訪記、芸備・笠岡教会等約二〇教会及び香取・安部家並びに泉勝院・円珠院などへの探訪記）、(7)小野家文書関係（「永代御用記」、「御水帳」、「大谷村御物成帳」、「小野光右衛門・四右衛門日記」、曆・家相・陰陽道等の記録）、(8)白川家文書関係（「白川家門人帳」）、(9)収集物品関係（絵馬、華、教祖事蹟・札・六角星等の写真、金光四神遺品等）総点数——約四五〇点

## B 小野家資料

本資料は、教祖伝記奉修所において、教祖伝編纂に関わって、金光大神の事蹟に関する資料として扱われた「御覚書」と「教典編纂委員会資料」を、公的な面から裏づける資料として位置づけられたもので、整備上の措置として、昭和二十三年七月から、裏打ちを実施することになり、この措置は、同資料が本所開設時に引き継がれた後も引き続き進められてきている。

三十二年度、同資料の整理保存についての基本方針(1)火災・水難・地震に備えての処理、(2)紙魚やカビなどの被害に対する処置を講ずる)を定め、本部当局と協議し、了解を得た。そこで、(1)については、教祖事蹟に直接関係する資料から順次裏打ちを施し、(1)については、原本の安全保管対策として、教祖事蹟に関す

る資料の写真撮影を行い、ネガをアルバムに整え、保管することとした。

以来、本所は右の方針に基づき、同資料の整備(裏打ち)を進め、今日最終段階を迎えている。また、昭和四十五年から、同資料の所在確認のための基本カード作成に着手し、さらに、同五十八年から、原資料の破損防止、長期安全保存上の措置から、複写本(コピー本)の作成を開始し、同時に、同資料の内容分類及び目録作成を鋭意とり進めている。

ところで、同資料の所蔵・管理については、昭和五十三年二月九日、本部教庁において、同資料の所蔵・管理権の所在についての再確認の必要性を生じ、改めて協議の結果、「この文書は本部教庁が所蔵し、その整備、保管及び使用については教学研究所が責任を持つ」ことが、改めて確認されることとなった。

なお、同資料は、昭和三十三年から、本所の基本方針として「広く研究の用に供し得るための措置」を講ずることが追加されたことから、その資料解説を鋭意進め、その成果は、紀要『金光教学』に「小野家文書(1)〜(4)」として、順次発表してきたが、紀要第二十三号の掲載をもって、終結し、今日に至っている。掲載資料は、「小野四右衛門日記」、「役用並天象出行日記」、「大谷村宗門御改寺請名歳帳」、「永代御用記」、「永世御用記」である。

本資料について、現在までに取り進めてきた内容分類に従い、その内訳(分類項目)を示すと、次のとおりである。

- (1)支配関係(八五五)、(2)土地関係(五三〇五)、(3)租税関係(四七〇五)、(4)村政関係(五八五五)、(5)戸口関係(二七五五)、(6)治安関係(二〇〇五)、(7)救恤関係(八五五)、(8)土木工事関係(八〇五)、(9)農林業関係(二七〇五)、(10)金融関係(二五五五)、(11)私文書関係(三九〇五)、(12)宗教関係(三〇〇五)、(13)和算階数・学芸関係(二五〇五)、(14)その他(地図関係(二三五五) 総点数——三三五三)

### C 教団史資料

本資料の収集は、開所まもなく、「教団自覚運動に関する研究」を進めるために開始されたことに始まる。

この収集にあたっては、三十年度当初、第一部において、昭和九・十年事件が研究対象に採り上げられ、「同事件のもつ意義・本質を公正・的確に把握すること」を目的とし、事件前後の教団の動きを史的に明らかにするという「史的研究方法」が採られた。現存する長老・諸師の体験、当時の文献・物品・写真集等を収集の対象として、「研究者の史眼、資料の扱い方、研究の態度を培うこと」をも目的として、事件当時、「中樞部で体験を経た諸氏」と会合をもち、「事件当時の教団の動き」について概観することを基本方針とした。

この会合は、右に述べた収集の目的及び方針に基づき、第一回が、昭和三十年一月に開かれ、「教団自覚運動に関する研究の態度・方法について」の協議が行われ、以後毎回テーマを設け、関係者を招き懇談形式での聴取を行い、収集範囲としては、明治四

十五年、管長襲職規則の制定に始まり、九・十年事件を経て、戦後の御次成就信心生活運動発足までとし、昭和三十九年二月までに二十二回に亘って実施された。

この会合記録は、録音の後文字化され、「教団自覚運動史関係資料」として目録作成が行われた。また昭和四十一年からは、それまでにこの聴取資料を裏付け、実証的に確認するために、同事件に関する資料として収集してきた文書資料のうち、同事件の「新聞切抜帳」の目次作成を始め、新たに本部教庁から収集した教団史資料(明治二〇年～昭和二八年の書類)の年次別整理及び目録作成を行った。また、この頃(昭和四一年八月中旬～同年一月迄、北九州教務所からの委託をうけ、高橋正雄述「教団自覚運動について」の記録の整理と関連資料の編集作業に、第一・三部が従事した。

四十二年度から、教団史資料の整理に重点を置くこととなり、とりわけ、①教団史資料三八綴(全として九十年事件関係)についての目録並びに索引カード作成、②教団自覚史関係資料(会合記録)の目次作成及び同資料の追加聴取(九十年事件当時及び昭和二六年にかけての教団事情、教内情況について、二回)を行った。

四十五年からは、前年に引き続き、教団史資料について年次別カードを作成し、同カードに基づく資料の項目別分類・保管作業に着手し、「教監通牒」(明治三三～昭和二〇年)、「日露戦役関係」、「達示」(明治三三～昭和一九年)、「支部部長及教務所長会議記録」(明治四一～昭和一九年)、の各資料について整理を行った。また、四十六年から、「史料の項目別分類」による整理を行う必要性を生

じたことから、それまでの原本あるいはその索引カードによる年次配列を中心とした整理方式を改め、また四十七年六月、収集資料の増大に伴う資料散逸防止並びに原資料の安全保管の必要上、複写機を導入し、「神道本局資料」(神道大教所蔵)を始めとする教団史資料を中心に資料の複数化を行い、四十八年まで続けられた。

昭和四十九年に入って、教団史資料の整理を更に促進し、教団史資料について、より正確で迅速な検索を可能とするため、原資料の形態別による索引作成という検索システムから、資料一点を一資料とする項目別年次配列の形態に改め、この原則に従った目録作成を進めることとなった。以来、明治期の資料から、項目別分類を始め、さらに各項目ごとに年次配列を行い、その成果として、紀要『金光教学』に「教団史資料目録」(昭和明治期内大正期)を順次発表してきており、今後も引き続き発表を予定している。

昭和五十一年・五十二年からは、それまで収集されていなかった資料の収集を目的として、「教団史に関する懇談会」を開き、海外布教(「対支文化活動」)、「朝鮮布教」について、また、五十六年度は、「近年の教団状況」をテーマとして、さらに五十九年度以降は、「本教戦後史」を中心テーマとして、関係者を招いて、各々懇談形式による聴取を進めてきている。

昭和五十七年から、新たに、本教戦後史に関する研究を開拓し、促進せしめるとの方針に基づき、戦後教団史に関する資料として、本部教庁保管資料(儀式服制等審議会資料、制度審議会資料、教務所長会議資料等)の調査・収集を進めてきており、今後も計画的に取り進める



予定である。

このようにして、収集・整理されてきた教団史資料については、現在、明治期から順に目録作成を進め、各時代毎に項目別年次配列の保管形態をとってきている。

本資料の内容は、次に示すとおりである。

- (1) 明治期資料——(i)神道本局資料(明治七～一七年)、三二九点  
 (ii)教団史資料(明治二八～四五年)——①宗教行政、②本局条例・教会条規、③教師条例、④神殿建築・本局移転、⑤管長選挙等四四項目、一〇六九点

- (2) 大正期資料(大正一～一五年)——①教規教則類、②議会、③本部・支部、④支部部長会議、⑤儀式祭典等約三五項目、約一五〇〇点

なお、今後、目録作成及び発表を予定している資料には、昭和期資料——(1)戦前資料(昭和九・十年事件関係、戦時時局活動関係、その他)、(2)戦後資料(議会、所長会議記録、教制審議会資料、その他)がある。

#### D 信心生活記録資料

本資料は、第一回運営懇談会において、本所の当面なすべき重要課題の一つとして、その収集のことが要望されたところから、その担当を第三部とし、教統者資料も含めて収集することとなったものである。

三十二年度の計画立案に際して、「教祖の信心を伝承し、展開している直信先覚、一般信奉者の信心生活記録は、教学の根本資

料となる」と位置づけられ、収集にあたっては、記録で残されたものより、現存者からの聴取に重点を置いて行った。結果的には、「教統関係者の収集を優先」する形となり、他は、「一般信奉者といえども、一流信奉者」(昭和四七・九・一八「信心生活記録」懇談レポート)に限定されて収集が行われた。

もとより、同資料は『とりつき』誌への掲載を前提として収集が行われたもので、昭和三十七年までに、十四回、延べ二十五名の信奉者に対して、対談形式による聴取を行い、録音の後文字化して資料を作成した。

四十二年度からは、それまで収集した記録の吟味検討を行い、改めて収集の態度・方法を明確にすることとして研究会が開かれたが、当初から問題とされた「教学研究にとつての必要性、研究方法の明確化」について、明確な判断が得られなまま今日に至っている。

なお、聴取対象者は、今西光寿、大代多喜治、小林順太、佐野茂、藤岡京一等三十三名の信奉者であった。

#### E 教統者資料

本資料は、前述の「信心生活記録」の収集の一部として、昭和三十年当初から、「金光四神、金光撰胤に関する資料」として、桂ミツ、金光国開等から、聴取をわずかに進めたが、本格的に調査を始めることとなったのは、三十六年度に入ってからのことである。

具体的には、「本教の中心生命である教祖・金光四神・金光撰胤の取次の働きを事実に基づいて明らかにすること」を目的とし、全教各層を対象に、教統者の言行・自筆資料について、資料の所在状況を把握するため、質問形式の調査票を配布し、翌年にかけて、自筆・言行資料（約五〇点）を収集した。その後は、「直筆類」と「金光撰胤の写真」（明治、大正期）の写真複写を行い、教祖・金光四神関係のものについて、項目別・年次別にアルバムに整理し、全教を対象とした一斉調査は、四十年年度をもって一応終了した。

昭和四十一年からは、歴代教統者についての聴取を中心にした収集を進めながら、新たに「金光撰胤関係資料」として、「三代金光様」（『天瀬教会報』掲載）、『わかば』、現教主については、「おことば」（『金光教報』巻頭言）及び『槻の木』（短歌雑誌・槻の木会編）を資料カード化する作業を進めた。また、昭和四十六年から、金光四神の言行資料をカード化するため、教学調査会収集資料、岡本駒之助筆録資料、楠弼範筆録資料等について、該当する金光四神言行記録類を抽出し、「金光四神言行資料カード」を作成した。

こうして、昭和四十七年まで、教祖を始め金光四神、金光撰胤夫妻、現教主の言行資料について、通算四十八回、延べ五十八名から聴取・収集を進めた。

なお、この「教統者に関する資料」は、本所の体制の変更に伴い、四十八年度から、「金光大神言行記録検討会」において、取

り扱われることになり、同資料中、言行記録類については、「教義資料」に吸収されることとなった。

本資料中、聴取資料については、次に示すとおりである。

(1) 教祖について（安部菊恵、安部光恵、古川シゲ）、(2) 金光四神について（種ミツ、金光国明、藤井真澄等二〇名）、(3) 金光撰胤について（長谷川雄次郎、古川隼人、安部万之助等二五名）、(4) 現教主について（竹部寿夫、谷口金一、佐藤一徳等九名）、(5) 金光キクヨについて他（佐藤博敏、佐藤次代、津村親幸等九名）

## F 信心懇談会資料

昭和三十年に、所内で教学研究を本格的に進めていく上で、「研究者の信仰体験を深め、広めていく」ことが大切なこととされ、本所の業務としてこのことを企画・実施することとなった。月一回の予定で、①職員による信心生活全般にわたる問題について、話し合う懇談会と、②教内長老先輩を迎え、信仰体験を聞き、道の生命的なものを感じし懇談する会とを、交互に開くこととなった。

この懇談会は、昭和三十一年二月から、同四十四年六月まで開かれ、通算二十四回、長老先輩延べ二十三名から講話を聴き懇談を進め、講話は、録音の上、文字化して記録を作成した。

本資料中、長老先輩による講話録音は、次に示すとおりである。藤彦五郎、道願政治郎、高橋正雄、佐藤博敏、竹部寿夫等二十三名である。

なお、本所設立記念日開催時の講師は、大淵千仞、小野敏夫、佐藤一徳であった。

## G 教義資料

本資料は、二つに区分されている。一つは、昭和三十三年、教義に関する事項の調査研究を促進するための教義関係資料の収集、整理の一環として作成された「教義に関する資料カード」であり、もう一つは、所内研究資料として「研究金光大神言行録」(全六巻)を編集するについて、調査・収集した資料である。

前者は、昭和三十三年、第二部(「御覚書」研究)において、「教義に関する調査研究」を進めるについて、教内の文献・図書を対象とする教義的事項についての索引カード作成の必要性が確認され、その方法・様式の検討(記載事項)を経て、四十一年度中に索引カード化がなされたものである。また、翌年からは、新たに、「教祖に関する教義資料」を教内出版物からカード化し、四十四年には、本所主催の会合記録類(大淵千仞関係)、『前教主金光様を頂く』(全三巻)につき、カード作成を終え、翌年には、それまでの収集枠(教祖に関する教義資料)がさらに広げられ、「現在として必要な限りの資料(文献)について収集し得た」と判断されるまでとなった。そこで、昭和四十七年、教義資料の活用を便ならしめるため、それまでに作成した教義索引カードについて、①教義資料、②高橋正雄語録、③大淵千仞語録、の三部門を設け、各部門ごとに教義項目別に分類し、ここに、「教義資料

カード」(約五〇〇枚)が作成されたのである。

次に、後者は、『覚』(昭和四四年) 公刊後の昭和四十五年三月、本所において、「教典編纂委員会資料」の研究に着手するため、高橋博志から、同委員会資料について、①同資料と当人との関係、②同資料の成立事情等、についての聴取がなされ、この時、「森政本」の提供及び森政隆から事実確認を得るなど、それまで不明とされた諸点について次第に明らかにされていった。そして、この調査を契機に同年十月、所内に「教典編纂委員会資料検討準備会」が、「同資料の公開に備え、本格的に調査研究に着手したい」との願いのもとに設置され、さらに、翌四十六年三月、「教典編纂委員会資料検討会」が発足し、金光大神言行記録の研究資料化を目指した。そしてこの後、明治四十三年の「教祖御略伝編纂委員会資料」のうち、所内保管資料(原ノート、森政本、自記提出本、奉修所本、和泉本)について、資料吟味、相互検討を行い、その成果として、四十七年、研究資料として「研究金光大神言行録」(二・三巻)を編集した。

また、昭和四十八年、取り扱う資料の範囲を広げ、本所所蔵の金光大神言行記録類へ「教祖御遺訓」(明治二七年)、「直信教信徒調」(昭和八年)、奉修所資料、教統者資料、筆写本資料、他Vについて、内容検討を行い、さらに、五十二年以降、①布教史資料、②金光四神言行資料カード、③「御理解拾遺・金光四神實行君御理解」、④教内刊行物の、各資料を対象に、金光大神言行記録資料を抽出し、吟味検討を加え、「研究金光大神言行録」資料

(四)六巻、並びに「研究金光大神言行録索引」を編集した。

ところで、教義資料の編集作業としては、前述の「研究金光大神言行録」を基にして、昭和五十一年四月から同五十四年二月まで、本部当局の依頼により、『金光教報』掲載の「金光大神御理解」の原稿作成を行った。

「研究金光大神言行録」の編集上、その典拠となった資料については、次に示すとおりである。

- (1) 「研究金光大神言行録」(一)三巻 —— 「原ノート」(明治四三年)、「和泉本」(昭和二六年)、「日記本」(主として明治四〇年代)、「奉修所本」(昭和三二・三九年)、「森政本」(昭和七・一五年)、(2) 「研究金光大神言行録」(四・五巻) —— 「教祖御遺訓」(明治七年)、「大教新報」(明治四〇年代)、「直信教信徒調」(昭和八年)、「金光教報」(昭和二八・一九年)、「金光大神言行録下」(昭和三三年)、「教統者資料」(教祖言行資料調査票・昭和三七年、岡本駒之助手記、他)、「(3)研究金光大神言行録」(六巻) —— 布教史資料、「金光四神言行資料カード」、「御理解拾遺・金光四神貫行君御理解」(昭和二六・一七年)、教内図書(「松永金子大明神」等三五)

また、「教義資料カード」の分類項目は、金光教、神、生神金光大神、人間、信心、教義、おかげ、難儀、布教、教団、等二十項目以上あり、三部門ともほぼ共通した項目がたてられている。

#### H 金光大神関係資料

本資料は、「御覚書」研究を進めていく中で調査・収集されて

いった資料を指す。

この「御覚書」研究は、開所当初から、「誰でもが正確に読み得るよう訓詁注釈を施すこと」を目的として、「御覚書」の原文(漢字文)・解読文の作成作業を進めてきたが、昭和四十年十月、第二・四部(「御覚書」研究)において、開所以来、本所の最も基本的な課題とされてきた「御覚書」研究が、着実な研究基盤に根をおろしていないこと、及び同研究の意義・必然性について、明確な自覚があつて進められていないことが反省させられていた。

そこで、四十二年度から、「御覚書」研究を本格的に取り進めるに於いて、「御覚書」の内容を偏狭な見方によることなく、より確かなものにしていくことをねらいとした「御覚書講読会」が開設された。そして、教祖時代の農業生活の理解を必要から、四十三年にかけて農具を収集した。これが本所における「御覚書」に関する資料収集の始まりである。

また、同講読会において、四十三年からは、「御覚書」の事蹟解釈に関連する論文及び教祖関係資料(「尋求教語録」、「御道案内」)等の講読を進めた。

四十四年度は、「御覚書」研究を一層進めるにあたって、「既存資料の研究資料化」及び「研究の視角を新たにする資料の発掘」を願ひとして、金光・玉島周辺の史蹟調査(屋敷跡、遺蹟等)、資料整理(史蹟調査・教祖関係の写真の整理、調査用地図のパネル作成)を行い、併せて、本所への寄贈資料(遺品、新聞等)を研究資料化し、さらに翌年には、「教祖の事蹟を裏証的に確認す

る」という研究方針が出され、隔月一回、調査を行い、史蹟の写真撮影・所在地地図の作成を行うなど、定例的に調査が進められていった。

昭和五十一年、本所の研究運営体制の変更に伴い、その担当が第一部(金光大神研究)に指定され、資料名も「金光大神に関する資料」とされ、金神信仰・農耕行事、大谷村の風俗・習慣及び『覚』に登場する人物等について、大谷近在の古老を中心として聴取調査を継続的に進めた。これらの聴取(採訪)資料は、収集後文字化され、「金光大神関係資料」として登録されている。

なお、これらの資料収集とは別に、昭和五十一年十一月、本部署から本所へ委嘱された「お知らせ事覚帳」の解説調査のこと、及び、同五十八年十月、『金光教教典』が公刊されたこと、さらに、同五十九年十月、本部教庁総務部から「教祖御祈念帳(仮称)」(明治一七五、七―一三年)が提供されたこと等から、「金光大神関係資料」以外に、新たに、この三つの資料に関わる資料収集が加わり、四十年当初の資料内容からみると、より広汎な性格をもつようになってきている。

次に、資料整理の面では、従来進めてきた史蹟調査・教祖関係の写真整理、地図パネル作成に引き続いて、昭和四十七年、既存資料(物品、写真、文字化資料)の確認・整備のため、資料原簿としての基本カードの作成に着手し、翌年からは、写真類のアルバムでの整理等を継続して進め、「金光大神関係資料目録」を順次作成してきている。

また、五十二年度から、金光大神研究の参考資料とするため、本資料を中心とし、関連資料を基に、金光大神の事蹟に関する事項を抽出し、「資料研究 金光大神事蹟集」(全三巻)が、五十五・六年に編集された。

本資料の内容は、次に示すとおりである。

- (1)「御覚書」関係(古川隼人、金光真整口語訳等)、(2)小野家資料関係(「小野四右衛門日記」写、「小野慎一郎日記」写)、(3)奉修所・学院研究部・信心生活記録関係(小田泉触書、市村光五郎、斎藤宗次郎等の教祖教語・金光四神教語)、(4)技粋資料(一般学術文獻、各種辞典、教内・一般新聞)、(5)聴取資料(教内縁故者、金光町・玉島近郊在住の古老・農耕者、大谷近辺寺院の住職)、(6)写真(香取、亀山等の史蹟、沼名前神社、西大寺、大宮神社等)、(7)編集資料(「覚ゼミナル記録」、「教祖直筆集・事蹟集」、各種資料目録・索引)、(8)発表資料(教内者講演―高橋正雄、金光真整等、教外者講演―上原専祿、安丸良夫、岸本英夫)、(9)研究報告・論文関係(和田威智雄「中務坂助について」、森田美明「教祖靈蹟巡拝」他) 総点数―一三八〇点

### 1 布教史資料

本資料の収集は、教団史研究の一環として、研究領域を開くため、五十年年度の計画の一つとして、採り上げられたことに始まる。収集方針は、次に示す四項目からなる。これらには、各地方における教会史・布教史研究グループとの連繫によって、調査収集を行ったものが含まれている。

五十年年度の資料収集の方針は、(1)教区あるいは教会において、

実際に行っている研究グループと提携して収集を行う、(ロ)岡山・山口・広島各県の布教開始時期の古い教会の資料を収集する、(イ)収集対象資料は、明治期を中心とし、大正期を限度として行う、(二)「金光大神言行記録検討会」が行ってきた言行資料の収集は、布教史資料の収集活動の中で取り扱う、というものであった。

昭和五十年からこの収集方針に基づき、各教会の所蔵資料を収集し、翌年以降は、中国地方にとどまらず、北海道・関東・信越・東海・四国・北九州の各教区へと収集範囲は広がられていった。また、本所への提供資料としては、①金光本家資料（「講社名簿」）、②向井家資料（祝詞類）、③綾部教会資料（文献類）、④大分教会資料（「大被嗣」）、⑤大阪教会資料（白神信太郎氏関係）、⑥入田教会資料（「御祈念帳」）等がある。

こうして、収集または寄贈・提供された資料は、教会単位の資料目録を作成し、研究に便ならしめるため、複写資料（基本、分類資料）を作成し、教会別と項目別とに分類・保管しており、中国地方は、十九教会、四八二点、全体では、九十七教会、四四五〇点のほっている。

また、本資料の中から、「研究 金光大神事蹟集」（全三巻）及び紀要『金光教学』掲載「資料 金光大神事蹟集」に、各々関係資料を抽出・編集し、発表している。

本資料の内容（資料分類項目）は、次に示すとおりである。

(1) 布教（教話、説教、道歌、布教公認、布教状況）、(2) 教会（御祈念帳、講社名簿、教会日誌）、(3) 儀式（祝詞、祈念詞・祭式、同記録）、(4) 宣教（時局講

演、視察、講義録）、(5) 財産（境内建築、献納、献備、会計、義捐金）、(6) 歴史（教会史、個人伝、日記、履歴、他宗教）、(7) 教義（教祖伝、教統者理解、教義書、教義解説）、(8) 教務（本・支部書類、教会建築、教師身分、時局活動、請願書）、(9) 大教会所（祝詞、諭告、献納金、建築用材）、(10) その他（物品書簡、教内刊行物）

右に掲げた資料のうち「(8)教務資料」については、その副本を教団史資料に編入してきている。

## J その他

以上紹介した資料の他に、本所へ提供または寄贈された資料及び引き継がれた資料を次に示しておく。

### 1 金光教学院研究部資料

本資料は、金光教教義講究所並びに金光教学院研究部に所蔵され、開所時に本所へ引き継がれた資料である。資料の内容は調査報告、部会要項、教学研究発表、教学講演会、等に関するもので、昭和十一年から同二十九年までの資料で一〇七点ある。

### 2 高橋正雄師関係資料

本資料は、高橋家から教団へ三回（昭和五二、五四、六〇年）に互って寄贈され、本所当局からの依頼に応じて、本所が整理・分類・目録作成を行い、保管しているものである。資料の内容は、高橋正雄の自記資料（寛、メモ、手帳、ノート類）、同師宛書簡、教務関係資料、祝詞・祭詞類、教内外出版物、その他であり、約五八〇〇点にのぼる。

なお、同資料中、教務関係資料は、現在本所の教団史資料整理にあわせて、内容分類・年次別整理を進め、目録作成の上、教団史資料への編入を進めている。

### 3 青木茂氏関係資料

本資料は、昭和五十五年三月、青木茂氏から教団へ寄贈された資料を指し、本部当局の依頼を受けた本所が、同資料の目録作成・保管を行っているものである。資料の内容は、同氏宛の高橋正雄書簡（昭和六〇三五年）がその殆どを占めている。

### 4 典籍編修委員会資料

本資料は、金光教典編修委員会（昭和五二・一〇・一と五八・九・七）において、『金光教教典』を編修するために、「御覚書」、「覚帳」、「御理解」について、検討・討議した資料及び同委員

## おわりに

本稿では、開所以来今日までの三十年間に収集・提供・寄贈された資料について、研究・運営体制の変遷との関係において、その資料収集の背景、必然性を明らかにし、また、収集資料の願い・目的、経過、現状について述べてきた。

そこでは、本所の資料収集は、その時々々の研究動向・研究情況との関係で進められ、各部及び研究者の研究課題に応じてなされてきたこと、また、所外から広く文献・資料の寄贈・提供が行われてきていることから、本所の所蔵する資料が、実に多種多様となっており、従って、資料の取り扱いの上にも複雑な条件が加えられねばならない現状となっている。（紀要『金光教』第二五号、二二六頁、「所外への資料の貸与」参照）

こうした現状の中で、開所以来収集してきた資料を、本教教学の研究資料として位置づけ、原則として、教学研究に限り活用する

会記録等の中から、本所の今後の研究に必要な資料を抽出して、複写したものである。

なお、同委員会の下で収集された神徳書院資料（昭和五三～五五年、一三〇号）は、布教史資料として取り扱うこととなり、同資料中教務関係資料は、教団史資料への編入を進めている。

### 5 「教祖御祈念帳（仮称）」

本資料は、昭和五十九年九月、金光教総務部長を通じて、金光本家から教団へ提供された「教祖御祈念帳（仮称）」（明治二一五、七―三三）の写真版を指すが、所内では、同資料の複写本（コピー）を作成の上、同資料の解説を進め六十二年七月までに、その作業を完了した。

こととし、また、研究を経て資料批判を加えたものをその研究成果として、紀要『金光教学』（論文、資料、目録）に発表してきている。

一方、資料の整理（含目録作成）の面では、開所以来十年を経た頃、第一段階として、収集資料を本所レベルで本格的に整備し、今日では、それに加えて、四十年以降、本所が収集した資料及び本所へ寄贈・提供された資料を、さらに全所的な資料の体系的な整理・保管という観点から、長期的・計画的に、分類整理を行ってきた。その結果、本所全資料の目録作成も着実に進められ、近い将来には、本所資料の総目録が完備され、それをもって第二段階を終了することとなる。

また、今後とも、研究者の課題の明確化、研究内容の充実・展開のため、また、研究分野・領域の開拓・拡大のための新資料の調査・発掘・収集が行われていくことが願われる。さらに、今後の研究動向、研究状況に応じては、時々々の研究状況にふさわしい資料の再整備が行われ、より研究に使いやすい分類・整理・編集がなされていく必要がある。

そして、数年前から進めてきている本所資料の体系的な整理・保管形態に、さらに、資料相互の有機的な関連性を有した、本所資料の統一的・体系的な資料分類・保管・検索システムの確立が望まれている現状である。

（教学研究所所員）



〈資料〉 金光大神事蹟集 (三)

(凡例は二四号  
一四五—一四六頁参照)

金光登与 明治二年生れ 金光金吉妻

明治四十三年六月四日 高橋正雄が聴取

と仰せられたるも、

「私は大勢の子供がありますから。」

と言われたり。

二五四 (事四八〇) 言六九四

副管長(金鏡) 五、六才の時、七月十三日の夜のりうつられたり。

奥様(せと)と副管長と三人にてありしなり。

二五五 (事四八一) 言六九五

副管長六才、油を玉島に買いに行きたり。

二五六 (事四八二) 言六九六

川手家は系図を、盆に家内中寺参せる留守に、雇人持去りたるも、それが禍すとして取りに来て下されと言ひ越したるも、取りに行かずして其儘となれり。又串(現磯口郡)の者なりしか。

二五七 (事四八三) 言六九七

始めはやかましく言われたり。

古川夫人(の)生れたる年より夫婦別居せられたり。それより湯にも入り給わず。夫人に向いて、

「お前は何処へなりと嫁げ。」

金光教雄 「教祖御理解補遺(其一)」(奉74の2—抜)

明治四十三年五月十四日 午後一時三十分—同四時

金光本館所(金光教)にて高橋正雄が聴取

二五八 (事九二)

管長公、慶応二年京都白川殿へ行き(神祇官本官所伯王殿とも言う)許状を受けに行かれたり。山伏来りてぐずり、何か許状なくてはならぬと言うので、領主より添書を受けて行きたり。白川殿へ届けられしは、金神社とあり。其時、日本にて一社ならんとて賞められたり。安倉のものの解りたる人、附添い行き居りて、  
「守と言う名を頂き度し。」

と申させしに云々。

守となれば拝謁も出来たりしも云々。(二—三頁)

二五九 (事九三)

戸ははずして終い、冬も障子のみなり。(三頁)

明治四十三年五月六日 金光本館所にて高橋正雄が聴取

二六〇 (事四八四 言七二八)

十二才の時、養子に來られ間もなく両親に向われ、「お頼みが御座ります。私は神仏に参り度う御座りますから、休み日には快う参らせて頂き度う御座ります。」と言われたり、と。

明治四十三年五月十四日 午後一時三十分同四時  
金光本館所にて高橋正雄が聴取

二六一 (事四八六 言七〇五)

金乃神社の祭神として、大日靈貴命、建速須佐之男命、思兼之神、金山彦命、四柱を届出でたる事あり。

二六二 (事四八八 言七〇〇)

慶応二年、管長(金光)は教祖の為に許状(教監)曰、神拝式許状を得んとして、郡内、安倉なる某氏を伴い京都に上り、白川神祇伯王に就き、金神社として許状を受けられたり。其折、「某守を許されたし。」

と申出でたるも、領主より添書に、国名丈けと言う事になり居り、且は、

「只一回のみにて守を許すも、余りに軽々しければ、重ねて上り來られよ。三月の後にては其取計らいに致すべし。」

との事にて、金光河内の称を得て帰れり。帰來、其田を教祖に申上げたるに、

「それにてよろし。重ねて上るには及ばぬ。只拜む事の出来るようなり居れば、それにてよろし。」

と仰せられて、守の名を得るを許されざりき。神名も其頃まで、二丈八將八百八金神と称えられしも、

「そう数多き事を言うには及ばぬ。天地金乃神と一口に申せば、それにてよろし。」

と仰せられたり。

二六三 (事四八九 言七五〇～七五一)

或一定の期間を限りて、或は米のみ、或は豆のみ、或はそののみを食すと言う様のことをせられたる事あり。回数も、或は一日一度、或は二度など色々試みて、じっと工夫し居られたるが如し。何もかも残らずして見ると言う御考にてありたるらしく、修行に つきては、

「無理な事をすな。自分でして見ようと思ふ事はして見い。」と仰せられたり。

## 二六四 (事四九一 言七二〇)

或夜(専ら布教に従事せられしより、暫く後の事)、教祖、夫人に向い、

「悪者が来て居るけれども心配ない、と仰しやる。」

と宣うに、夫人出で見られるれば、毎夜お広前に点火せられある丸行燈消えんとせるより、かんでらを取りて出で見給えば、黒き者座敷の中に俯き、棒の如きもの腰より出で居るに、注視し給えば、白きものを抜き放ちて傍に置きあり。行燈の火を太くせんとせらるるや走り逃げたり。頭には黒頭巾を冠り居たり、と。

## 二六五 (事四九二 言七二一)

管長未だ御幼少の時、御兄弟と共に長屋の方に休み給いしが、或夜、庭にて高声に言い罵るものあり。耳を聳て給えば、聞慣れぬ声に交りて母君の御声高く、教祖の御声折々聞え、恐ろしきに出でても見ず。翌朝尋ぬれば、

「山伏三人来りて、『京都へ願の筋ありて出づる者なるが、路銀尽きたれば金を貸せ』と言う。」

『此方にはない』と言えば、『こんなに盛んに行くものが、ないと言う事があるものか、出せ。出さぬと言えばこちらも考がある』とて、はや一人は腰のものを抜き放ちて脅迫するを、他の二人制して漸く事なきを得、終に幾何の草鞋錢を与えて去らしめられたるなり。』

と聞けり。山伏や易者は一日に三組位も来りて、彼是強請せしも、

多くは夫人自ら話をつけて返されたり。かかる折、常に教祖は何処へも願うて出す、

「負けて居れ、こらえて居れとのみ、神様より教えらる。」  
と仰せられ居たり。

## 二六六 (事四九三 言七二七)

専ら教を垂れらるるに至りてより暫しの間、広前に結界を設けられありしも、間もなく、入ろうと思ふ者は入ってもよいとて廃せられ、盗ろうと思ふ者は盗ってもよいとて門へ板を打ちて溝を埋め、四季を通じて戸を閉じ給わず。麦米も暫くの間、戸外へ積み居られ、俵の色変ずる程なりき。或夜、其俵を盗みに来りたる者あり。教祖、寢室にありて、そを感知し、

「今、要る者が取りに来て居る。」

と仰せらる。夫人、

「それでは出て見ましようか。」

と宣うに、

「出るに驚くから、見るなら内から窺かに見よ。」

と仰せらる。果して其の如くなりき。米麦の俵は、数カ月にして運び入れしめられたるが、其折、手伝いたるもの皆驚きて、

「すくも俵と許り思い居ましたに、真の俵でありましたか。」

と呆れたりと言う。

戸締りにつきて、

「信心する者が戸締りをするようではいけぬ。」

と仰せられ居たるが、小田県となり、諸事改正と共に、  
 「十人並の事をして行き、其上にてお陰を蒙れ。」  
 と教えらるるに至れり。

二六七 (事四九四 言七一八)

教祖専らお広前に仕えられてより、程経ぬ頃の事なりき。

或夜、傍に寝ねませる夫人に向い、  
 「今夜物を取りに来て居る者があるが、何も取る事は出来ぬ。  
 只少しめく許りじゃ。」  
 と仰せらる。

「それでは子供でも起してやってみましようか。」

と言わるるに、

「いや、それには及ばぬ。」

とて其儘に捨て置かれしが、翌朝夫人検べ見らるるに何の事もなし。其旨教祖に申上げられたれば、教祖は、

「始めの内は神様より何かとおためしありて間違の事も多かりしが、今は絶えて其事なきに、此度は如何なる故ならん。」

と訝り給う。依りて夫人改めて屋敷内を見回り給いしに、長屋の裏、竹藪に面せる側の壁を切りあり。壁下の板現われ居るのみにて、其儘となしありたり。

当時、本屋の外に一棟ありて、三間にしきられ居り、西は倉、中はこなし長屋、東は門となり居たり。

明治四十三年五月十七日 午後四時〜同五時四十五分  
 金光本館所にて高橋正雄が聴取

二六八 (事四九五 言七二四)

米麦の種下しも、今年は神様から、

「此れを植え。」

と仰せられるからとて其通になされ、信心せるものには皆それを教えて、其通にせしめ居られたるが、水旱の工合、最も適宜にして常に上出来なりき。或年の事、

「今年は麦につえをかう(土寄せ)な。」  
 との神伝あり。

「如何なる事にか。」

と思ひ居られたるに、やがて刈り入れと言う頃に至り、大風吹き、つえをかいたる畑の麦は、ばらばらに倒れ、甚だ刈り難かりしも、つえをかわざりし畑は、皆將横倒しとなり、極めて好都合なりしと言う。

明治四十三年五月十八日 午後四時〜同五時四十五分  
 金光本館所にて高橋正雄が聴取

二六九 (事四九六 言七二七)

教祖は、慶応元年二月三日、領主より、格式、徒士組頭、神職取締の職に命ぜられ、社寺係の次席、神職の上席につかるる事と

なりしも、扶持は固辞して少しも受けず。其為、表面藩士ともな  
られざりしが、故副管長は扶持を受け藩士となられたり。

二七〇 (事四九七 言七二三)

或年うんかわき、一般に油を入れる事となりたるも、教祖には  
神命あり、

「信心をして居る者は、油を入れるに及ばぬ。油を入れねば稲  
を枯らして了うと思おうが、疑わしければ一晚蚊帳の外へ寝て  
見い。」

との事に、しかなされたれば、蚊とまるも更に喰はず。うんかも  
かくの如くなりとの事なりき。

それにつき、或時、村の者集合したる時、其話出で、中に油屋  
一人ありて、

「それでは、私の家は立ち行かぬようになる。」  
とて抗弁したるも、他の者、

「油は点燈用なれば、うんかに用いざるも、店の立ちゆかぬ様  
なる理なし。」

とて制したる事あり。

高橋正雄聴取、日時不明

二七一 (事四九八 言七七〇)

「行儀をよくし、儉約をして、書物を買え。」

と常に仰せられ、森田の世話にて、鴨方長川寺の住職に頼み、四  
書を教えて貰う事になり居りしも、自分進まず。その事を、母よ  
り教祖に申し上げられたれば、

「本人がそれなら仕方がない。」  
と仰せられ、其儘となりたり。

二七二 (事四九九 言七八一―七八三)

御婦幽の前、二年か三年の頃、  
「御広前を勤めよ。」

と言われたるも、其儘に願いおきたり。十六年正月には、

「聞き度事あらば、聞きおけ。」

と仰せらる。其年、

「百日の間、修行して見よ。」

と仰せられ、朝夕、総氏子の祈念をなしたり。かくて、明日にて  
百日と言う日、

「何もかも渡す。これから愈々、金光大神の跡相続ぞ。」  
と仰せられたり。

二七三 (事五〇〇 言七八六―七八七)

夏は、蚊帳を吊られず。冬は、昼は他人と同じ様に衣類を重ね  
らるるも、夜になれば、単衣にて、何時より何時までと言う風に、  
御祈念出来たり。始めの間は、参拝者の在らん限り、昼夜の別な  
く勤められしが、後には六つより六つ迄となりたり。

## 二七四 (事五〇二 言七〇一)

当時、勅願社となるを得たりしも、其人なかりし故出来ず。安

倉のものの解りたる人附添い行き居りて、

「守と言う名を頂き度うござりますが。」

と申せしに、

「領主よりの添書に国名と言う事になり居れば、此度は河内丈  
けとし、其代り三カ月経てお上りなされてもそう致します。」

と言われたり。守となれば拜謁も出来るなりしも、其事を帰りて  
教祖に申せしに、

「只拜む事が出来る様になつて居りさえすればよろし。」  
とて止め給いたりとなり。(吉田御殿)

## 二七五 (事五〇三 言七〇三)

庭瀬、山口にはお書下げ多し。小原(現香敷市 玉黒崎)より大谷へ道をつ  
けようと乞う位に、山口より大勢参り来れり。

## 二七六 (事五〇四 言七〇四)

明治十五年十六年頃、二年許りの間にお口ぐせを書取りて(佐  
藤氏主に)管長公と御相談して取捨せられたり。

## 二七七 (事五〇五 言七〇六)

規則はなかりしも、信徒等より講社を組み参り来り、山口の  
よりもそれなり。

## 二七八 (事五〇六 言七一五)

庭瀬、岡田、足守、成羽、矢掛、周防辺より多く参り来れり。

## 二七九 (事五〇七 言七二二)

副管長様十五才のお時、牛を扱うことを教えられ、お百姓のこ  
とは全くまかせられ、牛を使う時堪え難きにより、教祖出でてお指  
図をなされると、牛あばれる。ほつておかれるれば、すなおに行く  
ことありたり。

## 二八〇 (事五〇八 言七二五)

二人にて取りに来り、

「人間のすることなら、夫々にて手続を経て渡しすべきものな  
れども、神様の事じゃから、自分で手をかけて持ち帰るがよい。」

と仰せらる。後に、

「先祖代々伝えられたるものにて、霊神へ収めておかねばなら  
ぬ。」

と言ふことにて持帰りたるが、終に、

「霊神へは収めたり。」

と後にて来りたるもの言い居れり。金になれば金にせんとも考え  
たるものか、其後に来りたる者、

「主人は『誠に相済まぬ都合なことをした』と申されて居り  
ます。」

と申せしに、

「許してやるがよろし。」

と、

「神様の方にもそうじゃから。」

(他に対する態度)

二八一 (事五〇九 言七二六)

領主の御願所とはなり居たり。

二八二 (事五一〇 言七二九)

禁じてありたる様の事は、小田県に改正と共に、改正せられたり。

二八三 (事五一一 言七三〇)

明治十四年七月七日に生れ、二十四日桜丸死去す。管長三十三才。

「信心して長男が亡くなると思おうが、大厄が小厄でお祭代えじゃから。」

と仰せられ、お亡くなりなさる時刻迄も仰せらる。其年九月大患にかかり身動きもならず、人事不省となることとなれり。

二八四 (事五一一 言七三一)

「『孫が杖を引く』と言ふことありて、これが先に都合のあることじゃ。」

と仰せられ居たるが、桜丸様死去の時其筋に願ひ、内含みにて新墓地を今の所に拵え、後に表向きに願出でられたるが、若し旧墓地なりしならんには、今の教祖の祭事となりては不都合なりしなり。旧墓地は荒神原にあり。

(難しかりしも)

二八五 (事五一三 言七三二)

常に、

「私は皆に神と拜まれる様になりては人目に見える様ではいけぬから、明日の日に姿をかくすかも知れぬから、聞き度いことは聞いておけい。」

と仰せらる。

(御帰幽)

二八六 (事五一四 言七三三)

一月一日にお礼出来、

「皆んな来い。申渡すことがある。」

とて今日から愈隠居と言ふことにして了わっしゃる。

二八七 (事五一六 言七三五)

「百日が今日ですむから、今日からは後へひくぞ。貴様がつと

めねばならぬ。」

と仰せられ、それより引かれて少しく御病氣の様なりき。一週間余り御病氣にて、前より御病氣なりしも押し御勤められ、百日修行満つる迄はつとめられたり。

「もう愈、九月十日の朝日のお照しを拝礼したら、それが限りじゃ。」

と仰せられ、

「もう何時頃じゃろうかなあ。」

と仰せらる。

二八八 (事五一七 言七三六)

お広前へ勤めらるるにも、這うてお入りなる程なりき。

二八九 (事五一八 言七三七)

葬式が出る時迄も、棺のふたを開けて皆「拝ましてくれい、拝ましてくれい。」と言ひ居たり。お顔色少しも変らず。

二九〇 (事五一九 言七三八)

一月一日には、  
「これ迄言うて居る通りじゃから、これ迄通りに大切にしてい  
かねばならぬ。」

と仰せられたり。「十日の朝日の上ると共に」とは常に仰せられ  
たり。

二九一 (事五二〇 言七三九)

「これは寝入って了われたわい。」

と奥様言われたらば、それ限りなりき。夜の明ける迄は、

「何時頃なら、何時頃なら。」

と仰せられたり。

二九二 (事五二二 言七四〇)

「今安芸守(安芸守山のこと)が照らし始められました。」

と言ひしに、

「それじゃ私も。」

と仰せらるるが終りのお言葉なりき。

二九三 (事五二二 言七四一)

結果は二十二年出来たり。

二九四 (事五二三 言七四二)

四十二才の時四神様二つ子なりしが、それわるしとて、親が死  
するか子が死ぬるかと言ひしも、それなら猶育てねばならぬとて、  
せられたるが、教祖御病氣にかかられたり。

二九五 (事五二四 言七四三)

のど腫れたる時、占見柚木(禰)懇意にて、後全快の後、「あれ



は難かしかりし」と申したり。

二九六 (事五二五 言七四四)

「今夜はわしが御礼申上るのじゃから、皆来て拝め。」

とて拝み、拝みつつ、

「三方を持ち来れ。」

とて三尺許りの御幣を振りつつありたるが、お供えありたる米や

豆二つ、米や豆を運ばれ、

「これからまめで米を喰わしてやる。」

と仰せられたり。

二九七 (事五二六 言七四五)

心易き佐方の筑前なる法者、心易く来りて拝み呉れ居たるが、

一日、十五日、二十八日の三日に來り居たるが、それも難かしい

と言う程なりき。

二九八 (事五二七 言七四六)

人が已にぼろぼろ参り來り居たり。或は農業は廢せられ居たら

んか。

二九九 (事五二八 言七四七)

植ぼうそう始まりて、本ぼうそうとはなかりしが、古川氏へ

植ぼうそうする者來りて、村中の者來りしが、母よりそれを申さ

れたるに、

「内には神命なれば、本ぼうそうをさせて貰えばよい。」

とて、其後ひよつと來りて、見事に皆仕上げたり。

三〇〇 (事五二九 言七四八)

九月二十二日を祭日と定められたる時、お机の上の二斤か三斤

のろうそくへ、御祈念中に床下のろうそく台より火移りて、天井

へ燃え上りたるが、

「それではいけませぬ。」

と奥様やかましく言われ、机をも動かさんとしたるに、御幣にて

はねのけられたるが、其が燃えしずまりてより、

「こう言う風にするが神への御馳走なり。」

とありて、机が少しく焼けたるのみ。ろうそくは余程流れたり。

「九月二十一日二日を祭とせよ」と定められたる一日の夜のこと

なりき。始のことなりき。其机を大阪に持ち帰り居る由。尤も違

う様に思わる。

三〇一 (事五三〇 言七四九)

提灯が落ちて焼けたるが其儘になしおかれたり。お初穂焼けた

り云々の話は知らず。

三〇二 (事五三一 言七五二)

年によりて、水を浴びられたることもあり。

## 三〇三 (事五三二 言七五四)

難儀のものが大勢やって来り居たり。それ等に施しをするに、わけておくとて、それを泊めてやり、夫々に金など与えて返されたり。人によれば、資本を与えられたる人もありたり。占見の胡麻屋にて浅野喜十郎なる人の如きも其一人なり。恩を知らずして皆倒れたり。喜十郎の兄の木綿商の方へ資本を与えられ居たり。それより以前より分ちてはありたるが、上へ上げたるか。慶応二年頃か。

(寺へも供えられたるか)

## 三〇四 (事五三三 言七五五)

金神丸は、安倉の人にて教祖のお助けによりて牛窓より船を買ひ受けたるのと、其後出世して新たに造りたるのに命名し与えられたるなり。強風のときおかげを受けたり。

京都へ許状を受けに行かるとも其金神丸に乗りて行かれたり。

「極めてゆうに行て来い。」

とて、四日目とかに大阪へつきたり。帰り路には少しく嵐したり。

## 三〇五 (事五三四 言七五六)

倉敷の山伏を連れて、尊瀧院の役員一人来りて、

「京都へ上るにつき金を寄附しくれ。」

とて額を定めて命ずる如くに言い来れり。それを断りたるに、

「これ迄言い来りたることなければ。」

と云うに、倉敷の山伏も丁寧なる風に相槌を打ち居たり。役人は口やかましく、

「御命を背くのか。」

と云う。

「御命を背く訳ではありませぬが、力に叶いませぬから、こちらの心丈けと言ふことならば差上げますが。」

と云うに、

「命を背くか、許状を出せ。許状を送る場所でない。」

と云うに、心にては喜び、それを出したるに広げ見て、

「これ丈け結構なもの、一から十迄許しになつて居る。お前の手で出来ぬものは一つもないが。」

と言いたるが、其儘入りたるに、山伏又別の所に連れ行きて、

「こう言ふ許状は備中にも二つはありませぬぞ。今言われる丈けの金を揃えてお出しなさい。」

と云う。

「いや出来ませぬ。」

と云う。其内に役人が、

「おい、いのういのう。」

と云う。

「いや、まあ少しく待って下さい。」

と云い、山伏が、

「それでは半分こでなさい。後はまたでよろしい。私がよき

に計らいますから。」

と言う。それより教祖も少しく立腹にて、

「あなたも余りに親切過ぎますが。」

と言われたるに、

「それではいけんいけん。」

と言わる。やかましく言いて、

「帰ろう帰ろう。」

と言うて立腹にて帰りたり。それより教祖、神命に伺われたるに、

「其儘にすておく可らず。すぐ尊瀧院へ行って話せ。」

とて、行きて一ふしじゅうを話したるに、(世話方行きたり。誰

なるか判然せず。森田の外は川崎元右衛門か川手保平かの二人行

きたり)途中よりは、緋衣を着たる者が、からかみを五寸許りも

あけて聞き居たるが、後には其者出て来りて、

「役人は出し居り。幾分の寄附はして貰い度いが、幾らと言ひ

付はせぬ。それに許状を引き上げると言うのは不都合じゃとて、

帰りたら叱りおくから帰って居て呉れ。後からまた許状を送り

ます。」

と言われたるが、其後何の音沙汰もなかりき。後其手続をしたる

玉島のもの来りて、

「それは不都合じゃ。二人共免職にしてやります。」

と言いたるも、

「それは其儘にしてくれ。内には神様がそう言われてしたので

ゃから。」

と言われ、それも其儘となりたり。(人がぼろぼろ参り居る始めの事なり)三十両云々のことは聞かず。

手切れたる後、管長と川崎と二人にて、菓子と封金とを持ちて礼に行かれたり。

### 三〇六 (事五三五 言七五七)

大阪の神道分局にて、亀田加豆美、吉本清逸なる兩人来りて

(近藤先生尽力したり。佐藤先生来りて大分話し居たり)管長邸接せられたるが、親切にてこちらの話を聞き、

「かくせられては……。」

と言いて、

「金乃神と言えば金山彦命……。」

「私は文□なれども、神よりかく唱えよとの事にて、かく拝し居る。」

「神様の前は、それにて済みましようが、上へ書き立てる時には、それぞれの筋が立たねば……。」

と言う。

「それは御尤にて、お話も、上々を重んずる様致し居り、信心も家々の鎮守を一番に願ひ、村の氏神、其次は国の一宮へ願えと話し居れり。」

「一宮から伊勢の大神へ出る様にせよ。」

と仰せられたり。

## 三〇七 (事五三六 言七五九)

慶応三年九月の祭頭の事、教祖に管長より、

「神様は何処の神様でも、鳴物を以て神様をお慰めすると言うことがありますから、そうしたらよかろうと思ひますが。」と申し上げしに、

「そう言うことがあるかや。」

と言われ、それより神様に伺われたるに、

「人が見て、成程神様へはああるものかと言わるる様にすれば、それがよかろう。」

と言われて買ひ来られたるが、習う迄には至らず。森田の死には、十日祭は神道の葬式の始めとて、鳴物を入れたしとて、近所の子供等を集め、管長手製の箏、横笛にて十日の宵祭になしたるに、講内のもの集り来りたり。

## 三〇八 (事五三八 言七六四)

新屋治郎、添祈禱して物語出来たることは記憶せり。

## 三〇九 (事五三九 言七六五)

四年小田県となり、説諭願を出して其認可は得られたるも、これ迄の通御祈禱は出来ぬこととなりたり。病氣などの願ありても、あとで御祈念してやると言う風にて、只説諭のみなりき。其始めも御話が主なりき。

## 三一〇 (事五四〇 言七六六)

警官来りたる時の事につき、

「かく出入すると言うからには、参拝すると言うことになる。」一度来りたるのみ。しじょうら(四條)の資産家のものなりしか、黒住凝りの者なりしが来てやりたるなり。

「役場へ行って、此許を出来る丈けのことにしたらよかろう。」と言うことにて帰れり。

## 三一〇 (事五四一 言七六七)

警察来りたるときは、岡山県よりの説諭願をお示しなされたり。

## 三一一 (事五四二 言七六八)

明治十一年に氏神の神職を管長拜命せられて、それでやられたるなり。氏神の属社と言うことにて廃したるを、こちらへ勧請せりとのことにて、教祖勧められたり。

## 三一二 (事五四三 言七六九)

京都より許を得られざる前には、領主の祈願社にてありし。又勅願社と言うことにもなりたるを、好まれざるが故に其儘なり。社の資格も、お上に差支なければ、それにてよろし、との。領内安全の祈禱ありたり。

## 三二四 (事五四四 言七七二)

始めは一々御指図ありたるも、後には御届のみと言うこととなりたり。

三二五 (事五四六 言七七三)

三四度も浅尾藩へかごにて行かれたり。其他は管長、代理を願われて、しかせられたり。

三二六 (事五四七 言七七四)

慶応三年三月祈願社となりたり。

三二七 (事五四八 言七七五)

殿様など馬にて来らるるに玄関をつげんと言いでられしも、

「これにてよし。おかげが立てばよし。」

とて如何にしても許し給わざりき。

三二八 (事五四九 言七七七)

冬、或夜のこと、庭へ上り下りせられても足跡つかず、外の者すればつきたり。後には母(母)にもたれて其儘寝入たる様記憶す。

三二九 (事五五〇 言七七八)

始めは未申に神棚を作りて、しゃく杖を振りて拝み居られたるを、後には床正面へ祭られたり。

三三〇 (事五五一 言七七九)

祖母(母)達者の時に、前へ呼び、

「戌の年を金神に呉れるか。」

と言われたるをば記憶せり。

三三一 (事五五二 言七八四)

「愈、今日から床へ入って了うのじゃ。」

と言わる。臥床中、用には達者に行かれたり。御広前へは出られず、からかみの側へ来ては拝礼せられ居たり。用に行き、帰りはせらる。

三三二 (事五五三 言七八五)

冬、昼は通常人と同じ様に着物を着られしも、夜になれば単衣にて何時より何時までと言う風にて祈念出来。

『教祖様の言行資料についての調査票』(昭和三十七年十二月十日) (311)

八木栄太郎師が聴取したものを松原龍太郎師(武生教会)が記したもの

三三三 (言三三二七)

教祖が、まるに本(本)の、この御教付羽織を召されてあるのを、当時の参拝の信者が見て、珍らしい感じから、おつけになられた事についてお伺い申し上げし時の教祖のお言葉は次の通りであったという。

「これはなあ、本心常に円くさせて頂きたいので、これを見て、そのおかげを受けたのが為です。」

金光文孝 「金光文孝先生聞き書」(金<sup>77</sup>一抜)

昭和五十一年三月二十六日 金光文孝師宅にて聴取

### 三三四 (事一九二)

教祖の時代に、山神様が代わりになって白川伯王殿へ行かれた。その時、白川家の方から、

「お前方には何も目印がない。何か目印を考えい。」  
と言われた。

「それまでは、金神様金神様と言われようたから、丸に金の字を使ようたけど、あれは金神様じゃ。今度お前方に本当にやるとすれば、別に考えにゃいけんぞ。」

それで、戻ってきて、教祖様に色々報告をした最後に、そのことを伝えたら、教祖様も、

「それはもつともじゃ。うちのはうちで専門にこさえよう。」  
ということ、山神様に、

「お前が聞いてきたことじゃから、お前考えてみい。」  
と。そこで考えた結果、丸金に四つの杵をこしらえて、天地四方をあらわしたといつて、教祖様に差し出した。そうしたら、教祖

様がそれを御神前にお供えして、それから下げられて

「天地金乃神はまだお徳が高い。天地四方八方いたる処、おめぐみにあうんじゃ。」

と言われた。それでもう四つ杵をこしらえて、天地四方八方ということにして、これにさして貫おうということで、八つ波のご紋章になったんですらあ。ご紋章が決まったのは、明治八年か十年頃です。(一三〜一六頁)

### 三三五 (事一九三)

山神様が十五才になってからは、教祖様の一番の子供として、色々教祖様の代わりをなされた。浅尾藩へも教祖様の代わりに何遍も行った事がある。その後、教祖様は、浅尾藩の今で言う宗教課、社寺課の委員か幹事になられて、教祖様自身は一度行かれたけれど、あとは山神様が代わりに年に一、二度行かれていた。

(二二頁)

### 三三六 (事一九四)

神仏分離のあと、教祖様は白川伯王殿から資格をもらうておられたので、村内の人が教祖様に氏神様の神職をしてくれいと頼んで、それで最初教祖様が引き受けられた。そうしようる間にご自分の広前の方が忙しゅうなったので、山神様に、

「神職の資格をとって、氏神様の神職もしてやってください。」  
という事になった。それで、山神様が岡山の県庁の認可を得て、

教祖様は、正式におやめになった。(四〇〜四一頁)

### 三二七 (事一九五)

正神様が博打を覚えられて、教祖様やお母さんの言う事を聞かなくなつて、だまって財布をちよるまかす。それが今でいう中学生の時分からそういうことになって、教祖様も困られようた。それで、切羽詰まって神様にお伺いをした結果、

「親子の縁を切つてしまえい。」

という事になってきた。その一年前に正神様も山神様もくらお婆さんも皆、教祖様の子供がご神号をもらわれとつたんですが、教祖様が、

「ああいうて顔をつぶす様なことをしたら、もう親子の關係も何ももてんから、お前(萩雄)のお広前奉仕もできかねる様なことになつたらいかん。すべての事を打ち捨てて、あれを勘当せよ。親子の勘当、兄弟勘当、親戚勘当、この三つを全部そろえて、切つてしまえい。」

というんで、古川の親戚と相談して、どんな事を言うて来ても相手にせんということに意見が一致した。その親戚一同協議をした手紙が残つていて、私なんかも拝見して、おじさん悪い事をしたんだなと思つた事があります。(四六〜四九頁)

### 三二八 (事一一五八)

森田八太郎は病気で頭がわれる様になつて難儀していた。そこ

で、何人も、森田に、金神様に参つて助けてもらえいと注意を与えていたけれど、なんのこれくらい頭が痛いのが治るもんじゃねえ、と言つてとりあわなかつた。ところが、いよいよひどくなつたので、お参りをするという氣になつて、教祖様の御神前へ坐つてお願いした。

その時、教祖様が、

「もうお前、心配する事はない。お前の家の門を出た時に頭の痛みは治つとる。お前が、神様を、という心持ちになつたと同時に治つておる。今、頭は痛い事はなかるうが。よう考えてみよう。」

と言われた。そうしたところが、言われる通り頭が痛くないんで、びっくりして、これは何事じゃろうと思つた。そうしたら教祖様が、

「お前がのう、神様の所へ行こうという心持ちを出した時が、もうすでおかけを頂いたんじゃ。これ以後、本当に神様を信用するんなら、徹底的に信用しておかけを頂けい。」

と言われた。

この森田八太郎が、教祖様が百姓をやめてお坐りになるという事を聞かれて、

「教祖様が百姓を止められるんなら、おなご子供じゃあ、しにさい(しに)。私がお手伝いさしてもらおう。」

と言つんで、直々にお願ひした。

「それは、お前が出来る時間があれば、してくれても結構じゃ。」

それは有り難い。」

と云って、教祖様は承諾せられて、森田が後を手伝うことになった。それで西金光のおじさん（正神様）が、今度は用がのうなっ  
たんで、少し遊ぶようになったんです。（六六〇―六八頁）

### 三二九（事一九六）

教祖様のまだ小さい時やこう、ちょっと赤沢を名乗った事があ  
る。それをやめて、はっきり川手になった。その後、金光に変わ  
った時に、川手の戸長か誰かが、

「川手という字をくれんか。」

というてきた。始めは「河手」じゃったが、「川手」と三本川の  
方が位が上じやったんです。それで教祖様が、

「よろしい。私方には済んだ事じゃからお使い下さい。」

と云うて、それで譲られた。（七七―七九頁）

### 三三〇（事一九七）

教祖様がいよいよご結界へ坐って、外へ出られん様になる前、  
秋に権現山へ登った話がある。ご神前で拜みようたら、神様から  
「修行じゃ、出て行けい。」

と云われて、出て行かれて、草履か草鞋を履いて権現山の方へ行  
かれた。横池の向こうに教祖様の先祖が所持した土地があっ  
たそうで、まずそこまで行った。

「草刈りをせい。」

と云われて、草刈りをした。その時に、

「草鞋は、ここへ来る迄は履いていたけれども、仕事をするに  
は、草鞋は邪魔になるから要らん、脱げ。」

と言われた。それで草鞋を脱いで、それからずっと上まで、だい  
ぶん長い距離を草刈りをした。そうしたらその後で、神様が、

「草刈りはこのくらいでいいから、草を刈った後を、ずっと歩  
いて山へ登れい。」

と言われるので、そのとおりにすると、今度は、

「山を下れい。」

と。教祖様が、三度、山を上下したあとで、

「もうそれでえい。何か、分った事はないか。」

と。教祖様は考えてみたけれど、分らんから返事をようせなんだ。  
そうしたところが、

「お前、まだ気がつかんか。お前の足を見い、どこも一つも怪  
我をしとるまいが。あれほど草刈りして、とがった草の上を二

へんも三へんも歩かして怪我をせんとは、これは何なら。神の  
言う通りお前が素直に聞いたからぞ。なんでも素直に聞けば、

今の様な怪我あやまちなしにおかげを頂くのぞ。」

教祖様も、はじめてそうかとびっくりして感心せられたという。

これは教祖様ご自身が山神様に教えられた話で、吉備乃家のお  
ばあさん（くら）も知っている。（八〇―八四頁）



近藤豊二 「金光教内面観」(抜)

大正十五年七月刊

三三一 (事九二八)

教祖布教に従事さるるに其当時の制度が許さざる為、有名なる林の山伏五流の徒弟となりて三か年神務に従事されたる事あり。其取持ちは、五流の膝元たりし先代梅次郎氏がなしたり。(四、五頁)

近藤藤守 「人物調査(4)」(奉221抜)

金光教天下茶屋教会長清水千登勢師よりの聴取事項―

教祖が奉齋されていたお須屋その他について―

昭和二十六年四月二十一日 天下茶屋教会にて三矢田 守秋が聴取

三三二 (事九四)

吉本清逸、外二名、本部へ視察に行った時、めつたにないことであるが、教祖は玄関まで見送りに出られたと藤守先生より聞いている。(八頁)

明治四十三年七月十日 吉備乃家支店にて高橋正雄が聴取

三三三 (事五五四 言七八九)

教祖は肥満せられたるが故に、御坐りなさるる時、御股開けり。或時参拝したるに、御話の間、百足虫這い来りて、御股の間に入れり。然るに、尚平然として団扇を用いつつ御話を続け給えり。驚きて御注意申上げしに、

「其の儘しておけばどうもせぬ。いらつから害をするのじゃ。」とて、打笑いて居給いたり。

明治四十三年七月二十一日 難波教会所にて高橋正雄が聴取

三三四 (事五五六 言八一六)

御普請用の材木代とて、岡山の某店より三十円請求し来り、支払われたるに、復た請求し来り、終に、三度目には主人来り、話の結果、召使い不正の者にて、屢々請求し、自身私せしこと判明したれば、教祖は、

「店主の手に渡り居らざるものなれば支払わん。」

と言われたるも、店主も気の毒がりて受けず、終に半額のみ受け帰ったり、と教祖より承れり。尚世話係等にて、材木など窃かに私せるものもありたり、と。

三三五 (事五五八 言八一九)

百日修行につきては、本部にて誰かに聞きたるも、半信半疑なりき。百日も休まれると言ふことはなき筈なり。

三三六 (事五五九 言八二〇)

一神道本局より、古川、内海の二人来り、本局新築費を募集したることあり。自分は、妻と二人の衣類に布団まで併せて売り、百五円を得て、内、百円寄付し、残金にて妻と共に御礼参したるに、「近藤さん、よい事をされたのう。結構結構。私を見なされ。神様を拝み始めには、親類の者が出て来て、『百姓がそう言う事をしてはならん』と言つて私を引出して、百姓をさせる。帰つて神様を拜んで居ると、又呼びにくる。そうして意見をして、『氣違の後継ぎをしてはならん』と言ふ。どうしたらよからうかと考えた末、作る所がなかったら、作れとは言うまいと思ひ、庄屋へ行つて『田地を売り度いが』と言ふと、『安いが、よろしいか』と言ふ。『安くて、構わぬ』と言つて売つて了つて、その金を、京都の白川へ飛脚で送つて了いました。それで、親類が来たらその事を話して下されと言つて、此通り受取を取つて来ました。其後、親類がまた来たから、『庄屋へ行つて、聞いて見て呉れ』と言つてやつたが、それで、とうとう氣違になつて相手にせぬよつになつた。それから神様の前をつとめられるよつになりました。時に、あなたは幾つから信心されました。」

と尋ねらるるままに、

「二十五から信心して、二十八からつとめさせて頂きました。」

と申上しに、

「私も二十八からじゃ。」

と仰せられたり。此ことは明治十五年冬のことなり。

明治四十三年七月十日午前九時〜十時 高橋正雄が聴取

三三七 (事五六二 言七八九の二)

「天地金乃神には親族がないが、此方金光大神は親族じゃ。云々。」

と御裁伝ありたる後、

「神様はああ仰せらるるが、それで云々。」

と天地金乃神と天照大神との問答のことを話されたり。

明治四十三年七月十九日午前九時〜 難波教会にて

高橋正雄が聴取

三三八 (事五六三 言七九九)

朝三時頃起きて手水し、御神前に入る。

三三九 (事五六四 言八〇一)

十月十日の朝三時、神前に伏すると、胸に曲玉をかけ、つめ長くのび、左に玉を捧げ右に□を持ちて立ち給えり。眼を開けば何

もなし。眼をつむれば又現わる。はは、これは御かくれと思つ。机に退きて其御姿を描きたるも、見ても恐しき心地す。家内にも示し、それを焼きたり。再び神前へ入るも何の事なし。されど我は神去りたりとしか思はず。家内を誘いしに、今少しすれば皆参る時なりと言ふも、金光様死なれましたと言ふに、家内は、

「罰が当たりますぞ……。」

と言ふ。

「なぜ。金光大神は此儘社へ入りなさると仰せられたじゃありませんか。」

と言ふ。そう言い居る内、信者参り来りて御国へ立つを聞き、十六人の連れ出来たり。それより川口にて乗船し、岡山に上り、これより艘舟にて、

「大谷へ近き所迄行けぬか。」

と言ふに、

「倉敷の少し先まで行けます。」

と言ふ。用意を命じて倉敷より細き川を入り行き、陸に上りて船頭に問い、連島を聞きて行きたるが、秋祭にて賑やかなりき。連島の中程迄来りたるに疲れたればとて、一服せんとて、右側の方の社前にひいらぎあり。其拝殿を借りて、それに下駄の儘上りて積みあるわらの上に坐りたり。社前には天津児屋根命と記しあり。其前を拝したるに、額をばつと打ちて後ろへ返りたり。これ、早く行け、と言わるるなりとて、皆を促して急ぎ、玉島よりは車を備いて大谷に入り、御縁側に腰かけて一服す。皆、

「入りなしてはどうじゃ。」

と言わる。

「金光大神は居られぬと言ふことが分るから悲しくなる。ここにこうして居れば金光様は生きて居られると思つて居られるから。」

と言いて休み、暫くして入りたるに果して其如くなり。

萩雄様御勤めなれり。急ぎ行きて、

「金光様はどうなされましたか。」

と言ふに、

「金光様は神去りました。」

と言わる。

「何の事でありませうか。」

と重ねて問はは、

「金光様はおかくれ——。」

と言われたるより泣き伏したり。萩雄様はなだめくれられたり。其時、今迄は死ぬるのを頼りなしと思ひ居たるに、これよりは生神金光大神様が先へ行って居られると思ひ、先に楽しみが出来る布教にて首をきられても、先へ行って金光大神にお目にかかれると言ふ楽しみが出来る。

「葬儀は明日。」

と言われる。急ぎ、

「コンコウサマシнда、シラカミ、ツラウテスグコイ。」

と家内へ電報したり。それより次の御間にて拝したるが、壺に収

め、黒の浄衣に烏帽子を召して、中けいを持たしてありたり。御爪甚だ長く、百日修行に入られてよりは爪を甚だ大切にせられたりと。御前には線香を立てあり。葬儀の事は佐藤氏に任せて了い。「明日近藤氏装束をつけ、後取と大麻をやりて貰わねばならぬ。」練習をして貰いたり。装束は佐藤氏のを借りて着たり。

御柩は山の途中にて止りたり。林(現倉敷市児島)ウメ(金光梅次郎)氏来りて始めて動きたり。

### 三四〇 (言八〇四)

古川に宿りて、信者が歌い、舞う、躍る、浄瑠璃を語る、三時頃迄も大騒ぎをなしたる事あり。翌朝、一人にて早く参りたるに、

「近藤さん、昨夜は賑やかであつたのう。」

「誠におやすみの邪魔を致しました。」と申したるに、

「私は面白くて、あそこ(縁端)まで行て、十二時迄聞いて居った。」

と仰せられたり。

### 三四一 (言八〇五)

真に喜ばれたるは、御紋の菓子を作りたる者あるを御目にかけてる時に、

「こう言うものをして売るものが出来たかのう。ここでも、参りて来るものが御願い計りであつたが、今は半分半分になつた。」

行く行くは、八分は参詣で、二分が御願とならねばならぬ。道が開けて来て嬉しいのう。」と仰せられたり。

明治四十三年七月二十一日午前八時三〇分より 高橋正雄が聴取

### 三四二 (事五六五 言八二一)

信心始めにつきては、教祖より直接には聞かず。伝え聞きなり。かきわ谷が、「神は殺すが……。」と占見。

### 三四三 (事五六六 言八二二)

始めの内は甚だあらく、大きな幣を持ち居られど、「この方へ家を建てて居ろうが。免るさんぞ。」

と幣を以て叩き叩き仰せられ、教祖は御許しを偏えに願われたるに、

「金光、捨ておけ。」

と仰せられたるが、こは伝え聞きなり。それより段々御聞き届けになることなれり。

### 三四四 (事五六七 言八二三)

奥様信心始めに、壺に幣を切りてさし、それに火がうつり云々。西六より伝聞せり。(西六は知らずと言わる。)

## 三四五 (事五六八 言八四〇)

五年間坐られてからの事、

「『金光、明日は金を拾わせてやるから、朝早う起きて西へ行けい』とて、弁当を拵えて貰い、二里程行き、『もっと西へ行きましようか』『もっと行けい』富岡辺りまで行き、『どうでござりましよう』『もっと行け』とて笠岡まで行かれたれば、十二時なりしかば茶店に入りて御飯を頂き、暫く休んで帰ったらよかろうとて一時間許りの後に出立し、日の暮れに帰り、『只今帰りました。有難うございます』と御礼申したるに、『金は落ちて居ったか』『落ちて居りました』『何程落ちて居ったかのう』『へい、幾らかわかりません。私は命の爲めに運動させて貰いました』と申ししに、『金光はどっちから持って行って、よい方に取る』と仰せられたり。」

## 三四六 (事五七二 言八五四)

教祖四十二才の時の神憑りにつきては、大橋の婆さん(大橋)言われたることあり。

「助からぬのじゃが、神が使うから相談相手にはなるが、云々。」と奥様との間に問答ありたり云々。

「信心の真」(抜) (『近藤藤守先生遺作集』より収

録) 大正一年十二月刊

## 三四七 (事九二九)

教祖の神のご在世ちゅう、一信者(後に京都古門前に在住せし芦田道之助氏のこと)が、み前に進みいで、

「金光様、あなた様のお弟子は、たくさんでござりましようない。いったい何人様ほどござります。」

とお尋ねしたときに、教祖の神は、

「私の弟子ですか、三人でござりますが、一人は死なれた白神様で、一人はこれより東に、また一人はこれより西におられる方です。」

とのお答えでありました。その信者は折り返して、

「お名前は何と申します。」

とお尋ねいたしますと、教祖の神は、

「白神様は、死なれたから、名前はいうても楽です。死なれた方は、もうまちがうことはありませんが、外の二人はまだ生きておられますから、いつまちがわれるかも知れませぬからな。」と、ついに名前は教えにならないのであります。最後のお答えは、実にお意味の深いもので、自分たちは少しでも油断をすれば、教祖の神のお手綱の切れるものとの覚悟は、絶えずもつておるべきであると思ひます。(四七〜四八頁)

「まことのひかり」(抜) (『近藤藤守先生遺作集』

より収録)

大正二年十一月刊

三四八 (事九三〇)

御杖

教祖の神、ご在世中、長くご神前にありたるを、明治十七年のころ、管長閣下より賜わる。その時、

「若い者は身につく杖に非ず、心につく杖なり。」

とご理解あり。教祖の神のご理解にも、

「盲人はつまずかぬが、目明きはかえってつまずくものじゃ。」とあり、思い合わせて、いとも畏し。(―遺作の説明―三〇四頁)

「先生と信者」(抜)

大正四年六月十日刊『金光教徒』第八八号

三四九 (事九三一)

近藤先生のお話に、明治十六年に大阪から亀田加寿美とて、大阪の両広前を神道分局派出説教所という事にして、毎月説教をしてかれて居た人が、取調べる事ありて教祖をお訪ね申した時、教祖様は態々其の帰りを庭戸口まで送って出させられ、亀田が恐入ってお遮り申すにも拘らず、手を支えて、

「御老体態々遠方までお越下され有難う存じます。」

と御挨拶なされた。帰阪後亀田は繰返し繰返し、実に生神様である恐入ったと話して居った、という事である。これによって教祖

様は、信者に対しては生神と居らせられたが、一般の人に対しては極めてやさしい打解けた一平民で居らせられたという事が窺われる。

「藤守先生教話集」(抜)

昭和三十二年一月刊

「教祖の御修行について」

明治四十三年一月〜二月発行『大教新報』第二〇〇号〜二〇二号に掲載されたもの。

三五〇 (事九三二)

教祖には、宅の修行、往來の修行、山の修行と三つの修行を立てられたということを承っておりますが、これとても、人に見せたり、聞かせたりなどは勿論なさいません。ここが尊いところであります。(一五頁)

「あとから来る者へ」

田原教会長、岩本行衛氏所蔵の「明治四十四年二月、近藤先生経歴」と題する筆記録に、大正十三年十一月発行『藤かつら』第一巻第十一号所載の「近藤師父経験談」を参照し、加筆したものを

三五二 (事九三三)

また教祖がお祭りなされていた御神前は、真にお粗末で、有り

合わせの机などの類を寄せられて、今の八足の代わりに御用いになつていたが、その高さは三尺位より上のものはなかった。それというのも、教祖は御神前において一切腰を伸ばされたことがない。いかなる時でも常に膝行膝退で御勤めなされておられ、何か御供えなさる時でも、膝行であった。それで玉島あたりの者が、「金神狸が這いずってけつかる。」などと悪口言うていたことがある。これは即ち御修行遊ばされていたのである。

なお当時の御広前は、前言うように古い茅屋で、壁も雨風のため落ちていて、白木綿を当ててある所もあって、風の吹き当たる度にその布が揺れて、外の月の光が見えることもあった。(二五頁)

「藤守先生講話集」(抜)

昭和三十五年十月刊

明治四十年(大正四年)発刊『藤陰』に「藤守先生の講話・示談・語録」などとして掲載されたもの

三五二 (事九三四)

教祖の神御帰幽後、程経て自分は大本社へ参拜させて頂いたが、途中玉島の町はずれで、ある渡守の爺さんと旅の道連れとなった。二人は歩きながら四方八方の話に打興じつつ思わず二三丁も行ったと思う時分、自分が大谷へ参詣すると話したに就いて、爺さんは言葉を改め襟を正さん計りにして次のような話をした。「お前

さんもよくよく運のない方じゃ。もう五六年前に参られようものなら、あの村には文次郎さんというて七十位の温(おとな)しいお爺さんがおられた。そのお人は丁度神様見たような人で、わけても辛抱強い事にかけては、とても並々の人が真似ができません。どんな人でも、あれ位辛抱して一心にやれば金もできるし、又豪(えら)い者にもなれようぞ。一寸世には稀なお人様で、そのお方が人助けをしておられたのじゃ。お前さんも遙々大阪から参つて来られたが、口惜しい事には今はもう死んで終われた。」

と、既に自分がお目に懸っておることをも知らずに、自分の為に惜んで呉れるように問はず語りをしたが、その一言一句には無骨ながらも真の力が籠っていた。(一〜二頁)

三五三 (事九三五)

教祖の神の御修行は、安政六年より明治十六年の御帰幽まで前後二十七年の永きに亘っておるは今茲で述べる迄もない事である。その間の御修行場たる六畳御一間は実に目も当てられぬむさくるしい茅屋(あばらや)で、敷物としては破れ畳三畳と荒薦三枚が敷かれてあっただけで、これが後々一教の開祖と仰がれ給う御方の居間とはどうして受取られよう。

□や乞食が雨露を凌ぐ仮の宿と大した違いのない、かかる御粗末極まる御家にあつて、永き朝夕を過ぎつつ、教祖の神は天地の神様の靈徳を体せられたのである。自分等が時折参詣して御

前にもあるも、教祖の神は嘗て一度もこの御不自由については語られず、偶々見るに忍びずして真心から願ひ出ずるものもあるも、温顔おもむくに、その非を論し給うた程である。

ただ助かる者が日に月に殖えて行くのを見て、神のヒレイの尊さを思われ、親神様の御慈愛を知らしめようと、日夜祈りを凝らされる外、一時も我身我家について御考え遊ばされなかつた教祖の神の御一生涯は、実に尊くも有難き極みではないか。(二)―三頁

### 三五四 (事九三六)

教祖の神の御修行場たる六疊の御一間は藁ぶきの御家の、しかも内部と言えば実に御粗末なもので、壁という壁は悉く頼れかかつておる荒壁で、天井から其辺りにかけては古く煤ぼけて一層のみすばらしさを極め、一見唯恐れ多しと洎する計りであつた。

#### (四頁)

### 三五五 (事九三七)

―左の一篇は難波教会所の御神鏡と齋き奉れる御鏡の由来を書き記されたるものなり―

教祖の神の御在世中は、信徒より鏡を奉納するものが多くあつたと見えて、御神前には幾面となく、無造作に配列されてあつた。自分は參詣する毎に、その内の一面を是非共頂き度いと思つていたが、余りおこがましき次第と、御願申上げ兼ねて意を果さず帰

つた事は幾度あつたかしれぬのである。然し頂きたいと思つ心は禁じ得なかつて、遂に明治十六年の土用參拜の節、教祖の神の御前に出で、恐る恐る申し上げたのは次の通りである。

「金光様、あなたの御祈念遊はします直ぐ前の鏡は、常にあなたの御顔が映っておりますが、その鏡を頂かせて貰うことはかないませぬでしょうか。」

教祖の神は、その言葉の終るや否や、

「よろしい、都合よくしておいて上げます、後程お出でなされ。」との御仰せに、ひと先ず旅宿へ帰つたが、その頃は古川氏の本家を定宿としておいたのである。ちょうどその時、当時高德の聞え高い児島郡の、金光梅次郎氏が宿り合して居られたので、屋敷を共にすることにした。膳の上の話に自分が、

「時に御広前には随分沢山の鏡が供わつてありますが、私は予てその中の一面を頂かして貰い度いと望んでおりましたが、余り恐れ入つた訳と差控えて居りました。然し今日は是非に頂きたいと存じまして実は先刻御広前へ参り、あの御神前に幾面も重ねられてある、一番前の分を御願申上げました。処が金光様には案外容易く御聞き済み下されまして『後で来よ』と仰せ下されました。何と御礼を申し上げてよいか、実に年来の思がかなつてうれしいことで御座ります。」

というと、金光梅次郎氏は口を開かれて、

「そりゃ近藤さん、違つて居やしませんか、あなたはそれを頂くのではなからう。あの御神前の脇に別に大きな幣串がある、



その幣串の前に神鏡が据えてあるが、その神鏡を頂かれるのであろう。」

これを聞くや、ただ何とも知らず、食事半ばに急に箸を下し、前後の弁えもなく、そのまま起って御広前へ駆つけた。息をはずませながら、先ず、

「金光様。」

とは申上げたが、後の言葉が継げない。すると教祖の神は、

「何じやな。」

と仰せられたらについて弥々口籠り、ただ平伏したまま暫時黙って居ったが、ようよう勇氣を加えて、

「先刻、平素御顔の映ってある一番前の鏡をと御願ひ申上げましたが、実はあの幣串の前に据えて御座います八寸の神鏡を頂かせて貰い度いので御座ります。実に厚かましい訳ですが、如何の御都合で御座りましょう。」

と申し上げた。すると教祖の神は、御気色麗わしく声高らかにお笑い遊ばして、

「私もそう思つて居たのじゃ、さあ頂いて行きなされ。」

と事もなげに御神前よりお下げ下された。余りのうれしさに、両手もわななき、ただ有難う御座りますと申上ぐるの外はなかつたのである。

今考えると、前後の御言葉といい、先きに御願申上た時分には、直ぐ御下げ下さらないで、二度目にはかく速やかにお聞き済みの上、尊い御神鏡を御下げ下されたということは、教祖の神は全く

最初からかくあるべき事を御承知遊ばれてあったのであると、今更実に恐れ入った次第である。(一四二〜一四五頁)

『教祖様の言行資料についての調査票』(昭和三十七年十二月十日) (311)

沢井光雄師が聴取したものを松原龍太郎師が記したものの

### 三五六 (言二三三)

藤守先生がおくに参りされると、必ず教祖のお宅の台所に行かれて教祖御夫妻にお目にかかる事を唯一の喜びとされるのであるが、明治十五年、台所にて、教祖が小鉢に何か入れてある黒い物をすり碎いておられるのを見られて、

「金光様、何をなされておられるのですか。」

とお尋ねされた時、教祖は次の事を仰せられしとの事である。

「また、近藤さんに見つけられましたなあ。これは誰にも言うてはなりません。このお道を信心するようになってから、おさかなを頂いても、ゆすいで皆は頂くようになったが、此魚の骨もこうして黒焼にして粉にして取っておけば、又間に合いますからなあ。」

これを聞かれて藤守先生は、教祖のお心配りの今更の如く行届かれておられるか、こんな些細な事についても、天地乃神様の御神徳を無にしては相済まぬというお心がけであられた事に、感激感

銘されて、自分の及ばざる事を一層深く反省する事が出来たという事である。

○黒焼にする、世俗に黒焼したものを薬剤として売るものもある、そういうことになる真似をしてはならぬので、「誰にも言うてはならぬ」と仰せられしという事である。

### 三五七 (言二二三三二)

教祖は御結界奉仕中に用便を催されると、神様のお許しを頂くお伺いをなされて、お許しがなければ中止されるが、催しの感じは無くなり、その時に信者が参ってくる事になり、又信者の参っておらぬ時に用便の催し感がなくとも用便するお知らせがあり、それを済まされると、信者が参ってくるという事であったという。これを藤守先生おくに参りされし時に、神様にお仕えする者はこういう風にならして頂く位にならねばならぬ意味のことを教えられたという。

以上によって、いつ参っても教祖はお結界に奉仕されておられるので、当時『夜もおやすみにならぬのであろう』と言う人々が少くなかったと言われているとの事。

### 三五八 (言二二三三三)

藤守先生がおくに参りされて、いつも御神前に千足猿がつつてあるので、

「どうお参りしても、どうもつってありますのはどうらう

わけですか。」

と尋ねられし時の教祖のお言葉は次の通り。

「これかなあ、これは農家の女房が眼病で眼のつぶれるのをおかげを頂いたのであるが、貧乏でそれだけの御礼のお供えが出来ぬ為、毎日一疋の猿を縫って千日かかって出来たのでお供えされたものである。神様の御心に適ったので『お下げせよ』と仰せられないのでなあ。」

### 三五九 (言二二三三四)

御神前にお供えの提灯の底の台から燃え始めたのを見て、参り合わせた信者がおどろいて、

「金光様、提灯が燃えます。」

と言われた時、

「いや、真心のお供えは焼けませぬ。」

と泰然自若であらせられたという。やがて台底が落ちて、その通りであった事。

藤守先生参拝の折に、教祖は、

「こういう事もあつたがなあ、信心は焼けんからのう。」

と教えられしという。

「天地金の大神」(早川督編) 大正元年八月二十日刊

近藤藤守師述

## 三六〇 (言三九〇八)

道々も心の中では、いろいろ生神の御姿や、あたりの景色などを心に描き、今日はいよいよ鶴のような仙人に会うのだと、喜び勇んで金光さんのお宅へ伺うと、どうでしょう。見るかげもない茅屋(くずや)で、すっかり考えた事と反対でしょう。そこへまた、出て来た人が普通(なみ)大抵の人の倍もあろうかと思われ大兵肥満の男で、顔といったら象程もあるようで、頬の辺りなどは桜色を帯びて、ふうわりと垂れ下って、顔のわりに、目も鼻も口元も小さく、見るからに福々しい可愛らしい顔をして居られる。その上、髭は今刺ったかと思われるように奇麗であって、着物は木綿の縦縞に、木綿の単衣の紋付を重ねて居られる。此方が教祖の生神金光大神とは誰しも思われません。私も初めは取次の人かと思いましたが、つくづく見れば見る程、温和(やさ)しい内に犯し難い所があって、又その小さい眼の光の鋭い事と言えないのです。私はとっさの間にこの方が生神様だろうと、

「金光さん、今日は。」  
と言つと、

「大阪から来られたか。途中でよい神徳を受けなされたな。」  
と、私の途中の出来事をよく知って居られたのには実に驚き入りました。(二五〜二六頁)

「近藤藤守先生伝記(第一部)稿本」(近藤藤守先生伝記編纂委員会)

昭和四十二年一月二十八日刊

## 三六一 (言三九〇九)

恐る恐るみ前に進みて、先ず「今日は」とご挨拶も申し上げ終らぬうちに、

「大阪から参られたかのう。」

とのご一言は肺腑に徹りて、さては金光様とはこのお方に違いない。まだこの者とも申し上げぬ先きに、われわれ夫婦は大阪より参詣したということをご承知になっているとは、実に畏れ入った次第である。思わず夫婦ともにみ前にひれ伏したが、

「この寒いによくも遠方から参られたのう。」

「ありがとうございます。実に言葉にも筆にも尽せぬほど、誠に結構なおかげを数々こうりましたので、お礼のため、この度はじめて参拝させていただきました。ござります。」

と申し上げたときに、

「途中でよいおかげを受けられたのう。」

との重ねての仰せに、生神様とはいよいよこの方にましますなり、途中の出来事までご承知遊ばすとは、さても恐れ入ったことである。

「実は御着(兵衛)と申すところで、悪漢のために、われわれ夫婦はすでに一命にもかかわるような危難を受けるころ、神様は天地を動かしてお救いくださいましたのでござります。」  
と、ありし次第をつぶさに申し上げた。

「それは結構であった。」

と、金光様もお喜びください、それよりなにくれと親しくご理解を賜わったが、そのうちに日も暮れ果ててしまった。金光様には、蒲鉾板のような小さな木片の片端に一本の釘をうちつけ、それいろうそくを立てて机の上に置き、なおも数々のご理解をお続けくだされて、骨身に徹るご教訓は後へ後へと尽きるころもない。一本のろうそくが燃えつきし、新しいものを継ぎ足し給いながら、まだお言葉の切れるご様子もみえないので、

「金光様、どうかお燈明をお献げくださいませ、お妨げをいたします。」

と申し上げて、

「なに、構いませぬ。」

と、ろうそくを継ぎ足し継ぎ足し給い、いよいよ深いみ教えを賜わったのである。ありがたしともまた忝けなく、今は寒さも疲れも打ち忘れて、時の移るも知らなんだが、さて金光様には、

「さぞ疲れておられよう、早く帰って休まれい。宿はこの門をでて東へ坂を上れば、古川という家がある。そこで泊めてもらいなさるがよい。しかし提灯を貸してあげるから、もって行かれない。」

と、何から何までの厚きおほしめしに夫婦の者は思わず感涙にむせびつつ、近いところなればと、ご辞退申し上げたが、

「いや、暗がりて勝手の分らぬ道、もって行かれるがよい。」

と、お貸しくだされたのは、白張提灯に丸に金の印を素人が書いたものであった。ご厚意をいただいて、古川参作方に泊った。

以上の参拜記のなかで、教祖が蒲鉾板のような小さな木片の片端に立てたろうそくに火をつけるのに、マッチを用いられ、神前にも、それと同様にして、お燈明を献せられたのをみて、与三郎(の壽)は不思議に思った。今日ではなんでもないことであるが、その当時は、異国渡りのマッチは汚れたものとされていて、それでお燈明をあげることは、一般に神に対して不敬と思われ、火打ち石で献ずる習慣が固守されていたので、教祖がマッチでお燈明をあげられるが、不審でならない。それで、

「金光様、つかぬことをお伺いいたしますが、マッチでお燈明をあげましても、差し支えはございませんか。」

と、お尋ねすると、

「心さえ清ければ、汚れはありません。」

と、お答えくださっている。

この初めて参拝したときに拝聴したご理解は、そのときのものとほつきり伝えられているものはないが、

「近藤さん、子供を寺子屋にやって、字を書くようになれば、手が上ったというう。神様の前で、何事かお伺い申そうと思つて、一心にお願ひすれば、手の上るようなことがある。これはよいことをお知らせくださるのである。また手の下るような心地がするのは、悪いことをお知らせくださるのです。」

と教えられたのだけが、そのときの教祖のお言葉として伝えられている。(六六―六八頁)

## 三六二 (言三九一三)

こうして一通りの片付けも済まして、六月六日大阪を出発して、翌七日、大本社に参拝した。教祖にことの次第(掬留き)を逐一申し上げて、お礼を申し上げると、教祖は、

「それをおかげと思うかのう。」  
と仰せられた。

「ありがとうございます。おかげと思います。」

と申し上げて、鉄窓中で詠んだ『幼なより云々』の一首をご献備に認めて差し上げると、それをご覧になり、

「ははは……。」  
とお笑いになって、

「それなら、これをみなされ。」

と、ご祈念帳の正月二日(翌年)のところを示された。それには、

一、大阪難波村、近藤与三郎、当年行く五月十五日より御上の手に入れる。旧四月二十二日(太陽曆六月七日にあたる)

御礼参りす、名を藤守と授く。

と記されていた。与三郎はこれを拝見して、今さらのように恐れ入っていると、神様より、

「正月は芽出度いものじゃのう。正月三カ日という日は大切な日で、世の諺にも、正五九ということがあろうが。この三期を縮めると、正月三カ日となる。正月一日に、神に伺えば、正二三四のこの四カ月のことは教える。二日が五六七八、三日は九十一十二と教える。のう近藤さん、そこで正月三カ日をもつ

て一年中のことを伺うておきさえすれば、皆神が教えてやる。

その徳を受けられよ。」

と、ご裁伝があった。与三郎は、ただ畏さ添けなさに胸が塞がり、なんとお答え申し上げてよいやら、その術を知らなかった。(七七七八頁)

## 三六三 (言三九一四)

その後、残りの五円で大本社に参拝し、教祖に、この神道事務局に献納したことを申し上げると、

「近藤さん、それは良いことをせられたのう。わしがはじめて神様を拝む時分に、親類の者が、神様を拜んではいけないと、やかましくいうてくるので、一カ月位田へ出るのじゃ。すると親類の者は、何もいうてきやせぬから、また神様を拝みかけると、田があるのに、田を作らずにと、またやかましくいうてくるので、田地を売って、その金を白川殿へ献上してしもうたのじゃ。そうすると、親類の者がきて、『また神様を拜むか、なぜ田地を作らぬか』といいますから、『田地はない、お庄屋で聞いてくれ』と申したら、庄屋へ行って聞けば、田地を売ったことがわかり、そこで親類の人らが、『文さんは気が違つた、捨てておけ』というて、捨ててくれましたから、嬉しいことじゃ。また神様を拜むことができるようになりました。」

と、ご自分のことを述懐して、労をねぎらっていた。 (八四頁)

## 三六四 (言三九一六)

(明治十六年)七月九日、神道大阪分局の宣教師、亀田加豆美、吉本清逸は、武津八千穂も来る予定であったがさしつかえたので、二人で、白神、近藤らの案内で、大本社を訪ねてきた。佐藤は、後の吉備乃家である宿屋に、二人を迎え、来意をたずねた。

そのとき大阪分局として提案したのは祭神の問題であった。「金乃神」の神名にちなんで、金山彦命(かなやまひこのみこと)を祀ってはどうか、美濃の宮代(みやしろ)鎮座の南宮(なんぐう)神社の分霊を勧請して、教祖の広前をその出社としてはどうか、そこから布教の方途を立てるといふことにしてはどうか、そのためにはできるだけの尽力はしたいということであった。

佐藤は、この提案をすぐ教祖に申し上げて、あらかじめそのご意向をお伺いしたところ、教祖は、言下に、

「この方の神様は違う。その通りにはできませんというてくれ。」と厳然たる態度を示されたのである。佐藤は、その意を体して、両宣教師を広前に案内した。二人は、身を清め、威儀を正して、教祖の前に進み、大阪分局の提案について進言した。教祖は、それに対して、

「ご苦労でありました。」  
と、二人をねぎらい、

「佐藤をもって、お話しさせていただきます。」  
とあいさつされた。佐藤は、教祖の意のあるところを、丁寧に説

明した。それに対して二人は、ただ、『えらいお方じゃ』というだけで、別に何の取りきめることもなく、白神、近藤に送られて、そのまま帰阪してしまつた。(九二頁)

## 三六五 (言三九一七)

中にも一層不思議に思うたのは、教祖の神様をお祀り遊ばすその模様である。見れば、くずれかかる荒壁に接して、神棚らしいものが設けられてある。床の上に小さな蜜柑箱を据え、その上に一枚の平板を延べて八足台代りとし、ごく粗末な小さなお社がその上に安置してある。これが金光様のお祀り遊ばす神様かと思ふと、ただなんとはなく勿体なくて、涙がこぼるる思いがせられると述べている。それで藤守は、我を忘れて、

「金光様、実に恐れ入った次第でございます。」  
と申し上げると、

「いやいや、近藤さん、それで結構です。」  
と仰つて、教祖には少しもそのお気色がない。

「でも余りおやしうがお粗末のようでございますぬか。」  
と、思うままを申し上げると、その言葉の終るとすぐ、

「天地金乃神がやしうへはいられたら、この世はくら闇になるぞ。神のやしうは、この天と地とがおやしうじゃ。が、金光大神は、それで沢山であるぞ。」

と厳かなお言葉がさがつた。このことを、  
「顧みずして申し上げし不用意の心にせめられて、み前を退き、

それ以来、一層の信心をぬきんことを誓うた次第である。」と述べている。(九六頁)

### 三六六 (言三九一八)

明治十四年の夏の頃、お広前にお参りすると、ほかに参拝者もないので、藤守夫婦だけで、教祖からご理解をいろいろ承っていると、五分(約一、六センチ)以上もあるうと思われる山蟻が、何疋となく庭から上がってご神前の方へゾロゾロと列を作って這って行くので、お供え物にでもついてはならぬと思つて、

「金光様、蟻が沢山にまいます。」

と申し上げると、教祖は、

「はい、蟻も参詣いたします。参詣すると、おかげをいただきますじゃ。」

とおっしゃるだけで、その方を見向きもなさらず、ご理解を続けられた。みると、蟻は全部、もと来た方へ、列を作って帰って行った。それを見て、藤守は、成るほどと感に打たれた。蟻はお供え物に行つたに違いないが、教祖のご一言によつて、そのまま参詣したと同じことになる様子を見せていたでいて、これこそ神の手代りたる取次者の態度であると、事実をもつて教えてくださったものと、ありがたく感じた。

同じ日に、百足(むかで)が教祖の膝の間にはいった。教祖はよく肥満しておられるので、いつも着物の身幅が合わず、座っておられると常に膝の間が開いていた。部屋の隅から五六寸(一七

センチから二〇センチ)位の百足が着物の間にはい込んでいったようにみえたので、

「金光様、百足でございませう、お股の内へ入りこみましてございませう。」

と申し上げると、教祖は、

「放っておけば、楽です。」

とおっしゃったまま、平然とご理解を続けられた。しばらくすると、百足はい出してきて、どこかへ行ってしまった。(九七頁)

齋藤重右衛門 「笠岡大権現履歴——齋藤精一」(奉50—抜)

昭和二十六年七月一日 芸備教会神徳書院に於て  
竹部教雄が筆写

### 三六七 (事九五)

文久二年五月六日、節句に大多数の供物に多人数引連れ御礼参りを致せし時、大御神様より、

「神も目処が違つた。神の片腕と思ひしに、神の両腕じゃ。神のきつとたよりになる。日本国中に三人と言いたいが、又と二人はめつたに出来まい。其方の為に神も取立てもらう。神も恩が有るが、此方の守は笠岡を後にしても寝られぬ。きつと恩が有る。神の両腕、左右両脇立。三十三方国は此方、下三十三方国は笠岡と、後年に及び言する云々。」

と仰せに相成り。同年十一月二十三日夜に教祖と共に、教祖の口から金子宮を頂き。四十才。(一〜二頁)

三六八 (事九六 言三三四一)

慶応二年十一月二十三日夜に、教祖と共に金子大明神を頂き、年四十四才。同三年十一月二十三夜に、教祖と共に金光大神を頂き、年四十五才。

明治二年十一月二十三夜に、教祖と共に金光大神と改められ、此れ神仏混合に付き、権現は仏に係る故、金光大神と改名に相成り。其時、鬼門金神様は、

「人間が神に成る故に、権現は道理。」

「神はなんでもよけれど、守には肉体有之故、其の肉体は政府が保証する故。」

と仰せに相成り。(三頁)

明治四十三年七月二十六日 尾道教会所にて 大本藤雄師より高橋正雄が聴取

三六九 (事五八三 言五〇〇)

「なんぼう行をしても、とても大谷には叶わぬ。あちらは神じゃ。私は人間じゃ。とても同じ様にはなれぬ。いっそ、止めて了おう」と思い、或時、大谷へお暇乞いに行きたるに、金光様、世

間話許りにて、神様の話は少しもなさらず。日暮れても、尚話を つづけられ、終に八つになった。金光様、

「笠岡の、大分寒くなりました。こたつへあたりましょや。」

とて、奥へ導かれ、従い行きて見れば、奥様、こたつに倚りて仮寝なされ居り。こたつには火が消えて居る。

「おい起きい。起きて火をせい。」

と、兩三回促されたるも、起きられず。

「あれ見なされ。昼、くたびれて居りますけい、起きませんわい。火がのうてはつまりません。まあまた神様の所へ出ましょや。」

と言われ、神様より蜜柑二個を下げられ、

「まあ、冷えついでに冷えましょや。」

と言いつつ、共にむぎて、終に朝迄話しつづけられたり。これを見て、「これは、矢張り金光様も人間じゃが、堪忍が強かったから、神にもなられたのじゃ。私で見い。すぐに手が出て居るうに。私もあの人の百倍の修行したら、同じ様に神になれぬこともあるまい」と思い返して、其儘帰って来た。

齋藤精一 笠岡教会にて高橋正雄が聴取

三七〇 (事五七四 言九六六)

金光大神現より金光大神に変られたる時に、



「人間が神になるから大権現でよいと、それを立てぬくと金乃神様は言わる。日乃大神はそれはいけぬと言われる。神はそれで楽じゃ。守には肉体がある、政府には勝てぬ。大神となりても位が下りはせぬから、それでよかるう。」  
とてそうなりたるが、御裁伝にてやかましき事なりき。

三七一 (事五七五 言九九〇)

文久三年五月、仰山の勢にて参拝したるときは、只教祖の前にあるお机の前に、十字を組みたる台に木を立てて、其上にかわらけを載せたるのみなりき。

(両腕と仰せられたるは五月五日参拝のときなりしか)

三七二 (事五七六 言九九一)

笠岡の為には教祖の御座の前に年中蒲団をしきありて、そこに坐らせられたり。門まで何時も送り出でられたり。御辞退申上げたるも、

「神よりの命じゃ。」

とて聞入れられず。常に御飯も頂き居たるが、他にさ様の事なく、浅尾の家中など来られても送り出でらるる事はなかりき。

三七三 (事五七七 言九九七)

髪を結び居られる時、頭の物をびんつけもかみそりもくしも元結も、皆誰にも用いしめず。御自身のみ用いらるるものを、大谷

には玉島へ買に行かしめられ、笠岡のは同地にて求め(藤井夫人古川夫人、共に知らずと答う)しめられたるが、それが同日にて、其物等は誰人にも用いしめず。奥様にも用いしめず。笠岡のは奥様用いられたれば、刃こぼれて如何にするも刃つかず。床屋貰い帰りてときたるも、つかざりきと。

(明治より余程内の事)

三七四 (事五七八 言九九九)

大谷普請は棟梁改まり悪くて止められたるも、笠岡より、

「私方の棟梁をお使い下され。」

と申されたるに、

「それでは相棟梁と言う事してくれ。」

とて、その事となり居りしに、また中止せられたり。

齋藤茂一 明治十三年一月二十日生

昭和二十三年四月三日、笠岡教会にて高橋博志が聴取

三七五 (言三三四二の一)

教祖、或る癩病患者の平癒を祈念せられしことあり。齋藤師と西六の金照明神、教祖と共に御祈念をせらる。教祖、其の時、金盃に二杯も血を吐かれたり。金照明神は御二人の汗をふかして頂かる。(金照明神より承る)

## 三七六 (言二三四二の二)

尾道の宮永徳藏氏、一つ金儲けをして神様の御用に立ちたいと思ひ、松永の浅井金子明神の神徳を借りて、綿の買入れをなせしが、失敗して借錢となる。浅井明神、播磨に上り、経験のある伝馬船乗りをし、金を儲けて宮永氏の借錢を助けんとせらる。

其の事を齋藤師には申上げずに上らんとし、鞆の衣笠氏に暇乞いに寄る。衣笠氏、

「笠岡へ無断で上ると言うことはない。」

とて、土産に保命酒の一升瓶を調べて呉れたり。其を持ちて笠岡教会に寄られしに、齋藤氏玄関に立ち居りて、浅井氏が足を洗う為其処に置かれた瓶を取上げ、

「御無礼者奴が。」

と大喝、沓脱石に叩き付けられたり。浅井氏、泣く泣く大谷に参り、事の由を教祖に申上げんとせしに、教祖より先きに、

「笠岡の親様は泣いて居られる。帰ってお断りをせよ、喜んで下さるであらう。」

と仰せらる。浅井氏、教祖の御言葉に従ひ、詮方なく引返せり。

齋藤師、又玄関に立ち居られ、浅井氏の影を見るなり、

「よく帰って来た。」

と駆け寄り、抱きかかえて泣かれたり、と。

其の時、教祖及齋藤師から金一封宛を下され、其にて丁度借金を返済することを得たり。

## 坂根利三郎 「信仰の動機及経過」(抜)

明治四十四年五月刊『新光』第六三号

## 三七七 (事九三八)

私の信仰の始めをお話いたせば、お恥かしい様な事ですが、教祖の神が未だお百姓をなされつつ御信心あらせられ、傍ら、教祖を慕い奉りお願いにくる氏子に対しては平等の御心を持たまい、いと懇に教えられ、為に御神蔭に与る者日に月に増して参りましたが、吾が父などは御入魂に御交際いたし、随って私もお心安く常に大谷附近へ商用で行けば必ずしも教祖の御許へ立寄り、四方山の話に一日を過すとか、縁端で神を憚らず昼寝をし、時としてはお茶を乞いて昼飯を頂く等、随分気儘な事許りしていましたが、更に御信心をさして頂くという観念は起らなかったのです。斯く繁々教祖の御許へ行けども神を拜するの念なく、却って教祖の御家を茶屋同様、休憩所の様にして居ったのです。(二三―二四頁)

## 佐藤金造 「金光教沿革略史」(抜)

明治四十年一月刊『新光』第九号

## 三七八 (事九三九)

教祖出現時代の我宗教界が迷信の極に達していた事は既に述べたが、此迷信の中に立ちて教祖が先ず疑われたのは謂ゆる金神に対する信仰で、「金神が神である以上は人に祟る訳はない筈である。邪神と人が遠ざけるより斯る祟怒をも蒙るのであらう。我は自ら進みて此金神に親しみてみよう。」との信念を起されて、此より金神に対して信仰を始められた。此が天保十二年二十八歳の御時のことであつた。固より農業を片手の信仰ではあつたが、耕作の間守時も神に対する心を放たれなかつたとのことである。教祖の又従兄森田八右衛門が其初教祖の信仰を頑固に誹謗していたにも拘らず、劇烈な齒痛が動機で教祖に帰依したのは此時代のことである。(三頁)

## 「金光教の成立」(抜)

明治四十二年六月刊

## 三七九 (事九四〇)

かくて天保十二年御年二十八歳の時、うちつづく危災(わざわい)が動機となりて、金神に対(むか)いて信仰を始められたること前節に陳べたるが如し。固より農事を務めながらの信心なりしが、耕耘(そぎたがや)す間(ひま)も心念(こころ)を放ち給わず、爾來十二年間千難万苦の修行を重ねて、一向に人々の怖れ遠(に)ぐる金神に親み近かんと努め給ひ、竟に嘉永五年三十

九歳の御時、顕幽感通の妙域に到達(いた)られ、宇宙(よ)の真理を体得し、天地の眞の神を体認(みひらきま)して、

「神は我が本体の大祖ぞ信心は親に孝行するも同じ事。」と教え給いき。後三年、安政二年九月十日、教祖は愈々立教の宣伝(おおせ)を承け給えり。神伝に曰く、

「今日更めて伝うる事あり。今日限り家業を廢めて天が下の氏子を助くる道を開くべし。天地に眞の神あれど世人之を悟らず、崇障(たたり)の神など人間自ら言い出て自ら苦しめり。然るに汝ありて天地の神の真理漸く世界に明ならんとす。汝宜しく大理(みち)を解き示して万民を救うべし。」と教祖謹みて神伝(みつたえ)を拝承(う)け、

「これまで世人大神の靈徳の中に生活(いき)しながら大神の有がたき御恩を知らず、崇障(たたり)の神など御無礼を累(かさ)ねし罪まことに重し。さはれ氏子の犯したる罪は我身に負いて修行すべければ悉く宥して眞の神の道に進ませ給え。」と応答(こた)え給う。かくて田嶋其の他の財産を三つに分けて、

一は城主時田侯に奉り、一は貧民に施し、一は家督に譲られ、此より以後(のち)木綿崎山の麓六畳の一室に端座(まし)まして神を説き道を闡(あ)かし、

「俗世(このよ)の神々は鳥獸を令使(つかわしめ)とすといえど、此方は神の氏子たる人に神の心を直々に伝うる道を開く。」と宣ひ、金神崇障(たたりさわり)の迷心を破り、一切万事(よろずのこと)日柄と方位とに縛られたる荒誕(いつわり)の綱を

断ちて、

「今よりは何事にも方位は忌まず我教の昔に復(かえ)れよ。普請作事縁談縁組其の外何事にも日柄方位は自由勝手なるぞ。如何なる災厄苦難に陥(かか)れるものたりとも生神金光大神の手續を以て頼むと願え。」

とて、明教(みおしえ)を高く掲げて世の迷妄(まどい)を追退(しりぞ)けられ、人生(このよ)一切の苦厄を度(すく)いて本来の面目(まこと)をひらき、靈(こころ)と肉(からだ)と併せ濟(すく)いて神人一致(かみとひととをむすぶ)の道を闡明(あか)し、

「今天地の開ける音を聞きて目を覚せ。」

と絶叫(さけば)せ給う。あわれ二千年來の長夜の迷夢(まよい)と、一朝真神の大声に破られて、ここに大日本は新天地の真理に目を覺したり。これ即て本教成立の基礎というべし。(八〇二二頁)

「直信片岡次郎四郎師(抜) (第三版より収録)

明治四十二年十月刊

三八〇 (事九四一)

かくて十月九日の夜、教祖は家族を呼び集めて、明日愈々神と成るべし、との御教ありたり。

「救雄は後事請けて誠実を尽せ。」

と宣ひ、又、

「睡眠催したれば寝ん。皆の者も眠れ。三十余年帯解かざりしが今宵は御許を得たれば帯解きて息(やす)むぞ。」

とて熟睡(ねむり)に入り給えり。夜も更けて十日となりぬ。晝に間もあらず。夜や未だ明けぬと問わせ給えば、今暫しと聞え上ぐ。東の空ほの白みたり。未だ明けぬと再び問わせ給う。襖一重隔てて守芸守の峯に朝日の影映え初めせりと申上ぐ。其時教祖、

「ああ心安し。」と残し給いて、明治十六年十月十日明け行く空、神昇りましましぬ。(五〇一五二頁)

「教祖の御事蹟について」(抜)

大正六年十月一日刊『金光教徒』第一七一号

三八一 (事九四二)

「絹衣一枚捨えるなら、それで木綿着三枚捨えて、一枚は自分で着、残の二枚は親類の困って居るものにも分けて遣るがよい。すれば親類のものも喜び、外出着にもなり、祭礼の時に着ても来るであろう。又、難儀なものに脱いで遣っても、絹衣では貰うたものが着られまい。」

右は高徳国枝三五郎師が教祖から承って、然る人に伝えられた御神言であります。

「教祖の御風格(二)」(抜)

昭和二十五年二月十五日刊『ゆうざき通信』第四二号

三八二 (事九四三)

占見村道木の百姓、伊勢金神とよばれた久戸瀬伊勢五郎が、その晩年家の者に、

「若い時分、大谷では文さま、道木ではわしが水あて(弭氷を)の役をさせてもろうていた。信心のおかげで人様から信用して下されていたことはありがたい。」  
と物語ったということがあります。

佐藤 照 「佐藤照師問書」(奉103―抜)

昭和二十二年十月十五日 本部にて聴取 佐藤博敏誌

三八三 (事九七)

教祖様は、肩の張ったお方で、正神様の眉毛のような長い眉毛をしておられ、色は桜色で、ふっくら肥え、自然に神様じやと、近よりたいが、恐れ多い気がして、自然につつまれました。

(四頁)

『佐藤テル師談抄』(奉103―抜)

昭和二十年二月二十二日 芸備教会にて 高橋一郎筆

録

三八四 (言三三四六)

教祖様のお話は短かくてもよく分る。よく得心のゆく有難いお話でありました。

三八五 (言三三四七)

昔(教祖様の御時代)は、金神様へ参ると言えば、それを聞く人の中には身震いをする様に大層恐しがったものもありました。それで、大谷へ参るのでも、かくれて参るような人がありました。

昭和二十三年二月二十三日、芸備教会所にて高橋博志が聴取

三八六 (言三三五二)

恐れながら、教祖の御様子は、御顔色何時も今御湯から上られたかと思われる計りに桜色で、御眉太く長く、其の中に又特に長く伸びたのがあり、御肩幅広く、堂々として、御声亦澄みて、神徳何処までも充ち満ちて在せり。お杖を奏げらるるに神々しき御声にて、御息長く続きたり。四神様が、少し小さかったが、よく似て居られた。先生(佐藤宿老)が言うて居られたが、或る人相見が教祖を拝して、他に類のない立派な御人相であると言うたと言うことである。

## 教団史資料 七

—大正元年（一九一〇）～大正十五年（一九二六）— (2)

## 凡 例

- ① 資料の件名は、原則として原本通りの件名を付し、件名のない資料は、解読のうえ、件名を付した。
- ② 「金光教〇〇」等は、すべて、「金光教」を省略し、「大教主管長」は、称号を略し、職責のみ記した。
- ③ 各項目に付した番号は、本所の資料整理の都合上付したもので、△教団史資料目録 1▽の各項目から順次付した項目番号を示す。

なお本号に掲載の項目名は次のとおりである。

- ⑦〇 管長葬儀 ⑦① 教義講究所 ⑦② 教師懇話会 ⑦③ 各種講習会 ⑦④ 教会連合会 ⑦⑤ 教会所設置・廃止
- ⑦⑥ 教会所建築・移転・改称 ⑦⑦ 教会所昇級・証章 ⑦⑧ 教会所庶務・教勢調査 ⑦⑨ 教会長・副教会長就退任
- ⑧〇 教師進退手続 ⑧① 信徒総代・教会所属員 ⑧② 教徒・信徒
- ④ 最下段の番号欄中、上の数字は年度を示し、下の数字は通知番号を示す。

## ⑦〇 管長葬儀

番号	年月日	件名	発	宛	備考
1	8・12・17	管長婦幽通知	教監 畑徳三郎	各教会長	八監第二号
2	〃・〃・〃	管長葬儀日時につき各支部へ打電方指示			
3	〃・〃・18	管長婦幽につき教葬執行通知	副管長 金光攝胤	部下一般	八達第一四号
4	〃・〃・〃	管長教葬参列教師につき装束着用方指示	本部礼典課	各教会長	
5	〃・〃・19	第一世管長婦幽奏上祭祝詞			
6	〃・〃・〃	第一世管長婦幽奏上祭詞			
7	〃・〃・〃	第一世管長遷霊詞			
8	〃・〃・〃	第一世管長靈神奉安詞			
9	〃・〃・〃	第一世管長葬儀心得			
10	〃・〃・24	第一世管長告別式祭詞(原稿)			
11	〃・〃・〃	第一世管長終祭詞			
12	〃・〃・〃	〃			
13	〃・〃・〃	第一世管長葬場祭詞			
14	〃・〃・〃	第一世管長埋葬詞			
15	〃・〃・〃	第一世管長葬後霊祭詞			

⑦ 教義講究所

9	11・5・4	修徳殿入殿手續通知	〃	〃	一一監第六号
8	11・4・22	教會長教師に対する教祖四十年祭奉迎修徳殿入殿主旨徹底方指示	教監 畑徳三郎	各教区支部々々長	一一監第五号
7	8・3・16	移牒・自彊殿開設につき入殿希望教師申出方通知	第三教区支部々々長 中野辰之助	各教會長	八監第四号
6	〃・9・13	教義講究所入所資格につき伺	豊岡教會長 井上鍵之助	教義講究所長 山本豊	
5	7・3・28	修徳殿修養場開場につき通知	第三教区支部々々長 中野辰之助	各教會長及小教會長	七監号外
4	4・8・21	中島静雄、金原道文に対する修徳殿入殿方伝達につき指示	教監 佐藤範雄	第一教区支部々々長	四監号外
3	3・2・7	つき照会	高崎虎吉	第一二教区支部々々長 桂松平	
2	2・〃・28	野中伊之吉教義講究所卒業証	佐世保教會長 佐藤範雄	第一二教区支部々々長 佐藤範雄	
1	1・8・13	樋口チヨ教義講究所入所願	福岡教會長 吉木茂	教義講究所長 佐藤範雄	

21	〃・12・24	第一世管長教葬費献納金領収書	第一教区支部	洲本教会	
20	9・1・20	第一世管長五十日祭執行通知	葬儀委員長 畑徳三郎	各教区支部々々長	
19	〃・〃・〇	教葬事務心得			
18	〃・〃・〇	教葬事務職員分担			
17	〃・〃・〃	第一世管長墓前祭詞			
16	8・12・26	第一世管長十日祭詞			



② 教師懇話会

11	6・15・16	第二回教師懇話会出席者名簿並びに懇談要点			
10	6・1・5	第二回教師懇話会集合日時通知	教監 佐藤範雄		
9	”・”・29	移牒・第二回教師懇話会開催通知	第三教区支部々々長 中野辰之助	伏見教会長 橋本為次郎	”
8	”・12・14	第二回教師懇話会開催につき支部内教師へ伝達方指示	教監 佐藤範雄	各支部々々長	五監第一二号
7	”・”・8・9	第一回教師懇話会質問要旨			
6	”・”・5・7	憲法講義受講者資格規定			
5	”・”・5・8・9	第一回教師懇話会及び憲法講習会名簿			
4	”・”・30	第一回教師懇話会及び憲法講習会出席届	近衛教会長 広瀬市造	”	
3	”・”・25	第一回教師懇話会欠席届並びに議題案提出	長谷川雄次郎	教監 佐藤範雄	
2	”・”・18	移牒・第一回教師懇話会及び憲法講習会日程変更通知	”	各教会長及び教師	五監第七号
1	5・7・11	移牒・第一回教師懇話会及び憲法講習会開催通知	第三教区支部々々長 中野辰之助	伏見教会長 橋本為次郎	五監第六号

13	15・9・25	教義講究所別科拡張につき支部内伝達方指示	教監事務取扱 阪井永治	各支部々々長	一五監第一四号
12	3・2・25	野中光国教義講究所別科卒業証	教義講究所長 畑徳三郎	野中光国	
11	”・”・30	移牒・婦人教師修徳殿入殿暫時不許可につき通知	第三教区支部々々長 中野辰之助	各教会長	
10	11・5・4	”	”	第三教区支部々々長 中野辰之助	”

⑦⑨ 各種講習会

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
”・3・7	4・2・11	”・”・20	3・3・7	”・7・2 2~4	”・”・28	”・”・21	”・6・18	”・2・15	2・1・12	1・11・30
”	教師講習会開催通知	”	教会長教師講習会開催通知	滋賀県連合会教祖伝講習会出席者名簿	教祖伝講習会出席者名簿	教祖伝講習会及び国民大講演会開催につき受講徹底方指示	教祖伝講習会及び国民大講演会日程通知並びに受講徹底方指示	祭典作法講習会開催につき日程変更通知	祭典作法講習会開催につき受講徹底方指示	教会長教師への祭典作法講習会受講徹底方依頼
”	”	”	教監 佐藤範雄	滋賀県連合会 高阪市太郎	近衛教会長 広瀬市造	滋賀県連合会々々長 高阪由治郎	”	”	第三教区支部々々長 中野辰之助	本部礼典課長 八木栄太郎
第一二教区支部副部長	第一教区支部々々長 片岡幸之進	第二教区支部々々長	第一教区支部々々長	教監 佐藤範雄	第三教区支部々々長 中野辰之助	”	”	”	各教会長	
四監第三号	四監第一号	三監第四号	三監第三号							

15	14	13	12
7・1・9	”・”・”	”・12・22	6・8・1 1~4
第三回教師懇話会欠席届	第三回教師懇話会集合日時通知	第三回教師懇話会開催通知	教師懇話会記録
近衛教会長 広瀬市造	”	教監 畑徳三郎	
教監 畑徳三郎	”	各支部々々長	
		六監号外	

27	26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12
〃 ・ □ ・ □ ・ □	〃 ・ □ ・ □ ・ □	〃 ・ 〃 ・ 10	〃 ・ 7 ・ 2	〃 ・ 6 ・ 27	〃 ・ 〃 ・ 20	〃 ・ 〃 ・ 〃	8 ・ 3 ・ 1	〃 ・ 8 ・ 13	〃 ・ 〃 ・ 25	〃 ・ 〃 ・ 17	6 ・ 7 ・ 11	〃 ・ 9 ・ 20	〃 ・ 8 ・ 13	〃 ・ 〃 ・ 〃	4 ・ 7 ・ 26
大正八年度教会長教師信徒総代講習会状況一覽	教師講習会講習証雛形	野中伊之吉教師講習会講習証	移牒・教会長教師並びに信徒総代講習会開催通知	〃	教会長教師並びに信徒総代講習会開催通知	信徒総代出席方指示	移牒・教会長教師講習会開催通知	出版につき購読方指示	夏季講習会出席届	移牒・夏季講習会開催通知	夏季講習会開催通知	教師講習会講習証	教師講習会開催通知	教師講習会集合時間厳守方指示	教師講習会開催通知
	本部	第二二教区支部	第三教区支部々々長 中野辰之助	〃	〃	臨時教監 佐藤範雄	管長 金光大陣		近衛教会長 広瀬市造	第三教区支部々々長 中野辰之助	教監 畑徳三郎	本部	第三教区支部々々長 中野辰之助	第二二教区支部	〃
		八幡町小教会所	各教会長及び教師	第三教区支部々々長 第四二二〃	第八、第一五教区支部々々長、台湾事務所、海外各教会長	第一一教区支部々々長	各教会長教師一般		教監	各教会長	各教区支部々々長 朝鮮・台湾内各教会所	野中伊之吉	各教会長及び小教会長	各教会所	第一、二、三、四、五教区支部々々長
			〃	八監第一二号	八監第六号	八監第二号	八達第四号			〃	六監第九号		〃	〃	四監第八号

## ⑦④ 教会連合会

6	・ ・ ・ 2 ・ 10	東備連合会及び神戸協和会總會への山本豊専掌出張申請につき添申	第一教区支部々々長 片岡幸之進	教監 佐藤範雄	
5	・ ・ ・ 26	滋賀県連合会承認願	滋賀県連合会々々長 高阪由治郎	管長 金光大陣	
4	2 ・ ・ 1 ・ 20	滋賀県連合会発会式状況記録	管長 金光大陣	三重県連合会々々長 松沢四太郎	元指令 第四二号
3	・ ・ ・ 29	三重県連合会規約制定認可通知			
2	・ ・ ・ 12 ・ 20	滋賀県連合会発会式につき山本豊専掌出張申請	滋賀県各教会長総代 高阪由治郎	教監 佐藤範雄	
1	1 ・ ・ 11 ・ 29	三重県連合会発会式につき山本豊専掌出張申請	三重県連合会代表者 松沢四太郎		

36	□ ・ □ ・ □ ・ □	講習会資料「信念修養に就て」			
35	・ ・ ・ 8 ・ 3 ・ 7	実修会概況報告			
34	11 ・ ・ 5 ・ 13	教祖四十年祭記念布教師講習会員候補者選定につき通知	教監 畑徳三郎	大連教会長 松山成三 旅順教会長 松原龍太郎	
33	・ ・ ・ 9 ・ 29	講習会開催認可につき交渉方依頼	福岡教会長 吉木 茂	第一二教区支部々々長 吉永甚太郎	
32	・ ・ ・ ・ 30	作業教導講習会開催通知	福岡県連合会事務所		
31	・ ・ ・ ・ 8	報告	"	"	
30	・ ・ ・ ・ 6	四条教会長池川朋唯方へ作業教導講習会必要物品未到着につき照会方依頼 作業教導講習会講師派遣願につき事務取扱方報告	福岡教会長 吉木 茂	福岡県連合会々々長 安武松太郎	
29	・ ・ ・ ・ 3 ・ 1	作業教導講習会開催通知	福岡県連合会事務所	各会員	
28	9 ・ ・ 2 ・ 23	作業教導講習会開催につき講師派遣願	福岡県連合会々々長 安武松太郎	管長事務取扱 金光攝胤	

23	”””””	播但連合会規約兵庫県庁へ届出につき添申	”	”	”	”
22	”””””	神戸連合会規約兵庫県庁へ届出につき添申	”	兵庫県知事 服部一三	”	”
21	”””””	神戸連合会規約改正認可通知	管長 金光大陣 松尾竹蔵	神戸連合会々々長 松尾竹蔵	二指令 第五三三号	”
20	”””””	神戸連合会役員変更願	管長 金光大陣 松尾竹蔵	管長 金光大陣 竹部 真	二指令 第五二二号	”
19	”””””	播但連合会規約制定認可通知	管長 金光大陣 松沢四太郎	播但連合会々々長 竹部 真	二指令 第五二二号	”
18	”””””	三重県連合会活動報告	三重県連合会々々長 松沢四太郎	教監 佐藤範雄	二指令 第一四号	”
17	”””””	播但連合会発会式につき山本豊専掌出張の旨 伝達方指示	”	”	二監第一四号	”
16	”””””	香川県連合会総会につき山本豊専掌出張の旨 伝達方指示	教監 佐藤範雄	第一教区支部々々長 片岡幸之進	二監第一三三号	”
15	”””””	大分県連合会規約制定認可通知	”	大分県連合会々々長 八坂雄八	二指令 第四二二号	”
14	”””””	香川県連合会規約制定認可通知	管長 金光大陣	香川県連合会々々長 須崎如水	二指令 第三六号	”
13	”””””	香川県連合会発会式につき山本豊専掌出張の 旨伝達方指示	教監 佐藤範雄	第一教区支部々々長 片岡幸之進	二監号外	”
12	”””””	愛媛県連合会規約制定認可通知	”	愛媛県連合会々々長 塚本十一朗	二指令 第三一号	”
11	”””””	神戸協和会規約制定認可通知	管長 金光大陣	神戸協和会幹事長 片島政吉	二指令 第二二二号	”
10	”””””	愛媛県連合会発会式につき山本豊専掌出張の 旨伝達方指示	教監 佐藤範雄	第一教区支部々々長 片岡幸之進	二指令 第二二二号	”
9	”””””	滋賀県連合会規約	”	”	”	”
8	”””””	京都連合会規約制定認可通知	”	京都連合会々々長 高坂由治郎 中野辰之助	二指令第九号	”
7	2”2”13	滋賀県連合会規約制定認可通知	管長 金光大陣	滋賀県連合会々々長 高坂由治郎	二指令第八号	”

24	2・8・8	愛媛県連合会総会につき山本豊專掌出張の旨 伝達方指示	教監 佐藤範雄	第一教区支部々々長 片岡幸之進	二監第一七号
25	〃・9・11	滋賀県連合会議事録			
26	〃・〃・20	兵庫県東部連合会規約制定認可通知	管長 金光大陣	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	二指令 第六九号
27	〃・10・19	京都連合会秋季総会開催通知	京都連合会々々長 中野辰之助	近衛教会長 広瀬市造	
28	〃・11・20	愛媛県連合会秋季総会につき山本豊專掌出張 の旨伝達方指示	教監 佐藤範雄	第一教区支部々々長 片岡幸之進	二監第一八号
29	〃・□・□	三重県連合会大正二年度上半期収支決算報告 書			
30	3・1・9	兵庫県東部連合会大正二年度下半期活動報告	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	管長 金光大陣	
31	〃・〃・13	滋賀県連合会大正二年度下半期活動報告	滋賀県連合会々々長 高阪由治郎	教監 佐藤範雄	
32	〃・〃・15	大分県連合会大正二年度下半期活動報告	大分県連合会々々長 八坂雄八	管長 金光大陣	
33	〃・〃・24	三重県連合会大正二年度下半期活動報告	三重県連合会々々長 松沢四太郎	第三教区支部々々長 中野辰之助	
34	〃・7・10	兵庫県東部連合会大正三年度上半期活動報告	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	管長 金光大陣	
35	〃・〃・20	三重県連合会大正三年度上半期活動報告	三重県連合会々々長 松沢四太郎	教監 佐藤範雄	
36	〃・8・14	須崎如水香川県連合会々々長辞職並びに連合会 事務所移転届	第一教区支部々々長 片岡幸之進	本部	
37	〃・9・10	愛媛県連合会総会につき山本豊專掌出張申請		管長 金光大陣	
38	4・1・14	兵庫県東部連合会大正三年度下半期活動報告	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	〃	
39	〃・2・〃	香川県連合会役員変更につき添申	第一教区支部々々長 片岡幸之進	管長 金光大陣	
40	〃・〃・27	三重県連合会大正三年度下半期活動報告	三重県連合会々々長 松沢四太郎	教監 佐藤範雄	

57	“ ” ” ” ”	福岡県連合会春季総会開催につき奏上祭準備 依頼	”	福岡県連合会幹事 桂松平	
56	” ” ” ” 6	福岡県連合会春季総会第一二教区支部会終了 後開催につき事務報告	”	”	
55	” ” ” ” 3 ” 5	福岡県連合会春季総会開催期日確定方報告	福岡教会長 吉木茂	福岡県連合会々々長 安武松太郎	
54	8 ” ” ” ” 1 ” 17	兵庫県東部連合会大正七年度下半年期活動報告	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	管長 金光大陣	
53	” ” ” ” ” ” ” 7	福岡県連合会第一回総会開催通知	”	各会員	
52	” ” ” ” ” ” ” 9 ” 4	福岡県連合会第一回総会講師派遣願	福岡県連合会々々長 安武松太郎	管長 金光大陣	
51	” ” ” ” ” ” ” 4 ” 19	兵庫県東部連合会規約変更認可通知	管長 金光大陣	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	七指令 第三号
50	” ” ” ” ” ” ” ” ” 9	福岡県連合会発会式につき山本豊専掌出張通知	教監 畑徳三郎	”	七指令 第四号
49	” ” ” ” ” ” ” ” ” 8	福岡県連合会規約制定認可通知	管長 金光大陣	福岡県連合会々々長 安武松太郎	七指令 第一九号
48	” ” ” ” ” ” ” ” ” 3 ” 5	滋賀県連合会々々長辞任届	大津教会長 高阪由治郎	滋賀県連合会副会長 堤政治郎	
47	7 ” ” ” ” ” ” ” ” 1 ” 21	三重県連合会総会につき山本豊専掌出張通知	教監 畑徳三郎	三重県連合会々々長 松沢四太郎	七指令 第二号
46	” ” ” ” ” ” ” ” ” ” 4 ” 2	神戸連合会役員変更につき添申	第一教区支部々々長 片岡幸之進	”	
45	6 ” ” ” ” ” ” ” ” ” 2 ” 20	兵庫県東部連合会大正五年度下半年期活動報告	”	”	
44	” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” 7 ” 10	兵庫県東部連合会大正五年度上半年期活動報告	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	”	
43	” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” 2 ” 3	播但連合会解散届	竹部真	”	
42	5 ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” 5 ” 1 ” ”	兵庫県東部連合会大正四年度下半年期活動報告	兵庫県東部連合会々々長 古瀬利義	”	
41	4 ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” ” 4 ” 3 ” 17	神戸連合会役員変更につき添申	第一教区支部々々長 片岡幸之進	管長 金光大陣	

⑦⑤ 教会所設置・廃止

1	1・8・29	統管小教会所設置願	統管小教会長 埴和砂四郎	管長 金光大陣	
71	□・□・□	福岡県連合会第三回総会開催通知	福岡県連合会事務所	教会長・教師	
70	□・□・□	福岡県連合会総会につき山本豊専掌出張申請事務取扱方依頼	福岡教会長 吉木 茂	福岡県連合会々々長 安武松太郎	
69	□・□・□	播但連合会規約並びに会員名簿			
68	□・7・12	京都連合会巡教日割並びに会合開催通知	京都連合会	近衛教会長 広瀬市造	
67	〃・12・30	信生会報	信生会	〃	
66	13・□・□	信生会規約並びに会報	金光教徒新聞社	高橋正雄	
65	11・□・□	淡路連合会設立願	淡路連合会々々長 松井 達	〃	
64	〃・4・18	神戸連合会役員変更につき添申	第一教区支部々々長 片岡幸之進	管長 金光大陣	
63	〃・〃・□	福岡県連合会春季総会開催通知	〃	各会員	
62	〃・〃・〃	福岡県連合会春季総会事務依頼	〃	神湊教会長 早川三郎	
61	〃・〃・9	〃	〃	門司東部教会長 林保太他二名	
60	〃・〃・〃	福岡県連合会春季総会開催通知	〃	各賛助員	
59	〃・〃・7	福岡県連合会春季総会参加者宿泊所準備方依頼	福岡教会長 吉木 茂	福岡県連合会々々長 安武松太郎	
58	8・3・6	京都連合会規約改正認可通知	管長 金光大陣	京都連合会々々長 中野辰之助	



18	”・”・□	八幡町小教会所設置願	小倉教会長兼八幡町小 教会長 桂 松平	”	
17	”・4・9	南大門小教会所設置認可申請につき進達	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	管長 金光大陣	
16	”・3・20	福良小教会所布教開始届	福良小教会長 松井 達		
15	3・1・□	木浦小教会所設置願につき添申	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	管長 金光大陣	
14	”・”・□	甘木教会所々属教師布教許可願	甘木教会長 安武松太郎	第二教区支部々長 桂 松平	
13	”・9・3	教会所設置につき特別取扱方依頼	管長 金光大陣	愛媛県知事 深町鍊太郎	
12	”・”・□	元山小教会所設置願	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	管長 金光大陣	
11	”・”・5	鎮海教会所馬山布教所設置認可届	鎮海教会長 大石銳雄	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	慶尚南道警察部 長指令第三六〇号
10	”・6・3	仁川教会所元山布教所設置認可申請取消願	”	咸鏡南道警察部長	
9	”・”・14	南大門小教会所設置認可申請	”	朝鮮總督府警察總長 明石元二郎	
8	”・4・5	鎮海教会所馬山布教所設置許可通知	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	鎮海教会長 大石銳雄	二指令第三号
7	”・”・9	大皇太后大葬參列旅費徴収並びに布教所設置 につき伺	朝鮮布教管理 所書記 前田五助	”	
6	”・3・5	鎮海教会所馬山布教所設置願	鎮海教会長 大石銳雄	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	
5	”・”・”	仁川教会所元山布教所設置許可通知	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	仁川教会長 生沼万寿吉	二指令第二号
4	”・”・27	鎮海教会所馬山布教所設置認可申請	鎮海教会長 大石銳雄	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	
3	”・”・21	釜山教会所元山布教所設置不許可通知	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	釜山教会長 前田五助	二指令第一号
2	2・2・18	仁川教会所元山布教所設置認可申請	仁川教会長 生沼万寿吉	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	

19	3・5・14	三日市小教会所設置願書不備につき取調方指示	教務課長 山本 豊	三日市小教会長 飯田泰蔵	
20	〃・9・12	八幡小教会所設置申請許可通知	福岡県知事 谷口留五郎	桂 松平	庶 第四八九六号
21	〃・〇・〇	福良小教会所設置願	福良小教会長 松井 達	管長 金光大陣	
22	4・3・6	福良小教会所設置申請許可通知	兵庫県知事 服部一三	福良小教会長 松井 達	兵庫県令社兵 第一六号
23	〃・9・4	今井・十三・西成各小教会所設置認可手続方指示	教務課長 山本 豊	第二教区支部々々長 吉田新太郎	
24	〃・〃・23	三七監二一号通牒教会所設置手続に対し第六項付加方通知	教監 佐藤範雄		四監第一一號
25	〃・10・2	移牒・教会所設置に関する四〇監第一号、四二監第二六号取消方指示	第三教区支部々々長 中部辰之助	各教会長	四監第二二號
26	5・2・29	柳井小教会所設置願訂正方指示並びに幣帛料領収通知	第一〇教区支部々々長 高橋茂久平	熊谷喜太郎	
27	〃・5・12	柳井小教会所設置願	柳井小教会長 熊谷喜太郎	管長 金光大陣	
28	〃・〃・〃	〃	〃	山口県知事 黒金泰義	
29	〃・6・21	津田島太郎に対する布教停止指令	教監 佐藤範雄	第一一教区支部々々長 片岡幸之進	五監第四号
30	〃・10・14	布教停止指令に対する津田島太郎の動静につき取調方依頼	〃	〃	
31	〃・〇・〇	柳井小教会所新設につき宿井教会長宛協賛方依頼	〃	宿井教会長 山田重忠	
32	6・3・14	教会所存置嘆願書却下通告	教監 畑徳三郎	天下茶屋教会長 吾妻清七	
33	〃・12・18	古月小教会所設置願	八幡小教会長兼古月小教会長 野中伊之吉	福岡県知事 谷口留五郎	
34	8・9・15	元山教会所設置に関する紛議につき異具具申	元山教会所 総代外役員一同	教監 畑徳三郎	
35	9・10・6	城崎小教会所設置申請許可通知	兵庫県知事 有吉忠一	城崎小教会長 藤井実吉	兵庫県指令第一六三〇号の一

㊦ 教会所建築・移転・改称

11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	39	38	37	36
〃・〃・□	8・1・19	〃・〃・〃	〃・〃・28	〃・〃・24	〃・12・9	〃・6・14	7・5・8	6・2・〃	5・3・7	2・4・5	15・12・21	14・9・19	12・□・□	12・6・14
門司東部小教会所移転届に対する管長添書本部返却方指示	門司東部小教会所移転問題につき門司市長よりの照会に対する回答	門司東部小教会所移転問題につき照会	一二月二四日付門司東部小教会所移転問題照会に対する回答	門司東部小教会所移転届につき所轄官庁への事務取扱方報告督促	門司東部小教会所移転届管長添書再交付方回議	門司東部小教会所移転問題照会に対する回答	門司東部小教会所移転問題照会につき回答方督促	移牒・教会所新築・改装に関する規定(三六監第六号)嚴重遵守方指示	御野教会所新築許可通知	鎮海小教会所移転・改称願	石和小教会所設置許可につき取消方通知	出晴小教会所廃止手続方指示	大蔵小教会所設置認可手続に関する諸書類控	尾倉布教所設立申請許可通知
教務課	管長 金光大陣	門司市長 高岡直吉	第一二教区支部々々長 吉永甚太郎	教務課長 山本 豊		第二教区支部々々長 吉永甚太郎	教監 畑徳三郎	第三教区支部々々長 中野辰之助	管長 金光大陣	朝鮮布教管理所書記 前田五助	教監 畑徳三郎	教監 中野辰之助		第二教区支部々々長 吉永甚太郎
第一二教区支部々々長	門司市長	管長 金光大陣	教務課長 山本 豊	第一二教区支部々々長		教監 畑徳三郎	第一二教区支部々々長 吉永甚太郎	各教会長	御野教会長 小林財三郎	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	第四教区支部々々長 岩崎平治良	第一二教区支部々々長		八幡市教会長 野中伊之吉
		門司市長 第二七六五号						六監第一号	五指令 第一六号		一五監 第二二号	一四監 第一八号		

⑦ 教会所昇級・証章

1	1・9・28	第二七回教会所証章親授式挙行につき部下 会長本部出頭方伝達指示	教監 佐藤範雄	各支部々長	元監第一号
25	〃・9・27	王司小教会所移転・改称申請許可通知	山口県知事 三松武夫	王司小教会所設立者 西城 栄	指令学 第五四五八号
24	13・7・24	王司小教会所移転・改称(長府小教会所)願	王司小教会所設立者 西城 栄	山口県知事 三松武夫	
23	〃・3・1	〃	〃	〃	
22	12・2・末	八幡市教会所新築移転に対する照会につき回答	八幡市教会会長 野中伊之吉	教務部長 山本 豊	
21	〃・□・□	大島小教会所移転並びに設備変更願	大島小教会会長 林 保太	山口県知事 中川 望	
20	〃・〃・29	門司東部小教会所移転につき設置許可通知	門司東部小教会会長	教務課	
19	〃・8・7	門司東部小教会所常在教師牟田百市に対する 証明書下付願承認通知	本部	門司東部小教会所常在 教師 牟田百市	
18	〃・〃・23	門司東部小教会所移転問題につき支部取扱方 指示	教務課長 高橋茂久平	第一二教区支部々長 吉永甚太郎	
17	〃・〃・21	門司東部小教会所布教状況照会に対する回答	〃	〃	
16	〃・3・11	門司東部小教会所移転問題につき近況報告	第一二教区支部々長 吉永甚太郎	教務課長 高橋茂久平	
15	〃・〃・24	二月二一日付室田吉一よりの信書につき返戻 通知	教務課	〃	
14	〃・〃・19	門司東部小教会所移転問題に対する教務課方 針通告	教務課長 高橋茂久平	室田吉一	
13	〃・〃・9	二月六日付門司市長宛回答に対する事務取扱 方報告	第二二教区支部	教務課	
12	8・2・6	門司東部小教会所移転問題につき門司市長よ りの照会に対する回答	管長 金光大陣	門司市長 高岡直吉	

㊦ 教会所庶務・教勢調査

5	2・5・14	移牒・教会所現状調査報告方指示	第三教区支部々々長 中野辰之助	各教会長	
4	20	吉井小教会所現状調査報告	甘木教会長兼吉井 小教会長 安武松太郎	教務課長 山本 豊	
3	20	飯塚小教会所現状調査報告	甘木教会長兼飯塚 小教会長 安武松太郎		
2	20				
1	20				

11	13・10・4	王司教会所移転改称届	西城 栄	第一〇教区支部々々長 佐藤一夫	
10	□	古月小教会所昇級につき改称届	古月教会長 野中伊之吉	福岡県知事 安河内麻吉	
9	□	古月小教会所昇級につき教会所名改称願並び に添書下付願	八幡市教会長兼古月教 会長 野中伊之吉	管長 金光大陣	
8	10・4・28	古月小教会所昇級につき改称届	古月教会長 野中伊之吉	福岡県知事 安河内麻吉	
7	8・6・5	近衛教会所等級に関する報告	広瀬常次郎		
6	7・2・□	八幡町小教会所昇級につき改称認可申請並び に添書下付願	八幡市教会長 野中伊之吉	管長 金光大陣	六指令 第五三号
5	6・9・4	御野教会所昇級認可通知	管長 金光大陣	御野教会長 小林財三郎	
4	6・6・23	平壤小教会所昇級願		管長 金光大陣	
3	6・6・14	群山布教所昇級につき改称認可申請	朝鮮布教管理者 高橋茂久平		
2	2・4・14	鎮海教会所昇級につき改称認可申請			

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11	10	9	8	7	6
〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 30	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 29	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 28	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 〃	〃 〃 〃 27	〃 〃 〃 25	〃 〃 〃 24	2 ・ 5 ・ 23
二本木教会所現狀調査報告	諫早小教会所現狀調査報告	肥前島原教会所現狀調査報告	国東教会所現狀調査報告	柳川教会所現狀調査報告	若松教会所現狀調査報告	第一二教区管轄台湾事務所管内教会所現狀調査一括報告	津屋崎教会所現狀調査報告	城島小教会所現狀調査報告	〃	姪浜教会所現狀調査報告	博多教会所現狀調査報告	箱崎小教会所現狀調査報告	三井教会所現狀調査報告	日田小教会所現狀調査報告	福岡教会所現狀調査報告	芦屋教会所現狀調査報告
二本木教会長 繩田善作	諫早小教会長 中村増市	肥前島原教会長 原判平	国東教会長 大武乙次郎	柳川教会長 太田保壯	若松教会長 吉永甚太郎	第一二教区支部属員 齋藤俊三郎	津屋崎教会長 津上弥八	久留米教会長兼城島小 教会長 石橋松次郎	〃	姪浜教会長 実藤 叶	博多教会長 吉永甚太郎	箱崎教会長 吉永甚太郎	三井教会長 荒卷弓次郎	日田小教会長 堀尾保治	福岡教会長 吉木 茂	芦屋教会長 日吉ツル
第一二教区支部々々長 桂松平	〃	〃	教務課長 山本 豊	第一二教区支部々々長 桂松平	〃	教務課長 山本 豊	本部	教務課長 山本 豊	〃	管長 金光大陣	〃	教務課長 山本 豊	第一二教区支部々々長 桂松平	管長 金光大陣	〃	〃

39	“・”・”・”・”・9	大村小教会所現狀調査報告	大村小教会長 喜多嶋市之助	管長 金光大陣
38	“・”・”・”・”・”	行橋教会所現狀調査報告	行橋教会長 井上蛙登見	
37	“・”・”・”・”・”	鹿兒島教会所現狀調査報告	鹿兒島教会長 行徳熊次郎	
36	“・”・”・”・”・”	唐津教会所現狀調査報告	唐津教会長 寺井祥雄	第一二教区支部々々長 桂松平
35	“・”・”・”・”・”	東干石教会所現狀調査報告	東干石教会長 平山善太郎	”
34	“・”・”・”・”・8	武雄教会所現狀調査報告	武雄教会長 原田与作	”
33	“・”・”・”・”・”	瀬高教会所現狀調査報告	瀬高教会長 藤丸逸二	教務課長 山本豊
32	“・”・”・”・”・7	中津教会所現狀調査報告	中津教会長 西村一	”
31	2・6・”・”・5	杵築教会所現狀調査報告	杵築教会長 柏田松之助	第一二教区支部々々長 桂松平
30	“・”・”・”・”・”	大分教会所現狀調査報告	大分教会長 八坂雄八	教務課長 山本豊
29	“・”・”・”・”・”	別府教会所現狀調査報告	別府教会長 宮本嘉一郎	”
28	“・”・”・”・”・3	鶴崎小教会所現狀調査報告	鶴崎小教会長 宮本嘉一郎	管長 金光大陣
27	“・”・”・”・”・□	熊本教会所現狀調査報告	萬野友次郎	第二教区支部々々長 桂松平
26	“・”・”・”・”・□	直方教会所現狀調査報告	直方教会長 桂松平	第二二区支部
25	“・”・”・”・”・”	佐賀教会所現狀調査報告	佐賀教会長 林保太	”
24	“・”・”・”・”・31	佐世保教会所現狀調査報告	佐世保教会長 高崎虎吉	教務課長 山本豊
23	2・5・”・”・30	笹間小教会所現狀調査報告		

56	5・5・26	洲本教会所在地訂正届	洲本教会会長 松井達	兵庫県知事 清野長太郎	
55	〃・〃・〇	大阪府令第五八号に基づき届出書式雛形			
54	〃・12・6	大阪府令第五八号第一二条照会に対する大阪府よりの回答につき第二教区支部々々長へ通知	〃	〃	四監第一三号
53	〃・9・18	大阪府令第五八号発布につき事務手續徹底方指示	教監 佐藤範雄	第二教区支部々々長 吉田新太郎	四監第九号
52	4・1・30	近衛教会所現状調査報告			
51	〃・〇・〇	伊万里小教会所現状調査報告	伊万里小教会会長 山口音松	第一教区支部々々長 桂松平	
50	〃・〇・〇	八代小教会所現状調査報告	八代小教会会長 重松藤太郎	第二教区支部	
49	〃・〇・〇	長崎教会所現状調査報告	長崎教会会長 中西嘉雄	〃	
48	〃・〇・〇	多々良小教会所現状調査報告	多々良小教会会長 下沢利四郎	〃	
47	〃・〇・〇	大牟田教会所現状調査報告	大牟田教会会長 永武サメ	教務課長 山本豊	
46	〃・〇・〇	臼杵教会所現状調査報告	臼杵教会会長 藤井キヨウ		
45	〃・〇・〇	長崎東部教会所現状調査報告	長崎東部教会会長 丸田芳助		
44	〃・〇・〇	大浦小教会所現状調査報告	大浦小教会会長 丸田芳助		
43	〃・〇・〇	佐伯教会所現状調査報告	佐伯教会会長 江藤喜市		
42	〃・〇・〇	三重教会所現状調査報告	三重教会会長 藤井恵活		
41	〃・〃・10	近衛教会所現状調査報告	近衛教会会長 広瀬市造	第三教区支部々々長 中野辰之助	
40	2・6・9	竹田町教会所現状調査報告	竹田町教会会長 大庭繁造	第二教区支部	



73	〃・11・□	北野教会所地番変更届	北野教会長 広瀬常次郎	管長 金光大陣	
72	〃・〃・14	笹間小教会所事務調査報告	笹間小教会長 中谷富隆	笹間村役場	
71	〃・5・4	上京区役所よりの照会に対する近衛教会所事務調査回答	近衛教会長 広瀬常次郎	上京区役所	
70	〃・4・□	大津教会所事務調査報告			
69	〃・3・20	古月教会所事務調査報告	古月教会長 野中伊之吉		
68	11・2・2	通知 船脚小教会所夜学校に使用方申請につき許可	教務部長 山本 豊	台湾事務所 齋藤俊三郎	教第七七号
67	〃・7・21	政治的運動・各種争議等に教会所施設貸与禁止方指示	臨時教監 高橋茂久平	各支部々々長	第一〇監 第一四号
66	10・1・14	笹間小教会所現状調査報告	笹間小教会長 中谷富隆		
65	〃・□・□	新設教会所々々在地及び教会長氏名調査依頼	福岡教会長 吉木 茂	早川三郎	
64	〃・3・22	近衛教会所現状調査報告	近衛教会長 広瀬市造	第三教区支部々々長 中野辰之助	
63	〃・〃・13	大江教会所借家訴訟問題につき本部裁定方具申	住 長平	教務課長 高橋茂久平	
62	〃・3・9	田中六蔵布教所在地照会	福岡教会長 吉木 茂	大和東蔵	
61	8・1・3	大津教会所事務調査報告			
60	〃・7・19	教会講義所に関する調査方照会	大津市長代理助役	大津教会所	学 第五四三九号
59	7・5・24	教会講義所に関する上京区役所よりの照会に対する回答	近衛教会長 広瀬市蔵	上京区役所	
58	〃・□・□	近衛教会所事務調査報告			
57	6・1・31	笹間小教会所現状調査報告	笹間小教会長 中谷富隆		

90	15・7・23	長府小教会所設立者変更願	長府小教会長 立川正蔵	山口県知事 大森吉五郎	
89	〃・〃・〇	笹間小教会所事務調査報告	〃	〃	
88	〃・12・1	笹間村役場よりの照会に対する笹間小教会所事務調査回答	笹間小教会長 中谷富隆	静岡県知事 伊東喜八郎	
87	〃・〃・24	近衛教会所設立者変更許可通知	京都府知事 池田 宏	京都府知事 池田 宏	京都府指令四社 第一六三二号
86	〃・11・13	近衛教会所設立者変更申請	近衛教会長 中野正寿		
85	14・4・15	柳井教会所経歴報告	柳井教会長 熊谷喜太郎		
84	〃・〃・〃	〃	〃		
83	13・3・15	関東大震災につき被害教会所教師に対し教師年金免除通知	教監 畑徳三郎	第四教区支部々長 岩崎平治良 第五教区支部々長 浜田安太郎	一三監第七号 一三監第八号
82	〃・〇・〇	第五教区内各教会所関東大震災罹災報告			
81	12・12・22	文部省令第三二号に基づく近衛教会所設立届	近衛教会長 広瀬常次郎	京都府知事 池松時和	
80	〃・11・19	洲本教会所事務調査報告	洲本教会長 松井 達	洲本町長 山本文雄	
79	〃・9・21	洲本教会所事務調査依頼	洲本町長 山本文雄	洲本教会所	
78	〃・〃・〇	近衛教会所事務調査報告	近衛教会長 広瀬常次郎	教監 畑徳三郎	
77	〃・〃・30	古月教会所事務調査報告			
76	〃・8・20	栃木県令第四六号発布につき同県内教会所届出方指示	〃	第五教区支部々長 浜田安太郎	一二監第七号
75	〃・7・17	児童日曜学校取調依頼	教監 畑徳三郎	各支部々長	一二監第四号
74	12・4・7	大津教会所事務調査報告			

㊟ 教会長・副教会長就退任

11	〃・〃・〃 □	近衛教会会長変更届	近衛教会会長 広瀬常次郎	京都府知事 馬淵銳太郎
10	〃・〃・〃 □	近衛教会会長変更願	近衛教会所信徒総代 河崎為之助他四名連署	管長 金光大陣
9	〃・〃・〃 〃	近衛教会会長変更願添書	〃	京都府知事 馬淵銳太郎
8	8・7・30	近衛教会会長辞令	〃	近衛教会所副教会長 広瀬常次郎
7	〃・6・5	古月小教会会長兼務辞令	〃	野中伊之吉
6	7・3・8	八幡市教会会長辞令	管長 金光大陣	八幡市教会会長 野中伊之吉
5	〃・□・□	福良小教会会長辞職願	福良小教会会長 松井 達	八幡町小教会会長
4	〃・5・24	大津教会会長代理願	大津教会会長 高阪由治郎	本部 第三教区支部
3	6・2・15	八幡町小教会会長辞令	管長 金光大陣	八幡町小教会会長 野中伊之吉
2	2・9・6	牧野小教会会長進退伺返戻	〃	第四教区支部々々長 岩崎平治良
1	1・12・13	岸和田教会会長進退伺に対する指令	教監 佐藤範雄	第一教区支部々々長 吉田新太郎

94	□・□・□	笹間小教会所事務調査報告		
93	□・5・23	第一二教区支部よりの照会に対する宮崎教会所事務調査回答	宮崎教会会長 緒方タヨ	第一二教区支部
92	□・1・7	教会長会議開催につき九州各教会長招集通知	桂 松平	九州地方各教会会長
91	15・9・3	長府小教会所設立者変更届	〃	第一九教区支部々々長 佐藤一夫

## ⑧ 教師進退手続

1	1・10・2	杵築教会所常在教師井手親蔵失策帰郷につき 元教会長安部太派遣願	福岡教会長 吉木 茂	管長 金光大陣	
25	15・7・23	長府小教会会長変更願	藤原佐吉他四名連署	"	
24	"・11・13	近衛教会会長変更願	河崎為之助他四名連署	管長 金光大陣	
23	"・"・20	八幡市教会所副教会会長辞令	近衛教会所信徒総代	管長 金光大陣	
22	"・7・13	八幡市教会所副教会会長推薦状	野中伊之吉	管長 金光大陣	
21	14・3・28	第二教区教会会長規程			
20	12・"・□	第三教区支部属員辞職願	"	"	
19	11・11・□	北野教会会長兼務辞令受書	近衛教会会長 広瀬常次郎	管長 金光大陣	
18	10・5・5	古月教会会長辞令		古月小教会会長 野中伊之吉	
71	9・12・29	古月小教会所副教会会長選定願	八幡市教会会長兼古月小教会会長 野中伊之吉	管長 金光大陣	
16	"・"・28	大津教会会長変更願	"	滋賀県知事 堀田義次郎	
15	"・"・24	大津教会会長辞令受書	大津教会会長 高阪市太郎	管長 金光大陣	
14	"・"・18	大津教会会長辞令	管長 金光大陣	大津教会所副教会会長 高阪市太郎	
13	9・7・7	大津教会会長変更願	藤岡平右衛門他一名連署	"	
12	8・8・20	近衛教会会長辞令受書	大津教会所信徒総代	管長 金光大陣	

18	5・1・18	除服出仕令	管長 金光大陣	金光中学教員 佐藤金造、仁科陸一	安武松太郎
17	5・1・18	除服出仕令	管長 金光大陣	金光中学教員 佐藤金造、仁科陸一	安武松太郎
16	〃・〃・6	高阪市太郎教師昇級受書	少講義 高阪市太郎	〃	
15	〃・〃・4	広瀬常次郎教師昇級受書	中講義 広瀬常次郎	管長 金光大陣	
14	4・6・1	野中伊之吉教師昇級辞令	管長 金光大陣	権訓導 野中伊之吉	
13	〃・□・□	野中伊之吉渡航願	第一二教区支部	管長 金光大陣	
12	3・2・6	中野吉三郎教師辞任辞令	権訓導 中野吉三郎	本部	
11	〃・□・□	馬場貞教師認定願	仁川教会長 生沼万寿吉	〃	
10	〃・12・21	中野吉三郎教師辞職願	権訓導 中野吉三郎	〃	
9	〃・〃・□	木下庄右衛門教師昇級受書	権少講義 木下庄右衛門	〃	
8	〃・〃・□	高阪由治郎教師昇級受書	権少教正 高阪由治郎	〃	
7	〃・〃・□	北川兵次郎教師昇級受書	権中講義 北川兵次郎	管長 金光大陣	
6	〃・〃・26	野中伊之吉権訓導補任辞令	管長 金光大陣	野中伊之吉	
5	〃・〃・〃	広瀬常次郎教師昇級受書	権中講義 広瀬常次郎	〃	
4	〃・9・13	広瀬市造教師昇級受書	少教正 広瀬市造	〃	
3	〃・7・4	唐津教会長除服願	唐津教会長 寺井祥雄	〃	
2	2・1・22	第一二教区支部内石橋松次郎外三名特別昇級願	第一二教区支部々々長 桂松平	〃	

35	11・3・1	各種補任辞令書に対する受書廃止方指示	教監 畑徳三郎	教監 畑徳三郎	一一監第二号
34	〃・12・25	中村トモ教師復職願	中村トモ	教監 畑徳三郎	
33	10・4・1	野中伊之吉教師昇級辞令	管長 金光家邦	権少講義 野中伊之吉	
32	9・9・23	石松貞雄布教許可通知	第一二教区支部々々長 吉永基太郎	八幡市教会長 野中伊之吉	
31	8・8・26	広瀬たけ教師昇級受書	中講義 広瀬たけ	管長 金光大陣	
30	〃・〃・11	星山徳治郎教師死亡届	大津教会長 高阪由治郎	〃	
29	〃・〃・8	広瀬常次郎教師昇級受書	権大講義 広瀬常次郎	〃	
28	〃・9・2	高阪市太郎教師昇級受書	権中講義 高阪市太郎	管長 金光大陣	
27	〃・〃・〃	熊谷喜太郎教師昇級辞令	〃	権訓導 熊谷喜太郎	
26	7・2・1	野中伊之吉教師昇級辞令	〃	訓導 野中伊之吉	
25	〃・11・6	青井増太郎除服出仕令	管長 金光大陣	小豆教会長 青井増太郎	
24	〃・〃・□	西本友吉教師履歴書	〃	〃	
23	〃・10・4	中村他家次郎教師認定願	大津教会長保証人 高阪由治郎	〃	
22	〃・6・21	津田島太郎布教停止指令	教監 佐藤範雄	第一二教区支部々々長 片岡幸之進	五監第四号
21	〃・〃・□	福良小教会所常在教師選定届	福良小教会長 松井達	兵庫県知事 清野長大郎	
20	〃・〃・26	洲本教会常在教師に関する照会に対する回答	洲本教会長 松井達	洲本町長 山本文雄	
19	5・5・18	木村安吉教師辞職願	大津教会所々属教師 木村安吉	管長 金光大陣	

52	”・7・23	立川正蔵履歴書	宇部教会所副教会长 立川正蔵		
51	15・4・19	児山源治教師資格喪失通知	教監事務取扱	第一教区支部々長	一四監 第三一號
50	”・12・21	第一一教区支部々長よりの進退伺返戻	教監 中野辰之助	第一一教区支部々長	
49	”・”・□	近衛教会所担任教師帰幽届	近衛教会所信徒総代 河崎為之助他四名連署	”	
48	”・11・13	近衛教会所担任教師変更届	近衛教会长 中野正寿	京都府知事 池田 宏	
47	”・7・□	広瀬タケ教師帰幽届	”	”	
46	14・6・25	広瀬タケ昇級申請	近衛教会长 広瀬常次郎	管長 金光大陣	
45	”・10・15	横山やゑの教師転属願	詫間小教会所々属教師 横山やゑの	第一一教区支部々長 湯浅尊教	
44	13・5・20	野中光国権訓導補任辞令	管長 金光大陣	野中光国	
43	”・8・27	松山東教会长秦与市懲戒処分に関し本部出仕 通告	教監 畑徳三郎		内発第二八号
42	”・8・10	野中伊之吉教師昇級辞令	管長 金光家邦	少講義 野中伊之吉	
41	”・”・□	近衛教会所物故教師届	近衛教会长 広瀬常次郎	”	
40	”・6・30	宮津教会所物故教師届	宮津教会所	第三教区支部々長 中野辰之助	
39	”・”・26	熊谷喜太郎履歴書			
38	12・5・21	西城栄履歴書	西城 栄		
37	”・7・30	高阪正太郎教師転属願	高阪正太郎	第三教区支部々長 中野辰之助	
36	11・4・6	中村トモ教師復職につき便宜取計方依頼	中村トモ	教監 畑徳三郎	

㊦ 信徒総代・教会所属員

8	9・6・4	桐畑伊三郎大津教会所屬員受書	藤岡米子	桐畑伊三郎	〃	
7	〃・12・22	万木役藏大津教会所屬員受書	万木役藏	藤岡米子	〃	
6	8・7・〇	近衛教会所信徒総代変更届	近衛教会長 広瀬常次郎	大津教会長 高阪市太郎		
5	5・5・29	洲本教会所信徒総代変更届	洲本教会長 松井 達	管長 金光大陣 兵庫具知事清野長太郎		
4	〃・12・〇	近衛教会所信徒総代変更届	近衛教会長 広瀬市造	京都府知事 大森鍾一		
3	2・6・9	竹田町教会所信徒総代変更届	竹田町教会長 大庭繁造	〃		
2	1・9・4	福岡教会所信徒総代変更届	福岡教会長 吉木 茂	管長 金光大陣		
1						

59	〇・〇・〇	洲本教会所物故教師経歴届				
58	〇・〇・〇	教師新補詮衡基準内規				
57	〇・12・27	部内教師昇級推薦方依頼	第二二教区支部々長 桂 松平	部内各教会長		
56	〃・12・21	石和小教会所設置許可取消につき常在教師沢登彦太郎訓戒処分通告	教監 畑徳三郎	石和小教会所常在教師 沢登彦太郎	一五監 第二一号	
55	〃・10・20	桧山良治、桧山政枝教師資格喪失通知	〃	第一〇教区支部々長	一五監 第一八号	
54	〃・9・30	古田政平教師資格喪失通知	〃	第一二教区支部々長	一五監 第一五号	
53	15・7・23	教師職級一三級以下の教会長に対し特別昇級制度制定方通知	教監事務取扱	各支部々長	一五監 第二二号	



25	12・12・□	近衛教会所信徒総代變更願	近衛教会長 広瀬市造	管長 金光大陣	
24	〃・10・9	柳井教会所信徒総代改選届			
23	〃・7・21	笹間教会所信徒総代改選届	笹間小教会長 中谷富隆	管長 金光大陣	
22	11・2・28	信徒総代変更手続改正につき通知	教監 畑徳三郎	各教会長	一一監第三号
21	〃・8・2	洲本教会所布教功労者表彰状			
20	10・7・20	洲本教会所信徒総代變更届	洲本教会長 松井 達	管長 金光大陣	
19	〃・〃・22	大杉儀三郎大津教会所属員受書	大杉儀三郎	〃	
18	〃・10・21	小林きし大津教会所属員受書	小林きし	〃	
17	〃・〃・〃	広瀬重三大津教会所属員受書	広瀬重三	〃	
16	〃・〃・27	加藤繁太郎大津教会所属員受書	加藤繁太郎	〃	
15	〃・〃・〃	弘田富造大津教会所属員受書	弘田富造	〃	
14	〃・〃・〃	高橋徳太郎大津教会所属員受書	高橋徳太郎	〃	
13	〃・〃・〃	木原与太郎大津教会所属員受書	木原与太郎	〃	
12	〃・〃・〃	万木役造大津教会所属員受書	万木役造	〃	
11	〃・〃・〃	井上鉄治郎大津教会所属員受書	井上鉄治郎	〃	
10	〃・〃・〃	岸田文造大津教会所属員受書	岸田文造	〃	
9	9・9・26	高橋永三郎大津教会所属員受書	高橋永三郎	〃	

② 教徒・信徒

26	□・□・□	洲本教会所信徒総代身分調査報告		
1	1・8・12	樋口チヨ身分証明願	福岡教会長 吉木 茂	日田郡五和村長 後藤龍蔵
2	〃・〃・13	樋口チヨ履歴書	樋口チヨ	
3	2・1・20	釜山教会所教徒福永みつ表彰推選状	朝鮮布教管理者 高橋茂久平	管長 金光大陣
4	〃・4・27	甲浦教会所々々属信徒高原滝造表彰具申に對する添書	第一教区支部々々長 片岡幸之進	〃
5	〃・12・□	林藤吉、吉岡福太郎身分証明書	近衛教会長 広瀬市造	
6	5・12・23	操山教会所々々属信徒褒賞申請添申	第一教区支部々々長 片岡幸之進	管長 金光大陣
7	〃・〃・27	岩国教会所々々属教徒野村友雄表彰申請添申	第一〇教区支部々々長	〃
8	6・5・21	青年会規則案作成につき検討方依頼	佐藤金造	
9	〃・10・□	大江教会所新築に関わる住長平横領被告事件結審につき、被疑者住長平よりの事実無根方報告	住 長平	第二教区支部々々長
10	10・2・17	青年会講演会開催につき松井達に関する講演依頼	青年会幹事長 関口鈞一	洲本教会長 松井 達
11	12・9・22	大津教会所々々属教徒井上ツネ帰幽届		
12	13・3・26	岡山信徒会発会式招待状	岡山信徒会	高橋正雄

## 昭和六十年年度研究論文概要

六十年年度に提出された研究報告のうち、この号に論文として掲載したものの以外の、各所員、助手の研究論文の概要等をここに掲げる。

### 「天地」の中での死生

——金光大神理解研究ノート——

福 嶋 義 次(所員)

残され、伝えられた金光大神理解から、死生に関する諸教説を抽出し、本教死生観の基本的構図を明らかにするために、諸教説の意味解釈と相互の関連性について論及を試みた。

一章では、日本の伝統的な死穢観念とそれによって生み出された習俗に対峙し、それらの超克を人々に促した諸教説を考察し、二章では、そうした教説の根拠について問うた。根拠として提示させられたのは、金光大神が天地金乃神との関係において到達せしめられた「天地」という地平での人間の生命の誕生と死についての信仰的確認であった。それは、死穢観念に深く関わる彼岸と

此岸という死を穢として分けられる二世界観を否定すると共に、死についての金光大神の独自の教説の基盤ともなっている。生も死もおかげの中の出来事、生と死は、天地の神の働きによって肉と魂が結ばれるか、ほどかれるかの違いであるなど、死を生を終結、あるいは生との断絶として捉えない諸教説は、さらに、古来からの「魂」「霊」についての観念を問に付すこととなる。

三章では右の問題を論じた。死によって、はじめて人は「霊」となり、子孫の供養をうけて「先祖」となっていくなどという慣習的信仰とたもとを分かつて、生と死を貫いて、人とある人に天地金乃神から分与された働きとして、金光大神は「霊」「魂」を説く。そうした諸教説と、「金光大神祭り」「生神」あるいは「身代り」などとの関連を問うた。

三章にわたる考察から、本教死生観の基本的構図を明らかにするという課題を今後究明するについての、問題点、枠組みや方法等を確認した。

### 川手家の先祖について

——田畑移動の側面から——

金 光 和 道(所員)

小野家資料中、土地関係のものを中心として考察した結果、次

のことが判明した。

○金光大神の先祖は多郎左衛門と言われているが、文書の上では太郎右衛門となっており、太(多)郎左衛門屋敷という言葉は安政年間以降に記されている。

○太郎右衛門家は江戸時代初期から大谷村に住む草分け的な家で、精力的に開墾をすすめ、延宝七年(一六七九)の所有田畑は六十四人中九番目である。

○太郎右衛門は延宝九年に没し、そのすべての田畑をその子栗尾又右衛門が相続した。その後十一人に分轄されたが、その内約三五%は太郎右衛門の養子八兵衛(太郎右衛門と改名したと推定される)が相続した。

○太郎右衛門の屋敷は、最古の検地帳が作成された当時、西平にあったと推定され、後、田一畝十歩を購入、二倍の広さとしたが、これが今日言う多郎左衛門屋敷である。

○文治郎(兼兵衛)の代には大橋家の内別百姓となっているが、晩年には本百姓になっている。

○多郎左衛門屋敷は栗尾又右衛門↓八兵衛↓?↓兼治郎と引継がれたが、兼治郎の代(享和三年(一八一三)以前)に多郎左衛門屋敷(一畝)と古川五平の屋敷(十歩)に分轄された。又、金光大神の屋敷地は大橋家から文治郎の代に分轄されたものである。

○多郎左衛門屋敷と呼ばれている「畑」に門納屋を建築したと言われているが、同地は安政三年に中畑から中田に格上げされていることと敷地の実測図から、そのようには考えにくい。

## 「金光大神御覚書」

「お知らせ事覚帳」とレトリック

——「覚書」「覚帳」の

テキスト分析ノート3——

早川 公明(所員)

宗教のことばは本質的に「レトリカルなことば」であるという観点に立って、「覚書」「覚帳」に記述されたことばの「詩的言語」的な効力や、その性格・働きについて考察した。

一章では、「覚書」「覚帳」の中の修辞表現について各修辞法別に例を取出し、それをもとにして、レトリックの役割が、単に文飾や文芸技法としてあるのではなく、そこに人間の世界認知に関わる要諦が隠されており、「発見的な認識の造形」作用があるのだという点を論じた。

二章では「広義の隠喩」の働きに注目し、「覚書」「覚帳」中のお知らせの言述様式を問題にした上で、その幾つかの言述を例に、そこに「隠喩」が如何に作用しているかを考察した。

三章では、基本的修辞表現の一つである「対比」を取上げ、「覚書」「覚帳」における基本的な対比の構造を抽出することによって、テキストに記述された世界の基本図式を探ろうと試みた。以上の分析を通して、宗教のことばのもつ戦略的側面としての

レトリックの働きへの注視を促すと共に、当時の民俗文化レベルにおいて、陰陽道の記号体系が留意する隠喩装置、近代科学の諸記号体系が留意する概念装置に対し、「覚書」「覚帳」が如何なる装置によってどのような世界を読みとることを要請してきているのかを、究明していく要のあることを説いた。

### 昭和十年四月における

#### 高橋教監就任とその前提

——文部省「制度改善案」提示と

岡山県知事の調停介入を中心として——

佐藤 光 俊(所員)

本稿では、所謂「昭和九・十年事件」史以後の、昭和十六年にかけての高橋内局時代においても、教内には管長辞任を要求する趣向がなお胎動し続けていたことに着目し、その内実を高橋内局の施政との関わりで明らかにすることを意図し、高橋教監就任に至る経過の中から、該事件史の収拾段階における国家と本教との具体的交渉過程を焦点として、高橋が教監就任に際して担わされていた諸条件の究明を行った。このことは、これまで追求してきた高橋正雄の信仰的自覚の教団論への展開が、現実の教政執行に

あたってはどのような実践をなさしめたかという現実的側面を検証するものでもある。

一章では、昭和十年一月十九日に提示された文部省による制度改善案の意図と性格について検討し、二章では、それに対する教内各層の対応として、(1)教政当局者、(2)管長、(3)反管長勢力それぞれへの対応のあり方に検討を加えた。これらを踏まえて、三章では、昭和十年四月五日から二十六日にかけての多久知事による調停介入が、どのような国家(文部省)の意志を反映するものであったか。また、これに対する有志盟約及び管長側の対応は、それぞれ国家に対する主体性をどのように主張しようとするものであったかの諸点に検討を加えつつ、今後の研究課題を示した。

#### 教制審議会の教団構想

——教団形成の原理を中心に——

西川 太(所員)

本稿では、昭和二十九年教規として結実した教制審議会(以下、「教制審」と略す)での審議と、戦後の教団状況との関わりに注目し、教制審で構想された教団において、何が教団形成の原理とされたのかを、以下の論述を通じて明らかにしようとした。

教制審の教団構想は、本部広前における教主の取次を根源形態

と位置づけて、そこから教団のあり方の一切を構成しようとするものである。教制審はその根源形態を教祖広前のあり方から導き出し、教祖広前を模範・規範として教団を構想していったが、教制審の議論の内容を検討してみると、そうした根源形態の内容には、戦後の教団状況の反映を窺うことができる。

その状況とは、制度の中心が複数存在し、そのために教政運用の面や布教の面において、教団の構成員の間で十分な意志の疎通ができなかったという問題状況である。根源形態とは、そのような状況を問題とし、その問題を解消するものとして生み出されたものである。

その問題を解消するとは、教団形成が新たな原理にもとづいてなされたということに他ならないが、そこにおいて根源形態は、教団構成員の意志疎通を生み出すものとしての位置を与えられたのである。

#### 考察ノート

金光大神における「お知らせ

事覚帳」執筆の意味について

藤井 潔(前頁)

金光大神は何故「覚帳」という記録を書き残すことになったの

か。本稿では、この点を明らかにすべく今として構想しうる諸点についての推論を試みた。

全体を、(一)「覚帳」執筆の背景、(二)「覚帳」執筆に至る神と金光大神との関わりの展開、という二つの部分にわけ、一章ではまず、「(1)慶応三年の時代状況について」として「覚帳」執筆開始当時の金光大神広前の状況について概観し、次に「(2)慶応三年十一月二十四日のお知らせについて」として、「覚帳」の執筆と何らかの関わりを持つと考えられてきているこの神伝の、研究史上の位置付けについておさえ、更に「(3)「覚帳」という記録の性格について」として、「お知らせ」拝受体験の随時記録という「覚帳」の特殊性を確認することによって、金光大神における「覚帳」執筆の内的必然性を問うための前提的把握を心掛けた。

二章では、金光大神の信仰表出の一つの契機として金神との関わりにおいてはぐくまれた建築という行為に注目し、建築をめぐる金光大神と神との関わりの内実の展開が、新たな信仰表出の一形式として「覚帳」執筆を要請してきたのではないかと、との仮説にたつて、「(1)建築をめぐる金光大神と金神について」、「(2)再び慶応三年十一月二十四日のお知らせについて」との二節にわたり、宮建築などの建築の営みと「覚帳」執筆との関わりを求めるという方向で考察を進めた。そして、慶応三年十一月二十四日の神伝の拝受を境として、それまでの金神との関わりにおけるものとは質的に異なる、「天地神」として了知される神との関わりにおける信仰表出の一つの相として「覚帳」執筆ということが金光

大神に目論まれることとなったのではないか、との推論を展開した。こうした構想がどこまで検証されるかについては次年度の課題とした。

### 「昭和九・十年事件」における

#### 信徒層の動向について

——国家、並びに、教内各層の

動向を踏まえて——

上坂隆雄（所員）

本稿では、「昭和九・十年事件」の歴史的意味を一層多角的に明らかにするための一作業として、昭和十年三月から四月にかけて結成された、教団肅正期成会各地信徒有志団の動向に焦点を絞り、これを考察の基軸に据えつつ、文部省・岡山県当局の意向、有志盟約指導部、各地盟約教師、本部当局（教監）、議会、青年会等教内各層の相互関連、及び、それらの人々の具体的な思念の内実、主張の性格等の究明を図ることを目指した。

論究の結果、(一)、教団肅正期成会は、管長金光家邦個人の進退問題に執着・固執したが故に、教政機構への参画等信徒独自の課題達成が第二義的な問題とならざるを得なかったという運動の限

界性があつた。(二)、しかし、そうした限界性を有しつつも、信徒独自の立場から、教団を自らが主体的に担わねばならぬものであるとする教団意識が自覚・体得されたことは歴史的意義がある。(三)、信徒有志団の動向には、一定限度ではあるが、文部省の意向に対峙したところに窺われるように、国家権力を相対化する可能性を示しており、本教と国家権力との関係を考える上で示唆深い方方を示している。(四)、「昭和九・十年事件」は、各地信徒有志団に参加した教信徒に対して、教内教師の在り方に対する強い不信任を醸成せしめた。以上、概ね四点を確認し得た。

今後は、今日の教団における信徒の在り方や、今後の教団における信徒の位置についての問題意識を明確化するとともに、課題の性格を一層シャープにする必要がある。

### 歴代内局別資料集作成の視点を求めて

岡 千秋（所員）

本稿では、歴代内局別資料集作成の視点を求めるべく進めた作業の経過報告として、資料集作成の方法及び意図、作業を進めて浮上した問題点、今後の進め方をとりまとめた。

資料作成の方法及び意図は、本所に所蔵されている資料から、対象とする資料を抽出し、選別して、その内局の制度及び教義の

問題の概要把握を容易ならしめるということであった。

そこで、本年度は明治四十年四月から大正六年一月迄の佐藤範雄教監時代を対象に資料作成を行うべく作業を進めたが、抽出・選別の作業を終了し、編集作業に着手する段階において、編集の視点が問題になった。

そこで、資料集作成は明年度以降に期することとし、今として考えられる方向性を(一)資料を項目毎に分類し細大漏らさず網羅する、(二)その時代を通史的に見られる様資料を年代順に配列する、(三)ある特定の事柄に焦点を当て、それに関わる資料を細大漏らさず網羅するという三点を示した。また、一つの方向性を示すものとして、資料集(年表・巡教・講演一覧表・教内紙の記事一覧・教監通牒の一覧表)を作成した。

## 佐藤範雄と社会主義運動

——「大逆事件」連座者達との

交渉を中心にして——

渡 辺 順 一(動手)

本稿では、本教が今日まで果たしてきた社会的活動の一端を明らかにすることを意図し、特に佐藤範雄における日露戦争後から

昭和初期にかけての社会教化・感化救済活動に照明を当て、社会主義者・労働運動家達との交渉過程を辿りつつ、その社会的信仰実践の内容及び性格を、天皇制国家の国内施策との関わりを押しえながら考察した。

佐藤は、森近運平・武田九平という、二人の「大逆事件」連座者と直接に交渉を持ったが、森近との交渉は、森近が帰郷する明治四十二年頃から、「大逆罪」で死刑に処される四十四年一月までの足掛け二年間であり、また終身刑で長崎刑務所に服役することとなった武田とは、武田の出獄請願運動を開始する昭和二年一月から、出獄後、交通事故で死亡する昭和七年十一月までの六年間である。第一章では、日露戦争後の国内施策「地方改良運動」に規定されながら開始された、森近の思想的転向を促そうとした約一年間の感化の試みと、検挙後、森近の死刑判決が報せられてから為された政府高官に対する助命請願運動について、第二章では、大正十四年に佐藤が大阪で社会主義者・労働運動家達を集めて開催した、思想緩和懇談会である「社交核心会」における彼等との交渉について、そして終章では、「社交核心会」参加者である武田伝次郎等の要請を受けて始められた、伝次郎の実兄九平等「大逆事件」連座者達の仮釈放請願運動の性格について考察した。今後は更に、武田九平との交渉を研究対象の中心として、時代的・思想的な枠組みを明確にしつつ、その時代状況の中で佐藤が教祖直信として信仰をどう実践しようとしたのか、またその限界性は何であったのかを究明していくことが求められる。



## 金光大神と日柄方位

— その関わりと展開について —

岡 成 敏 正 (助手)

今日まで、金光大神は四十二才の大患において日柄方位の「迷信」とその俗信である金神信仰から離脱して、「迷信打破」を強調したとされてきた。これに対して本稿では、金光大神理解に、当時日柄方位を改める際、最も恐れられていた金神への「お断り」を教示する内容が散見することから、改めて従来の金光大神像を再検討すべく、四十二才に至るまでの金光大神と日柄方位との関わりについて、具体的に究明することを試みた。

一、二章では、金光大神がその前半生、建築等の営みにおいて行動の指針としていたと考えられる日柄方位説の理念や実情を把握する手懸りを得るために、当地方における当時の著名な家相方位家達が執筆した諸文献の分析を行なった。三章では、そうした日柄方位説と対照しつつ、天保七年の結婚、天保八年の風呂場・手水場建築、弘化元年の門納屋建築、嘉永三年の母屋改築という各事蹟における日柄方位と金光大神との関わりを検討し、さらに、安政二年の大患における、「普請わたましにつき、豹尾・金神へ無礼いたし」という病床中の金光大神に対する神の指摘と、それを受けた金光大神の「お断り」という姿勢との関わりについて考

察した。

以上の考察を通して、金光大神が、四十二才の大患を契機に、日柄方位説とその俗信である金神信仰から離脱したとするより、それまでの日柄方位説に依拠した生活の営みから、金神へ「お断り」を申して行なう信仰の営みへ転換していったとする見方が妥当であろうとの見解を提示した。

## 戦後教監邸会議に至る本教教政の課題

— 二十一年教規改正と

その運用の過程から —

橋 本 美 智 子 (助手)

本稿では、終戦直後から昭和二十二年の「教監邸会議」に至る間の教政を担当した和泉、堀尾両内局が、戦後の信教の自由という新たな時代を迎えて、二十一年教規改正とその実施に当たる中で、どのような課題を担わされたのかを求めようとした。そこで問われた教政の課題は、後の、二十九年教規改正に向けての審議に対して、なんらかの枠組を提供するものとなったのではないかと考えるところからである。

そこで、二十一年教規に「教主」が規定されたところに主眼点

を置き、まず、教制審査委員会において「教主」の規定条項がどのような問題意識によって作成されたかを求めた。さらに、教規の運用を担った和泉、堀尾各内局が、「議会の機能強化」を旨とする議員達と対峙してどのような問題を認識させられたかを求めようとした。

これから、戦後、宗教が国家から分離され、独立したことを背景に、国家の権威ではなく新たな教政原理が求められたこと、そしてそれは、議員達が求めた民主々議的理念ではなく、教主統理の意義確立によって求められようとしたことなどが浮かび上がった。

なお、今後、二十一年教規の定める「教主」制について、他の規定条項との関連を視野に入れつつその限界性を捉えること、また、信教の自由が法律の変革に伴ってどのように受容されたのかを明らかにすることを進めつつ、課題意識を明確にして行くことが求められる。

### 「教主御祈念帳」（仮称）から

うかがえる諸点について

——帳面の特徴をうかがうために——

小 関 照 雄（助手）

本稿では、明治二年から十三年までの「教主御祈念帳」以下「御祈念帳」と略すの特徴をうかがうべく、その全体像を把握することを試みた。具体的には、まず各年毎の帳面のサイズ、形態、記載事項の特徴など、そのアウトラインについて述べたあと、それらの中から帳面の全体的な把握を狙いとした素材を数点取り上げ、概説した。そうした素材として本稿で取り上げた内容は、概ね以下の三点である。

(1) 「願主歳書覚帳」「御祈念帳」両帳面における記載内容上の類似点、相違点及び記載年代の対比といった点々から浮上する、両帳面の性格・機能についての検討。

(2) 「御祈念帳」にうかがえる三種類の字体の相違をもとにして、「覚書」明治四年四月十日の記述中の「世話方年年保平、広前の歳書帳つけ、きょうきり」という内容との関連を探るとともに、そこから浮上する、教主以外の記載者（世帯主）による記帳がなされる場合の背景、及び教主を含む複数の記載者の存在からうかがえる「御祈念帳」の性格についての検討。

(3) 「御祈念帳」に明治七年以降から日付として記される三様の曆に関して、その年以後の記帳の上で年度の区画が新曆を基準にした形をとってくることに、或は明治五年以降から顯著につけられ始める天候、節季、その他に関する記事の特徴、及び三様の曆を含めたそれからの記事が「御祈念帳」の内容を構成する新たな要素として加えられることの意味合いについての検討。

今後は「御祈念帳」の性格や機能を問う前段として、より客観的な資料分析をもって「御祈念帳」を把握することが課題である。なお併せて、「覚帳」と「御祈念帳」の両記事の対照資料集を作成した。

### 安政五年十二月二十四日のお知らせ

#### にみられる「無礼」の解釈試論

竹部 弘(助手)

安政五年十二月二十四日のお知らせの、「覚帳」・「覚書」二冊における記述の相違に注目し、そこに伺い得る「無礼」の相違について比較考察した。考察に際しては、P・リクルが『悪のシンボリズム』の中で、悪の経験を、外在する何ものかのとの接触・感染による「穢れ」の観念、神から指摘される自己の「罪」の観念、負い目を自覚する「罪過」の観念という三つの層に類型化

して分析したものを参考にした。

一、二章では両書の記述を比較し、「覚帳」に「か所」「覚書」に二か所記されている「無礼」を、リクルが説く悪の三つの層に比定することによって、「覚帳」の「無礼」は「罪」の層の表象として、また「覚書」のそれは「罪過」の層の表象として、それぞれ捉えられるのではないかと考えた。

また三章では、お知らせ記述全体の志向性を、「無礼」の捉え方の相違―七墓築くという不幸についての捉え方の相違―神の助けについての意識の相違という点から比較し、四章ではそうした志向性の相違が、記述中の「この度」における転換の性格に集約されているのではないかと、との立場から、「覚帳」の「この度」、天地神様にお助けにあずかり」に対する、「覚書」の「この度、天地金乃神様知らせくだされ、ありがたし」の内容を考察することに努めた。

以上のような「無礼」に関する比較考察をもとに、五章では、両書の記述の相違には、「覚帳」・「覚書」それぞれが記された明治初年と明治七年以降の信仰内容が反映しているのではないかと推論を加え、両記述時期の間に行った明治六年旧八月十九日のお知らせにおける「無礼」との関連性を模索した。

## 「不浄・汚れ」に関する金光大神理解

— 産穢、月事穢を中心として —

佐藤光子(助手)

本稿では、「不浄・汚れ」に関する金光大神理解の中でも、特に、妊娠、出産、月経に関わって語られた理解を中心に考察を進めた。

第一章では、諸文献や伝承、民俗資料調査報告、各地の町史や市史などをもとに、妊娠、出産、月経にまつわる禁忌や因習について、その生成の歴史や背景、当時の実態を把握することに努めた。第二章では、前章の内容を踏まえた上で、そのような当時の時代状況に生きる人々の中で語られた金光大神理解の意味を考察し、当時の禁忌、習俗と、金光大神理解に示された内容とは、前者が「神を避ける」消極的、否定的在り方であったのに対し、後者は「神に願う」肯定的、積極的姿勢の大切さを説くものであったという決定的な違いがあることを明らかにした。第三章では、金光大神理解に語られた妊娠、出産、月経に関する諸々の教えが、神と金光大神との応答関係の中で積み重ねられてきた幾多の経験や信頼関係の上に語られた言葉であり、「不浄・汚れ」に関する教義生成の基盤を「覚書」「覚帳」に示された事蹟の中に見いだすことができることを、幾つかの事例をひいて導いた。また、そ

のような体験を通し金光大神の中で独自の教義として確立されていった「不浄・汚れ」に関する教えは、人々を救い助ける道を開き、金光大神の信仰における更なる布教の展開へとつながっていたという見解を示した。

## 「振り売り」について

— その内実と根拠を求めて —

鈴木義雄(助手)

金光大神の道の布教とは何かという問いを持って金光大神理解に当たるとき、注意をひきつける言葉に「振り売りをするな」がある。この言葉の意味は、現在まで「出て行く」こと、「拝みに行く」ことを禁止するものであるというように解釈されてきているが、本稿ではこの点に疑問を提示しつつ、「振り売りをするな」という句の内実を迫ろうと試みた。「振り売りをするな」という句を含む理解は、教典の金光大神理解集の中にわずか三節しかない。そこで、この三節を基に字句の解釈を展開していったところ、この言葉の内実は、「参って来る者だけを助けておけ」、「内信心をせよ」、「時節を待て」という意味にまで広げる必要があるのではないかと考えられた。

そして、この内実を基に金光大神が「振り売りをするな」と語

った根拠を、その外的なもの、内的なものという両面から問い求めた。まず外的根拠として、「内信心をせよ」という理解群を手がかりとして、当時の布教状況の厳しさが金光大神に「振り売りをするな」と語らせたのだ、ということが浮かび上がった。さらに、内的根拠としては、金光大神と神との関係に視点を向け、「座る」、「形がなくなる」、「差し向け」、「身代わり」等の言葉との関係において、その手がかりを問い求めた。

## 組織 秩序 人間

——戦時時局活動研究への  
視角を求めて——

原 田 道 守 (助手)

本稿では、本教における戦時時局活動の営みを問う学術的視座の模索を試みた。

一章では、歴史上、組織秩序が一般的にどのように推移変遷してきたか、また、それに伴って変貌する人間の善悪の判断の在り方について述べた。二章では、国家秩序と組織秩序及びその帰属者の相互対応に関して、(1)国家との対立抗争、(2)国家への隷従、(3)自主的な意志の保留という典型例について考察することで、どのような問題性が浮上してくるかに吟味を加えた。三章において

は、組織・秩序・人間の緊密な関係性を前提に、人間の自由性についての内実把握に努め、常に何らかの制約・規制を受けざるを得ない存在としての人間と、そこから自由を希求する姿としての人間の在り方を確認しようとした。

以上により、人間は、本来自由ではあり得ないものであるという仮説を立てることで、戦時時局下を生きた人々のリアリティーに接近する新たな視角が開かれるのではないかという、推定的な視角を提出した。

なお、今後、本教戦時時局活動の問題性に具体的に迫るために、資料解読と方法論の吟味を進めていくことの必要性を確認した。

○ 真田 幹夫 (助手)

昭和六十年十一月以降、左記の業務に従事した。

記

一、高橋正雄資料 (V) の目録作成

二、資料の複写 (小野家資料、教団史資料)

## 紀要掲載論文検討会記録要旨

本所では、その研究内容、方法および成果などについて、所外からの批判・検討を受けるため、紀要掲載論文検討会を開催してきた。今年は昭和六十年十一月二十八日に、第十七回の検討会を開催した。

取り上げた論文は、紀要第二十五号掲載の論文三編、すなわち、福嶋義次「神としての『天地』—金光大神理解研究ノート—」、早川公明「『此方』考—『覚書』『覚帳』のテキスト分析ノート—」、佐藤光俊「高橋正雄における信仰的自覚の確立と展開—信念の確立と立教神伝解釈の教団論への展開について—」である。以下に検討の概要を掲げる。

なお、出席者は、所外からは岡勝繁(徳)、金光寿一(龍徳)、棚橋信美(京極・金光学院教授)、坂本忠次(岡東・岡山大学教授)、前田祝一(氣多・駒沢大学助教授)の各氏、所内からは各論文執筆者と西川太(司念)、渡辺順一・牟田光子(記録)であった。

### 福嶋論文

○ 『概説 金光教』等に見られるような、神を機能・働きとして捉える従来の神観に対し、金光大神理解の諸相を検討する中から、神を「天地」の統一体として実体的に捉える神観が提起されようとしており、その意味で新たな本教神観の構築の試みで

あると評価できる。論文では、教団中央で形成されてきた教義が主として問題にされているが、戦前までの地方布教者の多くの教説の中には、大地の恩、水の恩等、教祖の説く「天地」と同様の教説が認められる。本教神観を考察しようとする時には、教団的に確認された教義内容を批判の対象に捉えるだけでなく、地方布教者の中に脈々と伝えられてきた「天地」の内容をも視野におさめ、それらの持つ教義的意味を浮上させることも必要ではないか。

○ 「天地」という場の空間性及びその時間性については、その内容がそれぞれ神の社・神体としての意味で等質であり永遠であるとされている。しかし、その等質性や永遠性の中身に踏み込んだ論述が充分ではないように思える。筆者としては、客観性・普遍性が要求される教学研究と主体的・個人的な信仰確認との間にあつて、それ以上言及するならば単なる信仰告白に陥ってしまう、という判断に立って論述をそこまでに止めたということである。ところが、神・「天地」の内容をさらに深く理解するについては、そういう教学方法論の問題も考慮しながら、さらに突っ込んだ論究を期待したい。

○ 筆者は、近代科学の成立に至る西欧の精神史を押えつつ、その思想背景から人間中心主義的に性格づけられた今日的な天地自然観と対置させる形で、教祖の「天地」観を押えているが、明治期まで「自然」は「じねん」と呼ばれていたことの意味等、日本の伝統的な天地・自然観と教祖のそれとの関係からの考察も必要

ではないか。また、このような理解研究が出されてみると、「覚書」「覚帳」に基づいて、金光大神における「天地」の自覚の生成・展開過程を究明する研究がなされる必要があると思える。

#### 早川論文

○ 「此方」の指し示す内容を究明していくについて、言語学の成果を援用したテキスト分析の方法を採用し、そこから「覚書」「覚帳」の新たな読み方が開かれてきているように思われる。しかし、その際には、「此方」のみに注目するのではなく、他との連関において「此方」を分析していかねばならないのではないかと例え、**「此方」と世間との関係**、その関係の中で世間がどのようにに救済されるのか、また、「此方」との関係で、神号を与えられた人々や各地の出社群はどういうところに位置しているのかといった点々が明らかになってこないかと、「此方」の意味内容の全体は見えてこないのではないかと。

○ 筆者は、西欧諸語と相違する日本語の特質に注目し、そこから「此方」にアプローチしているが、神のメッセージを教祖が記した「覚書」「覚帳」のお知らせ文は、単に日本語の特質に留意しただけでは分析し難い面がある。例えば、お知らせ文の「此方」が、神が自らを示す代名詞としてその語を使用したかの如く、直接話法の形で記されていたとしても、それを直ちに神を発語主体とする直接話法であるとして解釈することはできない。神のメッセージを教祖が受けた段階と、それを文章に書き留めた段階との

時間的・場所的懸隔、あるいは、たとえ同時的に記されたとしても、神のメッセージ内容を教祖が自身の文体を用いて書き表わした可能性を考慮すると、お知らせ文のほとんどの場合が教祖による間接話法を用いた表現であるとも考えられ、そうすると「此方」の持つ意味内容が変わってくるのではあるまいか。「覚書」「覚帳」における「此方」の記され方は、日本語の特質・文法的側面からだけではなく、教祖の独自の文体の問題としても考察していくことが必要であろう。

○ 「此方」を「このかた」と読んでよいかどうかという問題については、注①にも触れられているが、当時のこの地方での言い回しをさらに調査するなど、読み方の根拠を一層明らかにしてはほしい。

#### 佐藤論文

○ 今日の時代では個人の信仰を踏まえた教団論が少なくなっており、その意味で、筆者が高橋の信仰展開を描き、そこからの教団論への展開を究明したということについての今日の意義が認められる。ただその場合、信仰者としての高橋像を明らかにするについては、「山の家」時代の生活や「生の会」での活動の聞き取りなどをして資料的側面からの充実を図ることや、高橋が「食」を問題にすることと大正七年の米騒動との関係など、社会状況との接点の問題を考慮に入れることも望まれる。

○ 高橋等が信心中心主義を掲げ、「教祖へ帰れ」と主張したこ

とは、「教団人」としての問題意識から、本教の在り様・「道」を当時の教団状況下で主体的かつ知的に問おうとしたものであったと思われる。彼等のような、教団レベルでの問題意識、あるいは教祖が現わした神ではなく、人間教祖像への志向性を持った者達が、初めて登場してきたことの本教史的意味及び問題性は何であったと言えるのか。高橋の信仰確立過程を論ずるについては、この点についての考察が必要であると思われるが、そのためには、他の多くの本教信奉者達が示す信心の性格とは相違した信仰内容を形成した背景等について、考察する必要がある。

○ 高橋の立教神伝解釈が教団論へ展開されていくことを結論づける上で、昭和十年教監就任時に高橋が事態收拾の同意を得るべく提出した、「答申」の問題に論述を集約させていっているが、「答申」という文書の性格は、単に高橋の個人的な信仰的態度を表明したものと云うよりも、当時の教団状況に規定されつつ書かれた教政レベルのものであり、かつ、他の様々な人達の教団意識とも通じ合う性格のものであると考えられる。このように見るとき、筆者が提示した資料からだけでは、やはり個人的信仰の確立の問題と教団論の問題とは別次元で扱われなければならないという印象は拭えない。両者の連続性をより説得的に論証する為には、高橋の教監就任以降の教団論的な立教神伝解釈の動きに、もっと論及していくことが必要である。

#### 全体に関わって

○ 戦後四十年を経た今日の段階では、戦後も歴史研究の対象となりつつあり、事実、歴史学の分野では、戦後史研究が次第に進んできている。教学研究としても、御取次成就信心生活運動が一応終息したという今日の段階を顧みるとき、戦後の教団状況を押え直すところからの戦後史研究の課題化が願われる。

○ 教会で布教の御用にあたっての立場からすれば、どの論文を読んでも、追究されている課題の背後に、今日的な、現実と切り結んでいくような課題が、非常にたくさん隠されているように思う。教学というものの性格から規定される面もあろうが、そういった課題への力強い踏み込みを期待したい。



## 彙報

## — 昭和六〇・四・一〜昭和六一・三・三一 —

昭和六十年年度の業務概要	一九七頁
研究題目の認定	一九八頁
研究講座	一九八頁
研究発表会	二〇〇頁
資料の収集・整理	二〇一頁
教典に関する基礎資料の編纂	二〇三頁
教学に関する懇談会	二〇三頁
教団史に関する懇談会	二〇四頁
各種会合への出席	二〇四頁
研究生	二〇五頁
評議員	二〇六頁
嘱託・研究員	二〇七頁
人事異動	二〇七頁
学院生の研修・その他	二〇八頁

## 昭和六十年年度の業務概要

本所は、本教研究機関としての諸般の業務の円滑な遂行を願って、昭和五十七年度から、新たに研究講座体制を敷き、併せて所員の研究題目認定を実施し、爾来、共同研究の態勢を整え、研究活動の拡充を図ってきている。また、昭和五十八年に刊行された『金光教教典』については、その基礎的研究の重要性を確認するところから、そのことを十全になし得るよう、研究講座における研究活動の一層の充実を期すると共に、教典の内容理解に資するための基礎的資料の作成を進めてきている。

六十年度は、こうした基本方針を踏まえて、基礎的研究に専念すると共に、コメントリーの編纂作業を進めた。また、研究者の育成、人材の発掘・確保のことについては、研究生制度のあるべき姿を求めて、従来の態勢に抜本的な検討を加え、カリキュラムを再編成するなど、一層の充実をはかってきた。さらに、本所資料の保管・整理については、より活用に供し易いシステムを求めつつ、資料目録の作成、コンピュータへの入力などを行った。

その他、本所主催の会合の一つである教学研究会については、改めて今後の企画・開催の在り方を再検討することとして六十年度は開催を見合わせ、教学に関する懇談会において本所主催の諸会合についての意見を聴取した。五十九年度に開始した民間陰陽道・金神信仰に関する調査については六十一年度は五回にわたって実施した。

## 研究題目の認定

四月二十二日、十一名の所員による以下の研究題目が認定された。

。金光大神事跡の資料化

——小野家資料をもとに——

金光 和道

。「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」とレトリック

——「御覚書」「覚帳」のテキスト分析ノート2——

早川 公明

。昭和九・十年事件をめぐる教政動向について

佐藤 光俊

。「不浄・汚れ」に関する理解について

。教典の成立に伴う伝承上の諸問題とその意味

——「御道案内」「神誠・神訓」を素材にして——

藤井喜代秀

。本所所蔵資料についての概論作成(□)

。昭和二十九年教規に見られる教団体制について

——教団統合の原理としての「生神金光大神取次」——

西川 太

。「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」執筆の動機とその意味について

藤井 潔

。「昭和九・十年事件」における教内各層の動向について

——金光教青年会の動向に焦点をあてて——

上坂 隆雄

。「先祖の祭り」について

——明治二年三月十五日の神伝解釈——  
。歴代内局別資料集の作成

松沢 光明  
岡 千秋

## 研究講座

五月一日、本年度(六十年度)の研究講座を發足せしめ、以下の通り実施した。

## 一、第I講座

(1) 教学論総論——担当者、所長・部長・幹事・資料室主任・囑託

研究生を対象に、本所の活動内容に関する講義、教学の基本理念・歴史・方法論、金光大神研究、教義研究、教団史・布教史研究、及び本所資料についての講義を七回実施した。また囑託による次の講義を実施した。

。「布教史研究について」藤尾節昭(60・6・25)

。「金光大神研究について」瀬戸美喜雄(60・7・26)

## (2) 教学論各論

(1) 原典講読1——担当者、竹部

「お知らせ事覚帳」の原文をテキストとして、通読を主とした講読会を八回実施した。

(2) 原典講読2——担当者、岡成

「金光大神御理解集」をテキストとして、通読を主とした講読会を八回実施した。

## (イ)資料解説1——担当者、金光

毛筆によるくずし字の解説や資料調査方法の基本的作法を習得するため、「お知らせ事覚帳」(写真態・小野家資料等)の解説の実習を七回実施した。うち一回は、所外実習として金神信仰についての聴取を行った。

## (ニ)資料解説2——担当者、高橋一

教祖直筆の原文資料にふれることを目的として、「教祖御祈念帳」(仮巻)明治十年分の解説作業を一回実施した。

## (ホ)金光大神関係資料講読——担当者、小関

「奉修所資料」の講読会を中心に、二四回実施した。

## (3)文献講読

## (イ)哲学文献講読——担当者、橋本

倉野憲司校注『古事記』をテキストとして、講読会を七回実施した。

## (ロ)紀要論文講読——担当者、松沢

研究生を対象に、佐藤光俊「管長罷免要求運動の軌跡と歴代内局の立場」、福嶋義次「『理解』のことばについて」、沢田重信「金光大神における出社の意義」の各論文をテキストとして、講読会を三回実施した。

## (ハ)坂本ゼミ——担当者、渡辺・坂本(囑託)

エンゲルス著『ドイツ農民戦争』をテキストとし、坂本囑託を招いての講読会を一回実施した。また、欧米社会の現状等についての、坂本囑託の講演を一回実施した。

## 二、第II講座

## (1)原典ゼミ1——担当者、金光

「金光大神覚」に関する従来の研究成果を整理し、関係資料の確認作業を行うとともに、討議を通して新たな問題点の発掘を行うことを趣旨として八回実施した。その内容を収録し、漸次文字化をとりすすめている。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

## (2)原典ゼミ2——担当者、早川

新教典注釈書編纂事業の一環として、「お知らせ事覚帳」の現代語訳の検討、及び注釈箇所抽出を行っている。本年度は一四回実施し、第一章一四節から第二章三七節まで進めた。なお、囑託高橋一邦・竹部教雄が本講座に出席し、討議に加わった。

## (3)教団史資料ゼミ——担当者、佐藤

「教団史に関する懇談会」(第六回、第七回)の事前準備のための資料講読・討議を中心に、一七回行った。

## 三、第III講座(教義部門)

## (1)金光講座

研究題目に基づき、小野家資料の目録作成を進めると共に、助手小関照雄の研究課題の明確化をはかるべく、二回開設した。

## (2)早川講座

研究題目を追究すると共に、助手竹部弘の研究課題の明確化

をはかるべく、計六回開設した。

(3) 岩本講座

研究題目を追究すると共に、助手岡成敏正・佐藤光子の研究課題の明確化をはかるべく、計四回開設した。

(4) 藤井潔講座

研究題目を追究すると共に、「お知らせ事覚帳」の用語索引作成のため、計一八回開設した。

(5) 松沢講座

研究題目を追究すべく、四回開設した。

四、第IV講座（歴史部門）

(1) 佐藤講座

研究題目を追究すると共に、助手渡辺順一・原田道守の研究課題の明確化をはかるべく、計三回開設した。

(2) 藤井喜講座

研究題目を追究すべく、関係資料の整理・講読を進めた。

(3) 西川講座

研究題目を追究すると共に、助手橋本美智子の研究課題の明確化をはかるべく、計六回開設した。

(4) 上坂講座

研究題目を追究すべく、関係資料の整理・講読を進めた。

五、第V講座（資料部門）

(1) 堤講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

(2) 岡講座

研究題目を追究すべく、三回開設した。

なお、六十一年三月中旬から下旬にかけて、本年度に実施された研究講座について、各講座ごとに反省会をもった。

研究発表会

研究活動の過程で、他の立場からの示唆、批判をうけて、研究の関連を相互に確かめあい、各自の研究が充実し促進することを願って、以下の通りに実施した。

○ 明治二年三月十五日の神伝解釈の試み

松沢 光明 60・7・3

○ 戦後の教団における「多元」性の視点について

橋本美智子 60・8・21

○ 「日柄方角」考

——教祖前半生における「日柄方角」について——

岡成 敏正 60・9・25

○ 神道金光教会時代における教会形成・講社結収について

——西阿知周辺地域の事例を中心に——

渡辺 順一 60・12・23

## 資料の収集・整理

資料室を中心として、左の業務を行った。

## 一、資料調査・収集

- (1) 総務部長から「教祖御祈念帳」(写真版(明治十年~同十三年)の提供(60・4・18、10・14、11・29、12・13))
- (2) 大橋家、河手家の先祖祭祀に関する、大橋真之助、河手唯夫、河手清高氏からの聴取調査(60・6・3)三名 金光町
- (3) 谷口千代雄氏から「戸たてずの庄屋」に関する資料(三志の寄贈(60・6・15))
- (4) 『秀真』(三志)の収集(60・6・25)一名 金光図書館、金光学園
- (5) 佐藤博敏氏からの本教戦後史に関する資料(二五志)の寄贈(60・7・8)
- (6) 玉城豊氏からの「高橋常造大人御教集」の寄贈(60・7・8)
- (7) 北米布教に関する資料(一八志)の収集(60・7・11、7・18)二名 本部教庁
- (8) 民間陰陽道・金神信仰に関する、児玉正治、三浦秀有、橋本照国氏からの聴取調査(60・7・14~15)四名 新見市、真庭郡
- (9) 西阿知周辺の金神講調査(60・8・15)三名 阿知教会
- (10) 製本機の調査(60・8・22)三名 岡山市富士ゼロックス営業所
- (11) 民間陰陽道・金神信仰に関する、児玉正治、池上満氏からの

聴取調査(60・8・29~30)二名 新見市、総社市

(12) 静岡地方初期布教に関する聴取調査(60・10・1)二名 島田市

(13) 民間陰陽道・金神信仰に関する、鶴藤鹿忠、高本坂二氏からの聴取調査並びに金光町・総社市周辺の史蹟調査(60・10・13)六名 金光町、総社市

(14) 高橋行地郎氏からの高橋正雄師関係資料(二〇六志)の寄贈(60・10・18)

(15) 近畿布教史編集室からの和歌山・山崎・豊中・橋本四教会及び黒住教天心講資料(一九志)の寄贈(60・10・29)

(16) 尾道西教会からの同教会資料(約五〇志)の寄贈(60・10・31)

(17) 仁科志加に関する人物調査(60・11・25)二名 今立教会

(18) 戦後教団史に関する資料(二志)の収集(60・11・27)二名 岡山県立総合文化センター

(19) 布教部からの「金光教教典索引」のフロppyディスク(三枚)の購入(60・12・5)

(20) 民間陰陽道・金神信仰に関する、国司神社祭典の調査(60・12・26~27)二名 総社市

## 二、資料管理

(1) 資料の管理・運用

(1) 資料の登録  
 昨年に引続いて、左記の資料をコンピュータへ入力した。  
 ○ 教内及び一般学術図書(八五三冊)

なお、昭和六十年一月、資料の高速検索並びに大量一括保管を可能にする大容量記憶装置（ハードディスク）を導入した。  
 (ロ) 所外への資料（図書）の貸与

資料の貸与（複写・撮影 許可条件（経費第二四号、P28参照）を付し、左記の資料を貸与した。

- 『本教の教義を求めて』(三冊) 金光教研修生(60・5・17)
- 教学論に関する資料(二〇点) 学院学監 高橋行地郎(60・5・18)
- 高橋常造師に関する資料(二点) 多度津教会長 玉城豊(60・6・19)

○ 「お知らせ事覚帳」用語索引(二点) 学院長 内田守昌(60・11・19)

○ 高橋正雄師書簡(大久保寄次宛、S10・5・16)の複写 富山薬科大学助教授 小沢浩(60・11・16)

○ 紀要『金光教学』(第二、三、七、九、一四、一八号、計四三冊) 学院長 内田守昌(60・11・30)

なお、教団書庫資料のうち、小野家文書及び大阪教会資料(いずれも原本)について、六十年十月三十、三十一日、金光図書館収蔵庫の薫蒸に併せて、同資料の薫蒸を行った。

## (2) 資料の複写

(イ) 布教史資料(高宮教会) 五一点

(ロ) 小野家資料 一三〇点

(ハ) 「教祖御祈念帳」(仮称)(明治十年～同十三年) 四点

(ニ) 教内図書・新聞類(金光教徒、『秀真』) 三七点  
 (ホ) 教団史資料(戦時局活動、教団自覚運動) 七二点  
 (ヘ) 北米布教史関係資料 一八一点

(ト) 研究発表・報告類(S32?S37) 四七点  
 (チ) 陰陽道関係資料 一三一点  
 (リ) その他

なお、六十年九月から、複写用紙を資料用のみ従来の酸性紙から中性紙へ切り替えた。

## (3) 資料の整理

(イ) 金光大神関係資料

○ 新たに追加された資料一九点をカード化し、撮影した写真を整理し、資料目録を作成した。

(ロ) 小野家資料

○ 文書の補修は、治安・土木・金融関係等約四〇点を専門家に依頼し、裏打ちを行った。

○ 文書の複写本作成は、昨年引続き、村政・支配関係(御物成帳、巡検使等)八一点について、各一部ずつ複写・製本した。

(ハ) 教団史関係資料

○ 大正期資料、昭和期戦前・戦後分資料の整理・分類及び目録作成を行った。

○ 大阪教会資料、北米布教史資料の整理を行った。

○ 布教史資料の項目別分類・整理を行った。

(4) 図書の整理・保管

破損図書の複写・補修、所在不明図書の確認、補充及び新収分の整理・保管を行った。

(5) 雑誌の整理

雑誌の存廃基準に基づき、雑誌処分目録を作成の上、昭和五十八、五十九年のものについて処分した。

### 三、資料編集

(1) 「資料」金光大神事蹟集」の発表

「資料」金光大神事蹟集(一)」を紀要第二五号に掲載した。

(2) 「教団史資料目録」の発表

「教団史資料目録」8頁を「教団史資料」六(大正元年～同十五年)

「(一)」を紀要第二五号に掲載した。

### 教典に関する基礎資料の編纂

昭和五十九年度から、長期的展望のもとに本教根本典籍「金光大神御覚書」「お知らせ事覚帳」「金光大神御理解集」の内容理解、ひいてはその教義的解明に資するための基礎資料の編纂方途を模索し、その事業を具体化せしめていくこととなった。

本年度までに、以下の企画・作業を取り進めた。

○五十九年度

- (1) 原典ゼミ2において、「お知らせ事覚帳」の現代語訳、及び注釈箇所を検討を一七章一三節まで進めた。

(2) 「金光大神事蹟集(一)」の原稿を作成し、紀要第二四号に掲載した。

(3) 「教典用語解説」に収録すべき用語の検討、及びカード化を進めた。

(4) 編纂方針上の諸問題を検討するため、第七回教学に関する懇談会において、「教典コメント」編纂のあり方について」というテーマを設け、所外有識者から意見を聴取した。(紀要第二五号彙報中「教学に関する懇談会」の項参照)

○六十年年度

(1) 原典ゼミ2において、「お知らせ事覚帳」の現代語訳、及び注釈箇所を検討を二一章三七節まで進めた。

(2) 藤井潔講座に助手を参画せしめ、「お知らせ事覚帳」の用語索引を作成した。

(3) 金光講座において、「金光大神事蹟資料集 小野家資料、土地編」を作成した。

(4) 「金光大神事蹟集(一)」の原稿を作成し、紀要第二五号に掲載した。

(5) 「教典用語解説」に収録すべき用語の検討、及びカード化を進め、「教典便覧」を作成した。

### 教学に関する懇談会

本所では、機関としての基本的性格をはじめとして、今日の教

団状況とのかかわりで教学研究が抱え持つ諸問題を検討していくことを願いとして、教学に関する懇談会を時々開催してきていく。第八回教学に関する懇談会は、「教学研究会をはじめとする本所主催の諸会合のあり方について」というテーマのもとに、設立以来三十年の歩みの中で本所が主催してきた種々の会合について、今日としての現状確認と今後の企画・開催のあり方について意見を聴取することを目的として、七月十二、十三日に開催した。一日目は、まず渡辺順一助手が「本所主催の諸会合の歩み」と題して、教学研究所総会、教学に関する懇談会、紀要掲載論文検討会等の今日までの歴史について発表を行い、次に松沢光明所員が「教学研究会の歩みと今後のあり方について」と題する報告を行なった。引き続きの懇談では、両報告をうけて、これまで諸会合を通して果されてきた全教と本所との関わり、及び今日の教内における学術的状況の確認と、そこから要請される本所の役割等について、話し合いがなされた。

二日目は前日の懇談内容を踏まえて、主として教学研究会の企画、開催のあり方を中心として討議がなされた。ここでは、今日の本所の研究状況と全教が当面する問題状況との接点をどのように確認できるのか、また、教典刊行後の教内における学術的動向に対して本所はどのような関わりを持ちうるのか、等の問題について意見が交された。

なお、出席者は、金光寿一、藤原務正、鈴木甫、高阪松太郎、荒木美智雄、山田実雄、斎藤東洋男、松田敬一、本所職員九名で

あった。

### 教団史に関する懇談会

本所では、教団史・布教史資料収集の一環として、教団史に関する懇談会を時々開催し、テーマごとにその当事者の体験や見解を聴取し、資料化してきている。第六回教団史に関する懇談会は、研究領域の拡大を目指すという願いのもとに昭和五十八年度から着手してきた本教戦後史の資料収集の一環として、昨年度に引き続き、「戦後教団の動向について（昭和二十九年から三十八年までを中心）」というテーマのもとに、以下のごとく開催した。

- (1) 期 日 昭和六十年六月十日～十一日
- (2) 会 場 本所会議室
- (3) 出席者 佐藤博敏、谷口金一、岩崎猛、市川彰、杉本光夫、八坂憲三、田淵德行、本所職員七名

### 各種会合への出席

#### (1) 学会

- 日本記号学会 (60・5・18～19) 二名
- 歴史学研究会 (60・5・25～26) 三名
- 民衆思想研究会 (60・7・27～28) 二名
- 日本宗教学会 (60・9・13～15) 二名



- 日本民俗学会 (60・10・5～6) 三名  
 日本社会学会 (60・11・3～4) 二名  
 日本史研究会 (60・11・16～17) 三名  
 日本民具学会 (60・11・24～25) 一名  
 岡山民俗学会 (61・2・15～16) 三名  
 (2) 教内会合

金光教平和祈願広島集会 (60・7・28) 一名  
 布教史研究連絡協議会 (60・8・23～24) 二名

## (3) その他

- 岡山民俗学会主催の講演会 (60・5・26) 四名  
 現代における宗教の役割研究会 (60・7・18～19) 一名  
 リコー、レポートフェア (60・7・19) 二名  
 東芝新製品展示会 (60・7・23) 二名  
 NCC夏期研修ゼミナール (60・9・2～4) 二名

## 研 究 生

本年度は、左記の三名が五月一日から六か月間研究生を委嘱され、実習を行った。

鈴木義雄 (熱田教会)、原田道守 (厚南教会)、真田幹夫 (上分教会)  
 実習の概要

## (1) レポート

## (イ) 文献解題

研究生の問題関心に応じて文献を選択し、文献解題レポートを三回提出した。

## (ロ) 実習報告

実習期間を総括して左記のような内容の実習報告レポートを十月に提出した。

## ○ 鈴木義雄

三回の文献解題レポートとその検討内容を踏まえて、六か月の研究生期間が自分にとって何であったのかを問題関心、信心、立ちどころという三つの側面から問い直した。

## ○ 原田道守

戦時時局下の本教をどう問うことができるのか、との問題意識に立って、研究対象に問い入る自己と対象との学問的関係の在り方を求めつつ、研究視点を模索した。

## ○ 真田幹夫

「信心の継承とは」との問いのもとに、自己がこれまで両親から受け継いできた信仰等への吟味・検討をもって、今後の研究の方向性の明確化に努めた。

## (2) 講座実習

教学研究の基礎的素養を培うために、第1講座「教学論総論」「教学論各論」「文献講読」の各講座に参加した。

## (3) 資料実習

資料の意味を把握し、本所における資料の収集・整理・保管の技術及び取り扱い方法について理解を深めるべく、作業実

習を行った。

(4)その他

所内各種会合の傍聴、及び図書整理、儀式事務御用奉仕に従事した。

### 評 議 員

本年度は、評議員会を二回、以下の如く開催した。

(1)第四十回（60・9・14）

議題 (イ)昭和六十一年度の方針並びに計画案及び経費予定について

(ロ)その他

(2)第四十一回（61・3・12）

(イ)昭和六十年年度研究報告について

(ロ)その他

○

第四十回の審議の主な点は、(1)昭和五十七年度以来進めてきた講座体制が定着した現状に鑑み、改めてここから講座体制と部体制の有機的関連を求めるについて (イ)研究者相互の研究的交流を深めるため、研究分野をベースとした研究室を構成する (ロ)部制の利点をも生かした指導関係の充実と研究者の育成を図る (ハ)部長の研究面での職責を明らかにし、その位置を確認するといふ三つの具体化について (2)資料の管理、運用の方向と資料室業務の

現状について (3)教典コメンタリーの編纂作業状況について (4)教学研究会等本所主催の諸会合の持ち方について (5)研究員の所への具体的関与の方法について、等であった。これらの諸点に併せ、経費についても質疑が交され、昭和六十一年度の方針並びに計画案及び経費予定案について了承を得た。

なお、出席者は、高阪松太郎、森定斎、田淵徳行、内田守昌（欠席 畑齋、岡開造）の各評議員と、所長以下六名の職員であった。

○

第四十一回では、昭和六十一年度の研究報告並びに業務報告の概要について報告ののち、以下の諸点について審議を行った。(1)本教の死生観・靈魂観を教義的に究明していく方法に関わる問題 (2)テキスト研究における新たな方法の提示と教学との接点を求める問題 (3)日柄方位及び伝統的な汚穢觀念に対する教祖の姿勢が全否定であったのか部分否定であったのかという問題 (4)若手研究者の研究の芽を成果に結び付けていく作用について (5)教義の展開と布教の展開を絡ませる研究領域の開拓をめぐって。その他、民間陰陽道・金神信仰に関する調査の現状・今後の調査のあり方についても審議がなされた。

なお、出席者は、高阪松太郎、森定斎、田淵徳行、内田守昌、岡開造の全評議員と、所長以下六名の職員であった。

嘱託・研究員

嘱託・研究員は、各研究講座及び第八回教学に関する懇談会、民間陰陽道・金神信仰に関する調査への出席・参加等を通じて、本所の業務に参画した。

なお、嘱託リチャード・グレンジ及び大矢嘉は、金光教教典金光大神御理解集の英訳に従事した。また、嘱託カルロス・ホベルト・コードニャットは、金光教教典金光大神御覚書のポルトガル語訳に従事した。

人事異動

職員

- 任 所長 福嶋 義次 (60・9・30)―再任―
- 〃 助手 牟田 光子 (60・4・1)
- 〃 同 鈴木 義雄 (60・11・1)
- 〃 同 原田 道守 (60・11・1)
- 〃 同 真田 幹夫 (60・11・1)
- 〃 主事 藤田三和子 (60・11・1)
- 〃 書記 高橋美智雄 (61・2・1)
- 〃 免 助手 佐藤(幸)光子 (61・3・31)
- 〃 主事 井本 真希 (61・1・31)

研究生

特別研究生

- 委 カルロス・R・コードニャット (60・4・16)
- 解 〃 (60・10・31)
- 嘱託

- 委 カルロス・R・コードニャット (60・11・1)
- 〃 前田 祝一 (60・12・1)
- 解 リチャード・A・グレンジ (60・10・31)
- 〃 大矢 嘉 (60・10・31)

研究員

- 委 田中 元雄 (60・12・1)
- 〃 松村 真治 (60・12・1)
- 解 高阪松太郎 (60・11・30)―委嘱期間満了―
- 〃 藤原 務正 (60・11・30)―委嘱期間満了―
- 評議員
- 任 高阪松太郎 (60・12・1)―再任―
- 免 畑 斎 (60・11・30)―任期満了―

本所関係者(61・3・31現在)

職員二五名(所長1部長2幹事1所員7助手9事務長1主事3書記1)

嘱託一三名 研究員五名 評議員五名

学院生の研修・その他

本年度は、学院後期・研修実習課程のうち、布教者研究コースについて、学院からの要請により、そのレポート検討会へ、助手岡成敏正・小関照雄・竹部弘・佐藤光子・鈴木義雄・原田道守・真田幹夫が出席した。

金光教研修生制度については、本部教庁の要請にに応じて、本年度は以下のように本所職員が講師及び幹事の任にあたった。

(1) 講師

福岡義次 総論「教学研究」(60・5・10、9・21、9・27)

(2) 幹事

岩本徳雄

海外研修生、岡崎・ゲイ・美恵(ワレスノ教会在籍教徒)は、六月三日から八月二十日まで、本所において研修を行った。

なお、同研修生、岡崎・ヘンリー・敏夫(ワレスノ教会在籍教徒)は、六十一年一月十六日から、また、吉田・ジェーン・めぐみ(トロント教会在籍教徒)は、三月一日から、それぞれ本所において研修を進

めている。

本年度中に本所を訪れた学界関係者は、以下のとおりである。

- ジャン・ピエール・ベルトン(白仏会館研究員・パリ大学 60・5・14)
- 孝本貢(明治大学教授) 60・8・2
- 望月幸義(麗沢大学教授) 60・8・3
- 小沢浩(富山医科薬科大学助教授) 60・11・16
- プライアン・ポッキング(スターリング大学助教授・スコットランド) 61・1・27

金光教学第二十五号正誤表

225	65	34	9	目次	頁
	下	上			段
△	△	△			行
4	9	7	2		
	(17)・ 八二例	教祖自らが 在ます	昭昭・ 59	誤	
	(1)・ 八一例	教祖自らが 在す	昭和・ 59	正	

---

昭和61年 9月20日印刷

昭和61年 9月26日発行

金光教学第26号

編集・金光教教学研究所

印刷・凸版印刷株式会社

発行・金光教教学研究所

岡山県浅口市金光町

---

落丁・乱丁本はお取替致しますので、金光教教学研究所  
までお送り下さい。



## 発刊に当たって

このたび、当研究所紀要“金光教学”を刊行して、毎年一回、当所における研究の内容及び行事の概要を発表、報告することとなった。その趣意とするところは、すなわち、これによって広く教内外の批判と指教を仰ぎ、一つにはまた、当所年間のごきを整理して、みずからの反省検討に資せんとするにある。

去る昭和二十九年四月、本教の制度、機構の全面的改革により、総合的な教学研究機関設置のことが決定せられ、その十一月、従前の教祖伝記奉修所、金光教学院研究部など、教学関係諸機関の使命と業績をも継承、撰取して、当研究所が新設せられた。紀要刊行のことは、当時すでに考慮されていたのであるが、開設早々のこととて、いま少しく陣容もとのい、内容も充実するをまっとう実施するを可として、こんにちに至った。現在においても、当所の仕事は、研究の基礎確立、資料の収集、研究者の養成等、総じてなお準備的段階にあるのであって、いまだ本格的研究の段階に達しているとはいいい難いが、こんにちはこんにちとして現況を報告することも、決して意義なしとしない。否、むしろこの段階においてこそ、一入肝要であると考えられる。それは当所が、つねに全教との緊密なつながりを持ち、絶えず当所のごきに対する批判を受けつつ、生きた本教信心の真髄を組織的体系的に把握しゆくことを、念願するが故である。

由来、一般に宗教にあつては、教学研究と信仰的实践とが、とかく対立の立場において思議せられ、相反目して互いに他を否定せんとする傾向さえ見られがちであるが、本教においても、近時ややその感なしとしないのではあるまいか。もし然りとすれば、それは、教学的研究に、目前の現実的効用を求むることあまりに急なるが故であろうか、或は、教学的研究が、現実の信仰体験から浮き上つて、いたずらに抽象的論議に走っているからであろうか、それとも、信仰的实践が、現代の切実困難な問題に取組む勇気を失つて、単なる気分的神秘の世界に逃避せんとする傾向にあるがためであろうか、或はまた、ただ一般に諸宗教の教学的研究が陥り易い弊を見て、直ちに本教教学もまたしかりときめつけているがためであろうか。この点、研究の面からも実践の面からも、深く反省しなければならないところである。

教学は、本来信心の自己吟味であり、信仰生活の拡充展開を本務とする。この故に、その基盤は、あくまで本教の信心に置かれねばならない。もし、教学研究が現実の信仰体験から遊離し、教祖のそれを逸脱するならば、たとえ如何に精緻な教学体系を樹立し得たとしても、それはもはや本教教学たるの意義を失えるものである。他面また、なんらの教学的反省、整理をともなわない信仰は、如何ほど熱烈であろうとも単に偏狭な独善的信念であるにとどまり、その信心生活の進展は望み得べくもない。教祖の信心は、決してきょうなものではなかつた。御伝記「金光大神」を味読するとき、われわれはそこに、烈烈たる信仰の力を感銘せしめられるとともにつねにそれが反省吟味せられつつ、不断に展開しているすがたを見出すのである。

われわれは、かかる教学を追求し、もって道理に合うた信心の展開に資するところあらんことを願いとす。この紀要が、今後号を重ねて、必ずやこの念願実現の上に役立つであろうことを、期待するものである。

幸いに、広く全教の支持、協力を賜らんことを切望してやまない。

なお、この紀要に“金光教学”の名を冠するゆえんは、かつて、金光教学院研究部の編集にかかる教学雑誌「金光教学」が、年二回宛発行せられて十五集に及び、本教教学の振興に貢献するところ、多大であったことを思うてのことでもあることを、付記しておく。(昭和33年3月1日・金光教教学研究所長 大淵 千 仞)

# JOURNAL OF THE KONKOKYO RESEARCH INSTITUTE

Edited and published by  
Konkokyo Research Institute  
Konko, Okayama, Japan  
1986  
No. 26

---

## CONTENTS

CHUJI SAKAMOTO	
Konkokyo' s Reaction to the Movement of Social Reformations Influenced by the Imperial Rescript of 1908 .....	1
TOKUO IWAMOTO	
Konko Daijin's Teachings against the Impurity-pol- lution Theories of Folk Religions—An Approach to their Theological Meanings .....	35
MITSUAKI MATSUZAWA	
An Analysis of the Divine Call on March 15th, 1867.....	60
MITSUAKI TSUTSUMI	
A Chronologic Manual for the Collected Materials of this Institute .....	94
Collected Materials:	
Facts of Konko Daijin' s Life and Events(3) .....	117
Categorical Subject Listing of the History of Konkokyo(9) .....	154
A Brief Outline of Research Papers Submitted by the Staff of Konkokyo Research Institute for the Year 1985.....	183
The Summary of the Records of the Meeting for the Critique of Papers Contributed to the Previous Edition .....	194
A List of Activities of Konkokyo Research Institute in the Year 1985 .....	197